

平成19年第4回長瀬町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
9月11日（火）	
○開 会	5
○開 議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○諸般の報告	5
○町長あいさつ	6
○議事日程の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○町政に対する一般質問	8
1 番 関 口 雅 敬 君	8
7 番 大 澤 タキ江 君	19
10 番 渡 辺 強 君	26
8 番 梅 村 務 君	35
2 番 村 田 正 弘 君	48
○町長提出議案の報告及び一括上程	55
○議案第33号の説明、質疑、討論、採決	55
・議案第33号 長瀬町職員定数条例の一部を改正する条例	
○議案第34号の説明、質疑、討論、採決	64
・議案第34号 長瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例	
○議案第35号の説明、質疑、討論、採決	65
・議案第35号 長瀬町小口融資幹旋に関する条例を廃止する条例	
○議案第36号～議案第39号の説明	67
・議案第36号 平成18年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定について	
・議案第37号 平成18年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	
・議案第38号 平成18年度長瀬町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	
・議案第39号 平成18年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	
○延会について	74
○次会日程の報告	74
○延 会	75



9月12日（水）

○開　　議	7 9
○議案等の説明のため出席した者の紹介	7 9
○議事日程の報告	7 9
○議案第36号～議案第39号の説明、質疑、討論、採決	7 9
・議案第36号 平成18年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定について	
・議案第37号 平成18年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	
・議案第38号 平成18年度長瀬町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	
・議案第39号 平成18年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	
○議案第40号の説明、質疑、討論、採決	1 2 8
・議案第40号 平成19年度長瀬町一般会計補正予算（第2号）	
○議案第41号の説明、質疑、討論、採決	1 4 3
・議案第41号 平成19年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	
○議案第42号の説明、質疑、討論、採決	1 4 5
・議案第42号 平成19年度長瀬町老人保健特別会計補正予算（第1号）	
○議案第43号の説明、質疑、討論、採決	1 4 6
・議案第43号 平成19年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）	
○議案第44号の説明、質疑、討論、採決	1 4 8
・議案第44号 長瀬町道路線変更について	
○会議時間の延長	1 4 8
○請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 9
・請願第2号 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正に関する請願	
○経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件	1 5 0
○日程の追加	1 5 1
○発議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 1
・発議案第6号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書	
○閉会について	1 5 2
○町長あいさつ	1 5 2
○閉　　会	1 5 3

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第67号

平成19年第4回長瀬町議会定例会を次のとおり招集する。

平成19年9月6日

長瀬町長 大 澤 芳 夫

1 期 日 平成19年9月11日（火）

2 場 所 長瀬町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（１０名）

１番	関	口	雅	敬	君	２番	村	田	正	弘	君
３番	大	島	瑠	美	子	君	４番	齊	藤	實	君
５番	野	原	武	夫	君	６番	新	井	利	朗	君
７番	大	澤	夕	キ	江	君	８番	梅	村	務	君
９番	染	野	光	谷	君	１０番	渡	辺		強	君

不応招議員（なし）

平成19年第4回長瀬町議会定例会 第1日

平成19年9月11日（火曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、諸般の報告

1、町長あいさつ

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、町政に対する一般質問

1 番 関 口 雅 敬 君

7 番 大 澤 タキ江 君

10 番 渡 辺 強 君

8 番 梅 村 務 君

2 番 村 田 正 弘 君

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第33号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第34号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第35号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第36号～議案第39号の説明

1、延会について

1、次会日程の報告

1、延 会

午前9時開会

出席議員（10名）

1 番	関	口	雅	敬	君	2 番	村	田	正	弘	君
3 番	大	島	瑠	美	子	4 番	齊	藤		實	君
5 番	野	原	武	夫	君	6 番	新	井	利	朗	君
7 番	大	澤	夕	キ	江	8 番	梅	村		務	君
9 番	染	野	光	谷	君	10 番	渡	辺		強	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	大	澤	芳	夫	君	教 育 長	村	田	六	郎	君
参 事	新	井	敏	彦	君	参 事	近	藤	博	美	君
参 事	平		健	司	君	総務課長	齊	藤	敏	行	君
税務課長	野	原	寿	彦	君	町民福祉課長	浅	見	初	子	君
地域整備 観光課長	染	野	真	弘	君	会計 管理 計者	大	澤	彰	一	君
教育次長	大	澤	珠	子	君	代表 監査委員	中	畝	攻	佳	君

事務局職員出席者

事務局長	若	林		実	書 記	石	川	正	木
------	---	---	--	---	-----	---	---	---	---

◎開会の宣告

(午前 9 時)

○議長（大島瑠美子君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成19年第4回長瀬町議会定例会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成19年第4回長瀬町議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（大島瑠美子君） これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（大島瑠美子君） 本定例会において、本日の会議に地方自治法第121条の規定により、提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎諸般の報告

○議長（大島瑠美子君） ここで諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成19年5月から7月に係る現金出納検査及び平成18年度工事監査の結果報告を受けております。その写しを皆様のお手元にご配付してありますので、ご了承願います。

6月18日に、秩父宮記念市民会館で「ちちぶ農業協同組合第11回通常総代会」が開催され、出席いたしました。

7月11日に、長瀬町役場で「秩父地域議長会第1回定例会」が開催され、副議長齊藤實君ともども出席いたしました。

7月13日に、秩父宮記念市民会館で「平成19年度秩父地区暴力排除推進協議会常任理事会及び定期総会」が開催され、出席いたしました。

8月14日に、皆野町役場前のおまつり広場で「第39回秩父音頭まつり」が開催され、出席いたしました。

8月19日に、横瀬町町民会館で「第22回ヨコゼ音楽祭」が開催され、出席いたしました。

8月23日に、秩父宮記念市民会館で「国道140号秩父中央バイパス建設促進期成同盟会」並びに「定峰峠トンネル開削促進期成同盟会」の平成19年度定期総会が開催され、出席いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。



◎町長あいさつ

○議長（大島瑠美子君） 本定例会の開会に当たりまして、町長からあいさつのため発言を求められておりますので、ここであいさつを許します。

町長。

○町長（大澤芳夫君） おはようございます。

本日ここに、平成19年第4回定例町議会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、何かと多忙の中をご健勝にてご参会を賜り、当面する町政の諸問題についてのご審議をいただきますことは、町政進展のため、まことに感謝にたえないところでございます。

定例会開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ことしの夏は梅雨明けが遅く、夏の到来が例年より若干おくれたようでございますが、8月に入りますと猛暑日が続く、熱中症により体調を崩された方が多かったようであります。さらに、先週は台風9号が関東地区を直撃し、各地に大きな被害をもたらしました。当町では確認できた範囲では、自主避難3世帯、床下浸水住宅12軒、そのほか道路の冠水や土砂流出、倒木などによる被害が発生をいたしました。

また、7月16日には新潟県中越沖地震が発生し、とうとい命や甚大な被害が発生しました。改めて日ごろから安心、安全のまちづくりを進めることがいかに大切かということを実感しているところであります。

さて、去る7月の参議院議員選挙の結果につきましては、皆さんご案内のとおりであります。内閣改造も行われ、臨時国会も10日昨日開催され、テロ対策特別措置法の改正案が最大の争点になると思われま。また、我々にとっては最も身近な年金問題、政治家と金の問題も連日テレビ等をにぎわしているところでもあります。いずれにしても、国民が安心して暮らせる社会づくりのため、国民の目線に立った政策論争が繰り広げられることを願うばかりであります。

さて、ここで6月定例会以降における各課の所管事務から主だった事項についてご報告を申し上げます。

初めに、町民福祉関係について申し上げます。7月2日に、秩父地区保護司会、長瀬町更生保護女性会のご協力により、「第57回社会を明るくする運動」の町内巡回啓発活動を実施いたしました。当日は、小中学校や幼稚園、保育園を訪問して、啓発用品を配布し、明るい地域づくりを呼びかけたところでございます。

次に、地域整備観光課関係について申し上げます。当町の最大のイベントであります「長瀬船玉まつり」が8月15日に「長瀬船玉まつり実行委員会」の主催により開催をされました。当日は好天に恵まれ、大変猛暑の中ではございましたが、約6万人にも及ぶ大勢のお客様をお迎えし、無事に祭りが終了することができました。翌16日のボランティア清掃も、東洋パーツ株式会社社員の皆様やシルバー人材センターの皆様を初め、地元の関係者の皆さん、六区会の皆さん、大勢のボランティアの方々にご参加をいただきました。「船玉まつり」開催にご協力をいただいた方々、またボランティア清掃に参加をいただきました皆様に心よりお礼を申し上げます。

最後に、教育委員会関係について申し上げます。

初めに、学校教育関係についてですが、秩北建設組合・長瀬支部の皆さん約20名による小中学校校舎等の修繕奉仕作業ですが、本年も8月17日に、3校合わせて約50カ所にも及ぶ修繕を実施していただきました。

次に、社会教育関係ですが、例年実施しております「人権教育並びに青少年教育推進・夏休み映画会」を育成会の協力を得て、町内7カ所で行い、約240人の参加をいただきました。

以上、今定例会までの主な事項についての報告を終わります。

さて、本定例会でご審議いただきます案件は、条例の改正、廃止案3件、平成18年度決算認定4件、平成19年度補正予算案4件など、合わせて12件であります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。また、これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明申し上げます。いずれも町政進展のため大変重要な案件でございますので、慎重にご審議をいただきまして、ご議決賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましてのごあいさつといたします。

ありがとうございました。



◎議事日程の報告

○議長（大島瑠美子君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承願います。



◎会議録署名議員の指名

○議長（大島瑠美子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、議長からご指名申し上げます。

8番 梅 村 務 君

9番 染 野 光 谷 君

10番 渡 辺 強 君

以上の3名をご指名いたします。



◎会期の決定

○議長（大島瑠美子君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から13日までの3日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から13日までの3日間とすることに決定いたしました。



◎町政に対する一般質問

○議長（大島瑠美子君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

お手元にご配付してあります一般質問通告一覧表の順序に従って発言を許可いたします。

なお、質問並びに答弁に当たりましては、要領よく、できるだけ簡単明瞭にご発言いただきまして、議事の進行にご協力いただきますようお願い申し上げます。

それでは最初に、1番、関口雅敬君の質問を許します。

1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） それでは、質問をさせていただきます。

組織改正の効果について、町長にお伺いいたします。今年度縦割り行政を排除するため、兼務職でない参事の配置と課の統廃合が行われました。これらの組織改正が行われてから約半年が経過し、よい点と悪い点が出てきたと思いますが、それはどういったものなのか、お伺いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 関口議員のご質問にお答えを申し上げます。

今回の組織改正による課の統廃合につきましては、縦割り行政の弊害をなくし、簡素で効率的な組織とするため、また町の財政や人口規模を考慮いたしまして、将来的に職員の数を削減したいという思いから実施したものであります。ご質問の組織改正による効果についてでございますが、組織改正されてから5カ月が経過したところでありまして、具体的な効果を申し上げるのは難しい面もございますが、まずメリットについて幾つか申し上げてみたいと思います。

1つ目、組織のスリム化による縦割り行政の排除が一層図られてきているというふうに思います。例えば、町民の方が家を建てる際に、役場の窓口においていただいた場合、今までは自然公園の関係は観光課、農地転用の関係は産業課、建築確認や道路の関係は建設課といったように、3つの課に行っていたかなければならない場合でもございましたが、現在は1つの課で対応するということができますようになりましたので、逆に課の数が少なくなったためにわかりやすくなったのではないかというふうに自負をしております。

2つ目、船玉まつりや選挙事務のような一時的な事務の繁忙などの際に、職員の事務分担を流動的に対応できていると思います。

3つ目、長期休暇や出張などにより担当者が不在の場合でも、複数の職員が対応できるようにしております。今までより各種問い合わせなどに対応することがより可能になったというふうに思います。なお、1つの課が大きくなって、町民の方からは、担当者がだれかわかりにくくなっている面もあると思いますが、町民の方には各課各担当の細かな事務分掌まで把握していただくかなくても、関係する課においていただければ各担当者やわかる者が対応いたしておりますので、その辺につきましてはご理解いただけるものと存じます。さらに、庁舎玄関などには各課の主な業務内容を表示させていただいております。しかしながら、役場においていただいた方がまごついたりしないように、職員の住民に対する対応の仕方につきましては、今以上に親切丁寧な対応は重要なことと考えております。なお、電話での問い合わせの際には、電話を受けた職員が内容を確認いたしまして、直接担当部署に回す対応に心がけておるところであります。

また、この4月の組織改正や人事異動により今までの参事職の兼務を解きましたことは、副町長を置かないかわりに参事を置くということではありませんで、去る3月議会でお認めいただきました課の統廃合

を行った結果に伴うものであります。統廃合の実施の時期などにつきましては、退職者などが生じた時期に実施すれば余り問題は生じないと思いますが、いつ実施するかということにつきましてもさまざまな観点から検討をしたところでございます。退職者が生じてからということになりますと、先にいってしまうおそれも考えられるわけでありまして、今回は先に組織の統廃合を実施し、それに見合った形に人員をしていくという考え方をとらせていただきました。その結果、一時的に課長が8人いた者が4人になってしまいますので、今までのように参事に課長を兼務させますと、課長が1人になってしまうということなどにより問題が生じてまいりますので、参事の兼務を解いたということが大きなポイントの一つではあります。現在3人の参事は総務部門、住宅部門、事業部門の分野をそれぞれ担当しておりまして、担当課の指導、各課の連絡、調整、特命事項の推進などを行ってっております。また、各参事には私がどうしても都合がつかない会議などに出られない場合には、町幹部職員として町内外の対外的な会議にも出席をしていただき、町の代表者として話を聞き、発言もしてもらっておりまして、現在の参事職の仕事は非常に重いものだというふうに認識をしております。ただ、これにつきましても今後退職者などが生じることにより、一、二年の間に簡素な組織になるまでの過渡期でもあるというふうに考えております。なお、申し添えますが、人事につきましては、長である私の権限で行っておりますということをご了解をいただきたいと思っております。

○議長（大島瑠美子君） 1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 1番。

今ご答弁いただきました。その中で、大体前の議事録を読めば、今町長が答弁したことが一字一句変わってないで答弁をしていただきました。そういう中で、課の統合で中を風通しよくするのだということは私もわかるのですけれども、1つ先に町長にこれ忘れないうち私今町長の答弁で気になりましたが、参事は助役やそういうものと違うのだと言っていますけれども、前の議事録では町長は助役のかわり、町長のかわりということをごをここで言うております、参事は。

では、そこで私質問なのですけれども、参事制度を導入した目的は、助役を置かずにその分人件費を削減することだと私は認識していました。そこで、専任の参事3名が誕生したのですけれども、副町長と参事のどう違うのか、それと3名分の人件費が増加しただけだという見方もできるのです。それと、課の統合で課長や職員の負担が非常に大変になっていると私も実際に話をしたり、見ていて思うのですが、その点いかがでしょうか。参事の仕事は、だから具体的にどういうことなのか、具体的にお答えをいただきたいと思っております。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 以前から申し上げますように、参事というのは町の職員でありまして、特別職とは違います。そこが大きな違いでございまして、職員の中から、それも幹部の中から参事職を任命したわけでありまして、給与について3人というのは大きいのではないかと今ご質問があったように思いますが、参事というのは課長職でありますから、その課長職、この前も多分申し上げていると思いますけれども、参事の手当というのは月額1人3,000円なのです。そうしますと、3人参事をやっていただいておりますけれども9,000円なのです。今までの課長の給与プラス3,000円ですから、1年間で10万8,000円という手当をつけるだけということでございまして、一番違うのは、先ほどから申し上げましたような特別職でないということでございまして、そのために費用がかさむということは、助役を、例えば副町長を1人置かせていただくということになりますと、金額にして今七、八百万かかるのではないかと思います、それが10万

8,000円で済むということは、お金の面からだけ考えれば非常に合理的で効率的だというふうに私は自負をしております。

やっぱり長の特命も兼ねて動いていただくわけでございますから、先ほど申し上げましたように、対外的なことにつきましても長のかわりをやっていただくということにつきましては、それは助役にかわるべき仕事ということになります。具体的に先ほど申し上げましたとおりのことでございまして、特別職ではございません。そういう状況から考えますと、私は特別大きな負担増になっているというふうに考えておりませんで、かえって合理化、効率化ができた。その前段として助役を今度、2年前にながとろ苑に施設長として行っていただいたということは、これもお話し申し上げれば長い話でございますが、いろんな諸般の事情がございまして出ていただいたということになります。そのおかげでながとろ苑も非常に内部的にはスムーズな運営ができていているという話を聞き、安堵しているところでございまして、助役のかわりに意図的にやったということではありませんので、その辺はぜひご理解をいただき、この制度、私は、この前申し上げましたように、創造センターの副所長からのいろんなご指導をいただきました中で、ある意味で画期的な組織改正になるのではないかという激励のお言葉をいただいたところでございます。それを私も基本的な考え方としては間違っていなかったというふうに自信を深め、参事の3人にもしっかりやっていただいて、非常に私の仕事がある意味では楽になりつつあるというふうに考えているところです。

それで一番いいことは、担当の部署の上に参事が立っておりますから、例えば毎週月曜日定例参事会を教育長も含めてやっております。その中で決めたことは、帰って1時間以内に大体各課、遅くても午前中には各課にいろんなことにつきまして参事会議で出たことについては伝達をしていただいております。そういう情報の伝達が非常に速くなった。助役の場合は助役と町長だけということになりますから、例えば助役が用事があったとかいろんなことを考える分、私と意見が調整の時間とかというのがありますと1日か2日遅くなるのです。それがなくなったということは、非常に効率的で合理的だというふうに考えて、この制度を導入してよかったというふうに思っておりますが、ただ先ほど申し上げましたように、団塊の世代の定年というのも間近に控えておりまして、その辺はこれからどうしていくかということは、今の組織をこのまましばらく継続をしながら考えていかなければいけない、私にとっては大きなテーマだというふうに思っているところであります。

○議長（大島瑠美子君） 1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 今ご答弁をいただいて、特別職を置かずとも同様のポストを設置してやるのは私はいかなものかと思えますけれども、この点お答えをお願いいたします。

それから、先ほど申したように、創造センターの副所長の壇原さんがこの参事3人制度を非常に褒めたえたということで、私先日創造センターの壇原さんに直接お会いをし、お話を聞かせていただきました。たしか壇原さんも参事制度というものはいいのだと、感心していました。ですが、人数3人置いているということについては私は大澤町長には話していないので、そういうことで、参事というやり方をとったことに対してはいいアイデアですねとたしか言いましたということでした。

そこで、先ほど町長の参事は3,000円ずつついていてだけで、一月9,000円だということですが、だから前のように課長兼参事であれば3,000円つけるだけでいいのです。課長から外れて参事になっているのだから、まさか給料3,000円でやっているわけではないでしょう。そうすると、非常に下に、課長職にすごく負担がかかっているのです、見ていて本当にかわいそうなぐらい。ですから、私これスタートして、先ほど町長、私のやり方でこういう人選してやっているのだということなので、私もこの推移を見守

りたいと思います。

そこで、私の提案なのですけれども、例えばマニフェストではないのですけれども、課を統合していい点、悪い点、いい点だけ追っかけていっていいと思うのです。やりやすくなったとか、日々の決裁が簡単にできるようになったとか、いろいろ参事の仕事もあったり、課でもいろんなやり方があると思うのだけれども、それを参事3人制度でやっていくのは、例えば何年ぐらいで、ここですべていく人の人数私もここへ調べてありますけれども、平成20年3月31日付では3名いるわけですね。すると、今町長が言うように、人員はだんだん減っていくと。だったら、もうマニフェストでこの辺あたりまで参事この3人でやって、課を統合して本当にみんないろんな仕事をできるようにするのだという何かそういう目標でもあるかどうかお聞かせいただいて、この質問終わりたいと思います。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

先ほどから申し上げましたように、過渡期的な経過というのを過ごしていかなければいけない。そのために参事が全体、今まで統合した課の中を検証しながら、課長の相談も受けたりしてやるということになっておりまして、その辺ではかなり、課長の負担が重いということをご発言がございましたが、私は当然やるべきことを課長がやっていただいているというふうに思いまして、それを乗り越えていくのが課長の責務だと思います。しかし、今参事3人おりますが、今月の10月いっぱいでは2人になります。そのことについてはまた12月の議会で申し上げますが、そういう状況で、いろんな状況の中で諸般の変化に柔軟に対応するような組織をつくったというふうに考えておりまして、参事が3,000円で生活できるかという今お話ありましたが、基本的には今までの給与プラス3,000円の参事手当というふうになっておりますので、3,000円で生活はとてもできないと思いますが、例えば30万円の給料だとすると、30万3,000円という計算になります。

ですから、対外的な問題も含めて、私たちとすると、職員の活性化、それから外部に出て大勢の人と会って、そしていろんな意見をお聞きしたり、自分で発言をする機会を得て、そういう中で発言をするということは1つの大きな幹部職員としての訓練にもなるというふうに考えておりまして、その辺は私はこのシステムを導入したことは間違っていない、職員の活性化にもなる、そして参事になった人間は全体を統括する責任を持っておりますから、対外的なこと以外、内部の中の調整ということも大切なことだ。そして、今までの各小さな区割りにしますと、仕事というのは取りっこをするのではなくて、押しっこをしていました。ですから、その辺を排除するにはやはり統合が一番合理的で効率的な仕事の配分になるだろう。それを全体を見るのが参事の大きな仕事ということを私は基本的に考えてこの制度を導入いたしました。

○議長（大島瑠美子君） 1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） それでは、次の質問にしたいと思います。

2番、学校施設の耐震化について、教育長にお伺いいたします。学校施設の耐震化の進捗状況はどの程度で、今後どのように進めていくのか、お伺いをいたします。

○議長（大島瑠美子君） 教育長。

○教育長（村田六郎君） 関口議員さんのご質問にお答え申し上げます。

学校施設の耐震化の進捗状況と、今後どのように進めていくのかという質問でございますが、初めに学校施設の耐震化の進捗状況についてご説明いたします。学校施設は児童生徒が一日の大半を過ごす学習、

生活の場であるとともに、災害発生時には地域住民の緊急避難場所となるなど、重要な役割を担っております。昨年国の基準であるいわゆる耐震改修促進法が改正され、学校を初めとする多数の者が利用する建物の耐震化率は、平成27年度までに少なくとも9割にすることを目標とした改正が行われました。この法律に基づきまして、埼玉県建設物耐震改修促進計画が本年3月に策定され、公立学校施設については平成27年度までに耐震化率を100%にするという目標が定められました。この目標に向け県内すべての市町村では、市町村耐震改修促進計画を平成21年度までに策定するよう努めることとされました。この計画に先立ちまして、長瀬町教育委員会では、既存の学校施設の耐震化計画を本年8月に策定したところでございます。施設の現状といたしましては、ご案内のように、小学校2校で5棟、中学校1校で3棟の合計8棟の建物がございます。そのうち中学校体育館1棟につきましては、昨年度実施した耐震診断の結果、耐震性能があると診断されましたので、残り7棟の建物について耐震化計画を作成しています。

町教育委員会が作成した耐震化計画の基本的な考え方といたしましては、1、経費のかかる改築事業、これは壊して新たに建築する、これではなく、耐震補強を行う。それから、2点目が、耐震診断の結果、I s 値の低い施設から補強を行う。それから、3としては、平成21年度より毎年1棟の耐震化を図っていく。なお、第一小学校では校舎が2棟分となりますので、2カ年の計画になるかと思います。4番目といたしまして、平成27年度までには耐震化率を100%とする。5番目に、平成20年度に耐震診断2次調査をすべて完了させる。なお、2次診断につきましては、平成18年度までに中学校の校舎と体育館、合計2棟実施済みでございますし、平成19年度今年度は第一小学校の校舎2棟分と第二小学校の1棟、合計3棟を現在実施しているところでございます。平成20年度には第一小学校の体育館、第二小学校の体育館、中学校の技術棟、各1棟ですから合計3棟になりますが、これを20年度に予定しております。なお、耐震診断の2次の結果によりましては耐震化の棟数に変更がある場合が考えられます。以上を基本的な考え方といたしまして、今後この計画に基づきまして耐震化率100%を目指していく考えでございます。また、中学校体育館につきましては、耐震補強工事の必要はありませんでしたが、施設の老朽化による雨漏りや外壁の傷みがひどく、ご案内のように今年度中に改修工事を予定しているところで、現在設計業務を委託しているところでございます。

以上、学校施設における耐震化の状況と今後の計画について、現段階でご説明できる範囲で回答させていただきます。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（大島瑠美子君） 1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 今ご答弁いただいて、私は、先日新聞で震度6強の地震で倒壊するおそれのある校舎が全国で1万1,659棟に上るという報道がされました。我が町でも耐震診断を実施して、その結果を踏まえて校舎ごとに対策を今講じるということでございましたので、私は、学校施設は、先ほど教育長が言ったように、児童生徒が一日の大半を過ごす学習、生活の場であると同時に、災害時には地域住民がそこに避難する大事な場所だと、特に重要な役割を担う場所なのだと思うのです。

そこで、提案なのですけれども、耐震でいろいろ直していく中で、私、学校を何回か訪問したり、いろいろ父兄やらお話を聞いたところ、学校の雨漏りだとか、そういう点はもう教育長以下教育委員会も把握はしているのだと思うのです。そこで、私の提案なのですけれども、せっかく耐震で大きなお金動かすわけなのですけれども、大規模改造も一緒にして、施設が古いから云々ではなくて、地震対策と同時に、今までメンテナンスできなかった分も、ここで大規模改造をこれからこういう計画が策定されているのです

から、ぜひ一緒にやっていったらどうかと私ふだんから思っているのですが、この際質問させていただきましたが、いかがですか。

○議長（大島瑠美子君） 教育長。

○教育長（村田六郎君） 関口議員さんのご質問にお答えいたします。

関口議員さんのおっしゃるとおりだと私も同感でございます。ただ、やっぱり財政的な問題もありますので、その辺をクリアしていきながら、耐震だけやって後でまたほかの工事やるということが無駄になりますので、総合的にできるように努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 1 番、関口雅敬君。

○1 番（関口雅敬君） さすが教育長です。本当に町民はみんなそう思っているのです。無駄金を使わないで、何とかやる時には一遍にやる。例えば、住宅を直すときにせっかく足場やったら、1カ所だけ直して足場を撤去して、また次に何かやるとき足場を組んだりすれば相当負担がいくのです。それで、やっぱり私が心配しているのは、今教育長が言ったように、町の財政がとれるかどうかということだと思のです。それも先日新聞発表で、耐震診断して耐震のいろいろ活動をしていくとどこにぶつかるかといったら、自治体にお金がないから国からのお金が借りられない、それで工事ができないのだというのが全国で結構あるようです。我が長瀬町も先日8日の日に財政の実質公債比率が20.3%ということで、埼玉県第2位に、前回は2位だというきのうのお話では、去年も2位だからことしも2位で、入れかわりなしだというお話でしたので、私は3位だったかなと思ったのですけれども、そういう状況の中で、せっかく国が、先ほど教育長が言ったように、耐震改修促進法というのができて、そこで国もお金を出すよという今いいチャンスなのに、町にお金がないからそこから借りてこれないという状況が多分あると思うのです。そこで、なるべく早く、先ほども言ったように、学校というのは子供に本当に大事な場です。私たちも、この間の台風でも私も何件か電話をいただいて、浸水しちゃったよ、側溝のつくり方がおかしいんじゃないのという話も聞きました。これから私もそういうのを勉強させてもらいますけれども、そういうことでいざというときに本当に困らないように、教育長、頼りですので、ぜひお願いしたいと思うのですけれども、もう一度決意の答弁をお願いします。

○議長（大島瑠美子君） 教育長。

○教育長（村田六郎君） お答えいたします。

財政的な問題、本当に厳しいものがあるわけで、ないとできないというのも事実ですよ。それですので、いろいろ財政当局にもお願いしながら、できる限りのことをやっていきたいと。とにかくこれは大変なことなので、国を挙げての事業なので、国のほうでも何か見直していただけると一番ありがたいのですけれども、その辺も祈りながら一生懸命やってまいりたいと思っています。

以上です。

○1 番（関口雅敬君） ぜひ財政担当者によく言っておいてください。

○議長（大島瑠美子君） 1 番、関口雅敬君。

○1 番（関口雅敬君） 急がないと私、時間がまた足らなくなってしまうと。

3 番、給食費未納額の解消について、もう一度教育長にお願いいたします。学校給食費の未納額の解消に向けて現在どのような体制をもって徴収が行われているのか、お伺いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 教育長。

○教育長（村田六郎君） 関口議員さんのご質問にお答え申し上げます。

学校給食費の未納問題につきましては、大変憂慮すべき事項として、議会におきましても議決をしていただきましたところでございます。現在の給食センターの職員体制のうち事務につきましては、所長と週2日公民館職員がセンターに籍を置く方式で対応しております。実際に未納家庭等を訪問し、その徴収事務は所長が行っております。ご案内のように、本年4月から新所長に変わりましたが、これは過去において徴収事務における実績を見込まれたことで、新年度になり5カ月を経過したところですが、数字の上では大変成果を上げております。毎回未納問題で申し上げているところですが、まずは現年度に未納分を残さないということが重要でございます。そこで、毎月の未納額をそのままにしますと、雪だるま式にふえていくわけですから、口座引き落としができなかった家庭に対しては素早い対応が重要と考え、その解消に努力してもらっておるところでございます。過年度分につきましては、新年度になり毎月徴収に努力していただき、確実に減少に向かっております。現状では新所長の徴収方法でいましばらくは進めていく考えでございます。また、年度末等には効果の検証を含め、対応策を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 今答弁の中で、私も教育長と事前にこれ協議したことでするので、簡単にやっていきたいと思います。

徴収体制は前の議会で私は議員発議でこの未納対策を決議させていただきました。いろんな関係者が共同して解消に努めるということで、どんな方策でも町議会も応援しますよという議会のことでしたので、1点、ではお伺いいたします。今教育長も言葉の中で出たのですけれども、徴収体制は給食センターの所長が行うということで、私が今心配していることを教育長もまとめの中で言っているのですけれども、1つ、徴収担当者に次の、今のではないですよ、今所長は確かに成績上げているという、今までの所長は成績上がっていない、上がっていないとこの議会の中からもかなり突っ込まれているようでしたけれども、今回は成績が上がっているということなので、その成績が上がったことを検証するということ言っていましたけれども、そのノウハウを次の所長にもそれができるように、できるような体制を継承していけば、今言うように給食費未納は解決できるのだと思う。その今の所長がなければ下がらないのではなくて、どうやったら取れるのか、そういうお話を残していくことをまずきちんとやってください。

それから、例えば所長が単独でおれに任せろはいいのです。ですけれども、そうすると管理者の指導監督が行き届かない可能性が出てくると思うのですけれども、給食費、そういう集金やらの場合は、一人でおれが行くではなくて、そういうきちんとした監督もしながら成績を上げていってもらいたいと思うのですけれども、では今のもう一度、私のせりふになってしまったのですけれども、決意表明をもう一回お願いします。

○議長（大島瑠美子君） 教育長。

○教育長（村田六郎君） お答えいたします。

新所長のやり方というのですか、それにつきましては、とにかく今年度毎月々をきちっとやるのだという、そういう決意でやってくれておりますので、特にこの点につきましては今後、今の所長がいつまでやっていただけるかわかりませんので、その以降必ずこれやっていくようにさせます。

それから、前の所長連中が十分でなかったわけではないので、彼らは彼らなりに随分努力もして、例え

ば過年度の人なんかの場合には、最後の最後まで追い切れないところで終わってしまったのがあるわけです。そういうところがありますので、新所長にいったら、前の絡みもありますから、あれだけ来てもらっていて出せなかったと、それで新しい所長が来てこれでは出さなくてはというような感じのところもあるように私はお見受けしています。そんなわけで、とにかく真剣にずっと続けてやっていくことが重要だと考えておりますので、そうさせていただきたいと思っております。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（大島瑠美子君） 1 番、関口雅敬君。

○1 番（関口雅敬君） それでは、最後の質問に進みたいと思います。

公平な課税制度について、税務課長にお伺いいたします。税の公平性を高めるため、土地の地目認定の見直しを行い、現況地目と課税上の地目の一致が図られました。現在この作業はどの程度進んだのか、お伺いします。

○議長（大島瑠美子君） 税務課長。

○税務課長（野原寿彦君） 関口議員のご質問にお答えします。

平成17年度じゅうに地目不一致調査を実施しました結果を18年度の評価替えに反映しました。土地につきましては、調査対象件数が2,094件、地目変更を行ったものが1,210件となっております。19年度においては第2年度に当たり、18年度中に地目の変換にあったものについて127件地目変換を行いました。現在は第3年度に当たります平成20年度に向けて、土地の下落修正や土地台帳の記入作業及び農地転用、建築確認作業等を行っております。なお、全面見直しは平成21年度評価替えに行う予定でございます。今後とも総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて適正な課税に努めてまいりたいと考えております。

○議長（大島瑠美子君） 1 番、関口雅敬君。

○1 番（関口雅敬君） 今答弁は、数字が出てきましたけれども、昨年実施した農地の現況課税では、説明のない突然の増税に町内で大きな混乱が生じた。こうした課税を避けるため、草だらけの土地をもとの農地として農作物をつくり始めた人たちも大変大勢いると聞いています。そういう中で、現況課税という以上、今度は雑種地を農地として課税しないとおかしい話ですが、どう対処しますか。

それから、今のお話の中で、町内の不耕作地すべてが雑種地で評価されていなければ適正で公平な課税とは言えないと思いますが、その点もお伺いいたします。

それから、前回の議会で税務課長の答弁について私疑問なので、ちょっとお伺いいたしますが、肥培管理とは何か、説明してください。例外とする一時休耕地は農地として評価するのですか。もう一つ、不耕作地は雑種地として宅地並みに評価するのか、その点お伺いいたします。

時間がなくなるから早く。

○議長（大島瑠美子君） 税務課長。

○税務課長（野原寿彦君） 固定資産税については、もし課税の見落とし等がありましても、固定資産税、地方税法において5年間さかのぼって課税することが認められております。固定資産税というのは全国に1億7,000筆もあるのです。長瀬町も3万8,000筆ございます。その中で見落としとかそういうことは当然考えられることと思いますので、固定資産税についてはほかの税目と違いまして5年間の賦課課税が認められております。その辺で対処していきたいと思っております。

それと、先ほどの肥培管理というお話ですが、作物を育成するための必要な土地の耕うん、整地、播種、これ種まくことですね、かんがい、排水、施肥、農薬の散布、除草等の人的作業が肥培管理と言われている

ます。

それと、先ほど休耕地、休耕地が農地であるか否かの当該的な、客観的な状態、休耕地は農地なのですが、その中でも雑草等が繁茂し、容易に農地に復元し得ない状況となった土地について農地と認定しがたいことから雑種地と認定しております。どういうことかといいますと、評価をするのに農地として作物ができるかどうかというので評価基準というので評価方法が、金額が全部違うわけなのです。この土地が農地として比較ができるのであれば当然農地として評価しますが、この土地はちょっと無理ではないかと、これ雑種地、どうしても農地というのは、埼玉県のほうでやっています小麦だとか、作物がどのぐらいできて、どのぐらいのお金がかかるからということで限定的にもう二十何年以上値上がりしていません。そのことを旨趣していますと、農業をやっていただいて、少なくとも行っていただくことが前提となっている価格でございます。何もしなくてずっと放置されて、農地としてうちのほうで評価ができなかった時点でそれは当然となります。ただし、1年2年草っ原にしたからってうちのほうでかけるたぐいのもはございません。当然うちのほうでもうちのほうの目と航空写真、3年に1度撮っておりますが、まずそのときの航空写真のところで一応地目判読等もしていただきます。そういう地目判読とうちのほうと目が初めて合致したことについて課税をしているわけでございます。

質問が多かったのでちょっと漏れている点がございまして、漏れていることはまた再答弁させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（大島瑠美子君） 1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） では、最初に大きな答弁のお答えをいただきたいと思うのですが、去年直してみんな本当に慌てて草むして農地に戻した、そういう方は1月1日で見直すという税務の約束があるということですので、去年そういう課税をしたところはもとへ戻した見直ししたのはどうですかというお答え、さっきの1つ目で答えてもらってください。

○議長（大島瑠美子君） 税務課長。

○税務課長（野原寿彦君） 宅地、雑種地等から地目変換を行ったものが53件です。課税標準額にしますと2億6,983万円程度から、税額377万円程度から19年度の課税標準額134万7,000円程度で、税額が18万……

○1番（関口雅敬君） そういうの聞いていないのだけれども、僕が聞いているのは、去年見直しをしてしまって、農地を雑種地にしたうちがあるわけですね。

○議長（大島瑠美子君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前9時58分

再開 午前9時59分

○議長（大島瑠美子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

税務課長。

○税務課長（野原寿彦君） 細かい数字というのがちょっと用意してなかったのですが、宅地、雑種地等から一応、先ほど関口議員さんがおっしゃったやつが53件ありました。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） では、再質問をさせていただきます。

私は、畑を持って、お年寄り世帯になって畑が耕せなくなって、本当にこれで課税が雑種地にされて困っているという立場から私発言させてもらうのだけれども、前も町長に質問したときに、このやり方は間違っていないのだと、行政は黒か白かであるのだと、血の通った行政というのではなく、白か黒かだということといけば、今の税務課長の答弁、私は、課税されてしまったからもう慌ててお年寄りの方がもとに戻してもらうために草をむしったり何だりしたところが53件だというのはよくわかりました。だけれども、課税をぼーんと網を投げたのは、手挙げて行ったわけではないですね。航空写真見たり何だりして、自分の今日で見るということだったのだけれども、町民に平等な税制をやるために、今自分の目を言っていて、私役場へ来ると必ずあなたが税務課長の席に座っているのを見ているのです。ですから、今自分で見にこう行っているなというのが見えないので、今自分の目で見たり航空写真でやるということなので、ここの税を公平にするために、はい、何かありますか。

○議長（大島瑠美子君） 税務課長。

○税務課長（野原寿彦君） 関口議員の質問にお答えします。

固定資産税というのは賦課期日が1月1日と決まっております。1月1日の前後について、1月1日が変動がないということについて調査するわけです。極端な話、4月、5月にいって、実際12月に変えることも当然考えられるわけです。10月から1月なら1月1日の近辺で物件の異動がないかどうか確認する作業でございます。事前にそうに早くいっても当然それは、無駄と言っては失礼ですけども、無駄なことです。

それと、先ほどお年寄りの方がということがありましたが、資産を持っているとは税金上お金を持っていることと同じなのです。担税力ということですので、当然土地がいっぱい持っていて、畑を耕さないで雑草にはびれたら、それがもしずっとこれがはびこったら長瀬町畑する人いなくなってしまうのではないですか。その辺のことも一応よく考えていただきたいと思います。ちょっと言い過ぎたかもしれませんが。

〔「随分言い過ぎだよ」と言う人あり〕

○税務課長（野原寿彦君） はい。畑を耕さなくなってきたら、実際畑としての評価もなくなりますし、大変後で雑種地、雑草地がはびこるような町になってしまうのではないかと思います。

以上です。

○議長（大島瑠美子君） 1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 今言うように、では私もう一度やりますけれども、年金しか収入のない高齢者世帯で農作物がつかれなくなって、土地に雑種地として課税されて大変困っている世帯が多い、そこまではわかりますよね。そこまではわかっているのだよね。税務課長、ちょっとわかっているね、そこまではね。そこから先ですよ。こうした生活に困っている世帯に課税免除や農地の賃貸、売買などの対策は必要だと私は思っているのです。今先ほどお話、広げた話をどかんと税務課長が投げたから、ではこういうことを考えているのかどうか、どうですか。あるのだよ、いろいろ対策は。言うのだったら言ってよ。考えているのか考えていないかでいいよ、イエスかノーかで。

○議長（大島瑠美子君） 税務課長。

○税務課長（野原寿彦君） 当然そういう方策は考えて、自分自体では賃貸だとか、近所の方でやっている方なんかにもお話を聞きます。だから、できれば近所の方でそういう方がちょうど矢那瀬には1人いまし

たので、ちょっとお話を聞いていただいたところ、貸してくれる、貸してくれるのだけれども、5年間ぐらい借りないと畑にならないよと。うちのほうで商売ではないけれども、借りて畑にせっかくしても5年間ぐらいしてもらわないとだめだよというお話なんか聞きまして、なかなか実際は借りに行くとは貸してもらえないようなのが現状というお話は伺っております。だから、できればそういう農地にしてもらって、関口議員さんがおっしゃるとおり、賃貸だとか、そういう多方面にわたって活用できるような方法を考えていることは考えています。

以上です。

○1番（関口雅敬君） 1番、もう一回お願いします。

○議長（大島瑠美子君） その質問、回数がもう既に3回過ぎているので、ではその質問で短目にして時間を。

○1番（関口雅敬君） もうこれで終わりなので、1回だけ。

それでは、今税務課長が言ったとおり、課を統合して縦割り行政なくしているのだということなので、今の税務課長の答弁の話は、表へ出て課が統合されて3つになったと。その今度は3つの中での縦割り行政ではなくて、横へつながって出ているのかどうか。では、最後もう一個だけ聞いて、お願いします。

○議長（大島瑠美子君） 税務課長。

○税務課長（野原寿彦君） 関口議員さんの質問にお答えします。

ただ、税務行政がまた片一方で公平な課税、言ってはなんだけれども、同じような状態であれば同じような税金をかけるということが原則でございます。果たしてそれが一緒に入って、そういう人情だとか感情が入って、この人はこうだから、この人はこうだからということに左右されるということをちょっと懸念しています。

私の意見は以上です。

○1番（関口雅敬君） 質問と答弁が全然違う答弁しているのだけれども、議長お願いします。

○議長（大島瑠美子君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時07分

○議長（大島瑠美子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） それでは、先ほど言ったように、課の統合をしてそういう話が出てきたので、長瀬町も課を統合して縦割り行政なくすということなので、農地に対しての対策はこの長瀬町の表に出てきているかどうか、それだけでいいです。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（近藤博美君） 私のほうからちょっと答弁させてもらいますけれども、農地につきましては、住民の方の高齢化等も進んでいますし、農業での産業としてなかなかやっていけないという難しい面もあるわけでございますけれども、需要と供給との関係かもしれませんけれども、農地を借りて新たな、例えば観光農業をやりたいとか、そういうふうな方でも、町外でもいいのですけれども、そういう方でも出てきて

農地をご利用いただけるというふうなこともあれば、今おっしゃったようなこともできると思います。ただ、それは農業委員会との関係等も出てくるかと思いますが、農地を借りたいとか貸したいとかということにつきましては、また所管が税務ではなくて、別の課になりますので、そういうことは参事会議等でまた検討して、よい方策でもあればそれを進めていくように、農業政策、観光政策、それから土地の有効利用というような面で多方面にわたって検討していくことが必要だと思いますので、今後参事会議での議題等でも上げていただいて検討を進めてまいりたいと思います。また、いろんなご提案等もありましたらお聞きさせていただいて、参考にさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 次に、7番、大澤タキ江君の質問を許します。

7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） それでは、一般質問をいたします。

まず初めに、少子化対策について、町民福祉課長にお願いをしてございますけれども、内容によりましては事業部門担当の参事にお願いをすることになるかもしれませんので、よろしくお願いいたします。少子化に歯どめがかからない中で、我が町の出生率の低下には目に余るものがあります。このままいくと、小学校の統廃合を余儀なくされる日も近いのではないかと大変心配しているところです。そこで、町で現在実施している少子化対策についてお伺いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 大澤議員さんのご質問にお答えいたします。

我が国では急速に少子化が進んでおり、社会全体で子育てを支援し、子供が健やかに生まれ育つ子育て支援社会を築いていくことが求められています。このため、国では平成15年7月に次世代育成支援対策推進法が制定され、これまでの計画のより一層の推進を図るため、すべての自治体や一定以上の従業員のいる企業に次世代育成支援の行動計画を策定することが義務づけられました。当町の現状を見ますと、合計特殊出生率は、平成15年では1.24となっており、人口を維持するために必要と言われる2.08を大きく下回っております。また、平成15年の国全体の合計特殊出生率は1.29で、当町はこれをも下回っている状況でございます。これらを踏まえ、町では次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年3月に長瀬町次世代育成支援行動計画を策定しました。策定に当たりましては、就学前児童の保護者や町内の二十から39歳までの住民にアンケート調査を実施するとともに、保健福祉総合対策審議会の意見をいただくなどにより、民意の反映に努めております。計画では「子供たちの元気な声が聞こえる地域づくり」を基本理念と定め、現在各種の事業を展開し、児童福祉施策の実現に向けて取り組んでいるところです。

具体的な事業といたしましては、長瀬町要保護児童対策地域協議会の設置、紙おむつ排出用指定ごみ袋の配布、両親学級の開催、乳幼児の各種健診の実施、乳幼児やひとり親家庭、重度心身障害児の医療費支給事業の実施、保育園や幼稚園に運営費や奨励費の交付、延長保育の実施、放課後児童クラブの運営などでございます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 平成17年度から実施をいたしたということですが、それ以降子供さんの数

はふえておりますでしょうか。

○議長（大島瑠美子君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 平成17年度以降の出生率ですけれども、残念ながら伸びておりません。長瀬町の平成17年度の合計特殊出生率は1.22で、埼玉県とちょうど同じでございます。国のほうが1.26となっておりますので、やはりまだ上向いておりません。1年間の昨年の平成18年の出生数は45人でした。

以上です。

○議長（大島瑠美子君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 実は私も今回この質問を出すきっかけになりましたのは、ことしに入りましてから亡くなられる方が大分多いのです。こんなに人が亡くなってしまって長瀬町の人口は減る一方なのではないかなと思ひまして、昨年の9月からことしの8月までを調べてみました。広報に載っている数でございますので、多分これが正確だと思っておりますけれども、昨年の9月から8月までです。亡くなられた方が99人、生まれた方が43名なのです。43名、これが昨年の9月から8月ですので、この子供さんたちが学校に出る同級生ではありませんので、はっきりした数字はちょっとわからないなと思ひますけれども、今課長からお話がありましたので、大体45名ということですので、この皆さんが同級生ということで学校に出られるのだと思ひます。そうしてみますと、多分第二小学校のほうは大分少ないのではないかなと思っております。そういった中で、以前から町長が第二小学校のほうの子供さんが少なくなっているのので、あちらに土地でも確保して若者の定住促進を図りたいというようなお話を以前からしております。そこで、今回の入札結果表を見ますと、若者定住、定住促進造成工事が入っておりますので、多分その事業が始まったのだと思ひますけれども、定住促進に対するどの程度の進捗状況であるか、これをちょっと参事さんに伺ってみたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 平参事。

○参事（平 健司君） 大澤議員さんのご質問にお答えしたいと思ひますが、通告ございませんでしたので、詳しいご答弁できるかどうかわかりませんけれども、お答えさせていただきます。

少子化対策だけでなく、先ほど大澤議員さんから申し上げたように、人口の減少も大分あるということで、この4月1日から長瀬町宅地分譲条例を制定いたしまして、定住を図っていこうということになったわけでございますが、先ほどの定住促進事業の進捗状況でございますが、現在は町営蔵宮住宅跡地に今年度4区画予定しております、前回申し上げたと思ひますけれども。それに伴ひまして、そこへ入居している入居者に対しまして、町営住宅の、8月29日に説明会を行いましたところ、近々また出るよというようなお話も聞いておりますので、区画はそのうちまたふえてくると考えております。その定住事業でございますけれども、造成工事につきましては、発注が済んでおります。下水道の管渠埋設工事その造成工事と一緒にやる予定になっております。それから、10月以降の予定でございますが、募集に関しましては、11月号の町の広報、またインターネットでの募集を考えております。募集期間につきましては、11月より2月までですか、2月の上旬までを予定しております。なお、2月の末までに所有権移転を完了して売買を成立させる予定でおりますので、よろしくお願いいたします。

それから、第二小学校にというお話なのですけれども、下水道組合から、前回の議会だったですか、前回だったですか、町のほうが譲っていただいた土地につきまして、分譲可能かどうか今検討しているところでございます。そこが第二小学校区域になろうかと思ひますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 7 番、大澤タキ江君。

○7 番（大澤タキ江君） 長瀬町を今考えたときに、長瀬に住みたいという魅力も意外とないのではないかなという私は思いがしているのです。先ほどから財政状況が悪いというお話、新聞等で発表されますので、ますます皆さんに知れ渡ってしまうというのですか、金のないところに住みたくねえやなというような話も出てくるわけです。そういった中で、何か長瀬が皆さんが住んでみたいなというようなものをこれから考えていかなくはいけないのではないかと私は思っております。本当に長瀬は風光明媚だというだけで、これがなかなか全面的にそれを売りにできないというような、まだちょっとPR不足というのですか、そういうような部分がたくさんあると思います。そういった中で、町の住民が心を一つにして国体を成功させた、そういったこともございますので、何かそういう町、町民を巻き込んだ長瀬町を魅力ある町にしていく、そういったようなこともこれからは考えていかなければいけないのではないかと思っております。そういう中で、先ほど風光明媚という話しましたけれども、以前私一度申し上げたことがあるのですけれども、ウォーキングラリーですとか、それこそ年1回、青梅マラソンですとか、よその町では結構そういうので1年間の行事の中で有名、それをまちおこしに使っているところもあるわけですので、長瀬町もそんなことも考えていかなければ今後人口はますます減る一方なのではないかなと思っていますけれども、そういったことも念頭に置きながら行政をやっているのかどうか、これもちょっとお伺いしたいと思いますけれども、これはどなたになるでしょうね、参事、町長のほうになりますか、これは。

○議長（大島瑠美子君） 1 つ訂正をしたいそうです。

○参事（平 健司君） 先ほどお答えした下水道の土地なのですけれども、第二小区域ではなく、第一小区域です、ここは。ご訂正申し上げます。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 町の人口が減っているというお話を、その対策ということだと思いますが、比較的長瀬町の減少率というのは高くないです。今ご存じのように、宝登山の山を移ろいのある山にしたいというようなことがあって、例えばこの前の合併の協議の最中のとき皆野に行ったことが何回かありますが、そのときにやっぱり長瀬という超有名ブランドを上手に生かしたまちづくりということは、皆野の人から合併のときに町名を皆野町ではなくて長瀬町でやってくださいという切なる願いですというお話を聞きました。それがその合併の破綻の大きな要因になっていることも事実でありますし、その前にアンケート調査というのをやって、私たちは自信を持っておったわけでございますが、その辺が皆野との意見調整がとれなかったということでもあります。

それで、今平参事のほうからお話ありました若者の定住促進ということにつきましては、ようやくスタートを切ったわけでありまして、この辺が非常に役所の縦割り行政の大きな弊害の除去に役に立つ方法のいわゆる突破口になるだろうというふうに考えたわけでありまして、第一小学校の区域で、多分下水道からのいただいた土地を上手に生かすと、今話が始まったところなのですが、そのめぐりにつきましてもご協力をいただけるような体制がとれそうであります。あとは進入路をどうにかすることが2つの道が考えられますが、その1つについては今検討を始めました。そういう中で、来年度になりますが、樋口地区につきましても学校の近く、1キロ以内というようなところに土地を使ってほしいという人が何力所かありますので、これはこっちの話が具体的に進める方向性が決まりましたら、今度は第二小学校区域を重点地区として来年度はやっていきたいというふうに考えております。役所の大きな弊害というのは、な

かなか話が前へ進まないということがありまして、民間の会社と大きな違うところは、例えば会社の社長が権限を持つということではなくて、当然そのいろんなことを決めたものを議会に提案をしてご議決をいただくという手順を踏んでいくわけです。どんなに早くても半年かかってしまう、そういう部分がありまして、その辺がいいところでもあり、悪いところだというふうに私は思っておりますので、この辺もなるべく早くやるようにという指示は出しております。

だから、大勢の子供さんがおいでになるようなことになるかということ、必ずしもそれがイコールではないという思いもありますので、とにかく減少率を減らすことと、先ほどごあいさつの中で申し上げました若い人が住んでもらうということを大きなテーマに掲げていることは事実であります。そういう意味では長瀬というブランドをしっかりと上手に使っていくということも私たちの責任でもありますし、当然議会の皆様にもお力添えをいただくということが前提になってくるというふうに思っております。

学校の統合というお話も議員からのそのご質問の中にもありましたが、私はいましばらくは学校の統合については考えないというふうに思っております、いかにしたらその減少が食い止められるかをまず考えると。どうしてもだめの場合には次のステップを踏まざるを得ないというふうになると思いますが、できれば2つの小学校が人数を減らすことなく生徒を確保できるような対策をまずやってみるということが大きな問題点だし、私たちのやりがいのある町政といえますか、そういうことにつながってくるのではないかとこのように考えているところでございます。

○議長（大島瑠美子君） 7番、大澤タキ江君。あと1回にまとめて質問してください。

○7番（大澤タキ江君） 私は、本当第二小学校の子供さんが減っているということに対して非常に危惧しているわけですが、町長のほうから、今回今の質問でしようかと思ったのですが、前回の6月議会で土地を譲りたいという人も出てきているので、そういう人たちとお話をしたいというような話も前6月議会で伺っております。そういった中で、私も農業委員を拝命しております、先日「遊休農地を活用しよう」というこういう冊子をいただきました。これの一番の農地活用の基本ルールというのを読ませていただいて、ああ、これは確かに理にかなっていると、言うとおりかなというような感じがしたのですけれども、ちょっと読ませていただきます。農地は私有財産であると同時に公共的性格を有しており、税制上、固定資産税なども低く抑えられています。自分自身で耕作することができなくなったからといって放置するのではなく、活用するための基本ルールを知り、有効に役立ててください。これ私読みまして、ああ、確かになるほどそうだなという思いがいたしました。

そこで、これから町のほうの土地を活用するにしても、土地を譲りたい、お貸ししたいというお話が出たときにしても、うちを建てる場合に東京、東京といいますか、都市並みの面積でなくて、少しゆったりした面積を確保して、またそれにプラス、先ほどから遊休農地の話が出ておりますけれども、畑つき住宅ですね、そういうようなものも町のほうで考えて、その橋渡しを農家の皆さんにやっていけば、畑の、遊休農地の解消にもつながっていくのではないかと考えております。そんなことも念頭に入れながら定住促進を図っていただきたいと思っておりますけれども、これは実現可能だと思っております、私は。どうでしょう、それに対しまして、いや、不可能だよという、これはこれこれこういうところで不可能だよというようなお話がもしありましたらぜひ……

〔何事か言う人あり〕

○7番（大澤タキ江君） そうですね、農地つき住宅ですね、そういうものをこれから考えていけばいいのではないかと考えておりますけれども、どうでしょう。これについての町側のご意見をお聞きしたいと思

います。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

農地付きの宅地というのは、土地の問題と、例えば農家でない人が農地を持つことは原則不可能でございまして、例えば今分譲しようとしているところは90坪ぐらいの土地があります。今までは40坪とか、45坪とかというのでしたけれども、それを広くして、その中に自分で、その宅地の中に少し農作物といいますか、家庭菜園的なものをつくることについては私は問題ないのではないかというふうに思っておりまして、そのくらい広いところを例えば5坪とか、6坪ぐらいの家庭菜園はできるような面積をやるようにという話をして、そういう計画を立てております。これからはそういうことが必要で、道路の幅を広く持つことと、土地の面積を、例えば今まで50坪、60坪だったところを80坪ぐらいの1区画にするということが私たちは住みやすい住宅、それから宅地政策になるだろうというふうに考えておりまして、そういうことを基本的なことを念頭に置いてこれから話を進めていきたいというふうに思っておりますので、その辺は農地と、例えば家庭菜園をやること、それで不十分な人は近隣に農地をお借りするとか、そういうようなことを考えて、その手助けは町のほうでもできるのではないかというふうに思っております。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（平 健司君） 今町長お答えした中で、近隣で農地を借りればというお話があったのですが、やはり農地法の3条ですか、農業者の資格がないと借りられませんので、例えばそこにある和田農園みたいに農業委員会がやっているようなところでしたらお借りできると。基本的には農業者の資格がないと近隣でも借りられないということでご承知していただきたいと思います。

○議長（大島瑠美子君） では、2に進んでください。

○7番（大澤タキ江君） ちょっとさせていただきます。

1反歩も2反歩も貸せということではなくて、1坪でも2坪でもそのくらいの話なのですよ。そういうことですので、農地法に抵触するかどうか、またそこところはちょっと私も一応農業委員ですので、1反歩、2反歩の話は知っていますけれども、そちらのほうはわかりませんのでまた、よろしくお願いいたします。

それでは、第2のほうに進ませていただきます。それぞれの選挙について、総務課長にお伺いいたします。ことしは統一地方選挙、参議院選挙、知事選挙とたびたび選挙が行われました。1カ月以内に選挙が2回行われたこともあり、一度に行えばよいのにと思われた人も少なくなかったと思います。選挙事務にかかる予算は国、県から拠出されるとはいえ、私たちの血税であることに違いのないわけで、同日選挙にすれば費用も削減されることはだれもがわかっていると思います。今日までにおいて執行部はこの件について国や県に提言したことがあるかどうか、また選挙費用の使われ方について伺います。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 各種選挙の執行についてのご質問にお答えいたします。

通常、任期満了の選挙の場合は、任期満了の日前30日以内に選挙を行うことが公職選挙法で規定されており、それぞれの管理する選挙管理委員会が選挙期日を決定します。また、4月の統一地方選挙につきましては、臨時特例法で都道府県の選挙は4月の第2週、市町村の選挙は4月の第4週がそれぞれ投票日と決定しておりました。このように各種選挙の選挙期日につきましては、法律で規定されております。今回の参議院議員の任期満了は7月28日、県知事は8月30日でありました。参議院議員選挙と埼玉県知事選挙

を同日に行うには、国会の会期がさらに延長され、参議院選挙の選挙期日が7月30日以降となれば、県知事選挙と同日選挙も可能でありました。また、それ以前に知事が事前に辞職すれば理論上は同日選挙が可能であったわけですが、現職知事が当選された場合は任期が残任期間となりますので、再度8月中に県知事選挙を行う必要がありました。

このような制度に対して国や県に進言したことがあるかどうかということですが、担当者レベルでの話題とはなることはありますが、町として正式に制度改正を申し上げたことはございません。しかしながら、有権者が投票しやすい制度、投票率のアップや経費の節減等を考慮いたしますと、今後何らかの法改正をしていただくことは必要ではないかと考えます。いずれにいたしましても、選挙は国民の大事な権利でございますので、行政サイドからというより、国民の盛り上がり等が大事なことではないかと考えております。

また、選挙費用の使われ方でございますが、予算の審議などの際にご説明申し上げますが、選挙の種類によりますが、1つの選挙で約550万円程度の予算を計上してございます。使途につきましては、投開票所及び期日前投票の管理者、立会人、事務従事者の手当としての経費が約300万円程度となっております。その他の主なものの使途は、ポスター掲示場の設置、撤去費用や選挙の入場券の作成、郵送経費等で、その他事務費等となっております。なお、国政選挙や県の選挙につきましては、県からの委託金で執行しており、町の一般財源の持ち出しは各経費の端数整理等の関係で若干出る程度でございます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 私が議員になりました平成11年、その当時からの選挙費用、これを今回私も全部調べてみました。8年間あるわけですが、ほとんど変わっていないのです。大体500万から550万ですか、ほとんど変わっていません。それで、人件費、今300万、550万の中の300万程度が人件費に使われているというお話がありました。立会人ですとか、そういう方たちの人件費、これはいたし方がないことかなと思いますけれども、当日職員がかかわるわけですね。この職員の費用、これも随分高額と伺っております。これ、ほかの開庁の、日曜のときですとか、そういうものに対しては代休というのがあるのだと思いますけれども、選挙に関しては代休というのはないのでしょうか。やはりもうこれは費用で賄われるということになっているのですか。ここのところをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 職員の人件費というか、件でございますが、職員の場合は期日前投票から総務課の職員が従事しておりますけれども、これについては管理職等は当然ついておりませんし、一般の職員については代休というか、振りかえ休暇も併用してやらせていただいております。当日の選挙の費用につきましては、これは代休は使っておりません。国、県等の交付基準に基づいて支出しているところでございます。また、開票立会人等につきましては、国会議員等の選挙等の執行経費の基準に関する法律によりまして、条例のほうで定めた額をお支払いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 先日、国の借金が836兆円になりましたという新聞が出ておりました。国民1人当たり655万円の借金があるそうです。これ5年間で209兆円もふえたということ、こういうことがある中で、もう国のほうがお金がない、お金がないと言っている中で、こういうものに手をつけない。これ私は

非常に不思議だなと思うのです、こういうことが話題にならないということが。これ今課長のほうからこれは国民が言うていくことだというお話がありましたけれども、当然私もそう思っています。やっぱり選挙民が選挙にお金がかかるのだということを認識をして、その中身についてもやはり国民がしっかりと国のほうに上げていかなければいけないと思います。しかし、なかなか国民の声というのは届きにくいのです。そういった中で、選挙管理委員会というものの中にあるわけですから、ちょっと難しい部分も、執行部のほうから言うていくというのは難しい部分もあると思いますけれども、前回の6月議会で、町長さんが町村会だとかそういうときに皆さんと意見を1つにして県や国に申し上げますというようなお話がのってありました。ぜひこういうこともどんどん首長さんたちもやはりこういうことを頭の中に入れて、変えるべきことは変えていっていただきたいと思うのです。先ほども申しましたけれども、職員の休日出勤を振りかえにするような条例でもつくっていただければ、これだけでもすごく違うと思うのです。選挙があるのはこれは仕方がないことかなと思いますけれども、何とか変えていくべきではないかと思います。

それと、私前からもうずっとそういう話をしているのですけれども、これも選管の問題だからということではなかなか実現しない。以前は7時までの投票であったものが8時になった。そのために2交代になったわけです。そういうこと、2交代になったということは、立ち会いの人数も当然ふえてくる。そういうものを変えるべきだと私は思います。期日前投票がすごくやりやすくなったということで、結構皆さんがやっているのです。ですので、支障を来さないのではないかと私は思うのです。ぜひそういうことも私たちが言うべき立場ではないということではなくて、執行部のほうからもこういう声が上がっているのだよということを執行部の中からもぜひ選管の皆さんにも言うていただきたいと思います。

いずれにいたしましても、長瀬町も人口がどんどん減っている。長瀬町はそれほどではないよという話がありましたけれども、でき得れば熊谷にでも県庁が来て、長瀬あたりが通勤圏になれば人口もふえるのでしょうけれども、今の状況でいくと、もうともかくどんどん人口が減る一方の中で財政が厳しくなっていく。先ほど上下水道の借金がゼロになるのは平成47年度だという話をちょっと下水道議員から聞いたのですけれども、そうすると28年もかかるわけです。果たして今の試算でこの人口でいくから28年ですけれども、人口がどんどん減って税収が減れば、これが28年後にゼロにはならないのだと思います。今の状況でいくととても28年後にゼロにはならないのではないかと私も心配しておりますけれども、いい方向にいくようなことを今後考えていくべきではないかと思っております。

いずれにいたしましても、これは私たちが言ったからといって国のほうの方針が変わるということではないかもしれませんが、やはり小さなところから声を上げて、それを上のほうに上げていただいて変えていかなければしょうがないと思っております。ぜひそのようなことで執行部の皆さんにも、私たちも当然それは協力いたしますけれども、執行部の皆さんにもそういうことで努力をしていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前11時00分

○議長（大島瑠美子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（大島瑠美子君） 次に、10番、渡辺強君の質問を許します。

10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 初めの一般質問は、敬老会及び成人式について質問します。

今年度の敬老会及び成人式は、お年寄りや成人者が主人公で喜ばれる催しに改善してほしいが、その考えを伺います。また、経費の内訳はどのように見込んでいるのかをお伺いいたします。

よろしくお願いします。

○議長（大島瑠美子君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 渡辺議員さんの敬老会についてのご質問にお答えいたします。

長瀬町敬老会は、例年長瀬町と長瀬町社会福祉協議会が共催し、10月の下旬に西武長瀬ホテルで行ってまいりました。平成18年度におきましては、73歳以上の方を対象に実施し、慶事該当者を含めて624人の方に参加をいただきました。企画運営は社会福祉協議会事務局が中心となり行ったもので、慶事該当者への賀状、寿詞、記念品贈呈のほか、アトラクションでは老人クラブ会員によるカラオケ、公民館活動クラブ、地域活動団体や有志の方に出演をしていただきました。昨年西武長瀬ホテルが閉鎖されましたので、今年度は別の会場で慶事該当者のみをご招待して実施する予定でございました。しかし、西武長瀬ホテルがことしの7月14日から花のホテル長瀬ビューテラスとしてオープンし、会場が使用可能となりましたので、社会福祉協議会と実施方法について検討を重ね、8月の社協理事会にお諮りしましたところ、式典部分を敬老会、アトラクション部分を「高齢者のつどい」と称して、高齢者みずから実行委員会を組織し、企画運営を行っていただくことになりました。参加対象者は当初の予定どおり慶事該当者として現在準備を進めているところです。なお、経費につきましては、社会福祉協議会敬老会開催事業費とはつつ長瀬生きがい推進事業費を充てたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） 続いて、成人式についてのご質問にお答え申し上げます。

初めに、成人者に喜ばれる催しに改善してほしいということについてお答えいたします。成人式につきましては、議員の皆様にも例年ご参列していただいているので、あらまし概要はご承知のことと存じます。ご案内のように、式典と祝賀会の2部構成で実施しているところです。会場地につきましては、長年西武長瀬ホテルを利用していました。ご案内のように、西武長瀬ホテルがことし1月に行いました成人式後間もなく閉館したことから、次期開催会場につきまして大変憂慮していたところでございます。が、この点につきましてもご案内のように、花のホテル長瀬ビューテラスとしてことしの夏リニューアルオープンになりました。早速支配人等とお話しをさせていただき、例年にならった内容で実施すべく予定しているところでございます。式典につきましては町主導型で、祝賀会につきましては成人者主導型で進めたいと考えております。祝賀会の内容につきましては、成人者を中心に、成人者の意向を反映できるよう、成人者の中から実行委員を選出し、運営や記念品の決定等について実行委員の意見を十分に反映した内容で実施しております。現在まで特にこの点についてのご不満等は聞かれない状況と、逆に来年の成人式の実行委員をやりたいと名乗りを上げる者が出るような状況から、実施方法もおおむね例年どおりと考えていると

ころでございます。

次に、経費の内訳についての見込み、予算でございますが、総額で69万5,000円でございます。主な内訳は、報償費としての24万2,000円と需用費の42万3,000円、役務費の3万円でございます。報償費は、記念品と記念写真代でございます。需用費の主なものは食糧費で、これは祝賀会の料理代でございます。役務費の3万円は、成人者への案内状の往復はがき代と記念写真の送料でございます。なお、ご案内のように、祝賀会参加者につきましては会費を徴収しております。参加する成人者が人生の節目のよき思い出となるよう、今後も成人者の意見を反映できるような内容としていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 今のまず町民福祉課長に再質問と、あと教育次長に再質問、2回目の質問します。

私は、今度の敬老会については、今までの西武ビューテラスが経営者がかわって花のホテル長瀬ビューテラスとなったということで、議会前に花のホテル長瀬ビューテラスを訪問しまして、あともう一つは、長瀬社協へ行って今度どんな敬老会なのだと聞きに行きまして、その中身を報告したいと思いますけれども、それで質問です。敬老会については今まで73歳以上ということで、さっきちょっとお間違いではなかったのかなと思うのは、出席者ではなくて、欠席が624人、1,326人昨年対象者の中で、出席者が419人、欠席者が624人と、まあ半分以上は欠席です。その中で大変な大がかりなバスを連ねて、そしてビューテラス訪問して、そして出ていただくということでは全く、出られる人というのは健康で、やっぱりあいうところに人の前へ出て楽しいという人が大体出られます。また、やはり、全町ではないですから、2日間ですから、自分たちの出るところに出て、そして日ごろ見られない地域のお年寄りと顔を合わせるというので喜んでいる人もいます。

しかし、今なぜこういう敬老会が今度変わるかといいますと、やはり町では今までどおりというのはもうだめだと、財政が厳しいということで、私も質問したことがありますけれども、変わったということで思うのです。そこで、質問ですけれども、保健福祉課長は答えてなかったけれども、今度は喜寿77歳、米寿88歳、卒寿というのですか、90歳、白寿99歳、100歳のことは百寿というのですとありましたけれども、100歳、金婚50年、金剛石婚60年、そういう人対象だということで、そこで、ではどうなのかといいますと、これだけの人数になると、今度は相当経費を、出費を少なくできるというわけですけれども、どれだけの今度の敬老会についてはお金を見越しているのか。私は相当見越せるのではないか、お金を出さなくて済むと思います。どれだけの人数を現在で出席可能なのかについて報告願いたいと思います。ビューテラスでは、今度の会場費はどの部屋ということで聞きましたら、相当会場費も検討しますよというふうなことで、社協と町として検討するということ言っていましたのですけれども、まだ答えてられなかったけれども、どのぐらいの経費を見込んでいるのか。

それで、現在隣の皆野町では皆野文化会館でやはり今度の敬老会みたいに、卒寿とか、90歳とか、その節目節目でやっています。幾らか飲み食いはしますけれども、アルコールは出さないというふうになっておりますけれども、ではどういうふうにするのかについてお答え願いたいと思います。

今まで敬老会については、1回やれば毎年同じようなことでやっていたわけで、ほかの議員からもう敬老会のあのアトラクションが長くて疲れるとか、あと敬老会についても見直してもいいのではないかなという意見は大分出されて、今回こうなったわけで、その点について再質問します。

また、成人式については、やはり今まで我々議員は成人者を励ますという気持ちで出席します。しかし、

はっきり言ってやっぱり成人式についても、何か心に残って、我々は出てよかったなというふうなことで帰りたいのです、出席しても。そういう点で毎年同じようなことではなく、成人式についても何か工夫をしていただきたいという意見が上がっております。その点について二方に再質問いたします。よろしくお願いします。

○議長（大島瑠美子君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 渡辺議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

先ほど出席者の人数の関係ですけれども、昨年の平成18年の73歳以上の方は1,326人でございました。そのうちの老人の方、対象者の中からは419人の方に出席いただきまして、2日間に分けて行いましたので、その他関係者が205人おりまして、624人という数字になっております。これは、アトラクションなどでお手伝いいただいた方も入っております。

それから、経費の関係でございますが、経費につきましては先ほども申し上げましたけれども、社協の当初の敬老会の開催事業費に今年度6月に、6月議会のほうで補正をさせていただきました長寿社会づくりソフト事業費交付金というのをいただいております。その中ではつつし長瀬生きがい推進事業ということで、高齢者を主体とした事業を実施することになっております。その費用を充てさせていただいて実施したいと考えておりますが、総額で117万5,000円を予定しております。内容につきましては、消耗品52万円、これは出席いただく方の、慶事該当者の賞状や記念品等に使う予定でございます。それから、給食費57万円、これは飲食、簡単な飲食を出させていただきたいと考えております。それから、印刷製本費5,000円、これは記念写真などのお金に使う予定です。それから、通信費、切手代等に5,000円、賃借料7万5,000円、これはバスの借上料でございます。今までも西武長瀬ホテルのほうでやっていた場合も西武所有のバスも貸していただいたのですが、送迎用には一時的にバスが足りませんので、借り上げておりましたので、同じように3台の借り上げをする予定です。

それから、「高齢者のつどい」と称します敬老会のアトラクションの実施方法なのですけれども、ことは参加していただいている慶事該当者の中からカラオケや舞踊など、それぞれの高齢者みずからの出演演目を検討しております。それといいますのも、高齢者の方でもかなり元気な方がいらっしゃいますし、それからいろいろ芸の達者な方もおりますので、そういう方たちの参加する舞台を設定させていただきましてやりたいと考えております。もしどうしてもアトラクションのほうちょっと参加者が少ないような場合には、また今までどおりのようなやり方といいますか、ほかの方にも参加していただくように検討はしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） それでは、ご質問にお答えいたします。

心に残るような、例年同じような内容ではなくというご質問でしたが、成人式の主役はあくまで成人者です。成人者は毎年変わっております。一生に一度の式典でございます。参加する我々は例年かもしれませんが、成人者にとっては人生一度の晴れ舞台でございます。長瀬町の成人式は若者の評判もなかなかいいようです。秩父郡市の中でも長瀬町の成人式はいろいろいいね、成人者が実際に実行委員になったりして、手づくりな感じがしていいねというような意見も聞かれております。繰り返しになりますが、参加している我々はマンネリ感を感じないわけでもありませんが、どうでしょう、皆様のご意見も、大まかな流れは変わりませんが、毎年毎年その年の成人者の特色が出ているのではないかと思います。そういう点で、

先ほどもご説明させていただきましたけれども、成人者に実行委員になっていただき、その成人者たちの意見を反映した形で祝賀会等は実施しておりますので、これからもこのやり方で当分は続けていきたいと考えております。

なお、例年あの祝賀会の終了後、また場を変えましてそれぞれ二次会をやっているようです。そういった連絡の場にもなっているようです。大変充実した一日を過ごしているように感じております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 最後の質問ですけれども、答えられてなかったのですけれども、今までやってきた敬老会は、私も敬老会ずっと出てきましたけれども、前の前の町長かな、中央公民館で一気にやったこともあります。あとビューテラスということも随分今まで続いてきたのです。しかし、私思うのに、これからの敬老会はやはり、もう出費の問題では今まで全員に敬老会来た人にいろいろな記念品とか配って相当のお金かけたのですけれども、去年あたりからは本当に出席者のみというふうになってきたわけなので、今までのお金はどのくらいかかったのかについて報告願いたいと思います。

やはり長瀬はそういう花の長瀬ビューテラスというような名前で経営者がかわったわけですが、必ずしもそういう場所がないところでは、先ほど言いましたように、皆野の文化会館でやって、ちょっとお弁当ぐらいは出すかも知らないけれども、終わってしまうというように、長瀬にはこの庁舎には下にはこれだけの人数、今度のやる77歳とか、金婚50年なんて人をやるにはそうは人数は多くないと思うのです。大体どれぐらいの人数を見越しているのか。そして、この中でこういう長瀬の公営の施設を使ってやることも意見があってもいいのではないかなと思うのですけれども、この点についてどう思っているのですか。本当に厳しいのなら、本当に敬老会もできないところも出てきている、夕張みたいなのところもあるので、そういう点でどういうふうに考えているのかについて、そして経費節減については、やはり極力お年寄りを大事にするということは敬老会をやるだけが大事ではなくて、日々の暮らしを助けるというのが大事なのです。お年寄りは今本当に孤独です。今、毎回私が言うのは、高齢世帯が毎年ふえています。それで、1人欠ければひとり暮らしと、幾ら邸宅を構えていても、あの広いうちに1人になる年寄りがこれからはますますふえると思うのです。そういう中でこの敬老会見まして、敬老とは何なのか、一生懸命社会に尽くしてきたお年寄りを粗末にするようなまちづくりではだめだと思うので、その点についてどうしていくのかについて再度質問したいと思います。最後の質問です。よろしくお願いします。町長もできたらその問題について答えてもらいたいと。

○議長（大島瑠美子君） 最初に、町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） お答えさせていただきます。

ことは73歳以上ではなく、慶事該当者のみに出席していただきたいということで当初計画をさせていただいておりました。人数のほうは予定の人数ですけれども、今現在で申し込みのほうはまだ今区長さんのほうを通しまして集計というか、いただいているところですので、まだ出ておりませんが、町のほうの見込みとしましては、金剛石婚から金婚、それから米寿、喜寿などのそういう方を含めまして、金婚、金剛石婚が20組、それから慶事該当者のほかの喜寿、米寿などを含めまして179名で、219名を見込んでおります。100%ということにはちょっと難しいと思いますので、8割方、六、七割方から来ていただけると見込んでおります。いつもですと3割から、三十一、二ぐらいのパーセントで出席を全体ではいただいているのですけれども、慶事該当者になった場合はもっと出席率がよいかというふうに考えております。

それから、総予算ですけれども、昨年度は、済みません、細かい、きちっとした数字をちょっと持っておりませんので、大まかな部分ですが、予算では300万をちょっと出たぐらい、310万円ぐらいだったかと思いますが、記念品等の部分で節約をさせていただいたりしまして、190万円ほどでできたかと思います。200万円が欠けていたかと思います。

それから、開催場所の関係でございしますが、公的なところを使ってどうかというふうなお話もありました。町では当初役場のほうの3階でということで、会場がちょっと使用可能、前のところができないということでしたので、そういうふうに考えておりましたけれども、実際やるに当たりましては、社協のほうの理事会などでもお諮りしました中で、社協の理事さんからもまるっきりお茶だけみたいなの、そういう形ではなくて、少しの飲食があったほうがよいのではないかというふうなご意見もいただきまして、それで理事会で検討させていただき、簡単な食事を用意することになりました。それですので、経費のほうもなるべく節約させていただいて実施したいと考えております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 渡辺さんからご指名いただきましたので。今大体課長が答弁申し上げたような状況で、西武の問題がありましたのでということもありました。それで、理事会を開きましていろんな検討をいたしました。私たちの提案としては、この3階を使ってということを考えました。ただ、階段、エレベーターというものがあまして、お年寄りが上りおりするということについても非常に意味で時間かかるなという思いがあって、中央公民館もどうだろうかということを考えていた中で、西武がリニューアルオープンということになりましたので、その3つの案について理事会で検討をいただきました。その前に、例えば慶事該当者の表彰だけということを考えておりましたが、その理事の中に議員の方がおいでになりまして、その方がそれはせっかくお集まりいただくのだから軽食ぐらい出したほうがいだろう、私たちが軽食を用意しますというお言葉までいただきました。その言葉を受けて、それではということいろいろ検討しました結果、その3つの中から、ではもう一度西武花のホテルビューテラスをリニューアルオープンという状況になりましたので、そちらを使わせていただいてやってみようと、フラットなところで歩行をするとか、例えば車いすで上がるとかおりるとかするのにも平らなところで、そっちのほうが一番やりやすいということが一番の原因になっておるというふうに承知をしております。そういう中でことしお世話になることになりました。

ただ、来年も私たちとすれば、お年寄りが一堂に会していろいろ昔話に花を咲かせるとかということは大切なことでもありますし、またそれからの生きがいにもつながるだろうというふうに思っておりますので、この辺も、こっちから固定した考え方を提示するのではなくて、社協、それから自治会等々につきましてもご相談を申し上げてやっていきたいというふうに思っております。ことしはそういう状況でありまして、場所の問題がありましたので、慶事該当者のみの敬老会ということでお許しをいただくことになりました。来年は全くゼロからのスタートということでご相談をいただくということに決まっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大島瑠美子君） 10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 質問ではないですけれども、今長瀬町は65歳以上が6月1日現在で26.3%と、相当これから高齢化が進むと。先ほど言われました、7番議員言うように、少子高齢化がますます進むわけで、我々は工夫しながら高齢化社会を乗り切っていかなければならないと思うわけで、お願いします。

では、次に入りたいと思います。長瀬第一小学校の校舎の外壁が黒く汚れて見苦しいが、明るく塗装するなどリフォームしてはどうかと町民から聞かれます。このことについて町の考えをお伺いいたします。

よろしくお願いします。

○議長（大島瑠美子君） 教育長。

○教育長（村田六郎君） 渡辺議員さんのご質問にお答えいたします。

ご質問にあります第一小学校の外壁につきましては、国道を走る際にも校舎がよく見え、もともと明るい色の外壁ですので、黒くなった汚れが気になるころではあります。先ほど関口議員さんのご質問にもお答えしましたが、学校施設につきましては、来年度までに耐震診断をすべて実施する予定でございます。ご指摘の第一小学校校舎は、今年度診断を実施し、現在結果待ちの状態でございます。すべての診断が終了した後に耐震化に向けた取り組みを実施していくことになります。しかしながら、施設自体の老朽化による補修も必要なことから、耐震化とあわせて解消に取り組んでまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、高額な経費を伴う事業になりますので、今後の町の財政状況等十分に検討させていただきながら、第一小学校に限らず、第二小学校、中学校の3校の児童生徒が安心して学べる環境整備に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） なぜ私はこの問題について質問したかという、町民から何人かに聞かれたのです。あの外壁の黒い感じは子供の教育する場としては暗い感じがすると。しかし、私は子供の姿見て中へ入ってみますと、割かし中はきれいなのです。それで、私思うのに、今町は財政が厳しい、厳しいということで、口癖で金がないのだ、金がないのだと、確かに金はないと思うのです。ところが、隣の皆野町では、去年第一小学校がすばらしい新校舎ができて、それで中学校は今新校舎をつくるために工事が始まりまして、皆野のある議員に聞きましたら、皆野町も中学校ができればお金がなくて困ってしまうのだって言いました。そういうことを言っているのですけれども、この地域格差というのが今の中では相当いろんな問題で出てくるのではないかと心配されます。確かにあいう皆野小学校のいい校舎で子供たちが伸び伸びといろいろなことをやっている姿を見るとうらやましく思います。しかし、長瀬第一小は、今1番議員言ったように、耐震問題でやらなくてはならないかもしれませんが、あの外壁を見ると暗くなってしまうのです。だから、みんな町民も自分の孫や子供が行っていればもっと明るい校舎に塗りかえればできるのではないかという人もいます。だから、その問題で、金がないなら金がないなりに工夫はできるのではないかというふうなことも言う人いるので、耐震をやらなければもうだめだというのではなくて、その工夫はできるのではないかと思うのですけれども、そのことについて再質問です。

あともう一つは、先ほど町長が8月17日、長瀬町建設組合が一小、二小、中学校と修繕をしたということですが、どのような修繕で、特に特徴について報告願いたいと思います。今長瀬で大工さんやっている人いろんな人が毎年1回修繕に無料奉仕やっているのですけれども、そういう中で何か特徴がありましたら報告してもらいたいと思います。

以上、この点について再質問ですけれども、よろしくお願いします。

○議長（大島瑠美子君） 教育長。

○教育長（村田六郎君） 渡辺議員さんの再質問にお答えいたします。

外壁の問題と耐震とは別というようなお話いただきましたが、とにかく一番肝心なのは耐震、これ

危険ですと大変なことになりますので、その診断をしてもらってから工事をやりたいと。その工事と並行いたしましてできるだけ外壁とかその他の工事もやらせていただくように財政当局にもお願いしていくつもりでございます。別々にやりますと無駄なお金がかかるということもあるものですから、もうしばらくご勘弁をいただきたいと、こういうふうに思います。

それから、秩北建設組合の長瀬支部の皆さん方のボランティア修繕でございますが、例年8月17日、盆明けに実際やっていただいております、ことしも20人ほどの方にご参加いただきましてやっていただいたわけですが、内容的には、簡単に修繕がきくようなところをやっていただいております。内容的には、3校のほうからことここをやってほしいというような要望をとりまして、その後建設組合の代表の方々に見ていただきまして、これはできない、またはどういう材料が必要かということをご指摘いただきまして、それを準備いたしまして、8月の17日の日にその組合の方々にボランティアでやっていただいて修理をしていただいているわけでございます。ですから、簡単にと、素人にはとてもできないのですけれども、例えばドアが動かなくなってしまったとか、戸車がどうもおかしいとか、ちょうつがいがおかしいとか、雨どいが詰まっているというのですか、そんなときとか、それが壊れてしまってほかのところへ出てしまっているとか、そんなようないろんな修繕を、本当に献身的にやっていただいているわけでございます。それを毎年お願いしているわけでございますので、本当に感謝しているわけでございます。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（大島瑠美子君） 10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） やはり町民と、我々議員ですから、町民にはいろいろ情報言われたら、それは言うのは義務ですから言うけれども、町民が情報が伝わらないのです。町民が考えていることと我々議員とか教育委員会がちょっと調べているのは。しかし、今耐震問題の後だとかといいますけれども、では一小、二小、中学校のPTAの方に、学校を含めてちゃんと情報を公開していかなくてはならないです。が、塗装だったらそれは素人はそう思うではないですか。あの黒いよ、塗装があれば明るくなっていいなと。だけれども、耐震というと莫大な金かかるでしょう。ましてや皆野中学校や皆野小学校みたいに建てかえというと億のお金がかかりますから。だから、そういう点ではどうなのだというふうに情報を私も返さなくてはならない。議会で言いつ放しではだめですから、どういうふうに返したらいいのでしょうか。それで、やっぱり、お金がないならないなりに工夫はできるのではないかと思いますのですけれども、どうですか、もう一度、最後の質問ですけれども、回答を願います。それで、町民に返してください。私も返しますから、その言われた人に。よろしくお願いします。

○議長（大島瑠美子君） 教育長。

○教育長（村田六郎君） お答えいたします。

耐震につきましては、工事をしますと莫大なお金がかかるわけでございます。したがって、全部診断をした結果によりまして、危険の学校といいますか、校舎から順次やっていくという、こういうことでございます。したがって、多少の雨漏り等はもうしばらくご勘弁をいただきたいと思っているわけでございます。そういうことで、学校を通じましてPTAの方々にも教育委員会といたしましてその辺のご説明はしたいと思っております。とにかく一番危険なことからやらせていただくと。ただ、それだけでやりますと無駄になりますので、並行してなるべくやれるように努力してまいりたいと、こういうふうに思っております。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（大島瑠美子君） 10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） では、この質問についてはこれで終わりますけれども、なるべく早く、汚いというのはもう去年あたりからみんな言われていますので、返したいので、なるべく早く結論を出して回答お願いしたいと思います。

では、次に入ります。白鳥荘について。白鳥荘が民間に売却されましたが、利用方法はまだ決まっていないと聞いています。町民福祉のためにも町民の要望を聞き入れ、所有者と話し合いをして進めていただきたいが、その考えをお伺いいたします。町長、よろしくお願いします。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

白鳥荘につきましては、平成19年の3月30日の埼玉県福祉部長寿社会政策課長からの通知によりますと、社会福祉法人秩父正峰会が買い受け人となっているという報告をいただいております。秩父正峰会は現在秩父地域におきまして特別養護老人ホームを4施設運営をしております、白鳥荘の今後の利用目的につきましても、介護保険事業所を予定しているという話を聞いております。まだことしの6月23日に秩父正峰会で行われました地元説明会で高齢者福祉施設の設置を計画しているという話は承っております。しかし、現時点では具体的な施設の内容、それから規模などにつきましての計画を秩父正峰会から伺っておりませんので、今のところ話し合いの予定をこちらから申し上げるというような状況になっておりません。今後正式に話し合いの要請がありました場合には、利用方法につきましても私たちの意見を申し上げるとともに、町の振興のためにも要望すべきことは要望してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 再質問します。

私は、県知事選の前に調べて、白鳥荘、埼玉県老人母子休養センターについての、何にどういうふうにするのかということについて、社会福祉法人正峰会へ、杏苑ですね、電話したところ、いろいろ意見を聞きたいと、自分の身分も明かして聞いたら、名前は余り伏してほしい、言わないでくれと言われましたので言いませんけれども、その方は理事の一人ですけれども、今県知事選すぐ入るので、その後県知事にいろいろ話し合いに行きたい、その後町に行っているいろいろお話しをしたいというふうに言っていました。しかし、私個人、まだ理事会にかけておりませんので、何をつくるかとか、私が行くとか、そういう話は今言えませんということなのです。私は、この地域については、前の一般質問でも1番議員が言ったように、あの地域については、やはり我々はホンダの狭山工場へ行ったとき、ホンダの保養所にしてほしいとかと町長も言ったけれども、私もあのところで発言してきたわけです。しかし、ホンダは全国に保養地がいっぱいあるので、そこをかうというようなことは言えませんと言いました。

それで、私は思うのには、あの地域については、ここに「長瀬八景」という、今長瀬の8つの景色のいいところ、これ長瀬でつくった観光協会とか、長瀬のホームページに載っているように、これつくったわけですね。それで、あそこは蓬来島があって、風光明媚なところで、観光名所の1つとも言われるほど「長瀬八景」の1つだと言われております。私は、この中で町民の要望である、やはり長瀬全域が観光地、公園、そうするためには、あそこの開発というか、要するに開発等やってお金かけられなくても、やはりそ

の正峰会と一緒にあってあの辺の周辺整備をすれば、人が来てお金を落としてくれるのではないかと思います。

そこで、ぜひお願いしたいのは、この問題について単なる我々町民が何をつくるかって手招きで待っているのではなくて、町長以下我々がやっぱりきちんと町民の福祉や公園につながるような、観光につながるようなことをして要望してほしいのですけれども、それについて町長は正峰会に待っているのではなくて、ぜひ話し合いを進めていただきたい。特に今言ったように、長瀬町民の福祉や公園や観光に役立つために言ってほしいのですけれども、まず要望したいのは、「長瀬八景」みたいな観光の目玉として蓬来島、あの周辺を整備してほしい。あと今長瀬は、高齢化社会と言ったように、今長瀬では集会所というか、要するにうちのほうにも和田集会所があるし、竹之内にも集会所がありますし、大体集会所がそろってきているわけで、しかしその集会所がきちんと使われているか、お年寄りのために使われているかという、意外とお年寄りのために使われてない。それにはやっぱり、特別養護老人ホームをつくるというのではなくて、長瀬のお年寄りが気軽に立ち寄れる、あそこの老人の憩いの家のような、老人のための何か、ひとり暮らしや高齢社会で、シルバー人材センターもう働きたくないし、趣味も生かしたいし、あと何か行き場が欲しいという、そういう年寄りのような、憩いの家のようなものに何かできないかというふうには思っているのです。あそこは白鳥荘でお金がかかるから何とも言えませんが、おふろは入れるし、あそこではいろんな趣味を行ってそこで一日過ごせるような、要するにながとろ苑とか岩田のあいうところに行って一日を過ごすというのではなくて、健康な年寄りがそこで時間を費やすような場所にしたいので、そういう要望もしてもいいのではないかと考えております。そういう意味で、町長はそういう問題について話し合いを進めてほしいのですけれども、その点について再度質問します。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 答えいたします。

正峰会が買収する前に長瀬町との話し合いを持った経緯がございまして、そのときに一番問題になったのはあの建物をどうするかという問題であります。建物はもう水が何回もついていますから、宿泊施設は使わないでくださいという話がありました。シルバー人材センターとかそういうようなものの事務所にしながら、絵画展をやったりいろんなことをやったらいいのではないかという話がありました。ただ、専門家に話を聞きましたところ、長瀬町の所有となれば必ず翌年は県のほうでは耐震構造はいつ耐震構造にするのかという話は、これは完全に県のほうとしては出しますという話がありました。耐震構造に直すのには1億弱かかるというような話もあって、これは町のほうで譲り受けても、その後の維持管理が大変だということもあって、私たちのほうは泣く泣く諦めたという事実があります。その後県のほうで競売ということになりまして、正峰会が買収したというごあいさつに來たことがあります。そのときに、私たちは、ごあいさつですから概略な話をやりとりをしました。その中で正峰会としては特別養護老人ホームみたいなものをつくりたいという話なのですけれども、長瀬町の現状を見ると、今ながとろ苑と岩田にあります縄文の里長瀬クラブで両方で160床というベッド数を確保しておりますので、地域の高齢者に対するそういう制度につきましては充足をされているということがありますから、私たちとすれば、先ほど渡辺議員のおっしゃった「長瀬八景」の1つでもありますから、観光に資するように、そういうようなことをやっていただければありがたいですねというお話をしましたところ、私たちにはそういう経験がございませんので、言われてもそれはい、わかりましたというお答えができませんという、それはあいさつ程度の話でしたから、そういうことがありました。その後、地元の説明会があったわけでありまして、それは

漏れ聞きましたところ、先ほどお答えをしたような状況になっております。あれをどう使うかというような具体的なことになったときに、私たちのところに話があるのだろうというふうに思いますが、基本的に老人施設としての長瀬町としてはこれ以上の施設をつくることにつきましては、いろんな問題があるということはお話を申し上げたところでございまして、それをどういうふうに正峰会のほうでクリアするかということにつきましては、まだ報告を受けてないというのが先ほどの答弁の概要でございまして。

したがいまして、景気のいいところをいかに私たちも生かして使いたいという念願は申し上げてございます。しかし、建物を壊すのに正峰会が、後で聞いた話ですけれども、7,000万円とか1億とかかかるといような話で困ったということを考えているという話は、それはうわさとしては聞きました。その程度のこと、これからまだ具体的な話し合いについてはこちらのほうにその連絡が来ておりませんので、ただ、今申し上げたような諸般の情勢を踏まえた上で私たちは考えていきたいというふうに思っております。

○議長（大島瑠美子君） 10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 最後の質問ですけれども、要するに今度また知事が再選されまして、県がどういうふうに、ただ譲渡したと、正峰会に譲渡した、だからそれでいいというのではなくて、やはり風光明媚なこの長瀬を、ああいう建物を、行ってみればわかるけれども、がんじがらめにして、そして草がぼうぼうで、そしてせっかくの場所が何かいい感じをしません。それには我々町民はただ黙って見ているのではなくて、県やその正峰会にきちんと、いつまで県は売ったからって責任逃れるのではないと、売ればいいというものではないというふうに県にも言ってほしいし、正峰会もはっきりその用途が町に行って何をつくるかについては、後どういうふうにしたらいいか話しに来ると言っているのです。しかし、恐らく知事選が終わったのだから来ると思うのだけれども、それを手招きで見なくても、やっぱり町長に行けというのではなくて、担当課長でもいいですから、県や正峰会にきちんと話をしに行かなければ動きませんよ、これは。長瀬に、全町が観光地という長瀬で金を落としてもらうということを考えるからには、やはり我々町民も本気にならなくてはならないと思うのです。ただ正峰会や県だけに手招きで見ているわけにいきません。そういう立場からよろしくお願いします。

以上です。

○議長（大島瑠美子君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

○議長（大島瑠美子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（大島瑠美子君） 次に、8番、梅村務君の質問を許します。

8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） この問題につきましては、3回ぐらいにわたって私はシリーズ的に今まで質問してきた話でありますけれども、3回ということで、集大成という一つの意味を含めて的確なるひとつ答弁を

いただきたいと、こう思うわけであります。

質問に移ります。産業振興、先ほどからいろいろと問題になっておりますけれども、現在の町財政窮状の中では、町内産業の活性化、また工場誘致等による産業構造の拡大化を積極的に行うことが急務かと思いますが、町長の考えを伺います。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 梅村議員のご質問にお答えいたします。

産業の活性化とのことでございますが、町では商工会と連携して指導育成する中小企業者が事業施設の整備、拡充、経営改善に必要な資金を国民生活金融公庫から資金の借入れをした場合、国民生活金融公庫へ支払う約定利子の範囲内とし、最高限度は年利1歩以内の利子補給を行っております。ご存じのとおりだと思います。平成18年度に行った利子補給件数は、運転資金133件、設備資金39件、運転、設備併用が15件の利子補給を行いました。

次に、工場誘致などについてでございますが、平成19年6月11日に企業立地促進法という法律が施行されました。この法律により、県と市町村が中心となりまして、経済界、金融機関と地域産業活性化協議会を結成し、協議会での検討を踏まえ、地域の強みを生かした企業立地促進などを通じた地域産業活性化の実現のための基本計画を策定し、国の同意を得られれば国から各種の支援策が受けられるわけであります。長瀬町は埼玉県県北ゾーン地域産業活性化協議会に参加しております。この協議会への参加は県北部、秩父地域の14市町村で行っております。当町では岩田地区に農村地域工業導入地区がございまして、現在3社、東洋パーツ、日本イスエード、秩父イワサキが操業しております。指定地域内で約1万5,000平米が導入可能でございますが、田んぼに盛り土をただけのため地盤が軟弱であること、敷地の一部の上を高圧線が通っており、いろいろ難しい問題を抱えております。また、他の地域となりますと、用地の確保、地権者の同意、地域住民への説明、基盤整備、クリアしなくてはならない問題がありまして、用地の確保はなかなか大変な状況であります。

次に、農林業の振興であります。農業生産の確保と特産品の振興のため、引き続き農業生産団体の育成を図るとともに、遊休農地の活用の促進を図りつつ、担い手となる人たちに各種技術講習会などを実施し、経営の安定を図ってまいりたいというふうに基本的に考えているところでございます。

○議長（大島瑠美子君） 8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） ただいまの答弁の中に、立地促進法、これは確かに制定されましたけれども、例えば農村導入地区の岩田のあの場所に1万5,000平米のまだ用地があるということなのですが、それがいろんな理由で、例えば水田地区だとか、そういうことでうまく、高圧線の問題もあるでしょう。そういう中で、あそこを町としては導入地区として指定されているわけですから、積極的にあそこへ企業誘致するというような姿勢があるかどうか。また、我々もその当時からかわっておるわけですが、高圧線の問題も確かにあります。非常にあそこへ立派な排水路もできたことだから、立地条件としては最適だと思うのです。大手の企業が来るわけにはいきません、この面積では。でも、その1万5,000平米という広さに対しては結構な企業来られると思うのです、中小企業でも。そういうふうなことを積極的に町でやるのか、これからやろうとしているのか、まずそれをお伺いいたします。

それと、これは風聞ですからよくわかりません。何か大手が数万坪の土地を探しているとか何とかという話もちよこっと聞きましたけれども、そういうことが実際にあるのかどうか。そうなりますと、この後質問いたしますけれども、定住者住宅の問題も相当活性化、活発化してくるだろうと思います。いわゆ

る町の財産を売りにかかる。また、先ほどの町長の話ですと、非常に答弁の中で矛盾した話が1つあります。それは、農家の人たちがなかなか貸せない。確かに農作物を植えて5年ぐらいたたなければ成果出てこない。そうすると、なかなかそこで貸してくれないというような1つの答弁がありました。町長としては、いわゆるその定住者住宅に対して積極的に貸してくれるというところもあるという話も聞いたわけでありすけれども、実際問題として、さっき平参事の話の中で、いわゆる農業はできないと、非農家の人たちは農業をできないという1つの縛りがあるとすれば、町がそれをあっせんすればいいのです。町が、農協が一たん借りて、それを貸すという形にすればどうにでもできるのです。あれ法人化の問題はあります、農業法人化の。これも今そんなに難しくありません、法人化の問題は。そういうこともやれば、今遊休農地というものがいっぱいあるわけですから、それを農業振興ということが、この前から話を聞いているけれども、全くその進展がない。もう行政としてあきらめているというような感じなのです、答弁の中で。農家はだめですよ、現実にもうそうかもしれません。高齢者になって農家やる人が少ないわけですから。しかし、そこを何とかして、遊休農地がいっぱいあるわけですから、それで雑種地扱いにして、それで高額な税金を納めているわけですから、そういうものがいっぱいあるわけですから、町としてそういうものをうまく利用できる。仮に農地を全部住宅化してしまって、税収はふえました、早く言えば、そういう形でやるのだとすれば、全く緑地がなくなってしまうというような状況さえ出てくるわけでありすから、農業振興というものに対して真剣に考えてもらってひとつお願いしたいと思いますが、町長、どんな考えでしょう。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 基本的には私も同じ考えを持っておりますが、前から何回か申し上げたと思いますけれども、長瀬町が農業振興地域と、それからそれを除外する地域の仕分けをしたときに、最後まで結論が出ませんでした。そういう状況の中で、1筆ごとに農業振興地域と、農振農用地と、それを除外するという混在している指定を受けたわけです。3月31日まで受け付けるよという話でそれをやって、そのことが非常に大きな問題点になって今残っているわけなのです。例えば、農地を外したところと、それから農振地域に指定されているところというのが混在しているというのは、地域を1つにまとめるということについては非常に難しい問題があるのはご存じだと思います。そういう中で、農地の私有権といいますか、そういうのがかなり強く確保されている問題もありまして、そこを1つにまとめるというのは、その地域の人たちが真剣になって考えていただかないとなかなか進まないという問題があります。

話はいろいろになりますけれども、ついこの間ホンダの関連の会社、ホンダ開発株式会社というのが、その営業部長がお見えになりました。これはもともと横瀬の生まれの方だ、加藤という方でございますが、お見えになって、いろんなことにつきましてこれから地域との協議を進め、それからお力添えがいただける部分があれば私たちも全力でその地域に貢献をしたいということで、銀行の支店長が2人ついてお見えになりました。これは、私たちは基本的には今若者の定住促進ということを考えておりますと言ったら、それはある意味ではタイムリーかもしれませんという話をいただきましたし、その後の問題につきまして工場の下請というのですか、そういうホンダの関係のところももし土地がうまく見つければ私たちも協力させていただきますという話をして帰り、非常にある意味で希望が持てるような状況になるのかなという思いを持っております。

そういう中で、先ほどの農地の混在という部分、それから私有権の問題等々がありまして、この辺をいかにクリアするかなというのが私たちの大きなテーマになっておりますことはこの前から申し上げている

とおりでありまして、例えば各地区に役場の職員がいます。そういう人たちで幹部になった人たちにも声をかけて、その地域がうまくまとまるかどうか、それ下話ができないかという話もしておりまして、矢那瀬の2場所ありまして、その地域につきましても今個々に幹部職員が地域の人たちとコミュニケーションを図っていただいております。そういう状況もありまして、すぐ固まるというような状況にありませんが、ある程度の土地の確保というのが決まるまでにはかなり時間がかかるなというふうに思っております。

それから、この前からずっと申し上げますように、ホンダが2010年に寄居町、小川町に工場ができたときにすぐ下請がこちらへ来るような状況になるのかという話は、私はある人から聞きましたら、20万台というのはもう狭山の関連の下請ですべてクリアできる数値になっていると。ですから、それを超えたときに初めて超える状況になった、だからいわゆる営業が2010年に始まった後にその先のことについての問題点が起きてくるのでしょうかというお話をいただきました。

そういう状況でありますので、とにかく若者の定住促進をまず最初に始め、来年度あたり、20年度あたりから2008年になりますが、そういうところから順次話を始めていって、2010年のときにそのある程度の方角性が決まれば、ホンダ開発等々との話し合いができるような準備をする。それにはかなりの時間を要するのではないかというふうに思っておりまして、梅村議員からのご指摘は私たちも重く受けとめて、農業の開発も含めておりますが、非常にそういう意味では細分化されている農地を生かす方法というのは難しいなという思いがあります。これをいかにクリアするかというのは、皆さんのお知恵をおかりしたり、それからその地域のご協力ができない。

そして、先ほどの話に戻りますが、岩田の土地につきましては、3,000坪が2つ今残っております。それにつきましては1つの問題点があって、高圧線と、それから民家が1軒あるということでありまして、皆さんその希望の方が時々お見えになりますが、やはりその辺が大きなネックになっておりまして、話が進まないということがあります。

それから、1つ、下の細長いほうの用地につきましても手を挙げていただいた方がいますが、それはいろんな公害等々の問題があってあそこではまずいということで、私たちのほうからお断りをした問題がありまして、まだ具体的に手を挙げてそのことについて話を進めているのは、最初にそういう問題が起きた後、やはりそういう問題をクリアできるのはなかなか難しいというようなことがあるのだらうなと思いますが、そういう状況になって話が今のところは進んでおりません。工業用地ということであれば、当然道路敷等の問題も私たちとすればちゃんと整備をした上でおいでいただく企業を迎えたいということがありまして道を広げました。しかし、そういう状況でありまして、これをいかにその問題点を解決するかということにつきましても、はい、わかりましたというような状況にならない、非常に難しい状況を背負わされておまして、この辺もこれからの1つのテーマになるだろうというふうに思っておりまして、真剣に対応していきたいと思いますが、なかなかいい解決方法がないというのが現状であります。

しかし、水とかそういう問題につきましては、ある程度解決はできるのではないかというふうに思っておりますので、企業、皆さんもしお知り合いがおりましたらお話しをいただければ、その辺はすぐ私たちは接点を求めることができますので、お力添えをいただければありがたいと思います。

○議長（大島瑠美子君） 8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） 具体的にその岩田の状況、事情、状況等を今お聞きしたわけでありましてけれども、3,000坪掛ける2地区あるということですからけれども、民家との交渉というのがなかなかできないと、1つのほうはできないというような話ですけれども、どういうあれかわかりませんけれども、もしくはその建

物、例えば民家の人たちが納得すればそこは開発できるということだろうと思うのですけれども、その辺は絶対的に無理なのかどうか、それもひとつ聞きたいと思います。

それと、ホンダの問題が今町長が言われたとおり、ほとんど狭山の下請で、それがそっくりこっちへ移ってくると、それは間違いのないです。というのは、この前も申し上げましたとおり、我々の、我々ネジと言っているわけです、ネジ業界でも必ずそこへついてくるのです、ホンダならホンダの後へ。それで、もうすごいシビアな、今自動車部品というのはすごいシビアなのです。初めて、ではこれやってみましょう、我々が全く違う業種のものをやってみましょうといってもすぐ手がつけられない。10年も20年も一生懸命やってきて、その技術の集積がやっと今自動車業界についていくという技術なのです。この前私の仲間が1カ月に80万本から100万本納めているものに1本ふぐあいが見つかったのです。これはホンダの部品です。それで、何のことないのです。ちょっとした傷なのです。そこから油がほんのわずかにじんでいった、販売した車が出た。これはえらい騒ぎになってしまった。それで、その対策をやるのにもう懲りた、懲りたと言っていましたけれども、大変な努力なのです、今自動車部品というのは。それで、それが、ちょっと説明しますと、保安部品と重要保安部品とに分かれまして、その重要保安部品に至っては不良はゼロなのです、不良品は。そうすると、それについていけるという技術というのはもうずっと蓄積した技術なのです。それが持っているのが全部中小企業。大きい会社はそれできないのです。それで、全部中小企業なのです。だから、そういうものは今寄居に仮に来たとしても、では、いい例が東洋パーツがここへ行きましたね、団地のほうへ、みどりが丘のですか。あそこへ行って、もうあれは東洋パーツという1つの長い技術があるわけです。だからできる。だから、新しい企業が来ようとしても無理がある。移転するのならいいのです、狭山からこっちへ来るのなら。だから、確かに今時間かかると言っただけでも、私は時間かかると思います。例えば、その工場を誘致し、またホンダの下請としての工場を誘致するということは、これはやっぱりこれから時間かかると思います。

それで、いま一つ。この前も話を出した矢祭町、我々は行ってきました。議員さん6人と、観光部会6人とで、おとしですか、行ってきました。それで、そのおとし行ってきたことについて、そのときにMSSという会社が来るわけですね、2,000人ぐらいの会社が。それで、既に着々ともう整地をして、工場用地を整地して、住宅地をつくって、265戸という1つの団地をつくっている。265戸ということは、上袋と下袋合わせたぐらいの戸数なのです。それが1つのできてしまうのです、町が。それで、そのところが整地をして、233軒も予約が入ったそうです。現実にはそのうちを建てるのが百十数戸もううちを建てているそうです。全部地元の大工さんを使っていると、できるだけ使っているという話が聞こえてきました。それで、そういう大きな団地をつくるということは、長瀬町においては工場用地も何もないわけですから、少なくとも8ヘクタールとか十何ヘクタールとかいう工場用地を確保しなくてはですからね、できない。でも、寄居に来るホンダのために住宅をつくる、一生懸命努力しているのでしょう、町も。町長さんも、その話を聞いていてわかります。わかるけれども、ちょっと積極性に欠けているような感じもする。感じもするのですよね。その積極性になぜ。

例えば、農業導入地区の岩田の団地に、工業団地になかなか1軒の民家がどいてくれないと。そういうことによってちょっと無理だとしてそれ断ったとかという話ですけれども、そういう中に町長さんみずからそこへ話しに行きましたでしょうか。それは係の人が行くのと課長が行くの全然意味が違うのです。だから、そういう1つの積極性。また、それがどうしてもだめなのであればやむを得ないでしょう。しかし、そういうぐらいの首長として積極的な行動を起こしてもらいたいという1つの願いがあります。

それと、今言った工場と農業の振興ということについてはそれで時間がないから終わりますけれども、今度は観光ですね。何かあそこの見晴のところの橋がまた階段が崩れたというような話を聞いて、私は実際行ってみないのですけれども、崩れたような話を聞いて、そのいわゆる災害復旧の予算というのは我が町はほとんどとっていない。そうすると、それが臨時的に出るのでしょうか、修復のあれが、それが1つ。では、そこに階段をつくってやるという問題、町がつくってやる、あるいは前は相当地元の人たちが努力してあそこを改修したということを聞いております。それから、何回も口酸っぱくして言っているのですけれども、費用対効果、いわゆる投資効率ですよね、そういうものが観光においてこれからどのぐらい見込めるのか、宝登山の開発も含めて。観光振興という名のもとにどのぐらい見込めるか、あるいは予測はつかないでしょうけれども、全く無計画にそれをやるのではないと思うのです。今、費用対効果という問題が観光業者の中で、これは聞こえれば観光業者嫌がりますよ。だけれども、そういうものが一番大事なことはないかなと思う。長瀬という1つの有名な地名があるのですから、それを精いっぱい利用して、そして本当の意味の観光振興、どうも上っ面走っているような観光事業に対しての振興が、振興事業に対して、そういう感じがするのです。

例えば、どんどん、どんどん観光地が栄えて税収が入ってくるのなら、そこへいいではないですか、1,000万でも2,000万でも5,000万の投資しても。それが投資効果がないとするならば、観光立町として、観光立町という言葉がもう最近ちょっと幾らか言葉薄れてきましたけれども、観光立町ということで前は盛んに言っていました。もし観光立町ということは、観光が主であるという意味なのです、立町というのは。工業立町なのです、長瀬町は、早く言って。だから、その辺も観光振興について、これからどういう考えでいるのか。これから宝登山の開発、大々的な宝登山の開発、そういうものをこれから推し進めていくのか、あるいはある程度、この間、町長さんは行けなかったけれども、三春町行ってきたのです、我々下水道で。そのときに私はこういう質問しました。下水道事業の問題でこういう質問したのです。これからどういう状況で、全体の工事規模はどのぐらいなのですかと言ったら、いや、わかりませんということです、担当が、その企業局の人が。いやいや、行き当たりばったりですよ、だめなら途中でやめてしまうのですよ、全部やるなんてそんな計画ありませんよというおとり、笑いながら。では、何のために私は三春町行ってきたのですかということになる。そうではなくて、やはり本当の意味の観光振興を望むのであれば、これから宝登山の開発がこういう形でいきます、あるいは当然長瀬の業者の意識高揚もありましょう。意識改革もありましょう。そういうものを含めてひとつ町長さんの考え方を聞かせてください。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） いろいろ多岐にわたってお話をいただきました。聞いていて非常に参考になるというふうに思います。順番はとにかくとして、花の丘構想という名前をこれから具体的にどういうふうにするかということについても決めていかなければいけないことですが、これは非常に長瀬の将来にとっては画期的なことだというふうに私は考えておりまして、本来県造林で木が切れないという県は基本的な考え方を持っておりまして、それを突き崩すのに4年かかりました。しんが欠けていて用材にならないという話を私の方で申し上げましたら、それがきっかけになって、分収林だから、では切って売ろうということになったという話を農林振興センターから聞きました。それは一石を投じられたというふうに思っておりまして、たまたまそのときの農林振興センターの所長の小室という方が今、緑化推進委員会というのが県にありまして、外郭団体だと思いますが、そこの専務理事をやっております、今度の花の丘構想につきましても本当に親身になってお力添えをいただき、お金までその植栽の基本的な苗木代と称し

まして100万円を出していただくというようなことまでやっていただいております。それで、実はきのうもその植栽についての基本的な考え方についての会議に出席いただき、基本的なことが決まりました。それは、百年の森づくりの会という、埼玉県で主な高等学校のOBが参加してやっているところがとりあえず半分は植栽をします、10月28日を期限として植栽をやる。その地域の子供さんや、お年寄りや、それからNPOの人たちにお集まりいただいてやるという準備が始まったようであります。そのあとの半分は熊高の百年の森づくりのOBの人たちがその下は春に植栽をしてくれるというふうに基本的に変りました。

その後、この間県の森づくり課に平参事とお邪魔をいたしまして、いろんなお願いと希望を申し上げてきました。それは、今NPOといいますか、企業は自己PRも兼ねてなのでしょうが、植栽、それから水源を守る、森林を守るということに対して大勢の企業が手を挙げていただいております、埼玉県でもそれを具体的に何年か前から始めましたというお話をいただき、長瀬でもぜひそれをお願いしたいというお話を申し上げましたら、森づくり課ですから、当然年次計画によって伐採をするということは承知の上で、それでは私のほうから、超一流企業というお言葉がありましたが、そういうところに声をかけて長瀬への植栽、ある意味では長瀬を宣伝するということも含めた植栽計画というのを立ててもらうようにインターネットで募集をしてみますというお話をいただき、喜んで帰ってきたわけであります。

そういうような状況で、具体的に費用対効果について今これを語れと言われてもちょっとそういうものの手持ちがございません。ですけれども、私は長期的な視野から考えると、この山を彩りのある移ろいの感じられる山にするということは、はるかに私たちが予測を超えるような大きな効果が出てくるというふうに確信を持っております。これをどういうふうに展開していくかというのが大きな問題であります、先ほど申し上げましたように、県の森づくり課でも積極的にご支援を申し上げ、ご指導をしますというありがたいお言葉をいただいておりますので、この辺も私たちの期待するところでありまして、百年の森づくりの会も真剣に対応していただくということで、その2町歩のことについては責任を持っていただくという方向で話が決まりましたので、この辺はありがたいことだというふうに考えております。

それから、先ほど企業の土地の問題と、それからホンダ開発の問題がありますが、実は寄居も非常に神経を使っております、この間お聞きしましたら、実は独身寮をつくるという話がホンダから町のほうへ来たそうであります。それで、ここのところを頼むというお話をいただいて、町のほうがようやく動きましたら、1人の人がまだちょっと考えさせてくれと言ったら、その話をホンダのほうへ持っていったら、もうあそこは要らないと、違うところを見つけるからいいやというような非常にぴりぴりしたような状況で、町もホンダとの対応にはかなり神経を使っている。そういう状況で、その独身寮一つにとってみてもなかなか厳しいな、企業のあり方というのを再認識したといいますか、非常にこの町の対応がこれからうまく続くのだろうか、そういうことを考えます大きな要因は、エンジン工場が小川に行ったということも含めて、全部寄居ではないという思いを寄居の人たちもお持ちになったのだらうと、そういうふうに考えております。

それで、岩田の工業用地の問題に戻りますが、あそこも東洋パーツが実は向こうに行く前、みどりが丘に行く前にあそこに工場をつくりたいということで動きました。しかし、その問題が解決できませんで、あきらめてみどりが丘へ行ったという事実があります。これは、やはり具体的なものが出てこないのに、民家の人はこちらからアプローチをするということについては相当な費用もかかるわけでございまして、そういうことをご理解いただくことが前提でないと私たちも交渉はできないというふうに思っております。

す。5,000万でも6,000万でもかけても移転していただくというようなことを勝手にできるような状況にない。町の財政ご存じのとおりだと思いますが、そういう状況でありますので、その辺はそういう企業が希望するところがお見えになったときに基本的には話が始まるのだろうというふうに思っております。

それから、観光立町の話は、先ほど申し上げましたように、費用対効果についてはなかなかその具体的な数値を今申し上げるような状況にないというふうに思っています。ただ、将来的には長瀬の自然をということを考えますと大きな前進になる。ただ、長瀬の観光をやられている方たちで私は1つ不満に思っておりますことは、景観がよくて、例えばロウバイが植わってというようなことがあって、一年じゅう仕事ができるような状況になりました。そういう意味で自分で宣伝をし、各地を回って誘客をするような状況にならなくてもお客は来るのです。私の友達で秩父で機織りを今広めようと思って本気でやっている人にこの間お聞きしましたら、秩父は芝桜のときと秩父のお祭りしか人が来ないということです。今夏でもほとんど来ていないよと、長瀬へ来ると非常に夏休みの間大勢の人が来ていて、これはすごい資源だ、長瀬の知名度はすばらしいなというふうに改めて、長瀬の人間でありながらそれを再認識したということです。それをうまくいわゆる商売につなげるかどうかというのは観光業者の大きな責任だと思いますが、その辺がよそから買ってきたものを売るというようなことだけではだめだと。そうではなくて、特化したものを売って商売をしてうまくいっている方が何件かいるのです。そういうところとお互いの観光業者がうまく連係プレーができてない。これが大きな問題だというふうに私は思っています。これは、これから私たちもそういう中に入って生意気なことを申し上げながら、やっぱり連帯感を持った観光開発ができないと長瀬は置いていかれる。その大きな問題が今寄居皆野バイパスの皆野地区の戦場ですか、あそこを向こうに越える橋ができ上がりつつあります。こういうことを考えますと、そんなに時間を余裕持たないで観光業者が一致団結できるような体制をとらないとまずいのではないかというふうに思っております。

きのう実は観光、船玉まつりの警備についての反省会がありました。私も出席をさせてもらいまして、警察や、消防や、それから交通安全の人たちで話をお聞きいたしました。ことしは6万人を超えるような人数の方がお見えになったということで、その割合には非常に警備がうまくいった。やり方を少しずつ変えていくということが大きな問題点でありますし、警察のほうも長瀬の駅のほうで花火が見えますから、込み合う前に長瀬のほうへ移ってごらんになったらいかがですかということが実際放送したのです。これは私もまずいなと思っていたら、それが交通整備にうまくかわりができたということなのだそうです。でも、私はお客さんからクレームがきましたよという話は申し上げました。そういうような状況で、いろんな意見があって、それを1つに束ねるとするのはなかなか難しいな。ただ警察とすれば、来年もそういうふうにして、あれだけの大人数が一時的に入ったり出たりするにはそれなりの対策を立てなければ必ず問題が起きますよというお話をされました。ですから、その辺も踏まえたこれから対応をしていかなければいけないと思っております。

答えになったかどうか分かりませんが、そういうような状況で、企業、特に世界的な展開をする企業が近くに来ることはまことにありがたいことではありますが、私たちは今のようなことを総合して、そこに勤める方たちも含めた若者で子供さんのいる家庭を長瀬町に住んでいただく、そのことにつきましては、超有名なブランドでありますから、それをフルに活用して、まずその住宅のほうからことし、来年あたりを1つの基礎をつくるために頑張っってやっていきたい。その先に企業誘致ということにつきましては土地のまとめとか、そういうことについてやっていかなければいけないのだろうと、そういうふうに考えています。

○議長（大島瑠美子君） 8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） なかなか具体的な話は聞き出せない。確かに難しい問題だろうと思います。しかしながら、これから長瀬町というものが単独でやっていく上においては、やはり税収の確保、まずそれが第一だろうと。ということは、産業の活性化だ。そういう中で、やはり町としても、立地条件とか、あるいは税制優遇とかいろいろ考えて、雑種地扱いにするばかりではなく、そういうふうなことも考えあわせて企業誘致とかそういうものにひとつ取り組んでいただきたいと思います。ひとつよろしくお願いします。

それと、農業振興という1つの大きな、長瀬町としては大した問題ではないけれども、私があるスーパーへ行ったら、地元の野菜が置いてあるコーナーがあるのです。それで、その人の名前はわからないのですが、1人の名前相当広いスペースで野菜が置いてあるのです。1つの大きな台の上へ、その人だけの名前なのです。その人がどういう農家の人だかよくわかりません。しかし、地元の産業が、いわゆる農産物がそういうところに置けるとい、置き出したという現状があるわけですね。だから、皆野があれば農協のあれが盛っている。残念ながら長瀬のほうは大したことないらしいけれども、秩父の別所のあっちのほうのJAのあれが盛っているというふうなあれ見ますと、まだまだ遊休地の利用というものが。それで、そういうものに対して、今いろんな予算書とかあれ見ますと、農業に対する補助金というのが非常に少ないですね。ブドウ組合とかそういうところ、もう既成の完成されたところというのは余り考えにはなくて、遊休農地の活性化、そういうものに対して少し思い切ってここで行政として、農協との連携も含めながらひとつやってもらいたいと思うのです。その2つだけ希望しておきます。

次いってください。

答弁してください、言っていないから。いいですか。

○議長（大島瑠美子君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） それでは、遊休農地の農業振興に対しての質問でございますが、一例で申し上げますと、中山間地域等直接支払い事業を小坂集落地区におきまして、ことし3年目になるかと思うのですが、やっております、秩父農林振興センター、JAちちぶ等のご指導のもとに、今年度しゃくし菜の栽培講習会を行いまして、十数軒のうち数名の方から試験的に栽培をしてみることになっております。現在遊休農地の農業振興に向けて努力をしているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○8番（梅村 務君） 次いってください。

○議長（大島瑠美子君） 次、8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） それでは、2番目に移りたいと思います。

行政改革について。引き続き厳しい財政状況においてさらなる行政改革推進が必要かと思います。財政健全化対策委員会において、特に業務委託の問題が大きく取り上げられました。委託の入札制、職員の資格取得による委託料の減額等、多種意見が出ましたが、その後業務委託の検証はどのように行っているのか、ひとつ行政改革への取り組みについても伺いたします。よろしくどうぞ。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

財政健全化対策委員会の中で委託料が高額になっていることがご指摘をされました。これはご存じのとおりであります。すべての委託料について委託料一覧を作成し、3つの部門に分けて説明をさせていただ

きましたが、平成19年度当初予算の内訳を同じように分類いたしますと、委託料総額の2億5,400万円の中には、1つ目として、扶助費的委託料がありまして、保育園の運営費委託料や養護老人ホームへの保護措置委託料の1億4,700万円が含まれております。このため、扶助費的なものが約58%で、委託料総額の半分以上を占めているという状況でございます。2つ目は、特殊の技術、設備など高度の専門的な知識を必要とする業務として、住民基本健診などの検査センターへの検査委託料、法律相談など弁護士への顧問委託料や不動産鑑定など高度の専門的な知識を要する委託料や、電気保安業務、消防用設備の保安、保守、心身障害者への自立訓練、在宅介護福祉サービス事業など、特殊の技術や設備などの委託料で、これらの委託料が約9,300万円あります。3つ目は、委託により効率化が図られるものとして、岩畳等清掃作業、桜管理、観光案内所業務や小中学校用務員派遣委託料などが約1,400万円であります。委託料の総額2億5,400万円のうち扶助費的な委託料と特殊の技術、設備など高度の専門的知識を要する業務で約2億4,000万円になりまして、全体の94.5%を占めております。これらの業務につきましては、職員が実施するに当たっても高額な機械が必要であり、資格を取っただけでは対応できる状況にありませんので、外部に委託をせざるを得ない状況になっております。また、保守業務などの納入業者以外では管理が難しいため、競争する相手がいないなど、入札を実施できない状況ともなっているわけでございます。3つ目の委託料により効率化が図れるものの中には職員で対応できるものもありますので、見直しを行った結果、議場設備保守点検委託料の廃止、庁舎清掃委託料、道路の測量委託料、中央公民館、郷土資料館の管理業務の一部を職員が行うことにより委託料を削減しております。皆さんご存じのとおりであります。その他、財政健全化対策委員会で答申された内容を実行すべく検討、実施しておりますが、扶助費などは今後さらに増加を見込まれておりますので、歳出の削減は非常に難しく、限界にきている状況にあるというふうに認識をしているところでございます。このため、今後はさらなる経費の削減に努めるとともに、自主財源を確保するという観点から、町税の徴収率向上のため、差し押さえなど滞納整理処分をより一層強めるべきと財政健全化対策委員からの答申にありますように、いろんな面から自主財源の確保に向けた取り組みを強化してまいりたい、そういうふうに考えているところでございます。

梅村議員に今お答え申し上げましたようなことは、非常に消極的だというご指摘をいただくのだろうというふうに思いますが、まずそこから始めて、それが積極的な展開ができるような道程をたどっていければ私たちはありがたいと、時間がかかるかなというお言葉を先ほどいただきましたが、これも役所の大きな弊害といいますか、そういう状況の中から脱出して民間の企業と同じような状況になるのにはまだもう少し時間をいただかないと難しいのではないかな、そんな思いを持っているところでございます。

○議長（大島瑠美子君） 8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） この数字を今聞かしても、委託料の専門性のものが非常に多いということでございます。また、扶助費の額が多いということ。道路後退等における測量の、これが町自体でやって、前回の議会のときに3,000万ぐらい浮いたという話を、年間ですね、聞いたのですけれども、そういうものが、あと94.5%ということになります。専門性と扶助費はこれ含んでしまっているともうそれは無理だということになる。問題は、専門性、例えばTKCのコンピューター関係の、いわゆる保守委託料みたいなものがそれが適正価格であるかどうか。あるいはまたそのほかにいっぱいあると思うのですけれども、入札という問題それで提起されているわけですから、委託料自体については入札は全く無理なのだということであれば話は全く別です。この話も全く意味がないことになるわけですから、そういうものも含めてひとつ考えていただきたいと思います。

それと、財政の逼迫したといっても、私はそんなに長瀬町は悲観してないですよ、財政的には。これから土地の売却等含めると恐らく何億かの金が入ってくるだろうと思う、今のあれ売れたと仮定して。そうしますと、そんなに悲観したあれはないと思うのでありますが、なぜこんなことを申し上げるかということ、夕張の隣に栗山町という町があるのですけれども、財政指数が0.2ぐらいなのです。大体当時の大滝と同じぐらい、1万2,000人で。それで、我が町が北海道の町の中で一番財政状況がいいのですよと、こういう言い方されたのです、企画財政の人に。ということは、我が町、0.47ですか、477ぐらいになっていると……

〔「499」と言う人あり〕

○8番（梅村 務君） 499になっている。この前のあれでいくと47幾つだったけれども、そうなっているとすると、財政指数そのものがそれだけよく、だんだんよくなっているということ。これは、私はこの前も申し上げたのですけれども、住民の皆様になんか知らしめることが余りやってない。6月の広報の中で実質公債比率という問題が出ましたね、24年までの。17.幾つまで下がりますよということ。私、今下水道議員のほうをやっておりますので、ここに起債残高のあれが、上水道、下水道持っているのです。それと、これからの計画、事業計画、下水道の、それがあるのですけれども、これからの事業はほとんどもうやる必要ない、下水道のほうは。当然それが入っているのだろーと思えますけれども、計画書によると、これがそうなのですけれども、下水道事業財政計画というのを去年の12月につくった。これ見ますと、今年度から平成31年度まで1億から1億1,000万ぐらいの事業で大体完成するのです。そうすると、ここで10年間で、十幾年間で十二、三億投資すれば大体下水道は、もちろん管渠とかそういうのも含めて、ポンプとか含めて完成する。その後は変わらないのです、もちろん補修、あれはかかりますけれども。そうすると、24年度までのその公債比率が出ています。それで、17.幾つまで下がると、今20.1だったのが下がるわけでしょう。そうすると、そういう希望をある程度数字を示して、公債比率が17.幾つ、何ですかというだけですよ、住民の方は。公債比率はどういうことなのです、17.幾つというのは何の数字なのかと聞かれてもみんなわからないわけです。だから、実際公債比率が下がるということはこうなのです、実際の数字はこうなのです、下水道のこれ償還金がこうなるのですよということを一部知らしめて、住民の方に、それで安心感を持つ。ナンバーツー、余り名誉なことではないですよ、埼玉県のナンバーツーでは。でも、そういう心配を住民に、それをまた仮に定住者問題にしたって、結局、さっき7番議員は言ったけれども、そんな町ではどうも行きたくないよという感情だって生まれると思うのです。確かに皆野町も同じような状態になります、今の財政力指数でいくと。基金が幾らかあるだけのことから。

そういう中で、皆さんが、行政の方がこういうものも含めて住民にこうなるのです、実際はこうなのです、そういうことを本当に広報か何かでわかりやすく知らせる必要がある、また義務があると思う。でも、この間の6月号によく出たと思いましたよ、6月の広報に、その公債比率の問題は。だけれども、それを出したとしても理解できない部分があるということを皆さんが理解して、こういう数字をして、下水道、上水道はまあいいですが、一般会計のほうもまあそんなにないからいい、特別会計のほうはこれだけまだ借金があるのですよ、これが年々減るのですよ、早く言えば。そういうことをこれは絶対知らせてほしいと思う。それだけひとつ行政の側として、いいではないですか、広報の1ページしたって、スペースを持ってもらっても。そういうことをひとつぜひやってもらいたい。

それと、町長の今までの答弁語録というのをちょっと反省してみたいと思うのですけれども、6月の議会で職員の教育について私は質問した。そうしたら、どうも教えても教えてもという表現があるのです、

ここにね。教えても教えてもあとはおわかりいただけるでしょうというような表現なのですけども、それだけ職員というものが金属疲労している、いわゆる疲労しているのかということ。それをこういう表現の中で、これは余り申し上げることではございませんがという断りもありますけれども。それと、私がこういう質問した。これから単独でやっていく10年なりの、長瀬町の財政に対するシミュレーションができていますのかと聞いたら、それに対しては答弁なかった。なかなか難しいですねという表現で終わっているのです。だから、実際我々が希望を持てるという1つの数字が少なくとも、財産の売却も含めて、財産売ってしまうわけです。それも含めて、こういうふうな見通しがあるのです。当然繰出金がどんどん多くなる。これはやむを得ない。医療にしても、保険にしても、これはやむを得ないと思う、高齢化していくわけですから。我々だってあしたいつ倒れるかわかりはしないのだから。そういう中で、こういう1つの、この町は大丈夫なのだよというような1つのメッセージみたいなものが欲しいのです。それについてひとつ。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 非常に高度な質問になって、難しい、お答えするのはなかなか難しい部分があるなというふうに思います。例えば、実質公債比率という問題も、竹中構造改革という、自民党をぶっ壊すという小泉総理の言葉に裏打ちされた地方いじめが始まったわけでありまして、これはきのうの安倍総理の演説の中に軌道修正をしますという話があります。これは軌道修正しなければ自民党は負けますから、間違いなく。軌道修正しても負けると思います。民主党の天下になるかどうかはわかりませんが、地方をいじめて国家の存立はあり得ないというふうに私は基本的に考えて、それを申し上げてきました。それは、特定な人間がどうこうということではなくて、今までの自民党の政策が地方をないがしろにしてきた、その集大成が小泉政権だったというふうに私は思っておりまして、これを軌道修正しなければ、地方の集合体が国家なのだということを私は県や国に行ってしょっちゅう申し上げています。いいところだけ日を当てて、暗いところに日を当てない、暗くするような政策が長い間国家の繁栄に寄与するはずがないではないか、今の自民党は何やっているのだという話をずっと申し上げてきました。そういう発言をすると、長瀬の町長はへそ曲がりだという話をされます。しかし、へそ曲がりでも何でも私たちは地方発中央行きという発信をしていかなければいけないと思います。その一番最たるものが社会資本の充実という大きなテーマになって、バブルのときに、例えば下水道に、長瀬町にしてみれば皆野と共同でやっております秩北衛生下水道組合に平成7年、8年、9年で60億を超えるような起債の許可がおりています。それは、実際に工事をやりました。しかし、その負担が今ようやく下げどまりというか、支払いが始まって、いわゆるピーク、アウトする寸前になっているわけです。そういう状況にありますと、実質公債比率で3年間の連結だよという話になれば、これは長瀬町がぶりから2番目になってもやむを得なかったと思います。

私は1年前から皆野の設楽さんが町長をやっているときからこの話を申し上げましたが、ご理解をいただけませんでした。それで、19年度から私が手を挙げて下水道の管理者をやらせていただき、実質公債比率の改善を図るために、資本平準化債という、いわゆる借換債ですよね、それを導入をして長瀬町から下水道に出す負担金が2億円台で済むことになりました、2億9,900万円。でも、3億を割りなさいというテーマは達成できたわけでありまして。そういうふうにしてやり方はあるのです。ただ、共同事業をやっているのは、隣の町理解も得ないとできないという部分がありました。1年それ先にいってしまったのですが、現実にはできませんでした。それから、その後、今これからの補正で組ませていただく予算の中にありますことが出てまいります。これも皆野町ではなかなか難しいような状況になっておるという話を聞きまし

た。ただ、予算は可決をされましたという情報が入っておりますので、その後につきましては、私たちは議会での審議は可決か否決しかないというふうに思っておりますので、それは粛々と行動を起こしてやっていけばいいのではないかと考えております。それはまた具体的にその補正予算のときにご説明を申し上げます。

そういうような状況で、実質公債比率が20.3になった、これは私はそんなに心配しておりません。水道のほうは私が18年度末で14億円台の起債の残高になりました。私が受けたときは19億たしかあったと思います。それはやり方によってできるのです。下水道のほうを今度やらせてもらうというときに、皆野のほうでは長瀬の町長には絶対に下水道はやらせるなという話まであったそうであります。それでは、できるかどうか私にやらせてくださいという、私のほうから皆野の町長をお願いをして下水道の管理者になりました。その資本平準化債を使って、今まで4億円近く出していたのが1億円減ったという事実があります。そういうやり方を考えていけばできるわけです。それは、当然広報でその総額の予算の編成の中で出てまいります、具体的な数値についてはなかなかわかりにくいという部分があります。これはしっかりメッセージとして、今梅村議員がお話しになりましたように、皆さんにご理解いただく大きなポイントになると思いますので、そういうことにつきましても周知をしていきたいというふうに考えています。

ただ、実質公債比率が20.3%になったから長瀬町だめだよということを私は言った覚えはない。ただ、私が町長に就任したときに、19年度は大変だよということを申し上げました。それは、19年度が大変だよというのは何を言ったかという、それは1つの問題点になりましたが、19年度が大変だよというのは、その前をしっかりやらないと19年度が大変だよということになるわけでありまして、それは職員がよくおわかりをいただいたのだと思ひまして、いろんな節約、皆さんにご迷惑をかけるような節約までしました。それで、我々も議会の人たちも報酬を削り、職員は調整手当という中央との賃金格差を是正するための金を私はゼロにしました。そうしましたら、職員がそれを受けていただきました。これは絶対反対だというふうに言われると思ひました。秩父の市長もあれだけ剛腕でも、よくやったね、おれはゼロにしようと思ひたらどうしてもできなかった、3%でしばらくいくしかないという話。私たちはおかげさまで職員に恵まれました、そういう意味では、という話を栗原市長にしました。そういう状況があつて、埼玉新聞の1面のトップで長瀬町、調整手当ゼロという。そのとき私、埼玉新聞に抗議をしました。何で抗議をしたかという、こんなものが、この程度のことが1面のトップに出るようでは埼玉新聞大したことないねという話をしたら、とんでもないわけだと埼玉新聞からおしかりをいただいたのです。多分日本でも、もしかしたら長瀬1つだよ。職員の協力があるというのはまことにありがたいではないかというおしかりを埼玉新聞の幹部からいただいたわけです。そうに言われてみると、確かにそうだ。そういう意味では職員がよく我慢してくれているというふうに思ひます。

それで、ラスパイレス指数も、横に逸れては申しわけないですけども、ラスパイレス指数が長瀬町が86なのです。皆野は79だそうです。でも、私は近い将来、職員がやっぱり意欲を持って働いてもらうということから考えますと、90を超えるようなラスパイレス指数にしていかなければいけない、これはしっかりやっていこうというふうに思ひています。

それと、職員の資質の問題につきましてのご指摘がありました。梅村議員も私はよく知っていると思うのですよね。おわかりいただいていると思うのです。おわかりいただいた上でのご質問だというふうに思ひますので深くは申し上げませんが、その辺は、多分私よりよく知っていてご指摘をされているのだらうと、そんなことなので、その辺でご理解をいただきたいと思います。

そういう状況で、一部事務組合の経理が大きな問題になっていることはご存じのとおりであります。これは、しっかり私たちがやっていかないと本体が危うくなるという警鐘を鳴らしてもらったのだというふうに思えば、私はそんなに問題にしなくても、あと3年たったとき、3年の連結ですから、3年先いかないうと、4年目にならないと具体的な数値というのは3年間の努力は4年目に出るわけですから、これは非常に痛いわけです、町長の任期というのは4年しかありませんから。1期最初から4年間やった者がその任期が終わったときに数値に出るという、そういうことになります。しかし、だからやらなくてもいいよという話にはならないと思います。懸命に努力するということを前提にしてこれは解決をしていきます。職員もこのことについてはもう道筋ができていますから、具体的なことについてはもう少し時間をいただいて、こういう方法でやりますというお話を申し上げたいと思います。実質公債比率が高くなったから長瀬町はだめだよということを私は考えたことはありません。ただ、危機的な状況にあるよという話は時々申し上げます。でも、将来どうにもならないよということ、それは国の政策の転換があるかどうかということが大きなテーマになる。国が今このままいけば、長瀬町だけでなく、北海道を初め東北、九州、四国というのはほとんどだめになるはずであります。実質公債比率が25%を超えているようなところが20%になるような状況に、多分19年度の決算が終わればそういう数値になります。それをどうにやるかというのは国の問題だと思うのです。意見はどんどん申し上げますが、そういう状況でありますので、この辺はしっかりやって皆さんの期待にこたえていきたいというふうに思っております。そして、あとは国家戦略がいかに方向転換できるか、このままいけば日本の国は地方から崩れていくというふうに私は思っております、これを何とか変えていただきたいというのが大きなお願いであります。

以上です。

○8番（梅村 務君） 議長、厳しいから終わります。

○議長（大島瑠美子君） はい。

○議長（大島瑠美子君） 次に、2番、村田正弘君の質問を許します。

2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 今8番議員の質問に対しては非常に時間が、7、8分過ぎていますが、似たようなことを質問させていただきましても、行政改革についてなのですが、これは私がもう3回やってきたことで、まだ行政改革実施計画が策定されて1年5カ月が過ぎております。前回からの進捗状況と実施効果は金額にしてどのぐらい改善されましたか。改善ということですから、ついて歩くものには金もあるはずですよ。もう一つは、未実施であった住民との協働、ともに働く事業の検討はどうなりましたか。これは、未実施という項目が幾つかあったわけです。この辺をお答え願いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） それでは、ご質問にお答えいたします。

初めに、行政改革実施計画の前回以降の進捗状況でございますが、新たな財源確保といたしまして、広報紙への有料広告募集を広報7月号に掲載しましたところ、1件の応募がございましたので、広報10月号「くらしのメモ」の欄外に掲載させていただきます。今後も財源確保のために広報紙やホームページ等でPRしてまいりたいと存じます。また、徴収体制の見直しを行い、地区別に担当者を決め、催告書や電話

催告の強化を実施するとともに、臨宅回数の増加に努めた結果、町税と国保税を合わせた徴収率の改善年度比は、現年度課税分で0.24ポイント増加の97.29%となりました。

次に、実施効果は金額にしてどのくらい改善されたかのご質問でございますが、財政健全化対策委員会の答申を踏まえ、財政健全化に取り組んでいるところでございます。18年度決算につきましては後ほどご審議いただくところでございますが、17年度と18年度の決算額で比較できるもののうち主なものを報告させていただきます。

まず、歳出関係でございますが、町長等の特別職の給料月額を特例で減額するとともに、期末手当につきましても役職加算分、年間の支給月数を減額したことにより、約400万円の減となっております。続きまして、特別職委員の報酬額を原則として10%から20%減額するとともに、費用弁償を1,200円から500円に減額したことにより、約320万円の減となっております。職員の給料、各種手当につきましては、国の給与構造改革に準じた給与制度の見直しを行い、給与の適正化、調整手当、特殊勤務手当の廃止、地域手当の未導入、管理職手当の特例減額等により、約3,870万円の減額となっております。町単独補助金につきましては、補助金の効果や適格性の評価を行うなど総額の抑制を図ったことにより、約480万円の減、負担金につきましては、その効果、目的が明確であるか等の検証を行い、削減に努めた結果、約190万円の減、議員の皆さんの報酬月額の減額、期末手当の年間支給月数の減数をさせていただきましたことや、1名の欠員によりまして、約620万円の減となりました。これらを合計した5,880万円が削減されました。なお、測量機器等道路改良工事や排水路整備、道路後退部分整備等に伴う境界測量、境界ぐいの再現等を職員が行ったことにより、委託した場合の概算設計額に対して、機械借上料とその差額が約1,950万円の減となっております。

続きまして、歳入関係でございますが、財源の確保といたしまして、未利用地財産の処分を実施したことにより、約1,090万円の収入増となりました。また、住民票の写しや納税証明書等の各種証明交付手数料の受益者負担金を見直し、150円から200円に引き上げたことにより、約9万円の増となっております。町営住宅入居者から駐車場使用料を徴収することといたしましたことにより、約140万円の増、これらを合計した1,239万円が収入増となっております。

次に、未実施であった住民との協働事業の検討はどうなっているかのご質問でございますが、児童生徒を危険から守るため、地域でのパトロールを中心に防犯活動を行っていただくパトロール隊を結成し、安全で安心して暮らせるまちづくりに貢献していただいております。現在54名の方に登録していただいております。また、平成18年度事業で元気はつらつサポーター養成講座を開催し、その卒業生57名のうち24名の方が元気はつらつサポーターとして地域でのお茶会の開催や筋力トレーニングのサポート、町の介護予防健診のお手伝いなどを行っていただいております。本年6月に初めて開催した元気モリモリ大会にも参加者として、またボランティアとして活動していただいております。

地方分権の時代を迎え、これからのまちづくりは町民と行政が力を合わせ各種の課題を解決していくことが一層重要となってまいりました。今後も町民の皆様にご協力いただける業務について検討してまいりたいと考えております。行政改革実施計画は75項目で構成されておりますが、5月の調査に比べ8月の調査では実施済みが4項目の増で56.0%、着手が3項目の減で42.7%、未実施が1項目の減で1.3%となっております。実施計画の計画期間は平成22年度までですが、着手、未実施の項目につきましては、できるだけ早い時期に実施し、実質的な効果が出せるよう職員一丸となって取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 伺ったところによると、非常によくやっているように聞こえます。金額にしても5,880万円ですか、それだけ金額換算をすると節約というか、改善されたという方向に向かっているということです。ですが、まだこれで終わりというわけではなくて、これから後にも、今回の議会の中にも出てきますけれども、町長がよく言っている職員の数の話なのですが、時によっては、人によっては、見方によって人数が少なく大変という人もいますが、まだ見れば多いという見方をする人もいるわけです。その辺のことについて、この後の中に職員の定数条例の変更というものが出てきましたけれども、これは執行部のほうから出していただきましたので、非常に外堀が埋まっていくという考え方になると思います。それはそれとしまして、今後改善とか改革でまだできるものがあるのかということ、非常に厳しい言い方ですけども、改善とかいうことはこれで終わりというのはいないですね。ここまでやったらもうこれ以上できないというやり方でやるのだったら、そこで終わってしまうのですけれども、ずっとできるという考え方でやっていくわけです。その辺について、総務課長の上にあります参事は、まだこの改善ができるというふうに考えているのか、もういっぱいというふうに考えているのか、どちらかの答えをいただきたいと思います。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（新井敏彦君） 村田議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

先ほど細かい実施の効果等につきましては総務課長のほうからご説明させていただきましたが、全体として着手、実施等含めて96%ぐらいやらせていただいているわけですが、これにつきましても職員一丸となって、5年間の計画ということではございますが、村田議員さんのご指摘にありますように、なるだけ前倒しで、なるべく5年間かからないように実施に向けて今努力をしているところでございます。

また、あの計画にあります、あれはなるだけ早く実施させていただくということでございますが、そのほかにも今議員さんご指摘のように、今後の改善する事柄というのはまだまだたくさんあると思っております。今行政改革推進本部も課長以上の職員で構成しておりますので、その中の会議でもあの計画の中にまだ取り入れられてない部分等いろいろな意見をそれぞれ出しながら、今後とも実施に向け、それから新たな改善の方向に向けて努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 今参事から非常に前向きな答えをいただきました。ここまでやったらもうこれ以上できないという答えが出てくるのかなと思ったら、そうではなくて、まだありますよという答えなので、非常に安心をしました。ついては町長にお伺いしますが、この改善をまだありますよというようなことが出てきましたので、今後やはり今まではトップダウン方式ではなかったのですけれども、その辺の改善について、改革本部からどういうものが項目が出てくるかわかりませんが、町長は今後この改善ということに対してどんな取り組みをしていく意向なのか、お尋ねをします。

以上です。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

先ほどから問題になっております職員の数の問題、この後ご審議いただくことになりますが、私たちとすれば、私は今思い出したのですけれども、この前事件があって町長選挙が行われて、選挙開票即日就任

ということがありました。そのときに職員を前にしてあいさつをということで申し上げたときに、65人体制がとれるかどうか長瀬町の将来を決めるのだろうと、そのくらいでやれるくらいの体制をとらなければいけないと私は考えますという話を申し上げました。それで、途中では言い過ぎたかなという思いがありましたが、今現実に問題と考えて、梅村議員の質問等々考えますと、実際に本当にやっている人間は65人ぐらいだと思います、70人程度ということになります。それは内容については申し上げませんが、ご理解がいただけるのではないかなと思います。そういうやっぱり職員ですから、それなりの生活給というものを当然こちらから申し上げます。そういうことから考えますと、人件費というのは固定費でありまして、非常にある意味では重い負担になるという言葉が適切かどうかわかりませんが、そういう状況で推移していることは確かであります。そういうことから考えますと、埼玉県が日本で一番県の職員が少なく、県民1万人に11人とかと言っています。まだ減らすという話であります。そういうことから考えても、私は地方の自治体を守る職員の数というのは絶対に必要であります、数が多いからいいということでもない。そういうふうに考えておりますので、私は今考えておりますことは、65人から70人ぐらいでできないこの町の将来計画は立ち行かなくなるだろうと思っています。これは今からしっかりやっていかないと、就任して6年たつわけですが、そのとき言ったことのずっと気になって考えながらこうやってきておりますが、多分その数値に持つていけないのではないかと考えています。

ただ、新しく採用する年限がもう5年以上途絶えておりますので、そういうことを考えますと、やはりリニューアルといいますか、スクラップ・アンド・ビルドといいますか、そういう入れかえのときに多少なりとも1人なり2人なりという補充はしていけないといけないのではないかな、それを考えて、その辺が非常に私たちの難しいところだというふうに思っています。団塊の世代の定年が間近になっておりますが、それはそれとして、長瀬町はその後が問題であります。その後をどうにするかということと、職員の資質の向上をどうに図るかということは大きなテーマになってくるだろう。人が減れば減るほど個々の資質は高めていかなければいけない、そういう思いを持っておりますので、この辺も時間のかかることで、なかなか言うはやすく、行うはがたしという状況になっておりますが、研修もしっかりやっていきたいというふうに考えて、今県で職員の資質向上のための組織ができております。私もその、例えば企業研修とかそういうのを方々へ出してしておりますので、人づくり広域連合という名前の組織でございますが、その議員になれということで2年前から議員をやらせていただいて、大勢の方とそのお話を承っております。県南のほうはもう完全に自治体もバブルなのです。そういう状況になって、この小さな埼玉県でも地域間格差というのはすごい差がある。これはやっぱり私たちの力だけではどうにもならない部分がありますので、この辺もそういうところに行って意見を申し上げてきています。それを聞き届けたから簡単にはい、わかりました、こうなりますよという数値が出てこないのが大変だというふうに思っておりますが、この東京から80キロ圏でそういう暗い部分、日の当たらない部分というのが現実にあるという事実もわかってほしいということは県のほうにも申し上げます。そういうことをしっかり伝える責任、それと地域おこしはイコールではありませんが、やっぱり自助努力というのが大きな底辺になればその地域は疲弊していくというふうに思いますので、議員のご指導、お力添えをいただきながら、私たちも全力でまちおこしをやっていきたいというふうに思っております、いろんなことをやっていきます。

ただ、皆さんから見ると非常に不満な点が多いだろうということは承知をしておりますが、やっぱり財政との兼ね合いがございまして、なかなか思うようにいかない。民間だったら借金してやればいいということありますが、借金でも実質公債比率というのが出てきましたので、借金をしないでなるべく返すとい

うようなことがテーマになってきておりますので、この辺が難しいなというふうに考えているところであります。

○議長（大島瑠美子君） 2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） この1番目には最後になるのですけれども、先ほど来私の質問ではないのですけれども、町長がラスパイレス指数のことを言っていましたが、トータルの人件費が変わらないで人の数が減れば当然ラスパイレスは上がっていくということになりますから、その辺もよくお考えを願いたい。ということは、パイの分け合いの話ですから、給料は高くなるということになるわけなので、人の数が減って賃金が、予算が同じなら1人当たりはふえますから、ラスパイは上がったという勘定になるわけです。ですから、その辺もよくお含みおいていただいて、この改善には努力をして、最終的には有能な人材が残っていくことを希望します。その問題は終わりにします。

2番目ですが、いいですか、2番目にいって。

○議長（大島瑠美子君） はい、どうぞ。

○2番（村田正弘君） 宝登山花の丘について。先ほど来、緑地だとか、観光資源の振興とかいうふうなお話も出ていましたが、植栽計画の現在の進行状況をお伺いします。非常に単純な質問ですけれども、よろしくお願いします。

○議長（大島瑠美子君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） 村田議員さんのご質問にお答えいたします。

植栽計画の進捗状況ですが、20名の委員の方を委嘱し、県造林伐採跡地の植栽計画を策定するため、宝登山植栽計画策定委員会を組織して3回開催をいたしました。策定委員会で決定し、町長に提案したことは、平成18年度に伐採し、いわゆる坊主山になっているところですが、宝登山の正面であり、下からよく見えますし、雨等による侵食、崩落の危険防止を考慮して早急に植栽が必要と考えられます。委員の一人であります百年の森づくりの会から会の結成10周年記念事業として伐採跡地に植栽がしたいとのお申し出があり、提案された植栽計画書案を委員会で検討し、百年の森づくりの会で植栽を実施してもらうことを了承し、町長に提案いたしました。

なお、宝登山花の丘という名称ですが、県立長瀬玉淀自然公園における公園計画を作成するに当たり県との協議に必要なため、仮称として使用しております。花の丘の名称についてでございますが、各委員の方々から提案いただきました36案について、町長がこれらを参考にして正式な名称を決定いたします。今後でございますが、月1回の割合で委員会を開催し、今後伐採される県造林の植栽計画を策定し、町長に提出いたします。町はこの計画を参考に植栽を進めてまいりたいと考えております。また、本年度の百年の森づくりの会の植栽計画につきましては、山桜等約600本の植栽を10月28日日曜日に実施することになっており、現在植栽に向けて準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 計画ということで、今わかっているところまでがお話があって、私の質問の前に町長から2分の1は来年の春というふうなお話がありました。ことしの台風も非常に多くて、雨が多くて、あの山からストレートで出てきたおかげなのかどうかわかりませんが、長瀬のほうではあの川に面した下流のほうで水があふれたということもありましたけれども、山が木があったらならなかったか、なくなったからなったのかわかりませんが、いずれにしても早く植栽をしておいてやらないと困ると

思います。半分はできるということなのですが、その半分というのは、今見えるほうの半分なのですか、それとも全体の半分なのですか。

それから、20名の委員会ができましたということを知ったのは初耳なのですが、この辺のメンバーには何か議長は入っているというようなことをちらっと聞きましたが、土地の貸した人とかそういう人も入っているのかどうか、どんな人が入っているのか、差しさわりがなかったら、差しさわりが無いというよりは差しさわりは全然ないと思いますから、前進的なことなので、どんなメンバーなのかお知らせを願いたいと思います。その2つお願いします。

○議長（大島瑠美子君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） それでは、再質問にお答えいたします。

先ほどの半分というところでございますけれども、宝登山の正面から見まして、今見えるところが急なところが見えているかと思うのですけれども、その急のところの上半分を今回10月28日に植栽を予定してございます。約1ヘクタールぐらいな面積になるかと思います。下半分については、町長のほうでもお話がありましたけれども、その後に植栽をするというふうな予定でございます。

それと、メンバーの関係でございますけれども、共有山の代表の方、入っていらっしゃいます。金崎国神共有地組合、長瀬共有地組合からお1人入っておりまして、あとは長瀬町桜と松等を守る会、長瀬町観光協会、長瀬町商工会、長瀬の花と緑を守る会、長瀬町シルバー人材センター、ラビッシュ、全国森林インストラクター会、秩父鉄道株式会社、百年の森づくりの会、知識経験者として、元宝登興業社長の方、社団法人埼玉県緑化推進委員会、埼玉県秩父農林振興センター、社団法人埼玉県農林公社、社団法人埼玉県の種苗センター、それと議長さん、それと宝登山神社、宝登興業、そちらの20名の方が委員の方に入っておりますので、その方で協議をしていただいているという状況でございます。

失礼しました。もう一名落としてしまいまして、玉泉寺の方が1名ほかに入っていらっしゃいます。

以上でございます。済みませんでした。

○議長（大島瑠美子君） 2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 先ほど、前に私はどんなものを植えるのですかと聞いたときは、山桜という話はなかったのだけれども、今度は山桜が出てきて、桜は非常に花の咲いている寿命が短いのですけれども、まだあと半分はもう少し花が咲いている時間が長いようなものとか、ただの青い木植えるのではなくて、花が咲く木、特に夏になると花がなくなりますね、その辺のことをよくお考えでお願いできたらなと思います。その辺のことについては、委員会には町長は入っていないようですけれども、町長のお考えはいかがですか、お伺いします。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 非常に専門家が多いのです。そのためになかなか議論百出で、その植生、それから在来種、外来種、そういうことに対するいろんな意見があって、話がまとまりづらい。今までの段階では、外来種は植えるべからずというような意見が出てくるわけであります。そういう中で、例えば高木、中木、低木という植え方があって、その高木として桜を植えて、その中に例えば違う木を植えて、その花が落ちたり、紅葉したりというようなことを植えるとか、そういういろんな意見が出ております。そういう中で桜というのが1つのテーマになっておりまして、私たちも基本的には桜はもうかなり充足しているなという思いがあります。ただ、私もお願いした立場ですから、そういうことを申し上げた上で結論に対してはこれを尊重していくということは大切なのではないかなと思っておりますが、できれば、例えば私なんか

考えるのは、夏であれば百日紅というような夏の花がいいかどうかは別にして、そういうようなものもあるのではないかとという提案を申し上げました。ただ、やっぱり専門の方たちからいうと外来種だと、外来種は植えてはいけない、自然植生を大切にしないと山は守れませんよというのがその共通した認識なのです。この辺が私は、外来種は植栽すべからずというのがテーマにあると難しい場面に遭遇するのではないかと。

ただ、今の2町歩のことについてはそんなに難しくないと思いますが、あと全体で40町歩を超えるような面積があるわけでありまして、一番の問題は、県が県造林を伐採すればあとは構わないということなのです。当然県がやっていただけると私たちは思っておりましたら、もう手を出さないということなので、それでは長瀬町の地域にある山だから、なけなしの金を我々は協力としてやりましょう。ただ、私たちが町の金をそこへ使うわけにいきませんということで、先ほどだれかの質問で申し上げましたように、緑化推進委員会、それから企業、秩父鉄道、そういうようなところでお金を出していただいてかなりの金額は集まりました。これを苗木代に充てる、それから植栽をするための人たちのお茶代ぐらいはできるのではないかと、何百万という金が集まっておりますので、それを大切に使って木を植栽していくということが私たちの事務方としての仕事になるだろう。しかし、長い年月でありますから、その1つだけの組織ではなく、先ほどから申し上げましたように、大手の企業で手を挙げてきているところがあるというお話がありまして、そっちのほうに県のほうからもつないでいただけるというお話をいただき、非常にありがたいと思っております、そういう企業の方たちは長瀬の宣伝もすると。長瀬でこういうことをやっています、長瀬の観光の宣伝もしていただけるという話でありますから、一石三鳥になるのではないかとというふうに非常に期待をしているところでありまして、そういうところとのこれから、暮れあたりから来年度に向けての伐採計画の後をどうにするかという県からのご提案のありました企業との話し合いになると思います。そういうことなので、非常にそれ私たちにとっては画期的なことの1つになるだろうと思って期待をしているところでございます。

○議長（大島瑠美子君） 2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 時間はまだありますが、3回聞きましたので、終わりにします。非常にCO₂の削減ということで、日本の企業は今一生懸命やっていると、その辺に乗っていけるようなお話が町長からありましたけれども、CO₂は排出取引市場なんていうのができて、国際的な取引になるようですけれども、そういうふうな方向に向かっていく企業が来て一緒にやってもらえると非常に長瀬町も町の宣伝、それから企業の宣伝、それからCO₂の削減に寄与できればいいなというふうに私思っています。

いろいろ質問をさせていただきましたが、ありがとうございました。終わりにします。

○議長（大島瑠美子君） 以上で通告のあった一般質問は全部終了いたしました。

これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時40分

再開 午後2時55分

○議長（大島瑠美子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（大島瑠美子君） 日程第4、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今期定例議会に町長から提出された議案は、議案第33号から議案第44号までの12件でございます。

議案はお手元にご配付してあるとおりでございます。個々の議案内容の報告は省略させていただきます。

各議案に対する提案理由、その他内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。

◇

◎議案第33号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君） 日程第5、議案第33号 長瀬町職員定数条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第33号 長瀬町職員定数条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

複雑多様化、専門化する行政事務に対応したいため、町職員の定数条例を改正したいので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 議案の内容等について総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） それでは、議案第33号 長瀬町職員定数条例の一部を改正する条例につきまして説明いたします。

複雑多様化、専門化する行政需要に対応したいため、町部局の一般職員と保健師業務の定数を一本化すること、また現在の各部局の職員配置等を考慮して定数の配分を見直すとともに、さらに定数を減じたいため、96名の定数を90名にする定数条例の一部を改正するものでございます。

参考資料の新旧対照表をごらんください。左側が現行、右側が改正案でございます。第2条第1項の1号で、町長の事務部局の職員は、一般職員69人と保健師業務に従事する職員4人に分かれています。制度の改正等により保健師の増員が必要となりましたので、改正案のとおり71人に減員するとともに、一般職、保健師と分けずに定数とするものでございます。教育委員会の事務部局の職員につきましては、現在の人員と同数に改正するものでございます。なお、議会事務局につきましては、この条例で町長部局の職員が1名兼務することに既に規定されております。

3項3号につきましては、長瀬町社会福祉協議会、長瀬町観光振興株式会社、長瀬町シルバー人材センターへ規則により以前は職員の派遣が可能でしたが、現在では派遣法に基づく派遣条例を制定すれば派遣

できますが、条例が未制定のため派遣できませんので、削除するものでございます。なお、規則につきましては既に廃止してございます。

第3条の職員の定数の配分につきましては、「前条各号」を「前条第1項各号」に字句を改正するものでございます。

この条例は、平成20年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） これより本案に対する質疑に入ります。

10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 定数を96から90にするということについては、しょうがないのではないかという意見もありますからそれとしていいですけども、今まで審議された参事の問題やら、課長職が兼務する問題から、いろいろ問題点が言われたと思います。7日の埼玉新聞で、今公務員というか、役場職員も含めて、結局人が少ない、公務員の厳しい目を負う中で、いろいろ役場職員の病気になるがちだ、うつ病になるがちだという何か書いてあったのをちょっと見ました。私も思うには、幾ら職員を少なくしても、その今度の役場の中でも、特に課が統合しまして、例えば地域整備観光課というのですか、その課ができて、それに対して経験のない人が、経験というか、いろいろ役場の中で、この前も言ったように、いろんな人事くぐってきてそこについて、一通りの回ってきた人がその課長になるということは広い目でいろいろ対応できるのですけれども、今の役場職員の人事異動の姿見ても、同じところに長くいる人、またその反面、広いところを歩いて、そこで課長職についている、そういう中で、やはり人員が少なくなった中でいろんな仕事を対応できる人づくりをしなくてはならないということでは、今の役場職員の人事異動や姿見て、対応できなければ結局ある人に相当集中的に仕事が回ってくるのではないかという、そういう危惧がされているのですけれども、それについての対応の仕方が、これからどうなるかわかりませんが、ちゃんとしていかないと職員が育っていかないのではないかと思います。それで、結局はあの人員がこっちの課に来ると嫌だからといってまた同じところに回されてしまう。そういう中では、そのしわ寄せが町民に来るのです。要するに、ひずみが来るのです。その中で対応できないというのが見られるのですけれども、それについて町長、やはりそういうことを全体的に見て人事異動していかないと、これから結局回っていかないのではないかと思うのですけれども、そういう危惧がされるのですけれども、どう考えていますか。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） おっしゃるとおりだと思います。ただ、諸般の事情がありまして、先ほど申し上げましたような状況で、異動不可能になる人もおるわけでありまして、それが長くいるということにはならないと思いますが、そういう状況、例えば窓口業務で住民サービスの先端になるべき人間でも、やはり人を選ばないと問題だ。ただ、全部を適材適所に回すのが一番理想なのですけども、なかなかそういう人事配置ができないのが苦しいところであります。先ほど梅村議員のご質問にもお答えしましたように、その辺は皆さん、一番役場職員との接点の多い方でございますから、私たちのほうから具体的なことを申し上げる前に、ご存じいただいていると思いますので、その辺はお許しをいただいて説明にかえさせていただきますが、いずれにしても公平な人事というのが大前提でなければいけないというふうには考えているところであります。

○議長（大島瑠美子君） 9番、染野光谷君。

○9番（染野光谷君） 職員のこれ、71とあるのですが、この前も言ったかもしれないけれども、町長が議員のときの話をちょっとよろしいですか、言っても。これで、町長が議員のときには、よく当時の町長に、私なら役場の職員を半分にすると。それから10年、町長になって約10年。現在町長になって本当にそのときに言ったならば実行してもらいたいのだよね。もう町長も10年、3期目だから、ね。だから、定数をこんな半端なことではなく、そうに言ったのだから、どうですか、ちょっとその当時と今の気持ちを言ってください。ちょっと聞いて、それからでいいや。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 私が就任したときは多分104人いたと思います。96のところ104人いたわけでありまして、やはり人数を、現在90だから90にするわけであります。それ以上に人がいたときにその定数をそこまで持っていくということは不可能でありますから、人数が減ったときにだんだん減らしていくというのが定数条例の改正につながるわけでございまして、これは例えば何人か減員になれば、そのときにまた定数を減らしていくわけです。長い道のりをだんだん経ていかないと、ふやすことは簡単ですけども、減らすことは大変なのです。役場の職員が定年を迎えてやめるのか、途中でやめるのかは別にして、そういう状況を勘案した上で定数条例というのは成り立っているということをご存じいただきたいと思います。

○議長（大島瑠美子君） 9番、染野光谷君。

○9番（染野光谷君） よく覚えてもらってよかったけれども、ではその当時の人口は何人ぐらいだったのですか。9,000人か幾人ぐらいだったかね。そうすると、今1,000人ぐらい減ったか、700人か。一応そういう、それに基づいてやるのかもしれないけれども、思い切った、町議を10年、町長を10年で、実際に町長になったのだから、いや、なかなかうまく言うなあと思っておれも聞いていて、もうそれから20年だからね、本当に町長になったのだから、そのぐらいの、やっぱり今親方なのだから、だからそのぐらいの大変なのだからね。だから、実際になったのだから、そのぐらいのことを言える人だから、実行のできる人だから、町長ももう3期目で、2期かい……

〔「6年目だよ」と言う人あり〕

○9番（染野光谷君） 6年目か、ああ、2期目か。まだ2年ばかりあるから、だからそのぐらいの任期、いま2年あるのなら、そのぐらいの決意を持って町政、町のことを考えて、町をこれを存続していくのなら、さっきも何とかなるというようなあれ聞いていたけれども、そのぐらいのお考えで、まあいいことだよ、定数減らすということは。本当ですよ。ああ、6年ですか、町長ね。

どういう形でも、本当そのぐらいの、定数を半分かおれならするぞと言って、ああ、なかなかうまくいこうと言うなとその当時の町長に一生懸命言っていたけれども、そのぐらいのお気持ちでいてください、最終は。

○議長（大島瑠美子君） 5番、野原武夫君。

○5番（野原武夫君） 町長が先ほどの答弁の中でスクラップ・アンド・ビルドという話をされた。ということは、非常に厳しい話のほうへ入っていくわけだけれども、私としては優秀な職員が、いつも言っているとおり、優秀な職員の集まりなのだから、そんなスクラップする必要はない。そのなるべき人をもう少し教育をする必要があるのではないか。遠くから眺めていて、あいつは遊んでばかりいるとか、何も使い物にならないとかということを言っているのは、これは管理者の能力不足なのであって、管理者責任というものから考えると、これはそういう人をほおっておくほうが間違いだと。能力がないから何とかやめさせる方法ないかなんて言うのは間違いであって、いる人は、前の前任者含めてですけども、入った人

は一生懸命教育してもらいたい。そして、町民のためになってもらうということは、今スクラップできないという事情があるわけだから、ぜひスクラップをしないで、ビルドのほうに持っていったら、町民のためにもせっかくの財源は使っていただきたいというふうに町長をお願いいたします。これは町長だけではなくて、管理者全員の方々にそれぞれの立場でそれは育成をするということは必要な義務だろうと、これはぜひ実行して立派に育てていただきたいということでございます。せっかくの90人になったところで、スクラップが何人いるかなんて計算したくはないので、よろしくお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 6番、新井利朗君。

○6番（新井利朗君） 6番の新井です。

今現状に合わせて、1名減員がいて、来年春には90名になるというふうなことから定数条例改正案が出ていますが、先ほど町長の話の中にも定員が96人でありながら104人就任時いたというふうな話でありました。この職員の増につきましては、定員以上にいたわけでありすけれども、以前聞いた中に町長採用枠というのがあって、町長が就任したことについて、結局何人か定員以上に入っているような話もありました。そういうこと聞いたことがあるのですが、その町長採用枠の基準というのは、根拠というのはどこにあるのでしょうか。総務課長か、参事か、教えてもらいたい。これを防止しておかないと、また長でもかわったときに出てきてしまう可能性があるわけですね。ですから、そういうことも含めて今回の改正についてお聞きしておきたいのですけれども、特殊技能ということで採用したのがただの運転手であったというふうなことも聞いています。そういうふうな状態のことの基準、明確にしておいて、それが破られないような、結局その定数法が守られるような状況をしっかりと決めておいていただきたいという上から質問します。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 町長採用枠とかという特別な枠は、採用するのは町長ですのであれですけれども、そういう特別な枠があるということはございませんで、この定数の中で退職したりしたら欠員を補充するというような採用というのはあるかと思いますが、特別な枠はないと思っております。

○議長（大島瑠美子君） 6番、新井利朗君。

○6番（新井利朗君） 今までも規則的にはそういうふうな状況だったのかもしれませんが、現実として人数がオーバーにいたというのは、それが実施されていた。その採用枠があった状態であって、結局今町長が就任されてからは半ば決まっていたような状態の人が2人入られ、またその後1人どうしても状況、包括支援センターの事業が入ってきたことから入ったようなことが見えるわけでありすけれども、その採用枠をとにかくしっかりと何か明示しておくような方法、採用枠のないということ、定員法を守るという、その辺のところをしっかりと明確にしておきたいと思うのです。そして、あとそれと同時に、これから徐々にまださらに定員、定数が、これからは少し若い者も入れておかななくてはいけないので、2人やめたら1人入れるとかいうような状況も出てくるかもしれません。そういうふうな状況なんかも踏まえて、徐々に減らしていく傾向あると思うのですが、毎年これは多分採用されると思うのですけれども、その採用枠のとにかく防止というか、そんなふうなものをしっかりと明確にしておきたいので、よその自治体の枠のこともあるでしょうけれども、ぜひどういうふうにしてもらいたいのか検討していただきたいし、また早目に教えていただきたい。これは町長の独断権といいますか、専任権というか、いわゆる専らの権のほうかもわかりませんが、その辺のところをしっかりと明確にしておきたいというふうに思いましたのでお聞きしているわけなので、ぜひ研究しておいていただきたいと思うのです。定員法の中に結局

その辺のところについて定員法を遵守する、特別職の特別採用枠というのはないというふうなことを明確に明言しておくような状況のことも必要ではないかというふうに思うわけであります。どうでしょう、参事。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（新井敏彦君） 質問にお答えさせていただきますが、採用枠というのは、法的にも条例規則上でもないと思います。根拠のある法的とか、ある程度そういった根拠のあるものではないと思います。ですから、それを撤廃するというか、もともとそういったものはないということで理解をいただいたほうがよろしいかと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 6番、新井利朗君。

○6番（新井利朗君） 採用枠はないというのが実際には現実にはあったというのは事実なのです。採用委員会というふうな状況の中で、結局試験をしっかり受けて、そういう登録しておく中から最近では通常採用はされたのだと思うのですけれども、その辺のところの採用委員会といいますか、そういうようなことについてはどうなのでしょう。開かれていない、それとも独断でこれを採用するよということで決まってしまうのですか。では、町長。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） これからはそういうことのないような枠といいますか、枠というか、決めて、やっぱり定数以内というようなことは確たるものをしっかり共通認識をして持つことは当然ですけれども、それ以外に文言としてやっぱり何かに落としておく必要がある、今新井議員のご指摘のとおりでありまして、この辺についてはこれからちょっと時間をいただいて検討させていただきます。それで、そういう文言が例えば条例や規則の中に入れられるかどうかということについても考えてご連絡を申し上げます。できれば次の議会にそれを提案するような状況でやっていきたいというふうに考えています。

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑はございませんか。

7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） ちなみに、町職員でご夫婦でお勤めになっていらっしゃる方が何組いらっしゃるのでしょうか。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 6組だったと思います。

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑はございませんか。

8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） さっき10番議員が言ったように、職員の事務の停滞とかそういう1つの問題が起きるのではないのかということも危惧しておりましたけれども、私がまたある町へ聞いてみたのです。職員の仕事のノルマというのはあるですかと聞いたら、ないというのは、ノルマは。ノルマのつくりようがないと、こういう言い方したのです、企財です。それで、ではノルマがないのだと毎日来て何やるのだということが全く目標がないということになる。その辺を事務効率の問題で、やっぱり職員が今90に何とかというの今問題になっているけれども、町長の言うように65人体制でできるのですよということになれば、この前町長に言ったように、職員の後ろへ立ったことがありますかと私が聞いたら、そういう問題も含めて、やはり65人体制でできるのだという町長の考え方の中で、これからはそのためのトレーニング、トレーニングということで3回、今回言わなかったけれども、言っているのです、職員のトレーニングが必要

ですよ。来て、パソコンを見て、きょう何やるのですか、仕事の内容はどのようなのですか、事務効率はどうなのですかということの算定のしようがない、はっきり言って。それで、公務員法の中で町長はそれを行わなくてはならないという一項があるのです、今ちょっと見つからないのだけれども。公平委員会もそれに対する資料を提供しなさいという問題もあるのです。だから、町長としての職責の中で、今裁量の数の問題がありましたけれども、それはあくまでも定員、定数をここで今条例可決されれば、その数に合わせなくてはなのですよね。あるいは来年3月まで猶予があるのかどうかわかりませんが、そういうところはわからないけれども。それで、私が一番今ここで考えたのは、やっぱり役場へ来てきょうは何をやるのだ、これは何時間かかるのだという1つの、ノルマというとなんだけれども、そういう1つの目安というものが無いのかな。それはあると思うのです。

それと、また矢祭町が出ます。おとし行ったときに、合併しない町ということで有名になって、いろんな全国から来ています。それで、パンフレットもらってきた中に、室長になった人が女の人なのです。それで、その人が夫婦で勤めているのです。それで、夫婦というのはまずいということで、どうも慣例として夫婦で勤めてはまずい、初めですよ、入所したときに、と言ったのだけれども、人事委員会いわゆる提訴して、それでも2人で頑張りましょうといって夫婦で今やっていますけれども、その旦那のほうは今企財課長です。それで、女性のほうは室長で、財政改善や何かいろいろ改革をした人、その人が、名前ちょっと忘れたけれども、かわいいような名前です。それで、その人が今教育長になっています、矢祭町の。それを、結局今6組いるということは、これは多いですよ、確かに。まあ庁内、職場結婚なのでしょうから、これはどうにもならないやね。そこまでどうも邪魔するわけにいかないし、それにしても、そういう状況の中でそういう職員入れて、これから当分の間採用しないと書いてあります。それで、60人体制にしますというふうなことをはっきり書いてあるのです。それにもまして、補助金を全部カットしますと、5年以内に。だから、あと3年で補助金一切カットするというようなことまではっきりうたっている。

だから、それは別問題として、今言ったように、職員のノルマの問題、それあるのかどうか、その辺は非常に難しいと思います。難しいと思いますけれども、でもきょう来て何をやるのだという目標がないと困る。一日過ぎればいいのですよというのでは困る。きょうこの書類をつくるにはではどのぐらい時間があればいいのか、能率的にできるのかということを考えて、だつてまるっきりないのだとすれば仕事やることないのだから、その日に来て。それは1つの計画性のもとにこういう書類をつくり、県のほうへ提出するこういう書類をつくり。その女の人も言っていました。来ては農業委員会関係やっていて、毎日県の書類をつくって、こんなところへ勤めたくないということすらはっきり言っているのです、そのパンフレットの中で。だから、それをひとつどうなのでしょうかね、参事さん、だれか答えられたらひとつ、町長でも結構です。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（新井敏彦君） 梅村議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

確かに行政、公務員の行政の事務というのは、一般の企業ではきちんと生産過程とかいろいろ1つの仕事をやる場合にずっと組んでいる過程があると思うのですけれども、確かに見えにくい部分というのはあると思います。相談が、例えばお年寄りとか、身体障害者の方が来て1日相談して終わってしまうとか、ご相談に乗ってしまうとか、どうしても公務員の仕事というのはそういった意味で毎日の生産性をきちんと出していくというのはちょっとわかりづらい部分はあると思います。ですが、今ご指摘のように、これからは公務員の場合にも民間企業に準じた成果等を出していくということで、いろいろと財政面において

も貸借対照表とか、そういったバランスシートとか、そういう考えも出てきておりますので、そういった業績の評価ということについても今後町の執行部の幹部全体で考えてまいりたいと思っております。

それから、先ほどのここであれなのですがけれども、総務課長が答えた「6組」というのは「7組」の誤りでございました。1組落ちておりました。失礼しました。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） 今総務課長の参事のほうの話を聞くと、確かに難しい問題あるのですよね。それはわかる。わかるのです。私がひょいっとこう、9時20分ごろかな、それで来たら、パソコンのページの一番最初を開いている人がいるのです。何するのと聞いたらば、いや、これからやるのですよ、それで初めてパソコン開いているのです。では、その間一生懸命物を書いていたのか、頭の中であれしていたのか、ほとんど上部団体に対する書類の作成だと思うのです、私は、ほとんどが。それは結構部分を占めていると思う。それと、もちろん町内の配布物とか、そういうものだと思う。だから、全くノルマがないということは非常に、民間企業、製造業とかそういうものに関して、あるいはサービス業でもいいですけども、そういうものに関してよりは確かに難しいだろうけれども、まるっきりゼロではないと、その効率化の問題は、早く言えば。その辺を、一日充実した仕事をやるとすごい爽快ですよ、はっきり言って。それで、結構頭もぼけないし、いや、来年認知症になるかもしれないです、私も、それはわからないけれども、そういうことで、一応考えてみてください。例えば、どんな職場においてもきょうは何をやるのだということが全く突然降ってくる、突然わいてくる。きょうはこれやっておきなさいと上司に言われてその書類づくりをする、こういうこともあるでしょう。しかし、まるっきりその仕事をやるのは、朝来たらもう次は何をするのだということはわかっているはずなのです、必ず。それをどう能率をよくするか、効率をよくするかということを考えてほしいと、こう言っているわけ。

だから、全く無理であればこれは話はもうここで議論は終わるわけだけれども、そういうことをひとつ、町長どうですか。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 仕事というのは課に配属をされたときに基本的に何をやるかというのは決まっているわけですよ。その中で、例えばその間に住民からの電話が来たり、現地に行ったりというようなことがある場合があります。でも、基本的にはその人間の資質の問題だと思うのです。きょう仕事が終わったときにあした何をやるのだという当然翌日の仕事の手順というのは、帰るときに翌日の手順は当然踏んで帰るのが普通の公務員の第一歩だというふうに私は思っています。それはわからなかったときは課長が指示するとかと今お話がありましたけれども、当然そういうことになるために課の長がいるわけだし、参事がいるわけであります。ただ、先ほどから何回も申し上げているような状況の中で、そういうことに順応できないという部分もご理解いただけているのだと思いますけれども、その辺が問題なのです。だから、私が言っているような65という数字があながち間違っていなかったなという思いを持っているのはそこなのです。だから、やっぱり言われてやるのと、言われなくてもやる人間というのはどんどん、どんどん開いていくのです。それはご存じだと思います。黙っていてもどんどん仕事を進めて、その先に先にとやっている人間もいます、中に。言われてもやらない人間もいるのです。例えば、渉外で外へ出て話をすれば、その行った先で言い争いをして帰ってくる。その余波が課長のところへ来たり、主幹のところへ来たりして、その調整するのに1日かかるなんていうことが随所に行われているわけなのです、事実の話申し上げ

ると。まことにお恥ずかしい話だけれども、現実はそのようなことが繰り返しが結構あるのです。

だから、予定立たない部分はありますが、とにかく本人が一番よくその課のことについてはわかっているわけですから、きょうやった仕事、その継続があしたなのか、この仕事が終わってあしたは違う仕事をやるのかということについては、当然前の日にわかっているというのは、一番直近のことですから、当然それを考えて翌日に臨まなければいけないというふうに思いますよね。その辺が、指導力がないと言われるとそれまでなのですけれども、やはり人間というのは100%みんな同じ能力を持って、同じ行動力を持っているということではありませんので、先ほど野原議員におしかりいただきましたが、よくわかるのです。よくわかるのだけれども、そういう状況もご理解いただけないとちょっと難しいなという思いがありまして、これを私たちの組織を活性化するための大きなテーマなのです。これがうまくいっていないというのは私の責任だといえば責任なのですけれども、そういうことも参事といつも集まったときにも、とにかく職員を元気に一生懸命働くような体制をとってもらうために参事制度というのはつくったのだというのはよく参事も知っています。その内部調整についてもよく動いてくれています。ただ、そういう問題について具体的にこれをやればこう解決するという特効薬がないのです。そこが私たちが、民間の企業みたいにずっと仕事が流れていて、もう自動的にそういう、例えば渉外だとかそういうのはまた別の組織がやるということになればそうですけれども、例えば町民健康福祉課でもそうですし、地域整備観光課でもそうですけれども、ぽーんと電話が入ってくると、それにどっと動くということがあるわけですよね。例えば、今度の台風みたいなことがありますから、そういうときに柔軟に対応できるだけの能力を持っている人が全部いてくれば全く問題ないわけです。その辺が非常に苦しいところなのです。その辺でひとつご理解をいただきたい。

○議長（大島瑠美子君） 2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） この定数条例の一部の改正するということで、96から90にしたということについては私は評価をします。というのは、やはり決め事の基本的なものをきっちりつくっておかないと人の数を減らしていくという方向にはいきづらいわけです。ですから、先ほど来この条例にたがはめておけというふうな意見が新井さんから出ましたけれども、そのたがもはめられるのか、はめられないのかは今後検討するということですが、ぜひこの辺も検討して、人の数を減らしていかないと、皆さんご承知のように固定費が非常に多くかかっているわけですよね、町の運営のために。ですから、そこをやっつけないとよくはなりませんよということなのです。人に手つけるのは一番最後ということをよく言っていますけれども、人に手をつけざるを得ない状態になっているのだということを職員の人にも、給料が上がらないでも我慢するというのは、手当がふえなくても我慢するというのは我慢なのですけれども、我慢だけではなくて、もっと非常につらい我慢をしてもらうところに長瀬町は来ているのだという危機感をよく訴えたほうがいいと思う。

それではないと、これちょっと定数のこととは違いますが、夫婦で勤めている人は何人いるのだねなんて言ったら、だんだんふえてきて、最後は7組なんていうふうになりましたけれども、その人のそれなりの生活のするための計画があって勤めているのかもしれませんが、そういう勤めをしたくたってできないでいる人が町の中にはいっぱいいるわけです。だから、そういう人の生活から見れば、私に言わせれば非常に裕福な生活ができていないのかなというふうに思います。ですから、そこら辺も、勧奨退職制度とか何とかいうものがあるとかないとかという話も聞いていますが、町でもあるにはあって、その何ばか勧奨退職というか、いうことをやれば余計出すとか、退職金ふやすとか何かあるようですが、

民間会社ではみんなそれがあってやっているわけですが、できればその人たちに協力をしていただいて、例えば何千万かその期には、その年度には余計かかるかもしれませんが、ずっと長い目で見ていけば年間700万でいくわけですから、700万1人に余計出したって1年分で終わってしまうわけですよ。そういう考え方もすれば予算をこの議会に持ち出しても、議員だって計算がきちっとできると思いますから、そういうものが出てくれば、そのときにはやはりきっちりした裁量を下したい、判断をしたいと思います。

いずれにしても、96から90にしたということに対しては私は評価をしますので、今後なお一層このたががはめられるものならたがをきっちりはめて、そうしてこれが続いていくことを首長にお願いをしておきます。

以上です。

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑はございませんか。

4番、齊藤實君。

○4番（齊藤 實君） 今村田議員のほうからお話があったとおりなのですが、私もその枠を決めたということに大賛成でございます。ただし、この中で今7組という夫婦の方がいらっしゃるというお話でございます。これはもっとふえてしまったら困るとか、それを減らすとか、どんなふうにするのか。決まりというのは何かあるのですか、ないのでしょうか。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） そういう決まりとかございません。

○議長（大島瑠美子君） 4番、齊藤實君。

○4番（齊藤 實君） ほかに聞くと、ちょっと聞いたことがあって、秩父市あたりではそれを夫婦になると何か勧告を出してどっちかやめるとか、職場転換するとかというようなことを決めているというお話を聞きました。それで、ほかにもちょっと聞いたので、とにかく7組は多いのではないかなと思ひまして、それでは10組、15組ふえたらどうするのだと。20組にもなってしまったら困るのではないかと。要するにいろいろ憶測で物を言っているのですが、それではある程度歯どめというのもないと今後どうするのかということになると思うのです。ですので、職場転換あるいは勧告して、やめろというのもあるわけですが、どんなふうにか策を考えてやっていただければいいのではないかと。何か癒着したような感じもできるわけですよ、夫婦で同じところにいるわけですから。ですので、その辺も、きょう決めろというわけではなく、1つの課題として何か方法を考えてほしいと思います。町長、どう考えますか。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 先ほど申し上げた役場の職員の資質の問題と今の問題が非常に大きな2つの問題になっているのです。これは、民間の場合は不文律がありまして、結婚した場合はどちらかやめるということがあるようであります。私の娘の場合もそういうことがあって外国へ飛ばされました、亭主がですね。4年行ってこいといって外国へ行ったとき、4年と言われたので、では4年ではなくて5年行かせてくださいと頼めと。そうしたら、では5年行ってこいといって5年行ってきました。そういうことがあるのです。だから、その夫婦だというペナルティーを与えるわけに民間もいかないと、やめなさいとも言えない。ただ、そういうグローバルな組織であれば、例えば国内にとどまらない、例えばアメリカへ行け、オーストラリアへ行けという転出の方法があって、その夫婦のどっちかがやめざるを得ないようなことはできるわけです。ただ、長瀬町のこと考えるとそれが不可能なのです。ですから、例えば秩父の場合は、では大

滝の支所だよ、吉田の支所だよというような、そういうことはできると思うのです。そういうようなことでやっていくしかないのかなと思いますけれども、長瀬町も定数条例の中でようやく90になるという、私の任期あと2年ありますが、もう一回は枠を、もう一つたがをはめていけるような状況にしたいというふうに思っておりますが、ただ、今齊藤議員からご指摘のようなことを、枠をはめるというのは、これできるかどうか、人権上の問題にもなるというふうな思いもあってちょっと難しいのかなと思って、とにかく検討してみます。ただ、不可能に近いのではないかなという思いを持っておりますので、その辺もご理解いただきたいと思います。

○議長（大島瑠美子君） 4番、齊藤實君。

○4番（齊藤 實君） 今町長からお話があったとおりなのですが、その話を真剣に、ほかでもやっているような気がするので、その辺も考えていただいて、できるのなら定数を減らすということで、これは必要なことだなと思います。ぜひこの辺も考えていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（大島瑠美子君） 1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） この議案は異議なしで通過していただけるものと思って私は発言を避けていましたが、皆さんの発言聞いていると、この議案とちょっとずれた発言なので私も同じにさせてもらおうと、今齊藤議員からも言ったように、夫婦がだめだとか、何がだめだとかと言っていますけれども、この人数を減らしていくのは、町長が解雇権があれば、一番その解雇権が欲しいのだということをもう再三議事録にも載っているの、それが使えればこれ定数もっとどんどん、どんどん町長が言うように減らせるのだと思うのです。そういうのができないからこの人数をここで上程しておいて、頭を抑えながらだんだん減らしていくのだという私は解釈でした。そこで、今言うように、夫婦者が悪だとか何とか言っていますけれども、一人者だって使えないような人を先に減らすべきだと私は訴えて発言したいと思います。

○議長（大島瑠美子君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第33号 長瀬町職員定数条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。



◎議案第34号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君） 日程第6、議案第34号 長瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第34号 長瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係規定を改正したいので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 議案の内容等について町民福祉課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 議案第34号 長瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、町長が申し上げましたとおり、健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、一部負担金の割合を改正したいので、条例の一部改正を行うものでございます。

それでは、内容についてご説明申し上げます。参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。下線の部分が訂正箇所でございます。まず、第6条、一部負担金の（１）、（２）でございますが、乳幼児の自己負担軽減措置の対象年齢を3歳未満から義務教育就学前とするものでございます。

次に、（３）でございますが、70から74歳の現役並み所得者以外が医療機関等を受診した場合の自己負担割合を1割から2割とするものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は、平成20年4月1日から施行するとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大島瑠美子君） これより本案に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第34号 長瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。



◎議案第35号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君） 日程第7、議案第35号 長瀬町小口融資斡旋に関する条例を廃止する条例を議題

といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第35号 長瀬町小口融資斡旋に関する条例を廃止する条例についての提案理由を申し上げます。

信用保証制度に責任共有制度が導入されることにより、町の制度見直しにより条例を廃止する必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 議案の内容等について地域整備観光課長の説明を求めます。

地域整備観光課長、説明。

○地域整備観光課長（染野真弘君） 議案第35号 長瀬町小口融資斡旋に関する条例を廃止する条例についてご説明いたします。

提案理由で町長が申し上げたとおり、平成19年10月1日から融資制度の信用保証制度が改正され、責任共有制度が導入されることによりまして、町の制度見直しに伴い条例を廃止する必要が生じたものでございます。これまで町の融資でございますが、審査会での決定を受けまして、その後金融機関を経て信用保証協会に保証申し込みとなる追認保証形式から、町は受け付けに限定しまして、金融機関を通じて保証申し込みを行う経由保証となりますことから、審査や融資決定の判断は金融機関及び信用保証協会で行うことになるため、本条例を廃止するものでございます。

では、議案第35号参考資料をごらんください。図が2つあるものでございます。初めに、①、現在となっているものが廃止する条例の内容を図にしたものでございます。②の新たな制度とした場合でございますが、条例を廃止しますと新たな融資制度が必要となるため、あっせん制度と同様に中小企業者が融資を受けられる制度として、長瀬町特別小口融資に関する規則を制定していきます。この規則の目的としましては、資金調達に困難する町内小規模企業者の信用力の不足を補い、特別小口の事業資金の融資を促進するとともに、町内小規模企業の振興を図ることを目的にしております、平成19年10月1日に公布する予定でございます。

なお、この規則で定めます融資額でございますが、1小規模企業者に対する融資額は300万以内でございまして、廃止するあっせん制度と同じ融資額になっております。同等な内容となっている状況でございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） これより本案に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第35号 長瀬町小口融資幹旋に関する条例を廃止する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。



◎議案第36号～議案第39号の説明

○議長（大島瑠美子君） 日程第8、議案第36号 平成18年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第9、議案第37号 平成18年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10、議案第38号 平成18年度長瀬町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11、議案第39号 平成18年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第36号から議案第39号まで、平成18年度の各会計の歳入歳出の決算認定についてご説明申し上げます。

地方自治法第233条第1項の規定に基づき、去る7月13日、会計管理者から各会計ごとの決算書が関係書類を添えて提出され、同条第2項の規定によりまして、監査委員に決算審査の依頼をし、8月16日に意見書が提出されましたので、同条第3項の規定により、議会の認定を賜りたく提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 各会計の歳入歳出決算概要について、会計管理者の説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（大澤彰一君） それでは、平成18年度一般会計、特別会計歳入歳出決算書によりまして、各会計の歳入歳出決算概要を順次ご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

表紙及び目次をめくっていただきまして、次のページ、青色の紙になりますけれども、ごらんいただきたいと存じます。平成18年度長瀬町一般会計歳入歳出決算書。歳入決算額28億9,409万224円、歳出決算額は27億5,697万9,238円、歳入歳出差引残額1億3,711万986円となっております。

次に、1、2ページをごらんいただきたいと存じます。歳入決算でございますが、款、項、予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較で調製してございます。

次の3ページ、4ページをごらんください。一番下になりますが、歳入合計欄をもとにご説明申し上げます。予算現額が28億3,529万円、調定額30億2,529万2,729円、収入済額28億9,409万224円、不納欠損額159万328円、収入未済額は1億2,961万2,177円でございます。

収入済額の主なものでございますが、前に戻っていただきまして、1、2ページの款1町税の8億8,714万1,566円、款10地方交付税8億8,057万1,000円、3、4ページになりまして、款14国庫支出金1億158万5,736円、款15県支出金1億842万962円、款18繰越金1億7,102万8,231円、款20町債の2億8,600万円等でございます。

不納欠損額でございますが、２ページの町民税51万5,628円、固定資産税101万2,500円、軽自動車税6万2,200円を合わせました町税の159万328円でございます。また、収入未済額でございますが、町税と、次のページの保育所保護者負担金、さらに育英資金の貸付金の償還金となっております。

続きまして、３、４ページの歳入合計欄の予算現額と収入済額との比較、一番最後になりますが、でございますけれども、これは予算現額から収入済額を差し引いたもので、三角、マイナスの5,880万224円となっております。予算現額より収入済額が多い、5,580万224円多いものでございます。

続きまして、次のページの５、６ページをごらんください。歳出決算でございますが、款、項、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較で調製しております。

５ページから８ページのうちの、次の７、８ページをごらんいただきたいと思います。一番下の歳出合計欄でございますが、の予算現額が28億3,529万円、支出済額27億5,697万9,238円、翌年度繰越額630万円、不用額が7,201万762円でございます。

支出済額の主なものでございますが、前のページの５、６ページ、款２の総務費 7 億4,368万582円、款２民生費 5 億6,821万3,797円、款４の衛生費 5 億5,983万2,631円、款８土木費 1 億3,287万9,783円、次のページの款９消防費 1 億5,568万2,737円、款10教育費 2 億4,956万6,541円、款12公債費 2 億4,878万6,011円等でございます。翌年度繰越額630万円でございますが、こちらは社会福祉費の後期高齢者医療事業でございます。予算現額と支出済額との比較につきましては、7,831万762円でございます。

少し飛びまして、106ページをごらんいただきたいと思います。一般会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額、歳出総額は、先ほど申し上げました収入済額の合計、支出済額の合計で、歳入歳出差引額はその差額でございます。翌年度へ繰り越すべき財源でございますが、後期高齢者医療事業の財源のうち、一般財源分の315万円でございます。歳入歳出差引額から先ほどの翌年度へ繰り越すべき財源を控除した実質収支額でございますが、1 億3,396万986円となるものでございます。

続きまして、すぐ右のページをごらんください。平成18年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書につきまして申し上げます。

歳入決算額 9 億2,674万988円、歳出決算額 8 億6,164万4,271円、歳入歳出差引残額6,509万6,717円でございます。

107ページ、108ページをごらんください。歳入決算について申し上げます。こちら一番下の歳入合計欄でございますが、予算現額 9 億1,156万円、調定額 9 億7,533万3,340円、収入済額 9 億2,674万988円、不納欠損額は国民健康保険税の218万5,894円でございます。収入未済額でございますが、国民健康保険税等の4,640万6,458円でございます。一番右の予算現額と収入済額との比較でございますが、三角の、マイナスの1,518万988円でございます。

収入済額の主なものでございますが、款１の国民健康保険税 2 億4,419万5,429円、款５国庫支出金 2 億4,416万4,258円、款６療養給付費交付金 1 億8,266万3,000円、款７県支出金5,478万1,979円、款８共同事業交付金5,643万5,907円、款10繰入金7,239万5,599円、款11の繰越金6,822万2,494円等でございます。

続きまして、次のページの109ページ、110ページをごらんください。歳出決算について申し上げます。一番下の歳出合計欄の予算現額 9 億1,156万円、支出済額 8 億6,164万4,271円、翌年度繰越額262万5,000円は、総務管理費の一般管理事業でございます。それから、不用額4,729万729円、予算現額と支出済額との比較につきましては、4,991万5,729円でございます。

歳出済額の主なものでございますが、款２の保険給付費 5 億7,195万3,098円、款３老人保健拠出金 1 億

4,241万9,885円、款4 介護納付金5,698万8,979円、款5 共同事業拠出金4,730万6,849円等でございます。

少し飛びまして、132ページをお開き願います。こちらは国民健康保険特別会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額、歳出総額は、先ほど申し上げました収入済額の合計等でございます。翌年度へ繰り越すべき財源でございますが、一般管理事業の財源のうち、一般財源分の12万5,000円で、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を控除いたしました実質収支額は6,497万1,717円となるものでございます。

続きまして、すぐ右の平成18年度長瀬町老人保健特別会計歳入歳出決算書につきまして申し上げます。

歳入決算額は7億5,560万8,665円、歳出決算額7億3,357万1,406円、歳入歳出差引残額2,203万7,259円でございます。

133ページ、134ページをお開きいただきたいと思います。まず、上の歳入決算について申し上げます。歳入合計欄の予算現額でございますが、7億8,527万9,000円、調定額7億5,560万8,665円、収入済額7億5,560万8,665円でございます。収入済額の主なものでございますが、款1の支払基金交付金の3億9,946万264円、款2 国庫支出金2億2,534万493円、款3 県支出金6,159万5,000円、款4 繰入金6,148万8,000円等でございます。不納欠損額、収入未済額はともにございません。予算現額と収入済額との比較は2,967万335円でございます。

次に、その下の歳出決算について申し上げます。歳出合計の予算現額は7億8,527万9,000円、支出済額7億3,357万1,406円でございます。支出済額の主なものでございますが、款2の医療諸費の7億3,053万3,041円でございます。翌年度繰越額はございません。不用額、予算現額と支出済額との比較は、同額の5,170万7,594円でございます。

144ページをお開き願います。老人保健特別会計の実質収支に関する調書でございます。本会計におきましては、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は歳入歳出差引額同額の2,203万7,259円となるものでございます。

右のページをごらんください。平成18年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算書につきまして申し上げます。

歳入決算額は5億2,032万2,733円、歳出決算額は4億7,747万1,328円、歳入歳出差引残額は4,285万1,405円でございます。

145ページ、146ページをごらんください。歳入決算でございますが、歳入合計欄の予算現額は5億2,032万2,000円、調定額は5億2,183万633円、収入済額5億2,032万2,733円でございます。収入済額の主なものでございますが、款1 保険料8,744万2,800円、款3 国庫支出金1億1,167万6,210円、款4 支払基金交付金1億3,918万7,000円、款5 県支出金7,264万1,605円、款7 繰入金7,593万3,000円等でございます。不納欠損額は介護保険料の47万1,200円でございます。収入未済額も介護保険料の103万6,700円でございます。予算現額と収入済額との比較でございますが、三角の、マイナスの733円でございます。

次のページの147ページ、148ページをごらんください。歳出決算について申し上げます。歳出合計欄の予算現額でございますが、5億2,032万2,000円、支出済額4億7,747万1,328円でございます。支出済額の主なものでございますが、款2の保険給付費4億3,717万4,349円等でございます。翌年度繰越額168万円でございますが、総務管理費の一般管理事業でございます。不用額4,117万672円、予算現額と支出済額との比較は4,285万672円でございます。

続きまして、170ページをお開き願います。介護保険特別会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額、歳出総額は、先ほど申し上げました収入済額合計、支出済額合計で、その差額が歳入歳出差引額でございます。翌年度へ繰り越すべき財源でございますが、一般管理事業の財源のうち、既収入特定財源であります、一般会計事務費等繰入金分の84万8,000円で、本会計の実質収支でございますが、4,200万3,405円となるものでございます。

以上をもちまして一般会計、各特別会計の決算概要の説明を終わらせていただきます。

○議長（大島瑠美子君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後4時13分

再開 午後4時30分

○議長（大島瑠美子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、各課長より歳入歳出決算の内容について説明を求めます。

最初に、総務課長、お願いします。

総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） それでは、平成18年度の一般会計全般の財政状況につきまして説明いたします。

決算内容につきまして行政報告書にまとめてございますので、この青い表紙の行政報告書をごらんください。

3ページをお願いいたします。まず、2の町財政の概要でございますが、（1）の歳入歳出の決算状況につきましては、歳入総額は28億9,409万224円、前年度に比べ5.2%の減でございます。歳出総額は27億5,697万9,238円、前年度に比べ4.3%の減でございます。これによりまして歳入歳出差引額は1億3,711万986円となっております。

次に、歳入決算額の内容についてでございますが、5ページをごらんください。この表は平成18年度一般会計の歳入決算と17年度との比較でございます。主なものについて説明させていただきます。

まず、町税は8億8,714万2,000円で、歳入全体の30.6%を占めております。平成17年度に比べ6.5%の増加となっております。

次の地方譲与税から真ん中辺の交通安全対策特別交付金までにつきましては、国、県により配分されたものでございます。地方譲与税のうち、地方財政の三位一体改革で所得税から地方住民税への本格的な税源移譲までのつなぎとしての所得譲与税が含まれており、17年度に比べ41.6%の増加となっております。

次の中ほどの地方交付税は8億8,057万1,000円で、歳入全体の30.4%を占めております。平成17年度に比べ8.3%の減少となっております。普通交付税が7億7,449万5,000円、特別交付税が1億607万6,000円となっております。

次に、国庫支出金ですが、1億158万6,000円で、被用者小学校終了前特例給付国庫負担金や、被用者児童手当国庫負担金の減額などにより、17年度に比べ6.5%の減少となっております。

次に、県支出金は1億842万1,000円で、衆議院議員総選挙費県委託金や放課後児童クラブ施設整備費県補助金の減少などにより、17年度に比べ8.3%の減少となっております。

次に、財産収入は1,353万9,000円で、町有地の売却により、平成17年度に比べ395%の増加となっております。

次に、繰越金は１億7,102万8,000円で、平成17年度に比べ26.3%の減少となっております。

次に、町債は２億8,600万円で、道路新設改良債の増加などにより、平成17年度に比べ4.8%の増加となっております。

次に、繰入金は、財政調整基金、減債基金などから繰り入れを行い、7,468万5,000円となり、平成17年度に比べ59.8%の減少となっております。

以上が歳入の主なもので、合計では28億9,409万円となっております。

続きまして、歳出決算額について説明いたします。７ページをごらんください。この表は平成18年度の一般会計目的別歳出決算と17年度との比較でございますが、主なものについて説明させていただきます。

まず、議会費は4,374万8,000円で、議員報酬、期末手当の減少などにより、平成17年度に比べ14.3%の減少となっております。

次に、総務費は７億4,368万1,000円で、職員給与、財政調整基金積立金、固定資産評価替え事業委託料の減少などにより、平成17年度に比べ11.9%の減少となっております。

次に、民生費は５億6,821万4,000円で、国民健康保険特別会計繰出金の減少などにより、17年度に比べ4.6%の減少となっております。

次に、衛生費は５億5,983万3,000円で、秩父広域市町村圏組合清掃費負担金や、皆野・長瀬水道企業団負担金、補助金の減額などにより、17年度に比べ4.3%の減少となっております。

次に、農林水産業費は2,710万4,000円で、排水路整備事業の減少などにより、17年度に比べ30.6%の減少となっております。

次に、商工費は2,691万4,000円で、公衆トイレ整備事業の減少などにより、17年度に比べ40.6%の減少となっております。

次に、土木費は１億3,288万円で、道路新設改良事業の増加などにより、17年度に比べ77.4%の増加となっております。

次に、教育費２億4,956万6,000円、それから公債費の２億4,878万6,000円は、17年度とほぼ同額となっております。

次に、９ページをごらんいただきたいと思います。この表は歳出を性質別にあらわしたものでございます。主なものについて説明させていただきます。

まず、人件費は７億545万4,000円で、議員報酬、期末手当、職員の調整手当の廃止、期末勤勉手当の減少や職員数の減少などにより、平成17年度に比べ7.8%の減少となっております。

次に、普通建設事業費は１億5,734万5,000円で、道路新設改良事業などの増加により、17年度に比べ17%の増加となっております。

次に、補助費等は５億3,379万1,000円で、秩父広域市町村圏組合負担金、皆野・長瀬水道企業団補助金、負担金の減少などにより、17年度に比べ1.9%の減少となっております。

次に、積立金は8,600万4,000円で、財政調整基金積立金の減少により、17年度に比べ26.8%の減少となっております。

次に、物件費は２億4,003万1,000円で、固定資産評価替え等の委託の減少などにより、17年度に比べ7.4%の減少となっております。

次に、扶助費は２億7,692万4,000円で、児童手当、児童保育事業費の増加により、17年度に比べ6.1%の増加となっております。

繰出金は4億9,253万8,000円で、国民健康保険特別会計繰出金の減少などにより、17年度に比べ8.4%の減少となっております。

次に、維持補修費は1,427万6,000円で、学校施設等改修費や町営住宅維持補修費の増加などにより、17年度に比べ31.3%の増加となっております。

これら歳出を合計いたしますと、27億5,697万9,000円となっております。

以上が歳入歳出の概要でございます。

続きまして、お手数ですが、3ページにお戻りください。歳入歳出の決算状況の説明に続きまして、(2)の公有財産の状況につきまして説明いたします。まず、①の土地でございますが、平成18年度中に秩北衛生下水道組合からの権利承継などにより1,279平方メートルを取得するとともに、町有地を448平方メートル売却したため、平成18年度末現在では14万8,988平方メートルとなっております。次に、②の建物でございますが、平成18年度中に町営住宅、公衆トイレの取り壊し等により、平成18年度末現在では3万4,048平方メートルとなっております。

次に、(3)の基金の状況について説明いたします。4ページをごらんいただきたいと思います。4ページの表の、各基金の運用状況を表にしておりますが、この表の下の合計欄をごらんいただきますと、平成17年度末現在高の合計は4億9,057万3,000円でしたが、18年度中に財政調整基金などを8,600万4,000円積み立て、また財政調整基金や減債基金などを7,468万5,000円繰り入れておりますので、6つの基金の平成18年度末現在高の合計は5億189万2,000円となっております。

次に、(4)の町債についての状況について説明いたします。11ページと12ページに表にまとめてございますので、お手数ですが、そちらをごらんください。まず、11ページの(1)の一般会計債の合計欄をごらんいただきますと、平成17年度末の現在高は25億3,633万6,000円でしたが、平成18年度中に2億8,600万円を借入れ、2億904万3,000円を元金償還いたしました。このため、平成18年度末の現在高は26億1,329万3,000円となっております。なお、12ページにつきましては、金利ごとの元金残高を借入先別にあらわしたものでございます。

一般会計決算全般の概要の説明につきましては以上でございます。

続きまして、総務課及び企画財政課関係の平成18年度主要事業につきまして、行政報告書に基づき説明いたします。

行政報告書の18ページをごらんください。第4、総務部門における主要施策の1の広報、広聴活動の充実でございますが、町民への情報提供とあわせて町政に対する理解を深めていただくため、「広報ながとろ」を毎月発行し、全世帯及び関係機関に配布いたしました。また、町政に対するご意見等を伺うため、町への提案制度を平成17年6月から廃止し、郵送、電子メール等で12件の提案等が寄せられ、その一部を「広報ながとろ」に掲載し、公表いたしました。

次に、2の町民相談業務の実施でございますが、法律相談、行政相談につきましては毎月1回、人権相談につきましては年5回実施いたしました。法律相談は45件、行政相談は1件、人権相談は2件ございました。

次に、19ページの4の財産管理事業の(1)、財産管理事業でございますが、役場庁舎の維持管理を初め普通財産、行政財産の管理や物品の調達管理などの事業を行っております。なお、庁舎管理につきましては、空調設備の修繕工事475万6,000円を実施いたしました。18年度中の普通財産の取得処分状況は表のとおりでございます。(2)の入札の実施につきましては、18年度中は29件の入札を実施いたしました。

が、その状況は①から③の表のとおりでございます。

次に、20ページの5の交通安全対策事業でございますが、全国交通安全運動、交通事故防止運動を実施、協力するとともに、町独自の啓発活動として、交通安全母の会の協力をいただき、マスコット人形700個を作成し、街頭キャンペーンの際や高齢者、新入学児童に配布し、啓発活動を行いました。交通安全指導として、乳幼児健診時にチャイルドシートの着用指導、主要交差点においてシートベルトの着用調査、新入学園児を対象とした紙芝居による交通安全教室の開催等を行いました。また、交通指導隊による児童生徒の下校時の交通安全指導に合わせて防犯パトロール活動を実施いたしました。啓発事業といたしましては、町民の希望者に交通安全反射たすきを交付いたしました。

次に、6の地域振興対策事業でございますが、地域の振興を図るため、岩田区の高橋公民館屋根塗装工事の実施に当たり補助を行いました。

次に、7の職員研修状況でございますが、職員の資質向上と専門的知識の習得を図るため、表にあります研修に参加実施し、延べ93人が受講いたしました。

次に、21ページの8の人権・同和問題啓発事業でございますが、人権啓発及び同和問題の啓発を図るため、啓発標語入りのウエットティッシュを作成し、園児、小中学生、教職員、行政区長等に配布し、啓蒙を図りました。

次に、9の総合振興計画策定事業でございますが、平成19年度から28年度までの10年間のまちづくりの指針となる第4次総合振興計画を策定いたしました。

次に、10の各種期成同盟会事業でございますが、沿線市町でそれぞれ負担し、秩父鉄道整備促進協議会を通して秩父鉄道が実施する安全対策事業に対して支援を行いました。

次に、11のイメージアップ事業でございますが、18年度におきましてもシンボルマークの活用を行いました。主な事例といたしまして、名刺、封筒、各種印刷物などに活用し、その普及に努めたところでございます。

次に、12の行政改革推進事業でございますが、効率的な行財政運営と町民サービスの向上を目指して現下の状況に対応するため、「町民と行政の協働の推進」、「厳しい環境下でも持続可能な行財政基盤の確立」、「簡素でわかりやすい組織体制の構築」、「職員の意識改革と定数等の適正管理」を基本方針とする平成18年度から22年度までの5年間の行政改革大綱及び実施計画に基づき、全庁的体制で見直しや改革に努めました。

次に、22ページの13の情報公開・個人情報保護制度事業でございますが、公正で透明な開かれた町政を推進するため、町が保有する行政情報の提供を行うとともに、公文書の開示を行いました。18年度の情報公開開示請求は1件でございました。また、町民のプライバシーを保護するため、個人情報保護制度の充実に努めました。

次に、14の情報化推進事業でございますが、まず(1)の庁内LAN(情報系)の整備でございますが、町民サービスの向上、事務の簡素化、効率化を図るため、職員の使用するコンピューターをそれぞれ接続した庁内LANの整備としてノートパソコンを配置し、運用しているところでございます。

次に、(2)の庁内LAN(基幹系)の整備でございますが、町の事務処理の根幹をなす住基・税務、財務システムの活用により、住民サービスの向上、事務の効率化に努めました。ウイルス感染から守るため、ウイルス対策サービスを導入するとともに、財務システムの入れかえを行いました。

次に、(3)の公式ホームページの運営管理でございますが、長瀬町公式ホームページを平成12年に開

設し、積極的に情報提供を行っておりますが、平成18年4月から平成19年3月末までに8万4,630件のアクセスがございました。

次に、(4)の電子申請・届出サービス事業でございますが、埼玉県内の市町村と共同でシステムを開発し、運営しておりますが、17年度これに参加いたしました。18年度の申請は3件でございました。なお、利用状況や町の財政状況などを考慮し、電子申請共同運営協議会には現在休会させていただいております。

次に、15の例規集データベース化管理事業でございますが、データベース化した町の例規を年4回データ更新し、情報の提供に努めました。

次に、25ページをごらんいただきたいと思います。25ページの19の統計調査でございますが、(1)の工業統計調査を80件の製造業の事業所を対象に実施いたしました。また、(2)の事業所・企業統計につきましては、町内の440件の事業所を対象に事業の種類や従業者数などの調査を実施いたしました。

次に、53ページをお願いいたします。53ページの下の方の8番の長瀬町開発行為等審査会についてでございますが、2件の開発行為等の申請があり、それぞれ審査会を開催いたしました。開発行為等の申請の対象は、敷地面積1,000平方メートル以上に係る開発、建築あるいは造成行為等を行う場合となっております。

次に、54ページをごらんください。第11の消防部門における主要施策の1の常備消防事業でございますが、秩父広域市町村圏組合の消防負担金として1億3,465万8,000円を負担いたしました。

次に、2の非常備消防事業でございますが、長瀬町消防団運営交付金として70万円を交付いたしました。また、自動中継弁、吸水管、自動車バッテリー、団員制服等の備品を購入いたしました。

以上で総務課及び企画財政課の主要事業の説明とさせていただきます。



◎延会について

○議長（大島瑠美子君） お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会とすることに決定いたしました。



◎次会日程の報告

○議長（大島瑠美子君） 次会の日程をご報告いたします。

あす9月12日は、午前9時より本会議を開きますので、定刻までには会議場へご参集くださいますようお願い申し上げます。

なお、議事日程は、開議時刻までに印刷してご配付いたしますので、ご了承願います。



◎延会の宣告

○議長（大島瑠美子君） 以上をもちまして、本日の会議は終了いたしました。

本日はこれをもって延会といたします。

ご苦労さまでございました。

延会 午後4時50分

平成19年第4回長瀬町議会定例会 第2日

平成19年9月12日（水曜日）

議事日程（第2号）

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、議事日程の報告

1、議案第36号～議案第39号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第40号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第41号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第42号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第43号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第44号の説明、質疑、討論、採決

1、請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

1、経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

1、発議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

1、閉会について

1、町長あいさつ

1、閉 会

午前9時開議

出席議員（10名）

1番	関	口	雅	敬	君	2番	村	田	正	弘	君
3番	大	島	瑠	美	子	4番	齊	藤		實	君
5番	野	原	武	夫	君	6番	新	井	利	朗	君
7番	大	澤	夕	キ	江	8番	梅	村		務	君
9番	染	野	光	谷	君	10番	渡	辺		強	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大	澤	芳	夫	君	教育長	村	田	六	郎	君
参事	新	井	敏	彦	君	参事	近	藤	博	美	君
参事	平		健	司	君	総務課長	齊	藤	敏	行	君
税務課長	野	原	寿	彦	君	町民福祉課長	浅	見	初	子	君
地域整備 観光課長	染	野	真	弘	君	会計 管理者	大	澤	彰	一	君
教育次長	大	澤	珠	子	君	代表 監査委員	中	畝	攻	佳	君

事務局職員出席者

事務局長	若	林		実	書記	石	川	正	木
------	---	---	--	---	----	---	---	---	---

◎開議の宣告

(午前 9 時)

○議長（大島瑠美子君） 皆さん、おはようございます。

前日に引き続きまして、ご出席いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（大島瑠美子君） 本日の会議に地方自治法第121条の規定により、提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎議事日程の報告

○議長（大島瑠美子君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりたいと思いますから、ご了承いただくとともに、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。

それでは、日程に従って議事に入ります。



◎議案第36号～議案第39号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君） 日程第1、議案第36号 平成18年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第2、議案第37号 平成18年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第3、議案第38号 平成18年度長瀬町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、日程第4、議案第39号 平成18年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

前日に引き続き、各課長より歳入歳出決算内容の説明を求めます。

税務課長、お願いします。

○税務課長（野原寿彦君） おはようございます。税務課の関係につきましてご説明申し上げます。行政報告書の13ページをお開きいただきたいと思います。

第2の歳入に関する事項、1の町税についてご説明申し上げます。下の表の町税収入状況をごらんいただきたいと思います。

初めに、現年課税分でございますが、1の個人町民税の調定額は2億8,010万9,000円で、前年対比16.3%の増額となっております。平成18年中の税源移譲の関係や各種税控除の廃止により、前年度対比のプラス

となっております。これに対します収入済額は2億7,575万円で、収納率は98.4%でございます。

次に、法人町民税でございますが、調定額は6,146万3,000円で、前年対比3.2%の減となっております。町内の大手企業を中心に全般的に業績が横ばいからやや下向きになったものでございます。これに対します収入済額は6,080万5,000円で、収納率は98.9%でございます。

次に、2の固定資産税でございますが、調定額は4億8,792万8,000円で、前年度対比3.3%の増となっております。固定資産税は、評価替えの基準年に当たりまして、土地につきましては引き続き地価が下落傾向にありましたが、負担水準措置、地目変換等により14.2%の増、家屋につきましては、評価替えにより在来家屋が減価したため、前年度比6.4%の減となっております。償却資産につきましては、設備投資による増加があったものの、減価償却による評価額の減少により0.5%の減となりまして、固定資産税全体では3.3%の増となったものでございます。これに対します収入済額は4億7,263万円で、収納率は96.9%でございます。

次に、国有資産等所在市町村交付金でございますが、調定額は194万4,000円、前年度対比1.9%の減となっております。これは内容の変更はございませんが、交付金の算定の基礎となる課税標準額が下がったことによるものでございます。

次に、3の軽自動車税でございますが、調定額は1,554万円で、登録台数の増加により前年度対比2.6%の増となっております。これに対します収入済額は1,517万3,000円で、収納率は97.6%でございます。

次の4のたばこ税につきましては、調定額4,037万6,000円で、前年度比2.1%の減となっております。

以上の現年課税分の調定額の合計は8億8,736万円で、前年度対比6.3%の増となっております。これに対します収入済額は8億6,678万円で、収納率は97.7%でございます。

次に、滞納繰り越し分でございますが、町民税、固定資産税及び軽自動車税を合計いたしました調定額1億2,735万1,000円で、前年度対比17.1%の減となっております。これに対します収入済額が2,046万4,000円、収納率16.1%でございます。

表の一番下の段でございますが、現年課税分と滞納繰り越し分を合計いたしました町税調定額の総額は10億1,471万1,000円となりまして、収入済額は8億8,714万2,000円、収納率は87.4%で、前年度と比べまして2.6ポイントの上昇となっております。

次に、不納欠損額についてご説明申し上げます。税目別で見ますと、滞納繰り越し分の個人町民税が48件で46万6,000円、法人町民税が1件、5万円、固定資産税が72件、101万3,000円、軽自動車税が15件、6万2,000円で、合計いたしまして136件、159万1,000円について不納欠損処分させていただくものでございます。

処分理由につきましては、地方税法第15条の7としまして、2号の滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、2号該当のものが滞納処分停止後3年経過したことにより納入義務が消滅した5件で、地方税法第18条の第1項、時効期間により租税債権が消滅したものが131件となっております。このうち処分停止済みのものが11件となっております。現年課税分と滞納繰り越し分を合計いたしました調定額10億1,471万1,000円から収入済額8億8,714万2,000円と不納欠損額159万1,000円を差し引いた収入未済額1億2,597万8,000円が19年度に繰り越されます町税の滞納額となっております。

次に、歳出関係でございますが、行政報告書の22ページをごらんください。16の賦課徴収事業でございますが、固定資産税標準宅地時点修正事業でございますが、依然として地価の下落傾向が見られますことから、不動産鑑定士による不動産鑑定評価を行い、平成19年度の固定資産評価額に反映させました。

続きまして、(2)の口座振替納付の普及促進でございますが、納税者の利便と安全性のために口座振替納付の普及に努めました。口座振替の状況は、表にあるとおりでございます。

以上で税務課の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 次に、町民福祉課長、お願いします。

○町民福祉課長（浅見初子君） 続きまして、町民福祉課関係について、行政報告書に基づきご説明させていただきます。

まず、総務部門の関係でございますが、最初に23ページをお開きいただきたいと思います。17、交通災害共済事業の推進でございますが、交通事故により災害を受けた方に埼玉県交通災害共済組合を通じて見舞金22件を給付いたしました。

次に、18、戸籍住民事業でございますが、(1)の戸籍関係では、戸籍の一部につき電算による個人事項証明等の発行を行っております。18年度末現在、本籍数は4,075件、本籍人口1万390人ございました。また、戸籍の全部事項及び個人事項証明等の発行件数は2,606件ございました。

次に、(2)の住民基本台帳関係でございますが、平成18年度末の人口は8,388人、世帯数は2,811世帯で、それぞれ昨年と比べ人口で131人、世帯は3世帯の減となりました。

次に、24ページをお開きください。(3)の外国人登録の関係では、18年度末の人口は35人、世帯数は21世帯となりました。

(4)の印鑑登録の関係では、印鑑登録申請件数は316件ございました。

次に、25ページをお開きいただきたいと思います。(5)の住民基本台帳ネットワークシステムの関係でございますが、18年度発行件数は7件で、広域交付件数は1件ございました。

次に、26ページをごらんいただきたいと思います。第5、民生部門における主要施策でございますが、1の社会福祉総務事業の(1)、更生保護事業でございますが、青少年の非行や犯罪の防止、犯罪者の更生について理解を深めるため、7月の社会を明るくする運動期間中に町内巡回、啓発等を実施いたしました。

次に、(2)、紙おむつ排出用ごみ袋支給事業でございますが、秩父広域市町村圏組合から少子高齢化対策といたしまして、乳幼児と寝たきり老人や身体障害者で紙おむつを使用している家庭の経済的負担の軽減を図るため、3歳までの児童161人と寝たきり老人10人に紙おむつを支給いたしました。

次に、(4)、社会福祉協議会助成事業でございますが、社会福祉事業の円滑な運営を図るため、2,000万円の補助金を交付し、日常生活用具貸与事業以下、掲げられておりますような各種事業を実施いたしました。

次に、(5)、シルバー人材センター助成事業でございますが、高齢者の生きがい、健康、社会参加を目標に活動しておりますシルバー人材センターの運営費として810万円の助成を行ったものでございます。会員数156人、受託延べ件数756件、契約総額7,791万円の実績を上げております。また、ボランティア活動や福祉事業への協力も行っております。

次に、27ページをごらんください。(6)、障害者計画及び障害者福祉計画の策定でございますが、平成10年度に策定いたしました障害者計画の見直しを行い、障害者が可能な限り住みなれた地域の中で普通の暮らしができるよう、前期計画の理念を引き継ぎ、新たに第2次障害者計画を策定いたしました。

次に、(7)、特別弔慰金の支給受付でございますが、平成17年が戦後60年の節目に当たるため、戦没者の遺族に対する特別弔慰金支給法に基づく支給業務を平成17年度から平成20年度まで行うこととなっております。

りまして、18年度の申請受付件数は11件で、17年度からの延べ申請件数は137件、18年度中の国債交付件数は74件で、延べ交付件数は120件となりました。

次に、2の障害者の福祉でございますが、(1)の在宅重度心身障害者手当支給事業から30ページの中ほどの(18)の障害児(者)移動支援事業まで、各種事業を実施いたしました。

この中で28ページ、(4)の身体障害者手帳の交付申請に係る診断書料の助成でございますが、手帳申請の際の診断書用に対し1件当たり3,000円を補助しているものでございますが、交付申請者の増加により、助成額も大幅に増加しております。

次に、(5)、補装具、日常生活用具及び補助具の交付、修理と(6)の更生医療給付事業につきましては、年度途中から自立支援法が施行されたため、それぞれ2段に掲載してありますが、5の身体障害者の日常生活を容易にするための義手、義足や車いすなど、体の機能の一部を補う補装具給付費については、昨年度に比べ利用者が24人と20人の減少となっております。

次に、(10)、福祉タクシー利用料金助成事業から次のページの12の障害児(者)生活サポート事業までが障害者の外出支援に関するものでございます。福祉タクシー利用料金助成事業は、タクシーの初乗り料金を補助するものでございます。昨年度に比しまして301人の利用があり、前年対比44人の増加となりました。

次に、29ページをごらんいただきたいと思います。(11)、自動車燃料費助成事業でございますが、自分で運転する障害者等の自動車燃料費の一部を助成するものですが、22人の利用となっており、前年対比7人の減少となりました。

次に、(12)、障害児(者)生活サポート事業でございますが、心身障害者の通院や買い物などの外出支援を行うもので、昨年比利用者3名減少し、14名となり、利用時間、費用ともに減少しております。

次に、(14)、介護給付費・訓練等給付費支給事業でございますが、障害者自立支援法に基づく介護給付費・訓練等給付費を支給することにより、障害者の自立と社会参加を図ったものでございます。

また、9月まで旧制度の支援費制度が一部残っていたため支援費として支給したものでございますが、30ページの居宅生活支援費が在宅者、施設訓練等支援費が入所者分で、従来の支援費制度で給付したものでございます。

次に、(15)、知的障害者施設入所者医療給付事業でございますが、4月から自立支援法で対応することとなったため、3月分のみ給付したものでございます。

次に、31ページ、(17)、障害児(者)日中一時支援事業でございますが、障害児(者)を介護している家族の一時的な休息を目的として、施設に預け、障害児の活動の場や社会適応訓練等の支援を行いました。

次に、(18)、障害児(者)移動支援事業でございますが、在宅の障害児(者)の外出支援のため、今まで支援費の在宅介護サービスで行っていたヘルパーの外出支援にかわるもので、地域での自立生活、社会参加を促すことを目的に外出の際の移動支援を行い、5人の利用がありました。

次に31ページの中ほど、3、高齢者の福祉でございますが、(1)の在宅支援事業から次の32ページの(8)の老人福祉施設助成事業まで、例年どおり各種事業を実施いたしました。

まず、31ページの(1)の在宅支援事業でございますが、介護保険で非該当となった方で日常生活に支障のある高齢者にヘルパー派遣やショートステイ等の生活支援を行うものですが、利用者は1名でしたが、利用日数で8日、事業費で18万5,100円でございます。

次に、(2)、在宅介護支援センター運営事業でございますが、在宅の要援護高齢者等の総合的な相談や

サービス提供支援といたしまして、長瀬福祉会に委託して行ったものでございます。

次に、(3)、ねたきり老人等手当支給事業でございますが、在宅で6カ月以上寝たきりとなっている者の減少により、6人の方にねたきり手当、月額5,000円、介護手当3,000円を支給いたしました。

次に、32ページ、(5)、老人クラブ助成事業でございますが、老人クラブ連合会と町内の単位老人クラブの活動資金として11団体に補助したものでございます。

次に、(6)、老人保護措置事業でございますが、おおむね65歳以上で、経済的、身体的理由から在宅で生活するのが困難な老人を施設に入所させ、老人福祉の向上を図ったものでございますが、2名の方が養護老人ホームに入所しております。

次に、(7)、老人憩の家維持管理事業でございますが、旧清流苑の維持管理費として、浄化槽の引き抜き、侵入防止策の設置費用でございます。

次に、(8)、老人福祉施設助成事業でございますが、特別養護老人ホームながとろ苑の借入償還金の一部として200万円を補助いたしました。また、敷地を借り上げ、長瀬福祉会へ貸与いたしました。

次に、4、児童の福祉に関する事業でございますが、(1)の民間保育所に対する各種補助事業から33ページの(6)の児童虐待防止ネットワーク事業まで各種事業を行いました。

まず、(1)の補助事業でございますが、民間保育所運営費補助金につきましては、町内の保育園に運営費の補助として町単独で定員1名当たり8,000円を補助しているものでございます。次の次世代育成支援対策延長保育促進事業補助金でございますが、開所時間を規定の時間より延長した場合で、11時間以上開所した園に加算されるものでございます。次の一時保育促進事業補助金は、父母の用事や育児支援として月に数回、一時的に預けた場合の補助を行ったものでございます。障害児保育事業補助金は、障害認定されている児童の保育に対しまして、また1歳児担当保育士雇用費補助金は、1歳児の数により保育士を加配する場合の加算金として行ったものでございます。低年齢児途中入所促進事業補助金も、低年齢児が増加した場合は年長児に比べ保育士数が必要になりますので、補助を行ったものでございます。

次に、(2)、入所児童委託事業でございますが、保育所入所児童は全体で延べ人数1,980人、昨年に比べ147人の増加となり、委託料として総額1億3,580万6,380円を支払いました。3歳未満児、4歳以上児が増加しております。

次に、33ページ、(3)の放課後児童対策事業でございますが、小学校低学年の留守家庭児童の健全育成のため、民営の学童保育所に委託するとともに、長瀬第一小学校の余裕教室を改修した長瀬放課後児童クラブを運営いたしました。運営状況でございますが、民営の学童保育所の児童数は、3月末で47人、公設は36人と全体で83人となりました。

次に、(4)、家庭保育室運営費補助事業でございますが、保護者の就労等により、家庭で保育することが困難な乳幼児を家庭保育室に委託して保育を行う場合の補助でございますが、昨年度は1名が1カ月だけ利用いたしましたので、1カ月分だけの補助を行いました。

次に、(5)、児童手当支給事業でございますが、小学校修了前の児童を養育する保護者に対し、第1子、2子月額5,000円、第3子以降月額1万円の児童手当を支給し、生活の安定と児童の健全育成の向上を図ったものでございます。被用者から小学校修了前特例給付まで延べ支給人員6,599人、総額で4,942万円を支給いたしました。昨年度から小学校修了前までとなりましたので、支給額で1,063万5,000円の増額となっております。

次に、5、各種医療費・年金等支給事業の(1)の重度心身障害者医療費支給事業は、受給者数190人、

支給件数は4,191件となりました。

次に、34ページをお開きいただきたいと思います。（２）の乳幼児医療費支給事業ですが、受給者数は440人、支給総件数は6,312人でした。

（３）のひとり親家庭等医療費支給事業でございますが、受給者数は150人、支給件数は775件でございます。

次に、（４）、介護サービス利用者自己負担補助事業ですが、町の要綱により、低所得の高齢者等が居宅サービスを利用した際の自己負担の一部を助成するものですが、８人に助成いたしました。

次、６、国民年金総務事業でございますが、国民年金の業務や制度に関する相談、各種書類等の回送、保険料の免除受け付けなどを行いました。

次に、39ページをごらんいただきたいと思います。39ページの中ほどから42ページが健康担当関係でございます。

まず、39ページ、８の保健事業の（１）の母子保健事業でございますが、①の乳幼児並びに②の妊婦に対する健康診査と③の相談指導事業は、すすく相談からわにっこランドまで各種相談を実施いたしました。

次に、40ページ、（２）の献血でございますが、町内企業、商工会や日赤奉仕団等のご協力で毎回実施しておりますが、昨年は血液不足もあり、会場を１カ所ふやした関係で受け付け者数も251人と61人の増加となりました。

次に、（３）の地域組織活動でございますが、例年どおり母子愛育会、食生活改善推進員協議会で、ごらんのような地域活動を実施いたしました。主なものといたしましては、母子愛育会では、子育て支援事業といたしましてジャガイモ掘りやうどんづくりを、食生活改善推進員協議会では、ひとり暮らし老人給食サービスの調理や配食、夏休みの親子料理教室などを実施いたしました。

次に、（４）、老人保健法に伴う保健事業といたしまして、①の健康手帳の交付から次の41ページの⑥の訪問指導まで例年どおり実施いたしました。②の健康教育では、集団健康教育の中で運動と栄養や筋力トレーニングなどを取り入れた元気モリモリ教室を地区ごとに開催したため、実施回数が268回と大幅に増加となりました。次に、⑥の訪問指導事業でございますが、特に閉じこもり予防や介護家族者、寝たきり者に対する保健師の訪問活動に重点を置き、在宅者の相談、援助を行いました。

次に、９の予防衛生事業でございますが、（１）の結核予防事業に係る①のレントゲン撮影でございますが、高齢者層の発病増加などから、65歳以上の方を対象に実施いたしました。また、②の予防接種につきましては、ＢＣＧを出生直後から６カ月までの乳児を対象に実施いたしました。

また、次の（２）の伝染病予防事業に係る予防接種につきましては、ポリオからインフルエンザまでの各種予防接種を実施したものでございます。このうち麻疹と風疹、高齢者のインフルエンザにつきましては、郡内の指定医療機関で体調のよいときに実施できるよう個別接種となっております。

次に、42ページをお開きいただきたいと思います。10の精神保健事業でございますが、精神障害者の社会復帰訓練の場として、毎月２回ひまわりクラブを、またその家族を対象に家族会を開催し、精神障害者を抱える家族の情報交換の場を提供いたしました。

次に、国民健康保険特別会計についてご説明いたします。65ページからが国保会計でございますので、66ページをごらんいただきたいと思います。３の決算状況でございますが、国民健康保険特別会計の歳入決算額は９億2,674万1,000円で、歳出決算額は８億6,164万4,000円で、昨年度と比べ、歳入は2.1%の減

額、歳出は1.9%の減額となりました。

歳入の主なものは、保険税の2億4,419万5,000円、国庫支出金2億4,416万4,000円、療養給付費交付金1億8,266万3,000円、繰入金7,239万6,000円でございます。

次に、歳出の主なものは、保険給付費5億7,195万3,000円、老人保健拠出金1億4,242万円、介護給付費納付金5,698万9,000円でございます。保険給付費は昨年に比べ8.6%の減少、老人保健拠出金、介護給付費納付金も減少傾向にありますが、共同事業拠出金は、レセプト1件当たりが30万円を超える高額医療費が対象ですが、前年比178.3%と増加しておりますが、平成17年度は10月から始まったものでございますので、そちらが半年分でございますので、特に伸びた形となっております。

次に、4、保険税収入状況でございますが、一般と退職分を合わせた医療分の現年課税分の収納率は96.0%、介護分の現年課税分の収納率は94.4%で、いずれも前年度と比べ向上しております。滞納繰り越し分につきましても、17年度と比較し収納率が向上しており、全体で83.4%、昨年が80.7%となっておりますので、2.7%上昇しております。

次に、68ページの6、医療費の状況をごらんください。一般と退職被保険者とを合わせた被保険者数の年間平均数は3,691人で26人の減少、療養の給付費等は6億7,889万円で、1人当たり費用額は18万3,931円、前年度、17年度が19万6,647円でございますので、比べますと1万2,700円の減少となりました。

次に、7、被保険者の異動状況でございますが、18年度末では1,779世帯で、前年度と同数、国保への加入率も63.3%とほぼ同じでございました。被保険者数は3,633人と、前年度に比べ57人の減少でした。

次に、9、保健事業でございますが、特定年齢検診費の助成及び健康に対する意識の高揚のため、パンフレットの配布、がん検診や成人病予防補助事業等を実施し、疾病の早期発見、早期治療に努めました。

次に、69ページをごらんください。ここで、大変申しわけございませんが、訂正をお願いいたします。
(3)、健(検)診事業の①、がん検診の受診者数について、集計方法に誤りがありましたので、訂正をお願いいたします。

まず、胃がん検診でございますが、301人を263人に、大腸がん検診の241人を315人に、乳がん検診を235人に、子宮がん検診を228人に訂正をお願いいたします。申しわけございません。

このがん検診でございますが、延べ1,041人の方に受診していただきました。17年度は774人であったので、17年度に比べまして267人の増加となっておりますが、乳がん、子宮がん検診が平成16年度から1年置きに受診となっておりますので、昨年は多い年となりまして増加しているものでございます。また、成人病予防(人間ドック)事業では107人の受診者に補助をいたしました。こちらも6人の増加となっております。

次に、10、退職者医療制度でございますが、20年以上または40歳以降10年以上会社等に勤められ、退職された方を対象とする医療保険制度でございますが、被保険者数は839人で、昨年度と比べ49人の増加となっております。

続きまして、老人保健特別会計についてご説明申し上げます。70ページをごらんください。老人保健は、75歳以上の方及び65歳以上75歳未満の一定程度の障害の状態にある方に対して医療費の給付を行い、健康の保持と適切な医療の確保を図るものですが、平成14年10月から健康保険法等の一部を改正する法律により、対象年齢が70歳から75歳に引き上げられましたことから、被保険者数は1,186人となり、平成17年度と比べまして49人減少し、医療諸費は7億3,053万3,000円、平成17年度と比べまして3,844万3,000円の減

少となりました。

71ページをごらんいただきたいと思います。3の老人保健特別会計の決算状況でございますが、歳入決算額は7億5,560万9,000円、歳出決算額は7億3,357万2,000円で、いずれも昨年度と比べ減少しております。

歳入の主なものは支払基金交付金と国庫支出金で、全体の82.7%を占めています。また、歳出では医療諸費が歳出の99.6%となっております。

4、老人医療費の状況でございますが、受給者数1,186人で、1人当たり費用額は67万3,277円となり、昨年度と比べまして2,257円の減少となっております。

続きまして、72ページの介護保険特別会計についてご説明申し上げます。介護保険制度は、要介護状態になり、入浴、排せつ、食事などの介護、機能訓練並びに看護等を要する方が自立した日常生活を営むことができるよう給付を行うことを目的に開始された制度でございます。施行後7年余り経過し、制度の定着とともに介護サービスの利用が拡大し、介護給付は年々増加しております。65歳以上の第1号被保険者の人数は、前年度と比較いたしまして61人の増の2,210人で2.8%の増加でございますが、総人口の26.2%を占めております。また、第1被保険者のいる世帯は、前年度末と比較して38世帯増の1,520世帯で、総世帯数の54%を占めております。

73ページをごらんください。3の決算状況でございますが、歳入決算額は5億2,032万3,000円、歳出決算額は4億7,747万2,000円で、形式収支は4,285万1,000円の黒字となっております。歳出の主なものは保険給付費で、対前年度比1.6%、669万6,000円増の4億3,717万5,000円となり、歳出に占める割合は91.6%となりました。

次に、74ページをごらんいただきたいと思います。4、介護保険料賦課徴収状況の(2)の収納状況でございますが、全体の現年課税分の収納率は99.3%と、昨年度に比べまして0.1%低下しております。

次に、5、保険給付費支出状況でございますが、1件当たりの居宅介護の支給額は4万4,000円、施設介護は24万円となり、昨年度と比べ居宅介護では2,000円の減、施設介護では3万円の減となりました。

次に、76ページをごらんいただきたいと思います。6の要介護(要支援)認定状況でございますが、介護保険のサービスを受けるためには本人の状態がどの程度介護を必要とする状態か判定する必要があり、その申請件数が昨年より36人多い476件ございました。全体では新規が98件、更新が353件、変更25件となっております。

また、(2)の認定者数でございますが、前年度と比較いたしまして2人減の339人となっております。また、介護度別では、要支援が全体の28%と最も多く、次いで要介護2が20.4%、要介護3が19.5%となっており、昨年に比べ要支援が46人増加しております。

次に、7、各種減額・免除認定でございますが、介護保険法等の規定によりまして各種利用料の減免等を行ったものでございます。(1)の負担限度額については64件、特定負担限度額9件、利用者負担額9件をそれぞれ認定いたしました。

次に、8の地域包括センター運営協議会でございますが、昨年度から直営で設置しました地域包括支援センターの運営費について審議するため、運営協議会を開催し、職員の配置状況と運営状況について協議いたしました。また、(2)の地域密着型サービス運営委員会でございますが、認知症対応型共同生活介護について8事業所を、認知症対応型の通所介護施設について1事業所を指定し、要介護者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、事業所の指定等を行いました。

次に9、介護予防事業でございますが、介護予防特定高齢者施策といたしまして、要介護一歩手前の高齢者が介護認定にならないよう、通所型の介護予防事業を実施いたしました。

(2)の介護予防一般高齢者施策といたしまして、一般の方に参加していただき、講演会や地区ごとの筋力トレーニング等を10会場で実施いたしました。また、お手伝いいただくボランティアの育成のため研修会を開催し、延べ259人の方に参加をいただきました。

次に、78ページをごらんいただきたいと思います。10の地域包括支援センター事業でございますが、昨年度から直営で設置いたしました包括支援センターでございますが、(1)の介護予防のケアマネジメント業務といたしまして、特定高齢者が要介護状態とならないよう、介護予防ケアプランを作成いたしました。

(2)の総合相談業務でございますが、高齢者が地域で安心して生活できるよう、来所や電話の相談だけでなく、訪問するなど、283件の相談に対応いたしました。

また、(3)の包括的継続的ケアマネジメント支援業務でございますが、ケアマネや民生委員など、関係機関と連携し、ごらんのような会議の開催や相談を受け付けました。

次に、(4)、介護予防給付業務でございますが、要支援1、2の方に対しケアプラン70件を作成し、生活に関する支援を行いました。

以上で町民福祉課関係の説明を終わります。ありがとうございました。

○議長（大島瑠美子君） 次に、地域整備観光課長をお願いします。

地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） 続きまして、地域整備観光課関係の主要施策につきまして、行政報告書に基づいて順次ご説明させていただきます。

最初に、第6、衛生部門における主要施策についてご説明いたします。行政報告書の35ページをごらんいただきたいと思います。1の上水道の整備でございますが、皆野・長瀬水道企業団の財政基盤の安定を図るため、補助金を支出しました。また、樋口簡易水道の統合に伴う施設整備のための経費及び簡易水道建設改良に係ります企業債元利償還金並びに宮沢簡易水道の統合に伴います施設整備のため、負担金を支出しました。

2の下水道整備でございますが、秩北衛生下水道組合で実施しております下水道事業及びし尿処理事業に対しまして負担金の支出を行いました。

(3)の合併処理浄化槽設置整備補助事業でございますが、公共下水道認可区域外の区域に合併処理浄化槽を設置される方に対して補助金を交付いたしました。平成18年度は15基の設置申し込みをいただいております。

次に、36ページをごらんください。(4)の生活排水対策事業でございますが、水質汚濁防止法の規定に基づく生活排水対策重点地域の指定を受けたことによります長瀬町生活排水対策推進計画の策定を行いましたが、本計画に基づきまして河川の水質検査の実施を行いました。

次に、3の廃棄物処理でございますが、(1)、有価物回収事業といたしまして、リサイクルの促進及びごみの減量化のため、有価物の回収を実施していただきました8団体に対しまして報償金を交付いたしました。

(2)の環境衛生施設設置事業でございますが、環境衛生の向上及びごみ減量化のため、生ごみ処理機等の設置を希望される方に対しまして補助金を交付いたしました。

次に、(3)の散乱ごみ・不法投棄対策としまして、不法投棄されるごみの撤去作業を行うとともにパトロールを実施いたしました。また、各行政区の皆様は春と秋に散乱ごみの一斉清掃を行っていただきました。

(4)のデポジット事業でございますが、空き缶回収機による空き缶回収を長瀬町環境美化推進協議会で実施していただきました。

(5)のダイオキシン対策でございますが、原則として、ごみの自家焼却処理が禁止されたことに伴い、不要となりました焼却炉の撤去希望者に対しまして焼却炉の無料撤去を行いました。平成18年度は5基を回収しております。

次に、(6)のさいたま環境整備事業推進積立金でございますが、不法投棄緊急対策として、不法投棄された場所の原状回復等のため、通称けやき基金へ支出を行いました。

次に、4の生活環境の美化といたしまして、犬の登録及び狂犬病予防注射を実施しております。

次に、38ページをごらんください。(2)、公害防止事業でございますが、公害苦情件数は表のとおりでございます。

(3)、環境美化推進事業でございますが、環境美化推進を図るため、デポジット事業を運営しております長瀬町環境美化推進協議会に補助金を支出しました。

5の広域行政の推進といたしまして、ごみの収集、運搬を行っております秩父広域市町村圏組合に負担金を支出しました。また、ごみの減量化を図るため、商工会主催による生ごみ処理機講習会開催に協力いたしております。また、家庭から出される粗大ごみの回収を3回実施いたしました。

6の首都圏自然歩道維持管理事業でございますが、埼玉県より管理委託されております首都圏歩道の維持管理を実施し、ハイキング客等が安心して利用できるように努めました。

次に、39ページに移りますが、7の自然公園維持管理事業でございますが、埼玉県の委託によりまして、許可申請進達事務等の自然公園保護管理事務を行いました。

次に、少し飛びまして43ページをお開きいただきたいと思います。第7、労働部門における主要施策でございますが、地域の特性や民間活力を生かした地域開発を図り、雇用の拡大と安定を確保するため、秩父地域雇用対策協議会や埼玉県雇用開発協会に対しまして助成を行いました。また、労働災害の防止や労働者の健康保持等を図るため、秩父地区労働基準協会長瀬支部に対して助成を行ったほか、労働者の生活向上等のため、秩父地区メーデー実行委員会等に助成を行いました。

(1)、住宅貸付事業につきましては、貸し付けあっせん希望者はございませんでした。

次に、44ページをごらんいただきたいと思います。第8、農林水産部門における主要施策でございます。1の農業委員会事業の(1)の農地の移動状況でございますが、農地法第3条の規定に基づく権利の移動はゼロ件でございました。農地法第4条及び第5条の規定に基づく農地以外への転用は43件、1万7,144平方メートルでございます。

次に、2の農業振興事業、(1)の数量調整円滑化推進事業でございます。水稻作付面積は4ヘクタールで、生産確定数量は15トンとなっております。

(2)の農業振興地域整備計画の変更状況でございますが、農振農用地から除外したものが24件、7,313平方メートル、編入したものはゼロ件でございます。

(3)の農業振興事業の実施状況でございますが、農業生産の確保と特産物の振興を図るため、ごらんのような補助金を交付いたしました。

次に、(4)の農業経営改善事業の実施状況でございますが、優れた農業経営体支援対策事業、山村都市交流事業をごらんのように実施いたしました。

(5)の中山間地域等直接支払事業でございますが、小坂集落における農業振興と環境保全及び景観形成の維持のための地域活動に対しまして交付金を交付いたしました。

(6)の農業農村整備事業でございますが、排水路整備工事を1カ所実施しております。

次に、3の緑の村管理運営事業でございますが、お祭り広場や花の広場の管理を行うとともに、花の里づくり実行委員会を組織して花でもてなす埼玉支援事業を活用し、ハナビシソウとコスモス及びアジサイ等の作付を多目的広場の整備を中心にボランティア活動により行いました。

次に、46ページをごらんいただきたいと存じます。4の畜産振興事業でございますが、家畜保健衛生所が行いますBSE関連対策事業、高病原性鳥インフルエンザ対策事業に協力いたしました。

5の林業振興事業、(1)の松くい虫対策でございますが、松くい虫から松を守るため、予防薬剤の樹幹注入事業等を実施いたしました。

(2)の森林整備でございますが、森林の持つ多面的機能の持続的な発揮を図るため、森林整備のための地域活動に対し交付金を交付いたしました。

(3)の林道につきましては、本山根線の案内板の設置を行いました。

次に、47ページをごらんいただきたいと存じます。第9、商工部門における主要施策でございます。1の商工業の振興でございますが、商工業者の指導、育成を行う商工会に対し助成を行うとともに、町内の中小企業の経営安定を図るため、中小企業経営対策資金借入者に対し利子補給を行いました。

次の商店街活動再生推進事業でございますが、商店街活力再生計画に基づき、商店街活力再生推進事業として「オンリーN事業」を展開して商品の宣伝活動を強化し、商店街の活性化を図るため冊子を作成し、町民及び観光客等へ配布いたしました。

次に、2の観光の振興、(1)、花いっぱい推進事業でございますが、花の植栽事業として公共施設等への花の植栽を行うとともに、花の応援事業として運動協力団体等に対しまして苗木や資材等の提供を行い、花いっぱいの推進に努めました。

次に、48ページをごらんください。(2)のインフォメーション事業でございますが、観光協会とともにテレビ、ラジオ等の取材に対し協力いたしております。観光パンフレット等の増刷を行うとともに、彩の国秩父観光協議会と協力して各種観光キャンペーンを実施いたしました。さらに、迎客対策としましては、観光案内所の運営や観光情報提供事業といたしまして、秩父リゾート情報番組での放映を行っております。

(3)の魅力ある観光地づくり推進事業でございますが、観光客が安心して観光を楽しめるよう観光基盤の整備を図るため、上長瀬公衆トイレ撤去工事を行うとともに、長瀬駅周辺の道標案内板を整備いたしております。

(4)の花木の維持管理でございますが、南北桜通りや通り抜けの桜、野土山等の桜の維持管理を行っております。また、権田山の桜の里づくり事業活動に対しまして助成を行っております。

(5)の観光施設管理事業でございますが、主にトイレの維持管理を実施いたしました。また、清掃作業の一部を観光協会の方々にボランティアにより実施していただいております。

(6)の長瀬八景管理事業でございますが、岩畳周辺のトイレ不足を補うため、仮設トイレの設置を行いました。

次に、49ページをごらんください。(7)の観光団体等の育成、観光イベントへの助成でございますが、観光協会及び船玉まつり実行委員会に対しまして補助金を交付しております。

(8)の観光団体等事業への参加でございますが、観光関係各種団体等が実施します事業に参加いたしまして観光振興に努めております。

次に、50ページをお開きいただきたいと存じます。第10、土木部門における主要施策について説明させていただきます。

1の道路橋梁総務事業でございますが、交通安全上設置しております道路照明灯の設置及び維持管理を行うほか、町道、認定外道路及び水路に一定の工作物、物件等を設け、継続して使用する道路占用許可事務及び公共物使用許可事務を行いました。

道路台帳作成事業につきましては、道路改良工事等により道路の状況(形態)が変わった路線につきまして、既成の図面、調書等の補正を行いました。また、境界確認業務といたしまして、申請に基づき、町道、水路等の民地、官地の境界の確認作業を48件実施し、証明書を発行いたしました。また、道路管理者以外の者が行う工事、道路工事施工承認事務を9件行いました。

測量機器等リースといたしましては、道路等の測量設計及び図面の作成を行いました。

次に、道路維持事業は、道路修繕を初め道路清掃等を行うほか、地域住民の方々が自発的に道路を整備していただく際必要とする敷き砂利、生コンクリート等の原材料を必要な行政区に支給いたしました。

次に、51ページをごらんいただきたいと存じます。(2)、交通安全施設整備といたしまして、道路の交差点、見通しの悪いカーブ、通行に危険な箇所等に道路反射鏡、側溝ふたかけ等の設置を行い、交通安全に努めました。

続きまして、3の道路新設改良事業でございますが、測量設計等の委託業務を初め道路改良工事を行うとともに、これに伴う用地取得、補償を行いました。工事につきましては、道路改良工事8カ所の整備を行いました。個々の内容につきましては、各欄の表のとおりでございます。

次に、52ページをごらんください。(4)、職員による測量設計及び境界ぐいの再現作業は表のとおりでございます。

4の河川総務事業といたしましては、水路に堆積した土砂の処理1カ所と水路の修繕1カ所を実施いたしました。

5の道路後退部分整備事業につきましては、接道規定に基づいて、道路後退部分を町の道路敷として適用させるため、後退用地として8件の購入を行いました。道路後退部分に関するものとして用地測量8件を行いました。

6の建築確認申請等進達事務でございますが、17件受け付け事務を行いました。

7の住宅管理事業でございますが、住宅に困っている低額所得者に対し低廉な家賃で賃貸し、生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的で建設いたしました町営住宅4団地106戸の修繕等による維持管理を行いました。団地一部取り壊し工事につきましては、根岸団地14棟、蔵宮団地1棟の取り壊しを行いました。また、住宅の滞納につきましては、昨年に引き続きありませんでしたので、ご報告させていただきます。

以上で地域整備観光課関係につきまして説明を終わりにさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長(大島瑠美子君) 次に、教育次長をお願いします。

○教育次長（大澤珠子君） 教育部門における主要施策についてご説明申し上げます。

行政報告書の55ページをごらんいただきたいと存じます。初めに、1の教育委員会事業でございますが、毎月行っております教育委員会を12回開催いたしまして、18件の議決、7件の規則改正を行いました。

2の教育委員会事務局事業でございますが、(1)、「ながとろ教育・第27号」の発行から次の56ページ、(12)、福祉、教委、学校等連絡調整会議まで、就学支援、教育相談、幼稚園、保育園と学校との連携、(5)(6)(7)(8)と就学に係る教育費の援助事業、(9)(10)の国際理解教育、(11)の学校支援事業等、ごらんのような事業を実施いたしました。

次に、3の小・中学校管理事業でございますが、(1)の学校経営の充実から58ページ、(6)の学校事故防止まで、ごらんいただいているような事業を実施いたしました。

56ページの(1)の学校経営の充実では、57ページの上段にあります毎月定例で行っている校長会議に加え、新たに教頭会議を立ち上げ、当面する教育上の課題等について、さらに学校運営の充実を図り、あわせて教頭の資質向上に努めました。

また、(4)の生徒指導の充実におきましても、上から5つ目の二重丸にあります教育に関する3つの達成目標推進事業において、新たに3校の担当教職員による教育に関する3つの達成目標推進連絡協議会を立ち上げ、各校における実践報告と小中の連携について協議を行いました。

次の(5)の保健体育事業の充実では、58ページ2つ目の二重丸、体力向上推進委員会を年3回実施し、児童生徒の体力向上に努めるとともに、朝食を食べない児童生徒をつくらない観点から、食育リーフレットを作成し、児童生徒の全家庭に配付しました。

次に、(6)の学校事故防止では、町民ボランティアによる学校パトロール隊事業を中心に、18年度は文科省の委託事業で子どもあんしん登下校推進事業と銘打った子供たちが自分たちが実際に歩いて地域安全マップの地図づくりをするという事業、一小、二小の両小学校で行いました。

次に、(7)の施設整備状況でございますが、小中学校の施設整備については、表で示しました修繕や工事を行いました。小学校におきましては、学校周囲へのフェンスの設置、門扉の整備等を行い、不審者対策の抑止力の一助となるよう整備しました。また、表の一番下でございますが、防火シャッターによる児童等の事故が起きていることから、防火シャッターへの安全装置の設置について、これは中学も含め3校とも整備を行いました。

学校別に主な工事を紹介しますと、第一小学校では正門に門扉を設置しました。また、校舎と体育館の間にありました自転車置き場、石油貯蔵庫をそれぞれ新設、改修を行いました。また、その次にありますガス漏れ修繕は、別の修繕を行っている際発見でき、緊急に対応したものでございます。小学校のプールにつきましては、両校ともに昭和44年建設以来37年を経過していることから、老朽化が進んでおり、計画的な改修工事の必要から、第二小学校のプール改修工事を実施いたしました。なお、第一小学校につきましては、本年度実施したところです。

次に、中学校ですが、学校施設における耐震診断の実施については計画的に取り組んでいるところでございますが、昨年度は中学校の体育館を実施いたしました。結果につきましては、耐震性はあるものの、老朽化によります雨漏り対策等の施設改修が必要との診断結果でございました。これにつきましては、今年度設計並びに改修工事を実施する予定で現在進めているところです。

次に、59ページをごらんください。4の社会教育総務事業についてご説明いたします。(1)の充実した人生を築く生涯学習の推進につきましては、実施事業を表にまとめてありますので、ごらんください。

一番下の段にあります人権フォーラムにつきましては、昨年11月26日に元埼玉県教育委員の上条さなえ氏を招いて講演会を実施したものです。

②の社会教育団体への補助金交付につきましては、文化団体連合会、婦人会の2団体へ補助金交付を行いました。なお、長瀬町婦人会につきましては、本年7月23日をもちまして60年の歴史にピリオドを打ち、解散となりましたので、ご承知していただきたいと思います。

次に、(2)の健康増進と生涯スポーツでございますが、いわゆる社会体育事業でございます。これも表でござんいただいております事業を実施いたしました。また、毎年実施しております長瀬町スポーツ賞の表彰では、部門ごとに功労賞、優秀選手賞の個人、団体等の表彰を行いました。

①のスポーツ団体への補助金交付から次の60ページ④の学校開放利用状況まで、それぞれ表にして数字を示しておりますので、ござんいただきたいと思います。

⑤の町民プールにつきましては、ご案内のように平成17年度から休止といたしました。したがって、18年度も休止でございます。

次に、(3)、基本的人権の尊重に徹する教育の推進でございますが、同和教育を柱とした人権教育啓発推進事業の実施と青少年の健全育成の推進事業を実施いたしました。

人権教育啓発推進事業につきましては、表にまとめてありますが、夏休みを利用した地区別懇談会、通称夏休み映画会と言っておりますが、この懇談会を初め、ござんいただいているような事業を実施いたしました。また、青少年育成関係団体3団体に対しまして補助金を交付しました。

続きまして、61ページ、(4)の文化の振興と文化財の保護でございますが、①の文化の振興から④の町史編さん事業まで、ござんいただいているような事業を実施いたしました。②の文化財の保護のうち、旧新井家住宅管理公開事業につきましては、民間団体による活性化事業の実施や隣接する花の里におけるハナビシソウやコスモスの花の観賞の観光客の増加により、入館者、入場料ともに増加しております。平成18年度は、入館者数1万2,052人で前年より754人の増となっております。入場料223万4,000円で前年より12万1,040円の増という結果でございました。

④の町史編さん事業におきましては、3名の専門委員により「持田鹿之助日記第7集」を刊行いたしました。今年度第8集を発行し、「持田鹿之助日記」はこれで完結する予定でございます。

次に、62ページをござんください。5の公民館事業でございますが、表でござんいただいておりますように、利用者交流バスハイクを初め合計で12の教室、講座等を実施いたしまして、延べ総数1,201人の方に参加していただきました。

(2)の「公民館だより」の発行から(7)のCDの貸し出しまで、図書の貸し出しやお話し会の定期的な開催等実施いたしました。

次に、63ページをござんください。6の勤労青少年ホーム事業でございますが、同じように表にまとめてあります。ござんいただいておりますように、初心者陶芸教室を初め合計で6つの教室、単発事業等を実施し、延べ総数で467人の方に参加していただきました。

(2)の施設の利用状況でございますが、合計で2万8,714人の方にご利用いただきました。

最後になります。8の学校給食管理事業でございますが、(1)の内容及び運営面でございますが、表で示してありますように、小、中3校等合計で768人に対しまして最多で189回、延べで14万3,976食を供給いたしました。

次に、64ページをござんください。(2)の施設・設備の整備、(3)の給食の啓蒙普及活動につきまし

て、それぞれ表にまとめてございますので、ごらんいただきたいと思います。特に施設整備において懸案でありました調理室内の排水溝整備と食材を受け入れるスペースであります検収室の整備、改修等の工事を行いました。この整備により調理室内が明るくなり、衛生面においてもより安全性の向上した施設となりました。

以上で教育部門における平成18年度主要施策の説明を終わります。

○議長（大島瑠美子君） 以上で各課長、教育次長の説明は終了しました。

ここで、決算審査報告を代表監査委員、中畝攻佳君にお願いいたします。

監査委員。

○代表監査委員（中畝攻佳君） 監査委員の中畝でございます。平成18年度長瀬町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の審査結果につきまして、監査委員を代表いたしましてご報告申し上げます。

審査は、去る7月18日から8月16日までの間に、新井利朗監査委員さんと一緒に実施いたしました。その結果は、お手元にお配りいたしてあります審査意見書のとおりでございます。

意見書の1ページをごらんいただきたいと思います。審査に付されました各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書は、関係法令に準拠して調整されておりますし、決算計数を関係諸帳簿及び証書類と照合いたしました結果、誤りのないことを確認いたしました。また、予算の執行に当たっては、関係法令及び予算議決の趣旨に沿っておおむね適正に行われているものと認められました。

各会計の歳入歳出決算は、表1、会計別歳入・歳出一覧に掲げてありますとおり、各会計とも歳入総額から歳出総額を差し引いた残額は黒字決算となっております。

2ページをお開きいただきたいと思います。一般会計におきましては、表2、決算収支比率等前年度比較の中ほどに掲げてございますが、形式収支は1億3,711万986円で、平成19年度へ繰り越すべき財源が315万円ありますので、これを差し引いた実質収支は1億3,396万986円の黒字となっております。この実質収支から前年度実質収支1億7,102万8,231円を差し引いた単年度収支は3,706万7,245円の赤字となっております。さらに、実質単年度収支につきましては、財政調整基金が3,408万5,000円取り崩されましたが、8,600万円積み立てられた結果、1,484万7,755円の黒字となっております。

次に、予算の執行状況でございますが、歳入につきましては、2ページから3ページにかけて記載してございます。3ページの中ほどの表3、歳入執行状況一覧の合計欄に示してありますとおり、執行率は102.1%、収入率は95.7%となっております。町税の収入状況でございますが、同表の町税の収入率の欄に掲げてありますとおり、収入率は87.4%となっております。2ページの下の方に戻りますが、町税における不納欠損額は159万328円となっております。これは時効の成立、滞納処分の執行停止により権利、義務が消滅し、徴収が不可能となったものを不納欠損として処分されたものでございます。また、町税の収納状況のうち現年課税分の収入率は97.7%であります。滞納繰り越し分の収入率は16.1%と低率となっております。町税全体における収入未済額は1億2,597万8,677円と多額となっております。町税につきましては、負担の公平性と自主財源である町税収入の確保は重要な課題でありまして、積極的な徴収活動を展開していくことが必要であります。

また、未納者に対しましては、法に基づく適時適切な措置を講ずるなど積極的な滞納整理を行い、徴収率の向上と滞納額の圧縮を一層強く進めていくことが必要であります。実効性のある町税確保対策を展開されることを強く望むものでございます。

次に、歳入のうち町債につきましては、借入額が前年度より1,320万円増加しておりますが、これは土木債、教育債などの増加によるものであります。なお、款別の歳入、執行状況につきましては、後ろのほうの7ページの別表1に掲げてあるとおりでございます。

歳出につきましては、後ろのほうの8ページの別表2をごらんいただきたいと存じます。予算現額に対する執行率は、合計欄の執行率のところに示してありますとおり97.2%でございます、おおむね順調に執行されておりました。

3ページにお戻りいただきたいと存じます。中ほどの表の下でございますが、ウ、町債の償還状況のところに記載してございますとおり、平成18年度の町債の元金償還額は2億904万3,493円で、年度中に新たに2億8,600万円を借り入れた結果、18年度末現在額は26億1,329万2,614円となりまして、17年度末が25億3,633万6,107円でございますので、7,695万6,507円の増加となっております。なお、町債の償還は計画どおり順調になされておりました。

次に、財政の構造でございますが、4ページの表4、主要財務指標一覧をごらんいただきたいと存じます。平成18年度における財政力指数は0.499、経常収支比率は89.2%、経常一般財源比率は100.7%となっております。これらの指標からかんがみまして財源に余裕があるとは言えず、財政構造に弾力性があるとは言いがたいものがあります。

実質公債費比率につきましては、平成18年度から地方債許可制度が協議制度に移行されたことにより新たに導入された指標でございます、この指標の算出には一部事務組合等の公債費類似経費が算入されることから、この比率は20.3%と見込まれております。この比率の度合いにより地方債の起債に対してのルールが定められておりまして、18%を超えますと地方債許可団体となりますので、当町におきましては地方債許可団体に該当することになります。なお、この比率は審査意見書提出時には確定されておりませんでしたので、見込み数値を記載してございますが、現時点におきましては20.3%と確定しております。

続きまして、特別会計に移らせていただきます。4ページの中ほどから6ページにかけて記載してございますので、ごらんいただきたいと存じます。

最初に、国民健康保険特別会計でございますが、収支の状況、予算の執行状況につきましては、4ページの中ほど以下に記載してあるとおりでございます。形式収支、実質収支ともに黒字となっておりますが、単年度収支につきましては325万777円の赤字となっております。国民健康保険税の収入率は83.4%となっております、現年課税分は95.9%ですが、滞納繰り越し分は27.3%と低率となっております。国民健康保険税の不納欠損額は218万5,894円で、これは時効の成立、滞納処分の執行停止により、徴収する権利、義務が消滅したものを不納欠損として処分されたものでございます。

国民健康保険税の収入未済額は4,640万5,978円と多額になっている状況にありますので、収入未済の解消に向けてより一層の努力をしていただくよう望むものでございます。

次に、5ページに移らせていただきます。老人保健特別会計につきましては、形式収支、実質収支ともに黒字となっております。また、単年度収支は1,522万620円の黒字となっております。予算の執行状況につきましては、記載してあるとおりでございます。

次に、介護保険特別会計に移らせていただきますが、形式収支、実質収支ともに黒字となっております、単年度収支につきましても1,021万3,731円の黒字となっております。予算の執行状況につきましては、5ページの下の方から6ページの上の方にかけて記載してあるとおりでございますが、介護保険料の不納欠損額は47万1,200円、これは時効により権利が消滅したものを不納欠損として処分されたものであ

ります。収入未済額は103万6,700円となっておりますが、収入未済の解消に向けてより一層努力されるよう望むものでございます。

6 ページの中ほどに移らせていただきます。(4)、実質収支に関する調書につきましては、調書に記載されているとおり、計数に誤りはありません。

(5) の財産に関する調書につきましては、歳入歳出決算書の117ページ以降に記載されておりますが、このうち基金につきましてはこのページの表5、基金の状況にまとめて記載してございますので、ごらんいただきたいと思います。

基金は特別会計分も含めまして8 種ございます。18年度末の基金残高は、合計欄の右に記載してございますが、4億1,013万4,332円で、前年度末より1,617万5,000円増加しております。財産に関する調書は、各台帳に合致しており、適正な管理がなされておまして、調書のとおり相違ございません。

以上をもちまして、決算審査結果の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（大島瑠美子君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時50分

○議長（大島瑠美子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより各議案に対する一括審議に入ります。

10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） せっかくの機会でありますので、質問させていただきます。

まず初めに、1 ページの行財政運営の問題で、この1 ページにまちづくり主役は町民、行財政改革、長瀬町財政健全化対策委員会、情報化の推進、これは本当に重要な問題だと思うのです。私はこの膨大な決算を全部質問するわけにいきませんから、なるだけ絞って質問したいと思います。

まず、その中でこの1 ページに長瀬町財政健全化対策委員会、平成17年設置したと。私も町財政健全化対策委員会の委員にみずから進んで申し込んでなりまして、皆さんもご存じのように、推進委員の中で、この推進委員には議員も私のほか4 名なっています。先ほど一般質問の中でも梅村議員がこの17年度の財政健全化委員会答申、小菅会長のもとに18年の1 月23日に答申されて18年度が始まったわけです。私たちは大体1 年近くかかって9 回会議をやりまして、その中で本当にいろんな立場の中で、合併しないでやっていくにはどういうまちづくりが大事か、そして町の財政の厳しい中では何をどういうふうに絞ってやっていけばいいかということで論議しました。その中で、この長瀬町でこれに対して答申されて皆さんに報告されたと思うのです。この1 年間どのような改革を財政健全化に対して頑張ったのかについては報告されたと思うのですけれども、18年度決算にどのような効果があったのか、答えられたらお願いしたいと思います。

先ほど一般質問でも委託料の問題など、また負担金、職員の定数、意識改革として職員の人づくりの問題などを話されたと思うのですけれども、これについて簡単でいいですから答弁をお願いしたいと思います。

次に、町債の問題で質問したいと思います。町の借金はもう勝手にできないというような新聞報道され

まして、長瀬町はその何町村かの一つだということで、先ほども監査委員のほうから報告されましたけれども、18年度末の借金の高は26億1,329万3,000円ということになったという報告をされましたけれども、17年度と比べても幾らか少なくなったといいましても、この借金の問題についてどういうふうに町民に答えていくのかについてお願いしたいと思います。

次に、13ページの滞納の問題ですけれども、1億2,597万8,000円という報告を先ほどされましたけれども、この問題については毎年のように滞納がこういう状態なので、どういうふうな滞納整理について1年間努力したのかというのは町民からも聞かれますし、歴代の町長もこの滞納問題では、課長は善意で一日、滞納整理、収納整理対策委員会という形でやったということで、ことはどのような滞納整理のために行動したのかについてお願いしたいと思います。

今滞納は、町民税や固定資産税だけでなく国保税、そういうのにも滞納が相当ふえてなかなか解決しないという問題は、私は今の政治のあらわれだと思うのです。要するに滞納した人が何人か何人かと言われましても明らかにならないから、町は何をしているのだと。我々一生懸命税金を納めている人に対しては大変な不信感を持っているわけですね。しかし、同じような滞納がふえているということについては、私は払えない人がふえているのではないかと思うのです。ふえるのではないかと、今後も。それはどういうふうに町民にこたえていくのか。我々は税金を払ってもらわなくてはならない、町民に。そのためには努力をしてこうなんだということをこの1年間の18年度のことを明らかにしてもらいたい。明らかにしなければ、先ほど一般質問の中にも出ましたように、高齢化になって年金が私たちどんどん減らされて、年金はチャラにされて、納めた、何十年もかけた税金がちゃんとなっていないというので、本当に怒りがみんな国民から上がっていると思うので、この問題について1年間どうなって収入未済額がこの1億を超しているのかということについて報告してもらいたいと思います。

次に、18ページの町の提案制度については、去年は提案が33件だった。12件ということで、広報で知らせているというけれども、町民の提案というのはもっと出しやすくしていく必要があると思うので、今後の改善については、役場へ来て出すというのではなくても何かうまい方法はないかと思っていますけれども、町民はいろんないい意見を持っている人もいますし、だけれども、役場へ行って言うということがなかなかできないということもあって……。私は町議選のときに全戸配布したのです、要するにいろんな意見を聞きたいということで。そうしたら郵便局どまりでいったら130件ぐらい来ました。それにはうんといい意見もいっぱいありました。だから、これの問題についてはもう少し工夫して、いかに町民が困っているか、いかに苦しんでいるかということが、あと将来に対する不安がいっぱいあるかというのがすぐわかりまして、やはり我々議員は少しは町民の代表として町民の問題点を聞くことが必要だなと思いました。

次に、20ページの交通安全対策事業、これは子どもあんしん登下校推進事業と先ほど教育次長があれした中に通学路の安全、学校事故防止、学校パトロールということで事業をやっていますけれども、私はこの問題については教育委員会と町が一緒になって交通安全対策事業をしてほしいのです。それには教育委員会任せではなくて総務課で、特に言いたいのは、今まで夏過ぎてこれから草が枯れ、葉が落ちればいいぐらいですけれども、枝切りをもう少し……。見えづらいとか、あと桑の葉っぱがうんと茂って昼間でも薄暗くなってしまっている。そういうところをもっとパトロールしてほしいのですけれども、そういう問題について、総務課長としてはその問題を教育委員会と連携してやってほしいということでお願いします。

次に、22ページの情報公開制度と個人情報保護条例の中で、この問題は町が保有する行政情報の提供を

行うということで書いてあります。また、個人情報保護条例、プライバシーの問題も言われております。言いたいのは、今インターネットやいろんなあれで情報が速いです。しかし、本当に町民が知りたいことについては情報が知らされていない。特に秩北衛生下水道組合の問題やら、要するに水道行政とかの一部組合の問題が町民になかなか知らされていない。

それはなぜかという、これは町長に答えてもらいたいのですけれども、広域市町村圏組合が今どういうふうになっているのか。町の負担金が、これからも質問しますけれども、そういうことについては長やら下水道議員また広域議員、そういう人たちだけが知っている問題ではなくて、やはり我々町民が今どういう状況なのかについて知る必要があるのです。ところが、知らされていない。我々議員だって、わざわざ広域の議会を傍聴したり秩北衛生下水道組合の議会を傍聴すれば幾らかわかりますけれども、そんなに年じゅう行っていると「何だい、きょうは」なんて言われてなかなか行きづらい。議会の傍聴だって、町民に言ったって、いや、わざわざ行くとだれが来たとか何かと言われます。ですから、この情報公開をもっと秩父広域市町村圏組合、秩北衛生下水道組合、町のいろんな情報をもっと公表してほしい。そういう立場で町長にこの問題についてどう取り組むか。

次に、個人情報保護条例、これは前も大澤議員が言ったと思うのですけれども、長瀬の町民が死亡した、また出産した、しかしこの問題については個人情報保護条例の名のもとに知らせてもいいのではないかという話で、そういう話になりましたね。しかし、まだ発表されていない。死亡欄、出産欄、載せないでくれという人には別にいいのだと思うのです、情報を載せなくて、知ってほしくないのだといったら。だから、そういう意味では、この前の答弁では検討して載せる方向で動くと言ったのですけれども、18年度も同じような状態だったということでもありますので、よろしくお願いします。

次に、33ページの放課後児童対策事業で空き教室のほうについては299万2,000円と。でき上がって1年たって補助を出したということで、学校の空き教室には36人が応募したと。たけのこ学童クラブには47人が来たと。では、最終的にはこの2つの学童クラブに対して二小からどれだけの人が来ているのか。そして、親は今言っているのは、二小学校区の子がいずれは一小学校区に引っ越したいと言って引っ越してきた人もいるのです。だから、二小の学童クラブが今何人かについて答えられたら、両方合わせてですね。

ちょっと言いたいのは耐震問題ですけれども、たけのこの学童クラブについてはいろいろの問題で、たけのこ学童クラブは理事会は一緒にやっているのですけれども、耐震問題について要望があると思うのですけれども、この問題についての今後どういうふうにしていくかについてお願いしたいと思います。

次に、35ページの秩北衛生下水道組合に3億9,249万9,100円、18年度は負担したと、負担金を。この問題については、今度下水道の計画区域が広がったのです。うちの和田地区は今度計画区域に入ったのです。そういう報告をされまして、全戸を下水道組合の職員が歩いたのです。私はその中で思うのには、下水道の問題については、一方では合併処理浄化槽設置整備事業補助金は18年度がたんと落ちていきますね。これからどれだけお金がかかるかわからないような下水道でなくて、合併浄化槽をもっと補助金をして、額ばかりではなくて申込者がふえていかなくはないと思うのです。井戸、岩田、矢那覇、野上下郷のほうについては結局計画区域には入らないと思うので、ぜひその問題について18年度ぱっと減ったという問題で、やっぱり今後の強化をお願いしたいと。どういうふうに考えているのかについてお願いします。

次に、38ページの広域行政の推進の中で負担金、広域市町村圏組合の清掃費として6,878万8,000円するのだと。去年は7,898万だったと思うのです。こういうふうに負担金が少なくなったということについてはいいのですけれども、これについて、私はごみは資源ごみになる、また生ごみは堆肥になるという問題

でこれからますます取り組まなくてはならない。我々お金がない中ではこういうことについてもっと本気になる必要があると思うのですけれども、これについて減っている数についてはどんな努力をしたのか、お願いしたいと思います。

次に、41ページの訪問指導として保健師さんの訪問の数が、17年度決算とかんがみますと被訪問指導延べ人数についても減っておるのですけれども、これについて減っている理由についてお願いしたいと思います。去年はこっちの被訪問指導人数が490人から319人、被訪問指導延べ人数が661人から341人になっております。

次に、48ページの観光施設管理事業ということで、公衆トイレの問題で維持管理費が毎年私が質問しているの12カ所になっておりますね。去年は571万だったような気がするけれども、ことはどのくらいになっているのか。このお金の節約について、節約というか、要するに少なくするにはどうしたらいいのか。やはりボランティアとかそういうことでお金を減らしていく必要があると思うのですけれども、どういうふうに考えているのか。

あともう一つ、その下、長瀬八景管理事業、これは私は一般質問の中で言ったように、8つの箇所に看板を設置してありますね。例えば間瀬山の峠のところには長瀬八景1カ所のいい看板がありますが、ああいう看板についてしておりますけれども、どのような長瀬八景の管理事業をしているのか、この辺についてお願いしたいと思います。

次の49ページです。長瀬町観光協会補助190万、これについては前に長瀬の観光協会の事務を役場職員がやっていたですよね。今どういうふうになっているのですか。やっぱり長瀬観光協会は長瀬で独立して自分たちが一生懸命やるということで言われまして、一生懸命これからは考えていこうというふうになっていますけれども、18年度はどうしたのか。

観光協会の補助は、最初のころは216万だったのです。それが今190万です。補助を減らすということは今の状況ではしょうがないという形になっております。それには観光協会の人たちと話し合って、長瀬観光協会は長瀬に来た人たちにお金を落としてもらうということを本気で考える時期だと思うのです。そうでないと所得税もなかなか上がらなくて町の財政が潤わない。そういうことでどうしてきたのかについてお願いします。

次に、52ページの住宅管理事業ということで106軒の戸数について今やっていますけれども、この前、根岸団地を壊して20軒が6軒、蔵宮団地が4軒から3軒と減らしたのですね。この管理の問題については、草刈りや維持管理について今後どういうふうにしていくかについて、18年度は壊したということになっていますけれども、どうしていくかについて答えられたらお願いします。根岸団地については草がぼうぼうでちょっと問題だと思うので。

次に、あと少しです。我慢してください。56ページですけれども、56ページの修学旅行（小・中）補助事業、これについては小学生1,000円、中学生2,000円ということで、私は毎年質問しているのですけれども、今のこの中で私が言いたいのは、この補助の増額については、予算のときも言っていますけれども、今長瀬一小、二小の不用額については、一小が67万2,152円、第二小学校が70万7,864円、長瀬中学校が54万8,745円と、こういう不用額が出る。あのとき私は増額を言ったわけですよ。だけれども、このお金はやはり私は増額するべきだと思うのです。今子供たちの親は収入がないのです、本当に。条件のいいところではない20代の子育てのお母さんやお父さんは、大変な思いをして今教育にお金をかけているのです。子育てしているのです。だから、そんな不用額をつくるのならもっと増額していいのだと私は予算のとき言

ったので、どういうふうに考えているのかをお願いします。

次に、63ページの学校給食管理事業ということで給食費、小学生3,500円、中学校4,200円というのが滞納だと。先ほど一般質問の中で1番議員も言いましたように、現在どのような滞納の状況でなっているのか。私は持田給食センターの所長が代弁してくれてもいいと言われまして言ったことがありますね。要するに長瀬の給食の所長はだれがやってもいいようなマニュアルはできていない。ほかの給食センターはかなりの給食センターでマニュアルができて、だれが所長をやってもいいようになっている。それを言って教育委員会と学校、センター、そこが一緒になって給食費の滞納を頑張って、そして吉田中学校では、長瀬にいた先生が吉田中学校に赴任して、給食費滞納はずっとゼロですよ。それは学校と給食センターと教育委員会がタイアップして一生懸命先生方も含めて集めているのです。それでゼロだと。あと大井町とか、つぶれた給食センターではそういうことをやっているというふうに言っているところもいっぱいあるのです。ゼロ人。だから、そのときに教育長や教育次長の中でこれから学校とも話し合うということになっていますけれども、大澤所長が一生懸命本人の努力はしています。しかし、それでははだめなのではないかと思うのですけれども、この1年間どういうふうにやってきたのかについて報告額したいと思います。

あと、これは議長、国保会計も質問していいのですか。

○議長（大島瑠美子君） 一括ですから、してください。

○10番（渡辺 強君） 国保会計について言いますけれども、これも同じなのです。滞納がこれから私はますますふえるのではないかと思うのですけれども、この滞納の問題についてどのような取り組みをやってきたのか。もう既にご存じのように4,640万6,000円と収入未済額がありますけれども、これについて答えられたら答えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） それでは、一番初めの質問の長瀬町財政健全化対策委員会の答申が18年度の決算にどのように反映されたかということでございますが、長瀬町財政健全化対策委員会の答申に基づきまして行政改革大綱実施計画を策定いたしました。この計画に掲載されております事項について、昨日の一般質問で答弁させていただいております。重複することになりますが、一部を報告させていただきます。

歳出関係でございますが、町長等の特別職の給与月額を特例で減額するとともに期末手当につきましても役職加算分、年間の支給月数を減額したことにより約400万円の減となっております。特別職委員の報酬額を原則10%から20%減額するとともに、費用弁償を1,200円から500円に減額したことにより約320万円の減となっております。職員の給料、各種手当につきましても、国の給与構造改革に準じた給与制度の見直しを行い、給与の適正化、調整手当、特殊勤務手当の廃止、地域手当の未導入、管理職手当の特例減額等により、約3,870万円の減となっております。また、町単独補助金につきましても、総額の抑制を図ったことにより約480万円の減となっております。負担金につきましても、削減に努めた結果、約190万円の減となっております。議員の皆さんの報酬月額の減額、期末手当の年間支給月数の減数をさせていただいたことや、1名の欠員によりまして約620万円の減となっております。これらを合計した額が5,880万ということでございます。なお、測量機器等、道路改良工事や排水路整備、道路後退部分の整備等に伴う境界測量、境界ぐいの再現等を職員で行ったことにより、委託した場合の概算設計額に対して機械借上料との差額約1,950万円が減となっております。

続きまして、歳入でございますが、財源の確保といたしまして、未利用財産の処分を実施したことによ

り、約1,090万円の増となりました。また、住民票の写しや納税証明書等の各種証明交付手数料の受益者分担を見直しいたしまして、150円から200円に引き上げたことにより約9万円の増となっております。それから、町営住宅入居者から駐車場使用料を徴収することといたしましたことにより、約140万円の増となっております。これらを合計すると1,239万円の収入増となっております。

次に、人づくりにつきましてのご質問でございますが、住民の信頼と負託にこたえていくためには、職員一人一人が常に目的意識と高い意欲を持ってみずからの能力開発に努めるとともに、組織といたしましては自己啓発に取り組みやすい職場の環境づくりや自己啓発に取り組む職員を支援するなど、組織としての総合力を高めていく必要がございます。先ほども説明させていただきましたような各種の研修事業を行っているところでございます。

それから、町債の残高につきましては、臨時財政対策債の制度ができて以来、毎年臨時財政対策債を借り入れしているわけで、それによりまして残高は増加しております。18年度末の残高を昨日説明いたしました表で見ていただければおわかりになると思いますが、18年度末現在高のうち、26億あるわけですが、その中の臨時財政対策債が約10億円というようなことで全体の半分近くを占めているというような状況となっております。それ以外の起債につきましては、毎年元金償還金を超えない額を借り入れるようにすることによって残高の増額を抑制しているような状況でございます。

それから、提案制度の方法についてでございますが、これは役場においでになったときも当然提案箱がありますので入れていただいても結構なわけですが、郵送でも結構ですし、インターネットのメールでもできるようにしていただいておりますし、現にそういうことで活用していただいておりますので、よろしく願いいたします。

それから、交通安全につきましては、木の枝切りだとかカーブミラーの清掃などにつきましては、毎年各行政区にお願いいたしまして実施していただいているところでございます。

あと、広報に出生、死亡等の掲載をというようなことでございますが、以前家族から掲載しないでほしいというような申し入れが何件かありましたので、現在も掲載していないところでございます。秩父地域の中で掲載しているところを聞いてみますと、家族に確認して掲載させていただいているというようなものも半分ぐらいのような状況になっているようでございます。また、訃報の情報等を早く知りたい、弔意をあらわしたいというようなことがあるようでございますが、広報紙でお知らせする場合は届け出の2カ月後に掲載するようなことになり、時期がずれますので、早目の情報取得というような状況にはならないではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 税務課長。

○税務課長（野原寿彦君） 渡辺議員さんのご質問ですが、滞納についてどういう努力をしたのか、どういう行動をしたのかということでございますが、まず滞納整理についての取り組みでございますが、平成18年においては、地方税法48条の規定によります個人住民税の直接徴収によります個人住民税の県の直接徴収を実施したり懸案事項の解決、これは先ほどから出ております1億2,000万あるのですが、1人の方が4,900万納めているので、本日も副参事と主査のほうで県と一緒に会議を行ってまいりまして、この人について話をしております。その関係で県と支援や連携強化を図りまして圧縮してまいりました。また、国保税と関連しますので、国保税と町税同様に行っていますので、納税相談が大切なので、納税相談のほうを機会をふやして、国保については短期の有効期限でなるべく納税者に会ってお話を聞きたいというこ

とが大事でございますので、お話をさせるようにするのでありますけれども、なかなか来ていただけないので、こちらから行くようにしますと、人によってはその時間に行くといえないのです。それで急に行ったらいいだろうというので、朝とか午後、車をちょっと見たら行くようにはしております。

それで、取り組みとして平成18年度中の町税と国保税の滞納処分の実施状況でございますが、財産の差し押さえが16人、交付要求11人、滞納処分の停止が6人、納税誓約の提出が43人となっております。そのうち不動産について2人の方ばかり差し押さえを行ったわけですが、1人の方については18年度に差し押さえということがわかってから土地を売りたいということで、その土地を売った金で差し押さえ解除を行いました。もう一人の方についても、19年度、今年度に入ってなのですけれども、親戚一同で差し押さえされているのでは大変困るということでお金をいただきました。

今後の取り組みなのですが、現在不動産とかそういうものについて差し押さえ等を行っているのですが、債権抱えている方が多いのでどうしても劣後になってしまうので、不動産中心から預金、生命保険等を差し押さえ、そういう債権をすぐ換価しやすい債権に取り組んでいきたいと考えております。

それと、現在のところ給与もやっているのですが、給与になるとその方の会社にお電話なり給与の実態の調査を行いますので、その会社の方がそういうことが来たことで、首になるということではございませんけれども、一応そういう関係もあるので慎重に取り扱っていますが、会社によっては社長さんのほうでその滞納分を責任を持って払うからということで約束していただきまして、給与のほうから一部ですけれども納めていただける方も今現在ふえております。

一応以上ですけれども、よろしくお願いします。

○議長（大島瑠美子君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 渡辺議員さんの児童クラブに対する補助や二小から通っているお子さんの人数ということでございますが、33ページにあります299万2,000円の委託料でございますが、こちらはたけのこ学童クラブさんへ全額委託料として支払ったものでございます。

それから、児童の数でございますが、ここに出ておりますのは3月末現在の数でございますが、8月末の各児童クラブの人数でございますが、長瀬児童クラブに52人、それからたけのこ児童クラブに59人在籍しておりまして、合計で111人となっております。その中で第二小学校から通っている児童の数でございますが、長瀬児童クラブに12人、たけのこ学童クラブに8人、合計で20人第二小学校から通っております。こういう数字で伸びてまいりましたので、今までも何度か検討しておりますけれども、二小の児童クラブの建設に向けて、今教育委員会のほうと第二小学校とあわせて検討をさせていただいているところでございます。

それから、41ページの訪問指導の人数が下がった理由ということでございますが、特に下がっておりますのが閉じこもり予防と家族介護者の部分かと思えます。こちらは17年度は介護保険の認定調査も保健師が分担でやっておりましたので、保健師だけではなくほかの職員もやっておりましたが、その関係で18年度からは地域包括支援センターができました関係で、そちらで一括して調査のほうをやっておりますので、それで額が少なくなっております。

それから、先ほちょっと落としましたけれども、たけのこ学童クラブの耐震問題ということでお話をいただいたかと思いますが、たけのこ学童さんはまだ建てたばかりでございますので、たけのこ保育園さんのほうの耐震問題だと思いますけれども、いざ建てかえるとなりますとかなりの額がかかりますので、財政部局とも検討させていただいて進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） それでは、渡辺議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

合併処理浄化槽の今年度減少になった理由ということでございますが、18年度につきましては15基の申し込みがございまして、17年度20基あったということで差額は5基の減少ということになったわけですが、その理由としましては、改築、新築等が少なかったということが理由になっているようでございます。今後も合併処理浄化槽につきましては周知を図ってまいりたいと思います。

2つ目といたしまして、広域市町村圏組合の関係でございますが、この広域市町村圏組合の清掃費の関係でございます。18年度が6,878万8,000円を負担しておりますが、17年度が7,898万円で、17年度との比較で1,019万2,000円の減額ということになってございます。これにつきましては、広域市町村圏組合、町の啓蒙活動等がなされ、町民の方々に周知されたということもございまして、資源ごみのほうに回ったごみが多かったというようなことがその理由になっているようでございます。今後もなお一層ごみの減量化のほうに努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、観光トイレの維持管理でございますけれども、観光トイレ、町のほうで維持管理している費用の総額でございますが、18年度は総額で502万6,501円の維持管理ということになってございます。内容としましては、手数料、トイレのくみ取り料と委託料、こちらのほうが清掃とか保守点検の委託料になります。それと消耗品、トイレトーパー代、修繕費としましてトイレの壊れたときの修繕費、それと電気料と水道料、あと下水道の使用料も含まれますけれども、それと大きな修繕が発生した場合の補修工事、それとトイレの仮設部分の借上料、それを含めて先ほど申し上げた金額となります。維持管理につきましては、先ほども行政報告書のほうで申し上げましたけれども、ボランティアの方にやっていただいているところもございますので、引き続きお願いするとともに、経費の削減をなお一層図ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、長瀬八景管理事業でどのような管理をしているかというご質問かと思いますが、行政報告書のほうで仮設トイレの借上料という形で報告をさせていただいておりますが、今年度岩畳のところに常設のトイレを建設することになってございます。そういった形で管理事業のほうは進めておりますけれども、それと全部で8カ所ある長瀬八景でございますが、ボランティアでお願いしている方もいらっしゃいますので、引き続きお願いしてまいりたいと存じます。

続きまして、長瀬町観光協会の事務は役場でやっているのではないかというご質問でございますけれども、現在長瀬町観光協会の事務局は役場でやっております。今年度も観光協会と協議をしているところでございますが、いろんなところからご指摘もございますので、その辺のところにつきましては引き続き協議をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それと、続きまして住宅管理事業の関係でございますけれども、住宅の草刈り等の維持管理の関係でございますが、町が管理していますところにつきましては定期的に町で維持管理をしております。入居しているところにつきましては入居者が維持管理することとなっておりますので、もし草がかなり生えて危険というようなところがあれば、その辺のところも周知を図って危険のないようにしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） 修学旅行費補助制度のご質問につきましては、何度かお答えしていますので、現状におきましては今までの回答内容に変更はございません。小学6年生につきましては、箱根、鎌倉方面1泊2日の修学旅行、1人当たり約2万5,000円の負担に対し1,000円の補助でございます。また中学3年生につきましては、京都、大阪方面へ2泊3日、1人当たり約5万円の負担に対しまして2,000円の補助を行っています。この補助制度を維持していくよう努めたいと思います。

なお、各学校の決算においてそれぞれ不用額が出ているのだから、だったら補助金を増額してもよいのではというご質問でございましたが、不用額は予算執行した結果でございますので、予算上余裕があるようなご指摘でしたが、そういう性質のものではございません。ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 広域の関係と、それから上下水道の問題だと思いますが、今一番問題になっているのは、私は下水道の起債の残高をどういうふうに消化するかということだというふうに、きのうの一般質問の中でもご指摘をいただきましたことにつきましてはお答えをしているところでございまして、いわゆる社会資本の充実という国の押しつけに近いような、起債を許可するからやりなさいということで総額で160億という大型の起債を起こしたのは事実であります。しかし、これを整理するというのも今課せられた大きな私たちの責任だし使命だというふうに考えておりまして、そのことをいわゆる支払い、町のほうからの負担金を減額しなければやっていけないという思いがありまして、大体4億弱の負担金だった下水道のやつを19年度は2億9,900万円に減額できたということは、国のほうもその反省に立っての資本平準化債という制度をつくったということに私は個人的には考えておりまして、その制度を使うべきだということでやりました。

それと、下水道の区域の拡大につきましては、これは皆野の中学がその区域に入っていないという事実がありまして、今建築が始まったことについて、ぜひこれだけは入れてほしいという、第3次といいますか、そういう拡張計画の中の一端ということになりまして、それでは、これが最後になるかどうかわかりませんが、なるべくそういう問題は、今までの供用しているパーセンテージがまだ60%台ということでありますことから考えると、区域を拡大をすることはそろそろこの辺で考えていかなければいけないというふうに私個人的には考えておりまして、とりあえずその中学の工事ということが大きなテーマになって、それでは一緒に各地区の見直しをしようということで長瀬町の3地区、拡大の区域に入れさせていただいたわけでございます。

そういう状況で、さっき合併浄化槽の問題もございましたが、合併浄化槽は今課長が答弁されましたように新築の件数が少なかったのではないかというふうに私も思っております。しかし、3分の1近いところが合併浄化槽の区域になっておりますので、この辺はこれからも積極的に広報等で知らせてお使いいただき、きれいな水を下流に流すような方法を考えていかなければいけないというふうに思っております。

上下水道の統合という問題が説明不足だというご意見がいっぱいあると思いますが、この前の全員協議会で概略の話を申し上げたところでございまして、そういう状況は、ただ統合につきましても皆野のほうの状況がかなり、きのう一日揺れ動いていたという状況を聞いておりまして、それがいいかどうかにつきましても、私たちとすれば上下水道の統合が、今度の補正でご審議いただくわけでございますが、約3,500万円の初年度の合理化という予定になっておりますが、そういうことも、3,500万円だからそんなことはど

っちでもいいよという話にはならないだろう。その辺のご理解をいただく努力が私たちに足らなかったとすれば、これはこれからもしっかりやっていかなければいけない、そういうふうに思いますが、たとえ100万円でもその積み重ねが1億になり10億になるということを忘れないでやっていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、広域の問題につきましても、今課長からお話があったとおりでございまして、年々少しずつではございますが、減額をしてきておるということでありまして、これももとをただすとクリーンセンターが九十何億という大型の投資をした。それが今ピークアウトしているところでございまして、先ほどから何回も申し上げますような社会資本の充実という国の政策の負の部分がここに出ているのだというふうに私は考えております。しかし、これをしっかり消化していかなければいけないという思いも持ってこれから秩父地域は連帯感を持って進めていかなければいけないというふうに思っているところであります。

それから、放課後学童クラブのことにつきましても、課長から答弁がありましたが、樋口区のほうからかなりの生徒と一緒にというお話があるそうでありまして、この辺は来年度に向けて今から検討してどういうふうにしたらいのかということにつきまして真剣に討議を始めていきたいというふうに考えているところであります。

私から申し上げますことは以上でございします。

○議長（大島瑠美子君） 教育長。

○教育長（村田六郎君） 渡辺議員さんの給食費の滞納の問題等についてのご質問でございしますが、前に当議会でも決議をしていただきましたし、マスコミ等でもこの問題につきましてはとんでもないわけだというような論調かと思えます。そういう後押しもあるかと思えますが、給食費の滞納は徐々に減っております。18年度末ですか、その時点でも18年度の滞納していた方も大分納めてもらいまして、18年度末で新所長に引き継いだ滞納額が249万7,663円、現在9月1日時点での滞納額が196万8,900円。ただ、この中には現年度分でちょっと多い方が二、三おりまして、このうちの8万5,400円というのが現年度の滞納分でございます。しかし、それぞれみんな滞納を解消しなくてはというので努力をいただいている様子は十分読み取れます。それは新所長の特別なといいますか、本当に真剣に取り組んでおりますので、こういう結果にもなっているということが言えるかと思えます。

それから、マニュアルの関係でございしますが、これは実は前所長と次長と相談しまして、いろいろな情報を収集しましてつくってございます。それに沿って新所長もやっていますが、さらにそれをいくぐらいな対応で新所長はやっていますので、徐々に減らしていけるのではないかと、そういうふうに期待をしております。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（大島瑠美子君） 渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 答えていなかったのが2つあるのです。今教育長が答弁の中で196万になったということですが、私は実際学校の先生方としゃべったりしているのだけれども、要するに問題は所長が集めるということ自体も違うやり方があるということで、言ったように学校の先生の力もかりたり、学校の力も借りたりしたり、あと教育委員会と3者で、所長が努力すればいいというものではなくて、所長だって1人なのです。中央公民館から週3回ぐらい来てちょっと手伝って、留守番役と言っては悪いけれども、そういうことをやっているだけで、そういう改善をしない限りは、だれが所長をやってもそんなに

ゼロになりっこないのです。確かに引き落としの時代ですからといったって、そういう吉田のことを聞いたから、私は実際教育委員会へ行って聞いたのではないけれども、そういうやり方についてみんなで話し合って進まなければ、所長がやればいいのかという問題ではないのです、この問題は。

学校の給食というのは全体で、教育委員会と学校の先生とPTAでやらなくてはならないということ、そのとき努力すると答えていながらどういう努力をしたのかということが、まだ所長が一生懸命やってるやっているとといったって、所長の力量だっていろいろ、みんななれの問題もあるし、向き不向きもあるし、時間の問題もあるし、そういうことをやっていかななくてはならないのではないのですか。だけれども、旧態依然の所長が集めるというやり方でやっているやり方では、おれは改善できないと思う。

今学校もPTAも、親御さんも忙しいし学校の先生も忙しい。教育委員会だってはっきり言って教育長と教育次長がそれは本気で考えているだろうけれども、そういう3者でちゃんとそういう話し合いをしていかなければ、給食改善委員会とか何かということもあるのだから、そういう力をかりてやらない限りは改善しません。これはゼロにならない。実際ゼロになっているところがあるのですから。本当に困っている人は、納められない人は要保護とか準要保護で納めなくてもいいでしょう、給食費というのは。そういう協力もしないで、ただ持田さんが一生懸命やっているといったのが途中で亡くなり、吉沢さんが行って、吉沢さんは今度はあっちへ行って、今度また昔やってたからいいだろうとやっていて。こんなやり方では給食費の滞納なんか依然としてならないと思うので、もう一つお願いします。

あと、もう一つは町長にお願いしたいのですが、この問題は秩北衛生下水道組合、秩父広域市町村圏組合の様子なんかの情報が入ってこないのです。それは今情報社会でありながら議員任せや管理者、副管理者任せではだめなのです。やはりみんなで情報を交換し合ってみんなで考えていく時代ではないかと思うのです。

今の政治というのは国がやることに対してちゃんと声を上げていかなければならないのに一般的には負担増だけが上がってくるというやり方なので、町長も努力しているのになかなか言いづらいけれども、秩父広域市町村圏組合でも我々も含めていろいろ声を出していかないと、あと秩北衛生下水道組合についても、後から情報が入ってくるのではなくて、今問題点はどうかということを町民と一緒にやってやらないと人任せではだめなのだと思うのです。だから、そういう意味で町長に再質問、情報公開問題。

ただ、今はお金のことばかりではなくて、今広域ではどういうことがある、あと秩北衛生下水道組合は今どういう問題が出てきているのかということで、みんなでやっていかななくてはならないのではないかと思うので、その2つについて再度質問します。

○議長（大島瑠美子君） 教育長。

○教育長（村田六郎君） 申しわけありません。説明不足でございまして、マニュアルづくり等につきましては、学校と十分連絡をとり合って、これがいいということで作成いたしましたし、その後も、徴収に家庭まで行ってというのは所長がやっているわけですが、その連絡等につきましては学校を通じてお願いしているわけがございまして、所長がすべて1人でやっているわけではございません。そんなことですので、ご理解をいただきたいと思いますが。

また、昨日もちっと申し上げましたが、1年間これでやってみて、また問題があれば改善したり、そういったことを考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 広域と、それから上下水道の問題なのですけれども、一番生活に密着しているポジションが情報が少ないというおしかりをいただいたわけでございまして、私は議員のときから見るとはるかに情報提供を申し上げているというふうに思いまして、これでも足りないということ。それから、上下水道のほうも広報を年に1回は、「みずすまし」とか何とかいいましたね。出しているわけでありまして、一番問題なのは広域の問題がはっきりわからない。広域はこの町の議会からもおいでいただいているわけでございまして、例えば折に触れて全協なりやっていたときに説明をするとか、私のほうからもこれから資料を用意して皆さんにお配りするようなことをやります。向こうからも資料をとってまいりますので、もうしばらくそのことについてはしっかりした情報を開示をしていきたいというふうに考えております。

ただ、先ほど申し上げましたように、年々長瀬町の負担金は減っております。これは私がなったとき、皆野の設楽町長ととにかくとえ1,000万でも減らさないと町の将来は立ち行かなくなるよという話で2人で共同作戦をとったということを今思い出しました。それがよかったかどうかわかりませんが、そういう意味で長瀬町の負担金の比率というのが一番少なくなっているのです。それは住民の方たちがごみの分別等々について、私が職員に聞きましたら「長瀬の分別が一番しっかりしています。こういうふうに全地域がなっていていただくとありがたいです」という現場の職員からのお言葉もいただきましたので、こういうことも周知をしていきたいというふうに思っています。

それから、上下水道のことにつきましては、これからの補正をお願いをしてある部分、それが合理化、効率化の第一歩だということでございまして、三千四、五百万だったと思いますが、それも長瀬町からすると56.何%という、単純計算でいきますと2,000万に近い減額になる。これもやはりスタートしないと、この先の問題がいかに合理化、効率化をするかというスタートに着くわけでございますから、この辺の説明につきましても平参事のほうから今度しっかりご説明申し上げますので、ご理解がいただければありがたい。

ただ、皆野もいろんな内部事情があるようでございますから、ただそれを例えばすぐ可決していただいたら予算を出して、下水道のほうで統合に向けての事務の手续をとるという状況にならなければ、これがまた1年なり半年なり先にいくということになるということに予測ができますので、この辺が皆さんのお考えで、ただ皆野町は一般の議会での対応と違う対応が慣習として行われているという話を聞きました。これは大きな問題でありまして、それは皆野町はそれでいいのだというお話ですから、それはそれで構いませんけれども、一般的な自治体にはそぐわない、そういう処理がされているということでありまして、そのときに申し上げますが、そういう状況であります。

しかし、水というのは一番生活に直結して安心、安全が第一の問題でございまして、この辺はしっかりやっていかなければいけないというふうに思っておりますし、きょうの決算認定の中にも六千何百万円という金が、特に長瀬町からいっぱい、宮沢簡水、それから樋口の簡水等々の統合した後の資金について、ここ一、二年は同額程度のお金を出していただくということになると思います。ただ、先ほどから申し上げましたように、18年度末で水道のほうの起債の残高が15億を割りました。あと二、三年たつと10億を割るような状況になるということが目鼻がつかまりましたので、私は下水道のほうをやらせていただきたいということで、自分から手を挙げてそちらへ移りました。

そういう状況で、厳しいことは皆さんと共有しながら情報開示をこれからも一層してご理解いただいた上でご協力をいただくように努力をすることをお約束を申し上げます。

○議長（大島瑠美子君） 暫時休憩いたします。

休憩 正 午

再開 午後1時00分

○議長（大島瑠美子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑はございませんか。

1 番、関口雅敬君。

○1 番（関口雅敬君） それでは、何点か質問させていただきます。

18年度の決算において経常収支比率について、平成16年が88.5、17年度が93.1、そして18年度が89.2という数字になりました。そして、実質公債比率が先日新聞で20.3％という数字が出たのですが、きのうの質問の中にもメッセージを発したほうがいいのかということで、この数字について心配は要らないということをもとに総務課長にお聞きいたします。

それから、企業誘致についてちょっとお聞きいたします。岩田の工業団地に大変な予算を投入してつくって企業誘致を考えているということですが、その結果はどうなったかお聞かせ願います。

それから、災害について、災害時の食料の保管場所、企業との協定を結んでいるということですが、どんなことなのかお聞きいたします。

それから、観光について、観光のあり方は18年度も一生懸命やってもらったのだと思うのですが、私も以前から言っているとおり、文化財だの、先ほどから出ている長瀬八景だの、いろいろな長瀬のアイデンティティーをもっと掘り起こして観光をどういう形にあらわしていくか、開発を考えてもらいたいということと、観光地でありながら障害者に優しい観光地でないと。先ほどからトイレだとかいろいろ話が出ますが、障害者に優しい観光地づくりをしたほうが良いと思います。

それから、税務については、税金は公平にということなので、滞納を早く対処したほうが良いと思いますので、その点お伺いいたします。

それから、町民福祉課ですか、私も民教の委員長時代にたけのこ保育園の耐震のお話をさせていただいて、先ほど渡辺さんの質問に答弁がありましたけれども、答弁が前と余り変わっていないと。本当に私が民教の委員長時代に課長に相談したときは、もう倒壊のおそれがある、ちょっと大きな地震が来たときには倒壊のおそれがあるのだというたけのこ保育園側のお話がありまして、私、課長にもお話ししたと思うのですが、本当にそういうＳＯＳが出ていて、対処していく対処していくという時間を割いていると、本当に地震が起きたときに、役場からも子供をお願いしていると思うのですが、そういう点で、私が言うのは、お金を出すのではなくて、そういう施設で運営するのであればきちんとやれという指導をしたほうが良いと思うのです。

先ほど渡辺さんから質問が出たけれども、私は民教の委員長時代に両方の意見を聞いてどちらに責任があるか。本当に地震が起きてつぶれてしまったときに子供が下敷きでは困るので、その責任問題をはっきりしたほうが良いということであれば、多分町民福祉課長からの答弁は、責任は向こうにあるのだ、それが直せないのだったら子供はそっちへ委託できませんよとか、何かもっと救済策があるのならもっと早く救済してやったほうが良いし、きのうの一般質問でも少子高齢化についてというお話がありましたけれど

も、そういう大事な子供に助けの手を差し伸べられれば一番いいのだと思うので、その点をお伺いいたします。

それから、学校の防犯についてちょっとお聞きいたします。防犯はパトロールだとかいろんな策を講じて民間の方と一緒に教育委員会もやってもらって、私も車で移動しているときに非常に感心をしております。民教の委員長をやっているときから本当に私も感じたのですけれども、きのうの私の一般質問は、耐震をやりながら大規模改造もしたほうがいいと私がきのう発言させてもらったのは1つこれがあるのですけれども、例えば第一小学校の玄関ですよね。玄関を入っていくと、私はいつでも学校へお邪魔したときに気になるのですけれども、学校の先生に、私が会う先生のところへ行くまでに結構時間がかかるわけです。あれをずっと廊下を歩いて、まず職員室に声をかけて校長室に通される。そこまでの間、あれでは防犯に……。先ほど門はやったということですが、職員室ではなくて逆に左へ曲がっていったら1年生の教室に行ってしまう。今度私も1回、全然違う服装で不審者風で学校へ行ってみたいかどうかという対処をするかやってみたいと思うのです。ということで、きのうお願いした大規模改造を含めて耐震をやる時にあそこの窓口ですか、だれか見えるようにしないとまずいのではないかなと思って発言をさせていただきました。ご答弁をお願いいたします。

以上お願いします。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） まず、経常収支比率についてでございますが、経常収支比率は当該団体の財政構造の弾力性を測定する比率として使われているものでございます。人件費、扶助費、公債費等の義務的経費の経常経費に地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とする経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るもので、当該団体の財政構造の弾力性を判断するための指標として用いられております。

長瀬町の場合89.2%ということございまして、100%から89.2%を引くと10.8ですか。ですから、この残りの率が臨時的な経費に回せるというような状況になっているかと思っておりますので、非常に弾力性が低いというような状況になっているかと思っております。

それから、実質公債費比率でございますが、これは20.3%ということで公表されておりますけれども、これは町の起債の元利償還金だけでなく、一部事務組合等の公債費の負担に値する繰出金等を含めて計算する連結決算の考え方でございますけれども、これが16年、17年、18年度の3カ年の数値の平均したものが20.3%というような結果になっているものでございます。

先ほど監査委員さんのほうからもご報告がありましたけれども、実質公債費比率が18%を超えますと起債が許可制となってしまいます。18年度からは地方債の許可制度が変更になりまして、通常であれば協議制になるわけですが、18%を超えた団体については相変わらず国、県の許可が必要になるということで、それには実質公債比率を下げる方法を考える公債費負担適正化計画というものを策定することによって借入れが可能になるということでございます。ちなみに、25%を超えますとスポーツ、文化施設などの建設については認められなくなる場合があるようでございます。

心配ないかどうかということなのですが、これは低ければ低いほどよろしいわけで、18%のところ20.3だから安心だとか安心ではないとかとはちょっと私からは申し上げられないのですけれども、低ければ低いほど、余り低くても何もしなかったということになるのかもしれないかもしれませんが、18%が基準になっておりますので、18%を割れるような状況が心配ないというところの中だと思います。

それから、災害時の毛布だとかそういうものの保管場所ということでございますが、毛布と非常用の食

料を役場の2階と3階の場所に保管してございます。株式会社コーエーというところと非常時に町民の生活を支援するためのレンタル機材の優先供給に関する協定というのを結んでおります。それから、そのほかにもJ Aと、それとことしになりましてコメリの関係会社と資材の提供等について協定を結んでいるところでございます。

私のほうの質問は以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（平 健司君） それでは、関口議員の企業誘致、特に農村工業地区でのご質問にお答えしたいと思います。

ご承知のとおり、数年前より排水路整備が完了いたしまして、いつでも企業の進出ができるというグラウンドができたわけでございますが、その排水路整備後に1件、町長が梅村議員さんですか、一般質問にもお答えしておりますけれども、進出したいというお話がありまして検討したわけなのですが、公害等の問題が発生するおそれがある企業だったものですからお断りした経緯がございます。その地区におきましては、今現在東電の下請会社が3月31日にかけてですか、お借りして使用しておりますので、その後誘致希望企業等があれば検討してまいりたいと思っております。また、質問の地区に限らず、1,500坪と2,000坪ぐらいの土地につきましてはうちのほうでも把握してしておりますので、もし議員さんのほうでもそのぐらいの土地で企業として進出してみたいというお話があれば町のほうにお話ししていただければ、今後多少なりともお手伝いができると思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 企業誘致の問題のご提案がありましたので申し上げますが、今、平参事のほうからお話がありましたようなことなのですけれども、それぞれの地域の議員さんはそれぞれの自分たちの地域のことについてはよくわかりだと思っております。今1,500坪から2,000坪とかというお話がありましたが、それ以上のところでも結構なのです。この間もホンダ開発というような会社も積極的にお見えいただいているような状況ですので、ぜひうまくまとまりそうなところがあればお力添えをいただきたいと思っております。これはことしで来年ということにはならないと思っておりますので、長期的な視野に立っての土地の集約ということになると思っておりますので、その辺をぜひ議員の皆様にお力添えいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（大島瑠美子君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） 観光のあり方、特に長瀬八景の関係のご質問についてお答えをいたします。

長瀬町は県下を代表します観光地でありますので、観光振興を図っておりますが、長瀬八景につきましては貴重な観光資源でもありますので、こちらにつきましても観光振興が図れますように考えております。

もう一点、障害者に優しい観光地のご質問でございますが、現在町で整備を進めております観光トイレにも障害者トイレを整備するなど、さらに障害者に優しい観光地となるよう整備を図っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（大島瑠美子君） 税務課長。

○税務課長（野原寿彦君） 関口議員さんの質問にお答えします。

税務の基本は、関口議員さんのおっしゃるとおり、適正な公平な徴収です。滞納発生から早い時期での滞納者との接触の機会を図るとともに、納税の誠意のない滞納者に対しましては、金銭に容易にかえることのできる財産、例えば預金、債券、生命保険、先ほど申しましたけれども、給料等、積極的に実施してまいりたいと思います。

また、滞納者の実態を詳細に把握して、資力や生活状況で大変困っている方もいらっしゃると思うのですけれども、その滞納処分の執行停止などを行って、生活困窮者等の納税などもいろいろ考えてまいりたいと考えております。こうした方策を重点的に行之まして、今後の滞納繰越額の圧縮とか適正で公平な徴収に努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（大島瑠美子君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） たけのこ保育園さんの耐震の関係でございますけれども、たしか昨年の夏に園長先生のほうから耐震の診断をしたところ、かなり年数もたっているので心配だというふうな結果が出たということでご相談をいただきました。そのときに保育園のほうの理事会でも検討させていただいて、理事会のほうでは建てかえることになったというお話でございましたけれども、その後具体的に、ではどのくらいの規模でどのようなものをどのような財源でというか、そういう資金計画なども全然示されていなかったもので、ことしになってしまったわけなのですけれども、ことしの春にたけのこ保育園さんのほうから具体的な数字とか面積とかが示されてまいりましたので、町のほうとしまして、とにかく民間の保育所ですから自助努力でももちろんやっていただきたいわけなのですけれども、そういうことだけではいかないと思いますので、資金繰りを一緒に考えていきたいと思います。そういう中で町としましては財源が大変に、今財政的に厳しいものですから県や国の補助を利用してやるしかないかなと思っておりますので、県や国の補助制度をにらみまして建てかえに向けて検討をさせていただきたいと考えているところです。大切なお子さんをお預かりしている施設でございますので、とても心配だというのは園長先生も私も同じでございます。春にお話し合いをさせていただいたときも園長先生にも理解をしていただいているというか、これから財政当局とも相談させていただいてやっていきたいというふうに返答させていただいております。

以上です。

○議長（大島瑠美子君） 教育長。

○教育長（村田六郎君） 関口議員の学校防犯についてのご質問でございますが、子供たちの登下校時におきましては、町民の各界各層の人たちにご協力をいただきましてパトロール等を行っていただいて、本当に安全確保がある程度図られておるわけでした、本当に感謝しております。

ただ、第一小学校の玄関の問題でございますが、実は私自身も初めてあの校舎というのですか、あの学校の玄関に行ったとき戸惑った記憶がございます。どこへ行ってどうしたらいいのか。一般的には事務室等があってすぐ窓口があるものですが、あの学校はどういうわけかそういう構造になっておりません。これは教育委員会の中でも前から話題にはなっております。したがって、今度の耐震その他を含めた大規模改修等のときには、必ずこれについては十分検討して安全を図れるようにやるつもりでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いします。

○議長（大島瑠美子君） 1 番、関口雅敬君。

○1 番（関口雅敬君） 税務課と町民福祉課ですか、スピードをもってひとつ、今言ったように力をかける

ところはかしてやって解決をしていただきたいと。

学校についても、今教育長が言ったようにぜひ、同じ考えですので、何か策を考えるのに随分時間がかかるのだっただろここ体育館との通路のところにでも見えるような、保健室でも何でもちょっとつくらなければ、長い年数考えながらいくとなるとまた困るのですけれども、なるべく早くそういうことができるようにぜひ力をかけてやってください。

それでは、経常収支比率について答弁がありまして、もう一点だけちょっと聞かせていただきます。平成17年度から18年度にかけては相当数字が下がってきたわけですね。こういう下がるのに何かいい手があったのか、それとも17年度に何か問題があって数字が上がったのか、ちょっとここのところがわかりませんので、これだけ数字が下がってきたのですから、先ほど言うように実質公債費比率などの数字もなるべく下げていったほうがいいと。適正な数字になるように持っていけるように努力をしてもらいたいと思います。ここのところをちょっと1点お聞きをいたします。

それから、企業誘致について再質問させていただきます。岩田の工業団地も、先ほど言ったように、私もあそこの工事をやっている方とお話をさせてもらったときに、今度は鶴ヶ島のほうへ移るのだというお話を聞いたので心配をしているのですけれども、特に企業誘致をするのであれば、あそこへ排水路をつくって、大事な税金投入して、平さんも特命で動いたり何だりいろいろ専門的に動いているのだと思うのです。

そこで私の提案なのですけれども、せっかくきのうから出ているホンダという名前が出て、そういう企業が例えばつくるにしても、広さはもうしょうがないですよ。あれより広ければ広いほどいいのですけれども、あそこにあれだけ税金投入して工業誘致するのだという土地をつくったのですから、例えばあそこに光ファイバーあるいは携帯電話、これは必需品なのだと思うのです、企業がこれから来るのに。例えばきのうですか、梅村さんの発言で精密機械のそういう下請が来るのでも、ねじにミスが一つもないのだというお話、専門的な業者から出ましたけれども、そういう点でいけば、そういう会社に来るには光ファイバーが、早くインターネットが立ち上がるとか、そういうのがもう必要になってくると思うのです。ましてや携帯電話なんていったら当たり前のことなのだと思うのです。

携帯電話については、私も今月の19日にNTTドコモの埼玉支社から来て、電波調節ができるかどうか一緒に町内を回りましょうということで回ることになっています。ですから、もしそちらで時間が都合がつかなら一緒に同席してドコモの方に強く言ってくださいよ。観光のほうも同じです。観光についても、携帯電話が通じなくなってしまうと、以前言いましたよね。私はそばが食べたい、私はうどんが食べたい、別れてしまったらもう携帯電話がつながらなくなって、困ってしまって車で待っていたら両方が車で待ち合わせができたというような状況なので、今この時代ですから、観光地、観光立町でいって、観光でいったり企業誘致をやるのにはこういうのは必要ですから、ぜひ一丸となって光ファイバーあるいは携帯電話等も一緒になってエリア内にするように役場のほうの力もかshiteいただいて、私のほうの持っている力も、呼び出し役ぐらいできますからやりましょうよ。工業団地というか、ああいうところに企業を誘致するのだったら本当に必要だと思うのです。

それから、災害について。先ほど企業から契約しているということですが、果たしてそういう企業がどういう約束をしているのか。あるいは先ほど3階と2階のところに食料と毛布やっておりますといっても、午前中にもあったように、説明責任というか、説明がなされていないと思うのです。例えばこの2階、3階において、本当に被害が起こったときに、私、井戸代表で例えばもらいに来たときに、はい、中野上の近いところがもらっちゃいましたでは困るのです、本当に。そういうところの説明責任を果たし

ていないと。

コメリさんがどうだの農協がどうだのという話がありましたけれども、これは地震が起きて、例えば激甚災害に指定しますよといったら動くのだと。多分そうではないですか。そうすると国のほうで長瀬は今これだけになったから、では会議開いて災害指定しましょうということになったら企業が動いて、では必要なものを取り寄せてくれて助けを出してくれるのではないですか。だからそういうところの、例えば農協でどういうふうに手をかしてくれる、コメリでどういうふうにやって対処してくれる、そこまで町民の方に説明してもらったほうがいいと思うのです。毛布が300枚ここにあるから早い者勝ちですよとか、例えば区長会でどういう話になっているか区長会で相談してもらおうとか、そういうのをちょっと私心配しているのです。今何点か質問しましたが、ひとつ順次お願いします。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 経常収支比率については計算式があるのですけれども、手元に今具体的なものがないのではっきりしたことは言えないのですけれども、18年度は17年度に比べて人件費もかなり減っていますので、そういう経常的なもので一般財源を充てるような費用が減ったりしていると変動が……。人件費だけではなくてほかのものがあるかと思うのですけれども、そういうものが影響していると思います。

それから、最初にお答えした実質公債比率20.3%ということで心配ないかどうかというようなことで、20.3%が心配ないかどうかはちょっと私からは申し上げられないところでございますけれども、高いのは高いと当然思っております。18%を超えれば許可制になってしまいますので、18%を常に割っているような状況が理想ではないかと考えております。

それと、非常災害の場合ですけれども、対策本部等を設けて、そこで業者等に注文すると届けてくれるようなシステムになっていると思います。このコーエーにしても広報で掲載はしておりますけれども、先ほど議員さんが言われたような、そういうような状況になったらこうですよというようなことは広報等には載せてございませんので、また自主防犯だとか自主防災とかというようなことを区長さん方にもお願いしていますので、そういう機会にでもまたお話しさせていただければと考えております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（平 健司君） 関口議員の光ファイバーと携帯電話の関係、お答えが必要かどうかかわからないのですけれども、光ファイバーの必要性につきましては、企業誘致の関係で重々必要だということは承知しております。小鹿野町のほうでは何か商工会が中心になって町なかは引いたというようなお話も聞いていますし、NTTとの交渉が大変だったというような、それから先の住宅密集地以外ですか、その辺になると大変だったというようなお話は聞いているのですけれども、私答えているのですけれども、担当は多分総務課のほうになろうかと思うのですが、必要性は重々職員のほうは承知しておりますので、今後検討してまいりたいと思っております。

なお、NTTが来るときの同席につきましては、時間の都合が合えば同席させていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） では最後になると思うので、では企業誘致の光ファイバーだとか携帯電話については観光の面についても観光客の方も必要ですからぜひ、ドコモの宣伝を見ていると日本じゅう合わせて

99%エリアにするのだという話が出ているから、この観光地長瀬がその0.1%ですか、その中に入らないように、ぜひエリア内にさせていただいて使えるように、今はもう本当に画像を送るような時代ですから、そういう画像を送って、宣伝にもつながりますから、ぜひ一緒にやってやりましょう。

それから、では最後に災害の物資について、今説明責任ということで話をしましたけれども、防災のそういう地域の、井戸にも防災できていますので、ぜひ総務課長、この毛布だの食料だのコメリがどうだのこうだのというのは一般町民全部に知らせるということは無理なのだったら、区長会で区長にはっきり広報しておいてください、ここにこうで備蓄はここにしているよということで。私はどこかへ備蓄場をつくらいいいという、ただそういうふうに言えばお金がまたかかっていくから私は言いません。2階でも3階でもいいです。実際に災害が起こったときに公平に行き渡る、本当に困っているところに物資が行き届くように、長瀬町区長会を使ってぜひそういう広報を、地域ごとに話が届くようにぜひお願いして終わりにしたいと思います。

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑はございませんか。

7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） それでは、何点か質問させていただきます。

まず、決算書の本体のほうですけれども、町長交際費並びに議長交際費、これが本当にずうっと下がっているのですけれども、どこまで絞る予定でいるのか。絞れるだけ絞るということなのかなと思うのですけれども。いつも申し上げますけれども、私が議員になりました当初は320万町長交際費が計上されて、たしか280万は使っていたと思うのです。あのころから比べまして本当に、18年度は42万6,000円ですか、どこまで絞るのかなという思いがしております。まだまだこれから絞れるところまで絞るのか、この程度でよすのか、そこのところをちょっとお伺いしたいと思います。

それから、45ページの宝くじ助成事業ですけれども、17年度は太鼓を買われたということで200万助成をいただき、18年度は風布の除雪機ですか、250万ということですが、この宝くじ助成事業というのは、毎年これは申請するとお金がいただけるものなのでしょうか、お伺いしたいと思います。

それから、75ページの狩猟愛好会補助金、これは毎年3万ついていますけれども、長瀬町には狩猟をやられる方がどのくらいいらっしゃるのでしょうか、お伺いしたいと思います。

それから、行政報告書のほうですけれども、18ページの「広報ながとろ」と「くらしのメモ」、「くらしのメモ」につきましては10月からですか、広告を入れるというお話ですけれども、行政改革推進委員会の中でも「広報ながとろ」ですとか、あと封筒にも広告を入れたほうがいいのではないかというお話が出ておりました。よそのまちでは結構やっているのです。でも、なかなか長瀬ではこれが実現をされないということで、先日もお話をされました。なぜ広告を入れないのだと。広告を入れてもいいよという商店ですとか企業があるというお話も伺っています。これにつきまして、なぜ入らないかということをお伺いしたいと思います。

それから、20ページの職員研修状況ですけれども、延べ93人とありますけれども、これは多分ダブって受講された方もいらっしゃるのだと思います。ですので、実際に2回、3回行かれた方は1回という計算で幾人ぐらい受講しているか。これははっきりした数をお伺いしたいと思います。

それから、個人情報保護制度の話が先ほど出ましたが、やはり保護制度の中で載せないでくれというお話があって死亡者についても出生についても載せないというお話ですけれども、生まれた方はいろいろ今の時代ですので事情があると思います。でも、亡くなられた方は、その家庭で載せないでほしいと

いうお話があったときにはこれはしようがないかなと思いますけれども、2カ月先になっても私は載せてほしいと思っています。ほとんどの町民がそういうことを口にしておりますので、これはぜひ検討していただいて実行していただければと思っています。

それから、電子申請につきましてですけれども、これも毎回出ますけれども、18年度も3件でしたというのが載っておりましたけれども、これは抜けることができないのでしょうか。きっとこの3件申請するについて相当のお金がかかっていると思うのです。こういうことが、本当に上から押しつけられたものに対してそれを実行せざるを得ないということなのでしょうけれども、何とかそういう経費がかかり過ぎるということを申し上げて抜けるということ、これも私は選択肢ではないかと思っていますので、その件について伺いいたします。

それから、23ページの戸籍住民事業ですけれども、以前ちょっと申し上げたことがあるのですけれども、長瀬町は離婚率が高いのではないかなというお話を聞いています。若い子たちが同窓会に行ったら隣同士がみんな離婚していたというようなお話も伺いまして、ちょっと高いのではないかなと思うのですけれども、18年度も結婚された方が119件で離婚された方が27件という、ざっと考えて4分の1、4人に1件が離婚されているという。これはよそのまちと比べてどうなのかなと思うのですけれども、この件に対してもちょっと伺いしたいと思います。

それから、生まれた方が95人いらっしまったということですから、これは多分こちらに戸籍があるので95件ということになったのだと思います。多分実際には長瀬町に住んでいるお子さんは昨年生まれた方は95人はいないのだと思うのですけれども、実際に長瀬町に住んでいられる方の数、それからあと学区、第一小、第二小、もしこれがわかれば伺いしたいと思います。

それから、32ページの老人保護措置事業ですけれども、老人保護措置をされている方が2人いらっしやるということで411万4,620円ですか、ざっと計算しますと1カ月1人が17万ちょっとになるわけですから、この方は一部負担金が年間55万3,800円、一部負担金というのは本人がこれだけ払っているということなののでしょうか。町のほうでこれだけ補助をして、あとは国、県から411万4,620円が来ているよということなのかと、ちょっとこのところを詳しく伺いしたいと思います。

それから、44ページの農業振興地域整備計画の変更状況ですけれども、農振農用地についてですけれども、現在長瀬町、あとどのくらい農振農用地、面積にしてあるのでしょうか。それと、あと件数と申しますか、畑で1枚、2枚、3枚と計算するのでしょうか。それでどのくらいになるのだから、それがわかりましたら教えていただきたいと思います。

それから、47ページの商店街活力再生推進事業、これはオンリーN冊子、これを毎戸配ったわけですが、これによってどの程度の効果があったか。毎戸に配ったわけですから、これを利用して町民が買い物に来てくれた、また食事に来てくれたということで大分売り上げが伸びたとか、そういったことがあったのでしょうか。これをお伺いしたいと思います。

それから、48ページの通り抜けの桜、これは通り抜けの桜を整備していらっしやるのでしょうかけれども、ちょっと足元が悪いですね。石がごろごろしていて、いつも私も夜パトロールですか、それに出てみて毎年思うのですけれども、石車に乗って転んだら困るなと毎年思います。これ、そういう事故は今までなかったのでしょうか。これからこれは考えていくべきではないかなと思うのですけれども、今後そういうお考えがあるのでしょうか。これをお伺いしたいと思います。

それから、57ページの中学校ふれあい講演会、これ、どういう経緯で講師が来られるのかわかりません

けれども、戦争体験者のお話なども聞いたことがあるでしょうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

それから、63ページの給食の関係ですけれども、地産地消ということで昨年度あたりからですか、地元の野菜を多分使っていると思うのですけれども、どのようなものを地元の野菜を使っているかお伺いしたいと思います。

それから、申しわけございません。あと2つです。36ページの水質検査、これは生活排水事業ということで水の水質検査をしているということですので、どの辺のお水を検査をしているか、これをお伺いしたいと思います。

それから、あと61ページの「持田鹿之助日記」、今年度で終わるということですので、その後この「鹿之助日記」本体、それは資料館で展示されるのでしょうか。

以上お伺いしたいと思います。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） それでは、交際費についてお答えいたします。

交際費につきましては、町長、議長、教育長、その他関係機関の長が行政執行のために町を代表して外部と交渉するために要する費用であり、その執行に当たっては社会通念上妥当と認められる範囲で必要限度にとどめるべきものであるということで、交際費の執行基準というものを平成11年11月に策定いたしまして、それに基づいて現在支出しているところでございます。ですから、基準を見ながら今後も支出していきたいと考えております。

それから、決算書の45ページの宝くじ助成事業補助金でございますが、これにつきましては風布区除雪機等整備事業ということで除雪機を5台、その除雪機に必要なガソリンを入れるガソリンの缶を5個申請して風布区のほうへお願いしているところでございます。この宝くじの助成事業につきましては、秩父地域創造センターを経由して申請していくわけですが、申請した後に審査が通ればこういうものがつくというようなことで、毎回つくというようなものでもないようでございます。

それから、広報等の広告でございますが、「くらしのメモ」については10月から始めるわけでございますが、封筒については今後また検討してまいりたいと思います。

それから、研修の職員の実数はというご質問でございますが、大変申しわけありませんが、手元に資料がございませんので、後ほど調べて報告させていただきたいと思います。

それから、電子申請につきましては、19年度の予算を編成するときに県のほうに休会願というのをお願いして、県のほうへ直接お願いに行ったり、県のほうからもちらに見えて町長にも会っていただいたりしたのですけれども、県のほうとしては続けてくれというようなこともあったのですけれども、大変な状況であるので、とりあえず休会ということで、費用負担はしないで19年度から対処させていただいております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） それでは、大澤議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

まず、23ページの届け出件数のうち出生の件数95件ということでございますが、これは長瀬町に本籍のある方についてということで、住所はなくても本籍や実際に住んでいるところとか、そういうところで出生届は出せますので、そちらで出していただいた件数です。具体的な細かい数字ですけれども、きのうの質問のほうで一応用意しておりまして、ちょっときょうは置いてきてしまっていますけれども、たしか18年

度中は45件となっていたようでございます。きのうの調べでちょっと感じたのですけれども、出生は余り伸びておりませんし、50人台、60人台を推移しているわけなのですけれども、小学校へ上がるくらいまでには、多い年で10人から、少ない年でも五、六人はふえて小学校に入学しているようでございますので、生まれたときは若い方はほかのところへ出ていらっしゃっても実家に戻るとか、こちらに家を建てて移られるとか、そういう方もいるようでございます。

それから、離婚の27件は結婚119件に対して3分の1ぐらいということでございますけれども、これの具体的な原因というのはちょっと私のほうもよくわからないのですけれども、きのう少子化の関係で見えますと、今晚婚化が進んでおりますし女性の社会進出なども進んでおります。そういう中で結婚されても割と気軽にまたそれぞれの道を歩むとかということになっているような、いろんな状況があるようでございます。それから、働き方の問題とか、ワーキングプアとかフリーターの増加とかいろいろな原因があると思いますので、ちょっと詳しいことはございませんけれども、また調べていきたいと思います。

それから、老人保護措置事業費、32ページの老人保護措置事業、(6)の関係ですけれども、これは養護老人ホームへ2人の方が入所しております経費といたしまして411万4,620円支払っております。これは2人分でございますが、一部負担金というのは2人、入所している方の所得に応じまして年金のほうからいただいている額でございます。介護保険ですとかかった費用の1割とかということになりますけれども、こちらは介護保険の適用はされない部分でございまして、前からの老人の措置事業ということになりますので、所得に応じて応分の負担をいただいているということでございます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 済みません。1点漏れてしまいました。死亡者の広報の掲載の関係でございしますが、町民福祉課のほうでも調べていただきまして、調べた結果、先ほども申し上げましたけれども、秩父地域の中で掲載しているところにつきましては、家族に出していいか確認をして掲載させていただいておりますが、その確認して出してもいいというのが半数ぐらいになっているようでございます。そのような状況で、公的機関が広報ということで出す情報として半分ぐらいの情報でもいいのだろうかというようなこともございますので、いろいろ検討しているわけでございますけれども、これにつきましても引き続き検討させていただければと考えております。

○議長（大島瑠美子君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） それでは、大澤議員さんの質問にお答えさせていただきます。

本体の75ページにあります狩猟愛好会の関係でございしますが、長瀬町の狩猟愛好会の人数でございしますが、有害鳥獣捕獲等に協力をしていただいている方が約25名登録されております。それと、行政報告書の44ページにございます農振農用地の面積でございしますが、今現在の農振農用地の面積は、田畑、樹園地を含めまして219ヘクタールとなっております。

続きまして、47ページの商店街活力再生推進事業の関係でございしますが、こちらの関係につきましては、事業主体が長瀬町商工会のほうでやっていただいております事業でございします。自慢の一品という形でオンラインNという形で参加店を募集いたしまして、中小企業の診断士を中心に店舗の改善指導と特色ある商品の創設を行ったわけでございますが、その事業につきましては大変よかったというふうなこともこちらのほうには入ってきております。また、これから売り上げ等がどのくらい伸びたかということはわかるかと思うのですけれども、現状ではどのくらい伸びたかというのはつかんではおりません。

続きまして、48ページの通り抜けの桜の関係でございますが、石がごろごろしておりまして事故があったかというふうなご質問でございますけれども、現在こちらのほうに報告のありました大きな事故は入ってきておりません。用地自体が秩父鉄道の関係の所有地になっておりますので、その改善につきましてはそちらのほうと協議をしてまいりたいというふうに考えております。

それと、36ページでございます水質検査の関係でございますが、水質検査の場所につきましては、樋口の白鳥橋下流のところで年2回水質検査を実施しております。ことしにつきましても8月に実施をしているわけでございますけれども、特に異常はなかったというふうに聞いております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） 中学校ふれあい講演会事業についてご説明申し上げます。

行政報告書の57ページでございます。これは県の委託事業で、人生経験豊かな地域の方の経験のお話をしていただき、生徒みずからの生き方の指針とし、進路指導の充実を図る目的で実施している事業でございます。

平成18年度は写真家の南良和氏に撮影で訪問しました中国奥地のお話を撮影秘話を含めましてお話ししていただきました。また、過去には東洋パーツ社長の小菅一憲氏や光明住職で教育委員長の小内智広氏などに、また元教員で現在町史編さん専門員の常木周三先生等に実施していただいております。特に、お話がありましたように戦争体験のお話というのはありませんでしたが、適任者が町内の方でございましたらご紹介いただければ、今後も実施する事業でございますので参考にさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 教育長。

○教育長（村田六郎君） 大澤議員の給食の関係で地産地消をどんな状態でやっているかということでございますが、この点につきましては、ジャガイモとタマネギをJAの直売所等を通じて利用させていただいていますが、ただ直売所という関係もあるかと思うのですが、年間を通じてというわけにいていないようです。昨年度の例ですと7月から11月ぐらいまでの期間利用させていただいています。なお、シメジについては大量に生産されている方がおいでのようで、そちらの方を年間を通じてちょうだいしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） それぞれご説明いただきましてありがとうございます。

死亡者の掲載についてですけれども、これは私は、よそのまちに聞いてみたらというようなお話ですが、町うちの皆さんは「死亡者については出してもいいんじゃないの」という人が結構多いのです。私自身も親しくさせていただいた方が亡くなったのを全く知らないでいて、半年後になって初めて知って慌てていったという、昨年そういうことがあったのですけれども、ぜひこれだけは、出生のほうはいろいろな支障があるでしょうから、これはいたし方ないかなと思っていますけれども、検討ではなくてぜひこれは実施していただきたいなと思っています。町民の皆さんからも大分これにつきましてはそういうお話をいただいておりますので、ぜひ実施に向けてやっていただきたいと思いますと思っています。

それから、オンリーNですか、これは確かにすごいレベルの高い冊子だと私はいただいたときに思ったのです。ただ、長瀬町の町民に対してターゲットを絞っているのかな、それとも観光客に対してなのか

なとちょっと考えたというのですか、ちょっと気になった部分があったのです。こういうものが入ってまいりまして、地図がどこの店がどこにありますよと。大体町うちの方はこれは知っていると思うのです。そうしますと、これは観光客に対してなのかなという思いがしたわけです。観光客に対してですと、先ほどから出ております長瀬八景あたりは出ていないのです。長瀬八景に対しては意外と宣伝をしていなくて、観光客も全く知らないというのが結構多いですね。そういうものをこういうときにはぜひ載せてほしいなと思うのですけれども、それが載っていません。

それから、これは横穴ケツが載っています。オウケツにつきましては、「どこにあるんですか」と結構聞かれるのですけれども、「大体こういうふうに行くんだよ」と言うと、100%わからなかったという人が多いです。行ってみただ、全くわからなかった。途中まではわかったけれども、あとは全くわからなかった。100%ですよ、これは本当に。これだったら私は載せないほうがいいと思うのです。載せないほうが親切だなと思うのですけれども、そういった部分、もう少しそういうところも検討してほしいなと思っています。町うちの人に対してこういうお店がありますよという、これはよかったなと思うのですけれども、商工会さんのほうでやられたということです、町のほうではないかもしれませんが、何かのときにそういうお話もしていただけるとありがたいと思います。

それから、ふれあい講演会ですけれども、町うちの方というお話ですけれども、私の知っている方で、町うちではないですよ、これは。桶川のほうの人なのですけれども、戦争体験者、フィリピンのほうに従軍看護婦で行ってきたという、16歳で看護婦学校を卒業したらすぐフィリピンに従軍で行って、10人行ったうちで本人しか帰ってこれなかったという人がいます。この人は、「これが私の使命だと思っているので、どこへでも行きます」という話をいただいています。ぜひ今後そういう機会があったときにはお話をいただければ私のほうでもご紹介しますので、これは本当に貴重な体験だと思います。なかなか今の子どもたちは、子供さんだけでなく、その子供さんの親も戦争というものに対して少し疎くなっていますので、ぜひこれはやってほしいなとは私は思っていますので、今後もしそういうことがありましたときにはお話をいただけるとありがたいと思います。

それから、水質検査なのですけれども、実はこの水質検査、あそこのアクアさんの手前、こちらから行く手前ですね。私、あそこのところをよく散歩なんかで通ると、その時間帯によって雪が降ったのかなというぐらいすごい泡があることがあるのです。本当にそれこそにおいもすごいです。ああいうところの流れたところからでも水質検査してもらったら、ああこれはという線が出るのではないかなと思うのですけれども、そういうところにも目を配っていただきながら、その原因ですか、それをちゃんと突き詰めていただいて、きれいな水を供給するという指導をしていただければありがたいと思っています。

それから、狩猟人数ですけれども、私が思っていたよりか人数が多いですね。今本当に鳥獣というのですか、被害というのが大分出ていまして、ハクビシンがことしは随分出たということで、これは狩猟というわけにもいきませんでしょうけれども、生態系が変わってきているなという思いの中で、狩猟される方が年々減ってるよというような話を聞きましたのでちょっとお伺いしたのですけれども、25名いらっしゃるということは、これは何とか当座は大丈夫かなという思いがしています。

それから、もう一つ、先ほど農振農用地の話、回答いただきましたけれども、筆数というのですか、これがちょっと回答いただかなかったのですけれども、これわかりませんか。わかりませんか。

「わかりません」と言う人あり

○7番（大澤タキ江君） では結構です。

そんなことでいろいろ細かくお話しいたしましたけれども、私のほうからお願いしたいのは、通り抜けの桜ですとか戦争体験者のお話ですとか、こういうことを今後ぜひやっていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（平 健司君） 大澤議員さんは回答を求めているのですが、オンリーNについて課長の補足説明をさせていただきます。

町内向きというお話だったのですけれども、いろんなイベントがありまして、長瀬フェスタ、秋の紅葉ライトアップ、宝登山蠟梅園等の集客の来場者が概算で約3万5,000人、直接ですね配布数は約3,000人程度と思われまして、2,000部程度は冊子を観光客、一般の方にお配りしてありますので、今後3から5%の売り上げが上がってくるのではないかと思いますので、追加で補足説明させていただきます。一般家庭はもちろん每户配布させていただきました。

以上でございます。

○7番（大澤タキ江君） それに対しまして、済みません、参事さんのほうから回答いただいた問題で。観光客でこれが欲しいという人がいるのです。私の友達のところのお店に置いてありますと、「どこでこれは下さるんですか」という話を結構聞かれるのですけれども、これはまだあるのでしょうか。

〔「有料」と言う人あり〕

○7番（大澤タキ江君） 有料配布ですか。ぜひあったらいただけるといいと思います。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（平 健司君） 大澤議員さんのご質問にお答えします。

町のほうが持っているわけではないのですが、たまたま商工会長さん、ここにおるのですが、サインのほうでありますよということですから、商工会さんのほうに行ってくださいれば、売るほどあるかわかりませんけれども、あるそうですからよろしくお願いします。

○7番（大澤タキ江君） 商工会に行けばね。はい、わかりました。済みません。

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑はございませんか。

5番、野原武夫君。

○5番（野原武夫君） 申しわけないのですけれども、地域整備観光課に集中的にご返答いただきたい。いじめるわけではないですよ。実はあっちこっちひっかかってきながらの話がいっぱいあるのですけれども、例えばごみの問題でバクちゃんということで大変ご苦労いただいています。この関係で生ゴミ関係がいろいろ関係で使われるということで、町でも相当広域のほうに払っている部分があるわけです。これがどのくらいの金額を払っているのか。生ゴミという対象のものに関してちょっとお聞きしたい。

それと、相当かけておるのですから、ぜひこういった生ゴミの講習会も含めてもっといろいろな意味で参加させていただいて広げてもらって、生ゴミ処理を減らしてもらおうということのほうに力を入れてもらいたい。恐らく100万円かければ1,000万ぐらい減るのではないかと思います。そのくらいのある意味では収入をはかるということの中に支出の部分の減らすということでぜひ考えていただきたい。

それから、先ほど工場立地の話がちょっと出ました。矢那瀬のところで、皆さんもご存じのとおり、秩父鉄道のもの、それから今建てかけの鉄骨の部分があります。鉄道の部分については荒川のエピサワ工業さんが先日ぜひ使いたいという話がありまして、地元で説明会を行いました。おかげで公害問題で問題

が起きないように協定は結びたいという申し入れをしまして了承されましたので、恐らくこれは相当大きな金額が投資されて会社が始まるというふうに考えております。

しかし、一方では鉄骨の部分について、これは許可されてから相当長い年月たってあのままになっている。非常に景観的にもよくない。農振法にひっかかって許可されたやつが問題もあるのではないかと思うのです。その辺、町ではどうかぜひ景観条例も含めて検討いただいて、何とかあれは善処していただく方向に強力に進めてもらいたい。余りいつまでもほうっておくということは、結局長瀬町は力がないんだよというような見方をされる嫌いがありますので、ぜひお願いしたい。

それからもう一点、花の里とか、それからボランティアガイドとかということでボランティアの方に相当参加していただいております。この方々の話の中で「一生懸命やってるけれども、観光の人たちはちっとも出てこないね」、こう言うのです。「もうかってる人たちが面倒見ないでどういうことなんだよ」と。町が観光協会の面倒見過ぎるのではないかという話をする向きがあります。きのうも梅村さんからそういうような話が出ましたけれども、実際問題として収入になっていないという部分があるのではないかなという気がしております。そういうことでいつまでも善意に頼ったボランティアで運営することは非常に難しいのではないかと。

これは課長にもお話ししているのですけれども、花の里も来る人が減ってきている。しかし、せんだつても一生懸命雑草を抜いたのですけれども、台風とこの雨でもって大分コスモスが危うくなっている。この秋にお客を呼べるかどうかという関係が難しいのではないかなというふうに考えておるのですけれども、そういったことでも14日にまた雑草を抜いたり面倒を見ようということで集まる予定をしておりますけれども、そういったボランティアがだんだん減っているということは善意の人たちに肩入れをし過ぎるといいますか、そういう人たちにお願いした部分が多過ぎるのではないかと。これは、ある意味では主導的な町の方向性を出さないと継続しないのではないかとというふうに考えております。ガイドの方についてもほとんど無償でやっておりますので、よりどころがない、皆さんが集まっている場所もないというようなことで、この間観光案内所の話が出ました。

そういうところもぜひこれからも進めていただきたいということでお願いしたいのですが、そういったボランティアガイドも含めてガイドに対する考え方が、商工会がやってるんだからいいんじゃないかというようなことではなくて、町全体でぜひ考えていただきたい。そういう意味では、観光協会を今後町のほうではどういう方向に進めていきたいのか。費用負担をされていて、また職員も投入しておいて、実際は町でもって観光協会の仕事をしてはならないという、そういった問題が既にあるわけなのです。その辺も含めて、これから先私たちも協力したいので、方向性についてお話しいただきたい。これは参事をお願いします。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（平 健司君） 野原議員のご質問に2点ばかりお答えをさせていただきます。

矢那瀬の鉄骨の部分の関係なのですけれども、景観上よくないと。前からそうなのですけれども、行政としてどのような指導ができるか、処分ができるかということをお調べしているところでございます。個人の所有物と個人の土地ですので難しい部分がありまして、すぐに解決できるというような問題ではございませんので、もうしばらく時間をちょうだいしたいと思います。

それから、花の里ボランティアガイドの関係、ボランティアが年々少なくなってくるというお話なのですが、町としては、ボランティアというのは無償で善意でやっていただく方ですから、町が強制的にだと

かやってくれということがなかなか言えないものですから、町民の善意にお願いするということしかできないと思いますけれども、町としてぜひ参加してくれないかというようなことは、これからも一般町民の方に対してお話ししていきたいと思います。

それから、観光協会を今後どうするのだと。どうするのだって、町長を指名していただければ非常に簡単に答えが出たと思うのですが、難しい問題で、この席でこういうふうにしろ、ああいうふうにしろというのはなかなか言える問題ではないと思いますけれども、町の職員が観光協会の事務局としてかかわることにつきましては違法性があるかもしれませんので、その辺につきましてはこれから研究していかななくてはならないのではないかと考えております。

それから、観光業者そのものも商工会の中にダブって入っている部分がありますので、観光協会並びに商工会のほうでも内部的にご相談でもいただければまた違った方向に観光協会の事務局がいく可能性もあるのではないかと考えております。これは可能性の問題ですから、できたらこういう質問は町長のほうにぜひ次回からお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 野原武夫君。

○5番（野原武夫君） 今ご返事いただきましたけれども、1つ抜けているのです。バクちゃんの問題で生ごみを……。やってくれる。では先やってください。

○議長（大島瑠美子君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） それでは、野原議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

行政報告書の38ページにございますごみの関係でございますけれども、バクちゃん関係のごみは可燃ごみという形になるかと思いますが、可燃ごみにつきましては、今年度1,451トン、前年度が1,402トンでございましたので、49トンの減少になっているかと思いますが。こちらのほうの広域への清掃費としての負担金でございますが、可燃ごみ、不燃ごみ等に分かれた資料がございませんので、実際に幾ら減少になったかというのはちょっとわかりかねますので、申しわけありません。

それと生ごみ処理器バクちゃんの関係でございますが、これにつきましては毎月やっていたいていますけれども、参加者が減少して少ないということも承知してございまして、広報等でもお知らせしておりますが、最近は回覧等でもお知らせしようということで回覧による周知も図っているところでございます。実際使ってみますと、バクちゃんは生ごみが本当に減少するということを身をもって私も体験させていただきましたので、非常に効果があるなというふうに考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 私が指名されたわけではございませんが、2つ、例えば観光協会の問題と、それから矢那瀬の昭和工業ですか、その話は私も平参事と農林振興センターのほうへ動いた。というのは確たるものがないのに照会するわけにいかないということで、昭和工業から話がいった後、それで行きました。そうしましたら農林振興センターのほうで広葉樹を中心とした材木の再生事業をやりたいと。昭和工業が……昭和工業ではない。

〔「吉田木工」と言う人あり〕

○町長（大澤芳夫君） 吉田木工なのですね。正式な名前はわかりません。そこが県議の選挙の前だったかに火災で焼けてストップしたと。それを県と農林水産省が非常に重く見て、何とか秩父で広葉樹のチップ

の再構をやっていただきたいという話が農林振興センターに来たという話なのです。私も、本当の話を申し上げると吉田木工とは身内関係になっておりますので、そのことについては私は口をきかない、個人の話についてはだめですというお話を申し上げました。そうしましたら農林振興センターのほうで協同組合方式でうちのほうは指導しますというお話で、ああそうなら、じゃ矢那瀬のところが秩父鉄道の地所があってという話を向こうからしてきたのです。向こうから、県のほうからあそこはどうでしょうか、あの景観の問題もありましてという話がありまして、まことにありがたいお話だと。あとは地主と話をしてくださいといって秩父鉄道と話が進んだみたいです。

そのとき5,000坪以上欲しいと。どちらかに工場をつくれば、じゃ後の2,500坪はどうするんだという話をお聞きしましたら、広葉樹を中心とした材木市場をやりたい。お聞きするところによると中に何か入っているとか、いろんなことを言われているようですが、それはそれとして建物を例えば取り壊しをすれば、上で材木の市場をすることについては余り影響はないのではないかという見方を県のほうでも農林水産省のほうでもしているようであります。

ただ、建物につきまして、私のところに何回か電話がありました。設計業者は深谷の畠山という私が昔から知っている人なので、その人にお聞きしましたら一銭もお金もらっていないと。ただ、向こうから電話が来るのは一方的に来て、「今いいスポンサーが見つかったからもうちょっと待ってください」というのが何回か来たわけです。私は「あなたの話は信用しません。手続をとります」という話を何回かしたのですけれども、「間違いなく見つけました。10億円出します」とか、そういう話なのです。これは名前を言っては申しわけないですけれども、かなり有名な人の落とし種だという話なのですが、事実は違うと思うのです。

そういう状況でずうっと推移してきたわけなのです。向こうはどれだけ手を打っているかわかりませんが、私たちは全く信用しない。有名な弁護士さんもおつきになっているというお話なのですが、とにかく限界に近くなった。そのチップ工場の協同組合が地元との説明会が終わって概略協定が結べればというお話ですから、よかったなと思っています。そうすれば向こうも一緒に使っていただくような手配は商工会長にもぜひお力添えをいただいて道を開けていただくとありがたい、そういうふうを考えております。いい方向に行きつつあるということをご報告申し上げます。

観光協会の問題はいろいろ考えています。ことし花火の寄附をいただきましたときに1,000万円を超えないような寄附の集まり方というのを考えたのです。そうしましたら、最後とんとんといって1,000万を超えてしまったのです。これはありがたいと思う。ここでも日陰の部分と陰の部分というのがはっきりわかって、例えば3,000円とか5,000円とかという地域の人たちに大勢寄附をしていただいた上に10万、20万、30万、50万というのが重なって少しずつ少しずつ寄附の総額が上がったのです。それは大口が多くなったのですけれども、3,000円、5,000円がどんどん減っているのです。これが地域間格差ということと企業といいますか、住民の所得の格差につながっているのだと。これは私は寄附をお願いに行きながら、この数字を地域整備観光課の担当がやっておりまして、見てると非常に背筋が寒くなるよう思いをしました。そういう小さな善意というのがなくなってきている。というのはそれにも耐えられないというのですか、もう寄附はできませんという人がいっぱいいるという報告を聞きました。大口はちょっと行ってお願ひするとすぐ10万ぐらいとんと出てくるわけです。ことしは少ないと思って、私は動かないでいたら、やっぱり少なかったのでもちよっと何件か動いたら、その関係のところで「わかりました」と言って協力をしてくれる。そういう状況になっておりまして、この辺が二極分化の典型的なものが出てきたなと。長瀬

町にもそういう状況が出てきたのは非常にある意味で怖いというふうに思っています。

事務方につきましては、これもこれから、この間反省会が終わりましたので来年度に向けてどうするかということについては真剣に考えて、それなりの私も考えを持っておりますので、相談をさせていただきたいところをやっておりますので、またそのときはぜひご協力をいただきたいというふうに思います。町のほうでやるということについては違法性もあるという話も聞いておりますので、できれば違うところで事務局をやっていただくということを来年に向けて考えていきたいというふうに思っております。

○議長（大島瑠美子君） 野原武夫君。

○5番（野原武夫君） いろいろお話ありがとうございます。私たちもできるだけご協力いたしたいと思います。ただ1つ、先ほどボランティアの話をさせていただきましたけれども、どうしても町当局ということではないのです。参加したくはないなという人たちが多いという中が、ほとんどが観光協会のためにやっているのではないかと、観光業者のためにやっているのに彼らは出てこない、我々は何のために協力しているのかということを確認させてもらいたいということを責任者に言われているわけなのです。それをどういうふうに伝えたらいいかということなのです。馬耳東風の人なのでなかなか話がつながらないのです。この辺は議会でこういう発言があったということでもってひとつ知らしめていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑はございませんか。

2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 今野原議員が言っていた観光協会の補助金の内訳の話なのですが、各団体に補助金をみんな出して、その団体は補助をもらった以上はこれこれ前年度はこういうふうな内訳でいただいたお金を使いましたということを使途を明確にしているのだと思いますが、くれればくれっ放しであとはどうにでも使えということではないと思います。私が何年か前にそのことをお聞きしたときに、観光協会は事務所経費という経費で補助金の4分の1ぐらいは使っているように記憶しています。事務所はどこにあるんだと聞いたら役場の中にあるんだという話になって、おかしいなと思って、私はそれで黙っていたのですが、今もそういう経費が使われているのですか。補助を出しているところは地域整備観光課が出しているのですか。幾ら出して、その中の使途については監査委員が、どこへ使ったのだというのを調べるのは監査委員の仕事か出したところの仕事かわかりませんが、その辺をちょっと明確にいただきたいと思います。

以上です。

○議長（大島瑠美子君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時27分

再開 午後2時45分

○議長（大島瑠美子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） お答えいたします。

観光協会の補助金の関係の事務所経費の問題でございますけれども、平成18年度決算報告によりますと、

事務所経費につきましては項目立てはしてありますけれども、決算額はゼロという形で支出はしてございません。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） わかりました。書いてないというものはあるんだんべと言ったってだめだから、ないということで信じます。

以上です。

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑はございませんか。

8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） 1つか2つなのですぐ終わると思いますので、答弁が長くなければ早く終わりますから、ひとつよろしくお願いします。

まず1つ、給食センターの排水路の工事なのですけれども、五百二、三十万載っていますね。これは私、普通考えるとちょっと高いような感じがするのですが、私はこの入札の金額の問題については初めて言うのですけれども、高いような気がするのです。特別な工法でやったのか全部壊してやったのか、そういう1つのあれを教えてください。私は見に行っていないので。

それから、いま一つ、これも全く同じ内容です。町営住宅の取り壊し、蔵宮が1棟42万、それから向こうが14棟で526万三千幾らですか、記憶なのでちょっと1,000円、2,000円は勘弁してください。14棟で1軒当たりの建坪はどのくらいなのか。こっちも大体同じような大きさだと思うのだけれども、こっちのほうが幾らか大きいですかね。1棟で42万、そうするとやっぱり40万近い取り壊し料がかかっているということなのですよ。

私の経験からいきますと、これは言っていないかどうか分かりません。でももう事項だと思って言いますけれども、フジマートとコメリができるときに大和チップの、800坪ぐらいあるのです、建物が。下にコンクリが2メートルぐらい、チップのあれをしているのでしっかりしたコンクリがすごい量が打ってあった。それに鉄筋が入っているのです。私、現場見せてもらったのです。

それで、当時私は区長をちょうどやっていて、商工会のほうも副をやっていたので、私が担当していたのです、両方。道路の問題もあるので、寄附するという、そのかわり真ん中の町道幾つか、114だか115だったか忘れたけれども、あれを売ると。ということで、交換ではないのですよ。総持寺に向かって狭くなっていた。それを広くするために寄附するという条件をつけたのです。それで、取り壊しについても商工会の5者が名乗り出て、では5人が共同で受けましょうということで受けたのです。これが経緯です。

それで、私が交渉に当たったのです。とにかく値切ってくるの。鉄骨から機械から何から全部撤去しなくてはならない。当時は鉄はただに近かった。我々が1トン運ぶのに5,000円取られていたぐらいだから、鉄くずはね。それで、そういうものを全部やって、コンクリは全部掘って、それを碎いて碎石にして、業者と交渉して、それを下へ使ってもらうという条件まで取りつけたのです。金額を申し上げますと700万です。それで全部消費税込みでやってくれ、こうきたのです。それで私が粘ったのです。消費税だけはとにかく別にしてくれというのでね。735万です、受けたのが。そのくらいで受けられるのです、あれだけの大きな建物が。1棟について40万かかるということは一体どういうことなのか、ちょっと私は理解できない。この前もこれは話したはずですが、どのくらいかかるかということについて。行政というものはそれだけ豊かなのかな、大らかなのかという感じがするのですが、それについてちょっと話ししてください。

○議長（大島瑠美子君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） それでは、梅村議員の給食センターの調理室の排水溝の工事535万5,000円、多いのではないかというような内容のご質問でしたが、給食センターの工事につきましては、排水溝の布設がえと、行政報告の中でも説明させていただきましたが、食材を搬入する際の受け入れ口になります検収室と呼ばれる部分を施設内に設置いたしました。その合わせての工事を実施したものでございます。この工事につきましては、工事の7割が排水溝整備工事になっております。入札を指名入札で行いました。金額の高い安いはちょっと私には判断できないのですが、予定よりは安く入札で実施しております。

以上です。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（平 健司君） 梅村議員の町営住宅の取り壊しの1棟当たりの単価が高いのではないかというお話の質問にお答えをさせていただきます。

通常の設計をいたしまして、根岸住宅14棟のほうにつきましては、当初設計638万1,900円、1棟当たりになりますと45万1,500円ということになるかと思えます。それから、もう一棟のほうの42万円ですか、蔵宮団地のほう、これにつきましては見積もり合わせでやらせていただきまして42万円という単価が出ております。高い安いということは、設計に基づいてやっておりますので、設計に間違いがなければどなたがやってもこの数字になるかと思えます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 梅村務君。

○8番（梅村 務君） 設計というのは当然専門家があれするのだと思うのですけれども、民間の例えばそういう見積もり合わせとかをやる場合に、さっき言ったような厳しい見積もりなのです。あそこの中の舗装にしても何にしてもとにかく厳しい。いいかげんな工事ですけれども、そう言っては悪いけれども、フジマートに。とにかく安い。ある設計見積もり合わせをしたら700万ぐらい違うのです、舗装が。それでその人はおりたらしいのですけれども、そういうふうなことがあるので、競争というのか、設計見積もりがあるからということだけで、民間の場合には幾らでも安く見積もってくる人はいるのです。ただ、私が考えるのはとにかく坪単価が、あれは8坪ぐらいですか。10坪ないのでしょうか。

〔「10坪ぐらいです」と言う人あり〕

○8番（梅村 務君） 10坪。ということは坪4万ですよ、早く言えばね。だから廃材の処理が今大変だと言うけれども、幾らも出ないのです、あの建物では、はっきり言って。幾らも出ない。うちの前の新井接骨の前の家を去年壊したのです。大きい家ですよ、古い家ですから。島田先生の家。単価はわかりませんよ、それは聞きませんから。でも、あれだけの大きな家を壊しても、そんなに高く取っていないはずですよ。私はそう思う。だから廃材の処理というのが確かに高い。今高くなっていますよね、早く言えば。でも何か民間と違うような雰囲気がある、入札そのものにしてもね。議会ごとに出る入札の落札者のあれを見ても、最近数字がばらばらなのですよ。何かあれはどういう現象なのか。前は整然としていたのです、早く言えば。500万の予定価格というのと485万、480万、481万、482万、それでは480万が落札するという形。今はとんでもない、300万ぐらいの入札で五、六十万違うのがぼこぼこ出てくる、早く言えばね。だから、そういうのがどういふ変化なのか私にはちょっとわからないのだけれども、それは業者の見積もり合わせだからわかりません。それも1つの疑問はあるのですけれども。

それと入札の問題でちょっと今あれなのですけれども、町長にちょっとお聞きしたいのですが、答えは

簡単で結構ですが、上長瀬の進入路がありますね。あれは県のほうの問題とのかみ合わせであれはおくれているのですか。

〔「何ですか」と言う人あり〕

○8番（梅村 務君） 進入路、上長瀬駅の。ちょっとそれを聞かせてください。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 町のほうは予定どおり工事が進んでおりまして、あとは県のほうのすりつけになります。1軒土地を出してもらうところを県のほうで全く交渉不能ということで、町のほうでやることになっています。これは9月の議会が終わったらその地主とお会いする機会をつくりたいということで、今折衝しております。1度私も行きましたし、課長も参事もお伺いをしていろいろ折衝しております。方向性としてはいい方向に行っていると思います。ただ、県は絶対にその地主とは交渉はしないという強い意思を持っているようでありまして、私たちがやるべきではありませんが、これはやらざるを得ない。道がつながらない。ただ、どうしてもその人が土地を出さないといっても、あそこの道路は使えることは使えるという、そういう計画のようであります。県のほうは。ただ、具体的には県のほうがそういう状況で多少おけているということは、秩父鉄道のほうから一時ストップがかかった。踏切の問題があつてストップがかかったというのを、私がそれを鉄道のほうへ平参事と行ってとんでもない話だと言ってそれをとめるのを戻したことがあります。それは4月の3日ごろ、宝登山のお祭りのころでありました。そのときにそういうことをやって工事は大体進んで、あとのことにつきましては県のほうの対応の仕方。もしおくれたというお話があるとすれば、秩父鉄道のほうでストップをかけた二月とか三月だというふうに思っています。

○8番（梅村 務君） はい、結構です。

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第36号 平成18年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定については、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議がありますので、これより討論を行います。

まず、議案第36号に対する反対討論を許します。

10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 平成18年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定に当たって反対の立場から発言します。

私は、反対の理由として、自民党、公明党の今までやった政権は、国民いじめの大変な政治をやっています。くどくは言いませんけれども、今アメリカと日本の政権はイラクに派兵をということで物すごいお金を給油状態で特措法を今進めようとしている。それはなぜかというと、日本の資本家、要するに大企業、アメリカと一緒に国民からは福祉を削ってそのお金を軍事予算と大企業の法人税の減免に充てております。そういう中で今大変な状況で地方自治体には合併ということで押しつけて安上りの行政をしようとしている。

そういう中で、私は反対というのはこの町の行政に対してのただの反対ではなくて、今の町をやっている執行部も含めて本当に大変だと思うわけです。その中で私は今度の一般会計予算については、私が17年

度9回、長瀬町財政健全化対策委員会の答申ができて、1月23日、答申しましたね。しかし、あの答申の中で見直し問題が大変出ておりました。委託料、負担金、補助金、また町民の意識改革の問題で、要するにいろんな意味での厳しい財政の中では改革しようということでやっております。しかし、今言ったように、そういったことの長瀬町財政健全化対策委員会の答申がまだまだ不十分だという立場から、簡単ですが、反対しています。

以上です。

○議長（大島瑠美子君） 次に、賛成討論を許します。

1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 議案第36号 平成18年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定については、歳入歳出とも適正に処理されていると認定いたします。

これをもって賛成討論といたします。

○議長（大島瑠美子君） 他に討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第36号 平成18年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大島瑠美子君） 起立多数。

よって、議案第36号は認定されました。

お諮りいたします。議案第37号 平成18年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、討論を省略して直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議がありますので、これより討論を行います。

まず、議案第37号に対する反対討論を許します。

10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 議案第37号 平成18年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に当たって反対の立場から発言します。

先ほど言ったようなことの繰り返しかもしれませんが、今の国民健康保険というわけで国民が健康に医療や保健にかかるということの中のこの決算認定に当たって、先ほど言ったように今の国民健康保険は本当に一握りの金持ちだけが医者にかかれるような仕組みをどんどんつくっているというわけで、今度国民健康保険も国の予算がもっと50%ぐらいに補助をしてもらえるような立場でやっていけばあれですけども、今は大変です。滞納の問題やら医者にかかりたくても年金から相当の額を使わなければ健康保険にかかれないという、そして今度から75歳以上の方々に後期高齢者医療保険という中で入ってきて、そしてまたまた年金から差し引いていくような、そして保険証も配らないという、まずアメリカ式の医療行政を進めようとする中では、今この問題については国民的な世論をつくって医療を守れということで頑張っていかなければならないと思います。

そういう立場から、私は今度の18年度国民健康保険特別会計決算について反対します。

○議長（大島瑠美子君） 次に、賛成討論を許します。

2 番、村田正弘君。

○2 番（村田正弘君） 平成18年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、監査委員等からも報告のとおり適正と認めますので、私は賛成をいたします。

これで賛成討論といたします。以上。

○議長（大島瑠美子君） 他に討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第37号 平成18年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大島瑠美子君） 起立多数。

よって、議案第37号は認定されました。

お諮りいたします。議案第38号 平成18年度長瀬町老人保健特別会計歳入歳出決算認定については、討論を省略して直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略して、これより議案第38号 平成18年度長瀬町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第38号は認定されました。

お諮りいたします。議案第39号 平成18年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、討論を省略して直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略して、これより議案第39号 平成18年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第39号は認定されました。



◎議案第40号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君） 日程第5、議案第40号 平成19年度長瀬町一般会計補正予算（第2号）を議題と

いたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第40号 平成19年度長瀬町一般会計補正予算（第2号）案の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,812万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を28億5,065万6,000円にしようとするものであります。

主な補正内容は、歳入では地方交付税、国県支出金、繰越金、町債の増額、地方特例交付金、繰入金の減額、歳出は財政調整基金費、戸籍住民基本台帳費、老人福祉費、し尿処理費、上水道費、住宅管理費などの増額、社会保険費、老人保険費、介護保険費の減額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 議案の内容等について総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） それでは、議案第40号 平成19年度長瀬町一般会計補正予算（第2号）につきまして説明いたします。

まず、予算書の1ページをごらんください。第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,812万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億5,065万6,000円とするものでございます。

第2条は債務負担行為の追加を行うもの、第3条は地方債の補正を行うものでございます。

債務負担行為の追加につきましては、6ページをごらんください。第2表の債務負担行為の補正でございます。特別養護老人ホームながとろ苑の増床工事に係る借入金に対する損失補償を平成39年度まで行うためのものでございます。社会福祉法人長瀬福祉会が平成19年度に埼玉県の補助事業として特別養護老人ホーム29床の増設工事を実施するに当たり、建設資金の一部を独立行政法人福祉医療機構福祉貸付資金の借り入れが必要となっております。借り入れに当たって、元利償還金に対する町の保証が条件であることから、損失補償を行うものでございます。

地方債の補正につきましては、第3表でございます。臨時財政対策債の起債可能額の決定に伴い増額の補正をするものでございます。

では、補正予算の内容につきまして説明申し上げます。12ページ、13ページをごらんください。

款9地方特例交付金、項1地方特例交付金につきましては、児童手当の制度拡充に伴う地方負担の増加に対応するために増設されたもので、この額が決定いたしましたので、96万2,000円増額するものでございます。

項2特別交付金につきましては、恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補てんするための減税補てん特例交付金が18年度をもって廃止されることに伴う経過措置として交付される特別交付金の額が決定いたしましたので、223万6,000円減額するものでございます。

款10地方交付税につきましては、普通交付税の交付額が決定いたしましたので、2,600万3,000円増額するものでございます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金、節3の老人福祉費国庫補助金につきまして

は、介護保険サービス事業の設置の助成を行うため、地域介護・福祉空間整備等交付金1,500万円の内示を受けたので増額するものでございます。

款15県支出金、項2県補助金、目3農林水産業費県補助金につきましては、遊休農地解消活用対策の一環として、特定法人の農業への円滑な参入を支援するため、県補助金を受け入れるものでございます。

款18繰越金につきましては、平成18年度決算により1億3,396万円繰り越しされましたので、8,396万円増額するものでございます。

款20町債、目4臨時財政対策債につきましては、起債可能額の決定に伴い961万1,000円の増額補正をするものでございます。

款21繰入金、目1財政調整基金繰入金につきましては、歳入の額が歳出の額を上回っていることから、8,537万4,000円繰り戻すものでございます。

以上が歳入の補正の内容でございます。

次に、歳出の補正の内容を説明いたします。14、15ページをごらんください。まず、款2総務費、項1総務管理費、目4財政調整基金費、節25積立金につきましては、平成18年度決算により1億3,396万円繰り越しされましたので、その2分の1以上積み立てるもので6,650万円増額するものでございます。

目9自治振興対策費につきましては、樋口地区コミュニティセンターがシロアリ及び地盤陥没等により被害を受けており、修繕を行うための調査、設計費用が必要となりましたので、69万7,000円増額するものでございます。

項4戸籍住民基本台帳費につきましては、外国人登録に関する電算システムの導入、住民基本台帳ネットワークシステムの入れかえに係る機器の移設費用及び除籍・改製原戸籍電算化に係る費用の増額でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費につきましては、事業実績の確定に伴う国県支出金の償還でございます。

目2老人福祉費につきましては、国の補助を受けて介護保険サービス事業所の設置を行うものでございます。

目3社会保険費につきましては、決算に伴う国民健康保険特別会計繰出金の減額でございます。

目4老人保険費につきましては、節9旅費から節19の負担金補助及び交付金までは後期高齢者医療制度の準備費用の増額でございます。節28は決算に伴う老人保健特別会計繰出金の減額でございます。

16、17ページをごらんいただきたいと思います。目5の介護保険費につきましては、節23償還金利子及び割引料は、平成18年度の埼玉県介護保険事業費県補助金に超過交付があったため、償還するものでございます。節28繰出金は、決算に伴う介護保険特別会計繰出金の減額を行うものでございます。

項2児童福祉費、目1児童福祉費は、事業実績の確定に伴い、保育所運営費国県補助金を償還するものでございます。

款4衛生費、項2清掃費、目2し尿処理費につきましては、秩北衛生下水道組合と皆野・長瀬水道企業団との統合に係る費用について負担するものでございます。

項3上水道費、目1上水道費につきましても、皆野・長瀬水道企業団と秩北衛生下水道組合との統合に係る経費について負担するものでございます。

款5労働費、目1労働費、項1労働諸費につきましては、秩父郡市及び各企業、団体が構成される秩父地域雇用対策協議会で若者の地元での雇用を増大させるため、秩父地域の雇用情報をメールにより配信す

るための費用を負担するものでございます。

次に、款6 農林水産業費、項1 農業費、目1 農業委員会費につきましては、遊休農地解消活用対策の一環として、特定法人の農業への円滑な参入を支援するための費用でございます。

目2 農業総務費につきましては、埼玉の山村都市交流推進委員会への負担金と秩父地域における稚蚕共同飼育所の整備費用をそれぞれ負担するものでございます。

項2 林業費、目1 林業総務費につきましては、(仮称)宝登山花の丘公園整備事業の費用でございます。

18、19ページをごらんください。款8 土木費、項3 住宅費、目1 住宅管理費につきましては、町営住宅の空き家等の修繕費でございます。

次に、款10教育費、項6 社会教育費、目2 公民館費につきましては、中央公民館への電力供給中突発の事故が発生した場合、周辺地域に被害の拡大を防止するため、電力の送受電を遮断する装置がついてございますが、これを交換するための費用でございます。

項7 保健体育費、目3 の学校給食費につきましては、臨時職員の雇用を予定しておりましたが、雇用できないため、民間からの調理員の派遣により採用するため、賃金と委託料を組み替えるものでございます。

以上が今回補正をさせていただきます予算案の概要でございます。よろしくご審議をいただき、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(大島瑠美子君) これより本案に対する質疑に入ります。

10番、渡辺強君。

○10番(渡辺 強君) 2点だけ質問します。

1つは、16ページの農業委員会費、聞くとところによりますと、この202万補正は農業委員会に費用弁償と消耗品と……

〔「どこ」と言う人あり〕

○10番(渡辺 強君) 16ページですね。農業委員会費、これの中では県の補助をもって農地利用調整緊急支援事業ということで202万の補助をもらって補正して、要するに農地利用のために農業委員会で農家を回って調査して、農地利用についていろいろ聞いて歩くということで、要するに皆さんからも意見が出ましたように、高齢になった世帯で農地をやっている人たちに対して、耕せないといういろんな形で土地利用をどう考えているかということで農業委員会に補助を出してやっていくということなのですけども、これはどういうふうな形をとってこれをやっていくかについて。これが質問です。

あともう一つは、この間新聞に載りまして、隣の美里町ではこういう耕せなくて草ぼうぼうになっているのについての危ない問題とかいろんな形で、そういうことを条例で定めて農地をきちんと管理してもらうという形で何か条例をつくったと新聞に載りまして、私もそういうものを議案が届いたときに聞き忘れたけれども、町としてはこういう問題について、隣の町ですからぜひ聞いて一緒になって勉強して町としてもそういう問題について取り組んでいただきたいのですけれども、こういうことについての質問です。

あと、最後の質問は学校給食費です。今説明では調理員が3名どうしても見つからなくて人材派遣会社に頼むということで言われましたが、私はこれについては反対なのです。というのは、今長瀬のどこでも給食の調理員というのは秩父郡で派遣会社を頼まなくても町内で募集すれば相当来るのです。若い人でも働く場がないということで、この前も私に1人、調理員を見つけないというので申し込んでみるかなという話をして、しかし私はだめだ、断られるのではないかと、断られるように今のところはそのままにしよう。あと、もう一人は去年だか、長瀬の婦人が仕事が見つからない、まだ年金暮らしにはほど遠いという

60前の女性ですけれども、言わなくてもわかっているかもしれないですけれども、私も困って保育園の調理員とか給食センターにもちょっと話を聞いてみたのです。しかし、結局その人についてはだめだというふうに言われまして、正式なところではないですね。いろいろ悩んで役場にも何回か行ったらしいのです。それだけども、仕事が調理員にはやっぱりだめだということでがっかりしていた姿を見ているのです。

問題は、派遣会社というのはどんなものなのかというのを、今ワーキングプアという問題のように、人材派遣会社は派遣会社の社長はいいですけれども、使い終わったら使い捨てなのです。大したお金ももらえないで、1日だけの仕事とか何日の仕事とか、本当にこれでは若い者が結婚してこれから世帯を持とうといても持てない若者がふえているのです。新聞でも報道されましたように、ワーキングプアというのは働いても働いても生活が成り立たない、アパートも借りられない、結局そういう状況の中で長瀬だけ何でこんなに人材派遣会社まで3人使ってやらなくてはならないかということを……。

それで私は教育長と教育次長に聞いてから大澤武男所長に聞いたら、彼は何と言ったかといいますと、「いや、私も一生懸命やってるんだけど、あそこの給食センターの中には人間関係があって、入ってもとてもじゃないけど人が来ないんです」と。ところが、皆野町の給食センターでは、私はちょっと聞いた話ですけれども、言えば何人も若い人が来るのです。年寄りも早くやめてもらえば集まるから幾らでも来るという。今確かにちゃんとした時給、このくらいの時給だったら来るという人がいっぱいいますよ。だから、こうすることで、所長が言う人間関係がうまくいかないから集まらないのだということで、これについて、この問題ではなくて、やはり所長だけに任せているのではなくて一体となって教育委員会も含めて力を出してもらわなければ、問題は派遣会社が牛耳ってしまっただけは困るのです。だから学校給食を民間にという動きもあるけれども、何でもかんでも民間がいいものではなくて、食べるという大事なことなので、ぜひこういうことで考えていただきたいのですけれども、その2点について答えていただきたい。

○議長（大島瑠美子君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） 渡辺議員さんのご質問にお答えをいたします。

農業委員会でどのような形で行うかとの質問でございますが、特定法人等の農地利用調整緊急支援事業についてご説明をいたします。初めに趣旨ですが、これは遊休農地の解消活用対策の一環として、農業経営基盤強化促進法第4条4項に規定する特定法人、これは建設業や食品業など、農業生産法人以外の法人でございますが、の農業への円滑な参入を支援することを県、国指導のもと、全国の全農業委員会にこの事業を導入して推進するものでございます。予算としましては、国庫補助が10分の10の定額の20万円が歳入で、歳出としては農業委員が遊休農地所有者を戸別訪問を行う費用弁償が10万円で、残りの訪問実施に伴うチラシ等の消耗品代が8万円でございます。関係会議への出張旅費、これが6,000円、チラシの郵送、これは通信運搬費になりますが、そちらが1万6,000円で、すべてを遊休農地に関する調査に要する費用で計上しております。町が遊休農地を先行で借りるということではなくて、あくまで法人に貸す意思があるかどうかを事前に把握する調査ということでございます。

続きまして、美里町のほうで条例化いたしました荒廃農地歯どめの関係の条例でございますけれども、現在のところ制定についての考えはしておりませんが、今後検討をしてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） それでは、渡辺町議の学校給食センターの臨時調理員の派遣会社委託はいかが

なものかというご質問にお答えさせていただきます。

学校給食センターの調理員は、現在本採用職員3名、うち1名は主に配送車を担当の男性職員で、うち2名が女性の調理員の合計3名でございます。ほかはすべて臨時職員の調理員で賄っているところです。

〔「何人ですか」と言う人あり〕

○教育次長（大澤珠子君） これから申し上げます。毎日の給食調理に係る人員体制は日により異なりますが、7人から9人体制で取り組んでおります。したがって、この体制を組むためには臨時職員を6名以上、今までは9名を確保し、1名については週3日ぐらい勤務することを基本にローテーションを組まなければなりません。といいますのも、臨時職員には勤務時間数と所得制限があるため、余裕を持った人材確保が必要なのであります。現在臨時職員は6名ですので、現状ですと目いっぱい状態でございます。

ただいま申し上げましたように、臨時職員の場合、勤務日数や所得の制限を考慮することから、あと3名をプラスして9名の臨時職員が1人週3日を基本にローテーションを組み、実施するのが今まで長瀬町の学校給食センターでやってきた人員体制のやり方でございます。ところが、現在その臨時職員が、先ほども申し上げましたが、6名という状況を申し上げました。体制では業務はこなせますが、このままですと、先ほど繰り返し申し上げましたように、臨時としての勤務体制、所得制限に支障が生じてしまいます。

そこで、あと3名臨時職員を確保したいわけですが、常日ごろからハローワークへの求人募集をかけておりますが、なかなか人材を確保することが困難な状況になっております。と申しますより、採用、退職の回転が、議員さんもおっしゃっていましたが、大変速くて、人材確保のほうを追いついていけないと言ったほうが現状に合ったご回答になるかもしれません。

参考になるのですが、この年度末、3月には3人一度にやめました。そこで9人から6人になってしまったわけですが、もともと臨時職員は半年ごとの採用ですので、できれば、技術的な要素の濃い職務内容ですので、なれたところで同じ方に引き続きお願いできればありがたいわけでございます。しかし、繰り返しこれも申し上げていますが、私も教育委員会に配属になってから5年目になりますが、初めに申し上げましたように、常に人材確保に追われているような感じがしております。

回転の速い理由には、幾つか想像できるわけですが、先ほど議員さんもちっとお話しになりましたけれども、しかしもともと臨時職員というのは半年雇用なのでいたし方ない面もあるのかなということも言えます。また、勤務内容、作業がなれないとなかなか難しいわけですが、一たん作業が始まりますと、全く調理室は戦場のような状態です。一人一人が自分の担当を責任を持って取り組まなければ完成に至りません。また、時間も限られているわけです。学校で児童生徒が待っているわけですから。そういった作業になかなかできない方も出てくるようでございます。また、賃金においては、臨時職員の場合ベテランも新米も同じです。そのことへの不満だとか、職場環境においては人間関係、先ほどご指摘なさいましたが、人間関係のトラブルだとか、さまざま、しかしそれらのことはどこの職場にも大なり小なりあるようなことが考えられるわけですが、1つ大きく異なるのが嫌ならやめてしまうという、そういう発想が往々にしてあるところではないかと思えます。

ただいま申し上げましたように、長続きしない理由もいろいろあり、改善できるものもあれば難しい、つまりそう簡単には改善できないものもありますので、そのような状況から見ますと、現場の所長に会われたとおっしゃいましたが、切なる希望としてコンスタントに人材確保が可能な手段を選択したいわけでございます。何しろ早急な対応をしなければなりませんから。例えば、先ほど申し上げましたけれども、3月末に3名やめました。では4月から即3名補充できたかということ、応募、募集なんていう間はないわ

けです。結局、ことしの場合、臨時6名体制で引っ張ってしまったわけです。そういった場合、早い対応で確実に人材確保ができる手段があるなら、それを活用したいと考えたわけです。

所長任せにしないでという言葉も先ほど言われましたが、決してそうではありません。所長からも相談を受けまして一緒に考えた中で、先ほども言いましたように、こういう方法もあるということを提案させていただきました。

そこで、近隣の学校給食センターへ情報収集したところ、秩父管内にはありませんけれども、民間の人材派遣会社を活用しているところがありましたので、調べてみたわけでございます。深谷市の岡部、花園両学校給食センターが民間派遣会社を活用していることから情報収集させていただきました。派遣会社がいろいろ、報道でも余りいい報道がされていない中でそれが心配だというお話もありましたけれども、今議会でご承認いただければ、今後入札という形で業者選択はさせていただきたいと思っております。

繰り返しになりますが、今年度につきましては、後期の半年について、臨時職員の一部でございます。全員ではございません。9名のうち3名について、その採用形態を民間派遣会社を利用させていただいたものでございます。そのために、今回この補正は増額補正ではございません。あくまでも当初予算の中での組み替えでございます。

なお、参考にもた台所事情をご披露いたしますと、実は9月3日から1名、町内の方を採用いたしました。そして、9月いっぱい1名、現在の臨時職員のうちからやめます。また、12月にはまた町内の方で協力していただける方を見つけました。お願いできることになっておりますが、11月いっぱいやめる者が出る予定です。常にそんな状況で募集していますので、渡辺町議のほうでも何人か心当たりがあるようなお話もありましたので、ぜひ、すぐには雇用にはならないかもしれませんが、登録をさせていただいて臨時をお願いするような形は十分可能で、私どもとしては大変ありがたいわけですので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑はございませんか。

9番、染野光谷君。

○9番（染野光谷君） 17ページの秩北下水組合統合負担金と、あと皆野水道企業団負担金で同じ額があるのですが、それをちょっと伺いたいと思うのですが。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（平 健司君） 負担金の内容ということでよろしいのでしょうか。

○9番（染野光谷君） うん。

○参事（平 健司君） 上下水道の合併の負担金の費用の内訳でございますが、需用費、新組合のための条例制定費用、いわゆる例規集の編集等でございますが、それが367万5,000円、委託料117万9,000円につきましては組合名変更に伴う案内板等の名称修正業務委託、それから事務局の移動に伴うパソコン移動接続業務委託の費用でございます。以上の3つの費用を今回計上させてもらっております。それは同額を秩北衛生下水道組合と水道企業団に割り振っておりますので、485万4,000円の2分の1ずつを下水道組合、水道企業団のほうに負担する予算で計上させてもらっております。よろしくお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 9番、染野光谷君。

○9番（染野光谷君） それでは、これは統合することにもう決まったんかい。いや、はっきり、何だかちょっとわけのわからないようなことが耳に入ってきたから、これ、予算をとるのは今回とっておいてこう

だとか、この前みたいなそんなようなので、どうも皆野のほうの話を聞いたら、議会は通ったけれども、あとは凍結してあるなんて、そんな話も聞いたから、この場面でそういうことを言っては失礼に当たるかもしれないけれども、合併問題、やっぱりこの前も予算は、そんなこともあるから、それをちょっとはつきり聞いておきたいのだよ。だれでもいいよ、町長でも、平君でなくても。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（平 健司君） 染野議員のご質問にお答えをさせていただきます。

特に統合がはっきり決まったということではございません。統合に向けて今準備を進めているところでございます。執行部のほうといたしましては、5月8日に第1回目の統合に向けた上下水道の協議をしております。2回目を5月31日、それから前回の6月議会だったと思うのですが、6月14日に長瀬町議会全員協議会におきまして、下水道組合の職員だったと思いますけれども、来て、完全な説明ではなかったと思いますが、説明をさせてもらったところでございます。

それから、執行部側といたしましては、7月20日になおかつ統合した場合のメリット、デメリット等の検討をさせてもらっております。そういうことで統合に向けて準備を進めているところですが、統合がはっきりしたということではございません。この予算が通ればそれに向けて諸準備を進めていくということでございます。

○議長（大島瑠美子君） 9番、染野光谷君。

○9番（染野光谷君） こういう統合して、やっぱり両町に利益があれば統合してやってもらいたいというのは我々も願っていることです。上手に統合してこの予算を消化するように決定してもらいたいと思います。よろしく頑張ってください。

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑はございませんか。

2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 今染野議員が言った衛生下水道組合の統合の話なのですが、前に全員協議会で説明を聞いたときには、これをやるとどんなメリットがあったりどんなデメリットなんだよというような細かい話をまだ全然聞いていないのです。私、水道議会へ行っていますけれども、水道議会の議員にもまだ細かい話はありません。先ほど来みんなにいろんなことを教えないということで、オフリミットみたいなことでうまくないということを言った人もいましたから言っておきますが、我々議会にもまだ細かいメリット、デメリット、あるいは事務所がこうなるとかああなるとか、例規集の話は今初めて聞きましたけれども、この費用も長瀬町で485万4,000円ですから、倍になって皆野も同額のはずです。皆野が4割で長瀬が6割というのがあるのかな、何かのやつと同じように。それがないとすると大まか1,000万ぐらいの金がかかるわけですね。1,000万の投資をして、これをやらないで前に進まないのは確かにだめなのですけれども、1,000万の投資をして何年で、1年でもとをとれるのか100年かかるのかわかりませんが、そういうことを少しは話を聞かせてもらっておいたほうが皆さん安心できるのではないかと思います。この部分だけ予算は否決ということを言い出しますと、ほかの予算も全部組み替えということになりますから、事務方はちょっと時間がかかると思いますけれども、私は臨時議会を開いてもらっても何でも結構ですが、いろいろな方もおるでしょうから、でき得れば補正一括ですから何とかお願いというふうな話も聞いているので、協力はしたいと思いますが、その辺わかる範囲というか、答えられる部分を答えていただきたい。

以上お願いします。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（平 健司君） 村田議員さんのご指摘のとおり、説明不足というのは間違いないことでございます。上下水道議会が長瀬町、皆野議会よりも遅い時期にありまして、その上下水道議会にまずデメリット、メリットについては説明するというお話は今回7月20日ですか、の協議会では聞いております。その席でも両町の全員協議会に諮ったほうがいいのではないかなというようなお話も出たのですけれども、今回はとりあえず全員協議会は開かないというお話があったものですから、今回議会のほうに全員協議会の要請はしなかったわけでございます。

それから、統合した場合の、詳しい話は下水道組合のほうからまたこちらの議会に対してもあると思うのですが、私のほうで聞いている統合の合併効果ですか、その辺を簡単にお答えさせていただきます。

人件費の削減につきましては、町長が一般質問だったですか、そこでも申し上げたと思うのですが、5名減員で約3,370万円の減額になります。それから議会費の削減、約90万円強。それから、メリットといたしましては、住民サービスの向上といたしまして、上下水道の申請窓口の一本化、料金収納窓口が企業団と長瀬浄化センターと2つになるということで、町民の利便性が出てくるのではないかなということでございます。

それから、合併した場合の議会事務、会計、給与、いわゆる一般事務につきましては、両団体でほぼ同じ事務処理を行っているものが一本化されることによりまして効率化がされると、そのように聞いております。

それから、料金収納事務につきましては、一本化によりまして重複事務が解消される、それから滞納整理が一本化されますので、滞納整理がやりやすくなるのではないかなということが言われております。

それから、もう一点、施設管理部門におきましては、技術者を集中させることにより、施設に必要な有資格者等が確保できるのではないかなということを今のところ町のほうでは言われております。特に目立つのは人件費の削減というところが目立つわけなのですが、細かいところでは先ほど申し上げましたような事務的な効率アップや技術者の人員の確保等ができるということでございます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 今のことについて補助的な話、確たるものはございませんが、今平参事のほうからお話がありましたように、初年度の具体的な効果といたしまして約4,000万弱の数字が出ました。それは基本的には人件費を、人を減らすということの大きな要因がそういう3,300万円という金額になっているのでありまして、そのほかに400万円とか幾ら、総額で約4,000万円という数字であります。

私はこの話は、話すと長くなりますから簡単に申し上げますが、一番の負の部分というのが160億投資した下水道事業にあるということは皆さんに何回も申し上げています。それで今七十何億という残金が残っておりまして、だからいいやという話にはならない。今ようやく借金の返済がピークアウトしようとしているところなのです。水道のほうはかなりよくなった。そういうことから考えますと、この統合は必要不可欠なものだということでありまして、実はことしの初めに石木戸町長からぜひこの統合について同じテーブルに着いてほしいというお話がありました。

そのときにどのくらいのサイドでやるか、どういうふうにするか、例えば、では人をどういうふうにするかということも考えましたときに、私は基本的に10人台が、議会の説得をするのに最低必要限度のものは19とか20とかというのが必要なのだろうというお話を申し上げましたところ、事務方から出てきた数字

は22、3人の減という話なのです。それではとても話にならない、私は受けられないという話を申し上げて、またもう一度精査をしていただいた結果、20人ならどうにかできそうだと。下水道よりも、私が考えたのはとにかく水の安定供給が絶対使命だということを申し上げました。そういう中で20人でもやむを得ないのかな。しかし何年かたって合理化、効率化ができて職員がなれてくれば17か18ぐらいの数値にはなるだろう。そのうちに合理化、効率化の効果というのが出てきて、私は6,000万とか7,000万とかという年額が今の予算よりも減るということを前提でなければこの話は乗れないというお話をはっきり申し上げています。

できれば1億円減らしたいということなのですが、なかなか事務方とすると守りの姿勢になっておりまして、4,000万円というのが限界ですという話。その前提として事務処理を統一するとか、そういうようないろんな、パソコンの問題だとかそういうのを入れますと約九百何万という、これはあくまでも見積もりでありますから、これから予算が可決いただければ交渉するということになるだろうというふうに思っています。

説明不足の点につきましてはおわび申し上げますが、先ほど平参事が申し上げましたように、両町の議会が早くあって、下水道のほうは26日を予定しているのです。ですから、下水道の議員の方にも具体的なお話ができない間、それから先ほど申し上げたように全員協議会をやらないという議会の方針だという話をお聞きして、ではとにかく本会議にぶっつけ本番でお願いするしかないな、そういう思いを持ったところでございます。

実はきのう皆野あたりから何人か電話が来て、夜中まで電話をいただいていろいろお話を聞きました。ただ、私は皆野の内容をお聞きすると、あれっと思うようなところがあります。感情的になっている部分というのがあってのではないかなという予測をしました。でも、こういう問題について感情的になってしまうと大きなしこりを後に残すのではないかなと私は思いました。

私によその町のことを批判する権限も能力もございませんからこの辺でとめておきますが、そういう状況で予算は可決しましたが、凍結だということなのだそうであります。うちのほうの議会ではどういうお答えがこれから出してもらえるかわかりませんが、実質公債比率という数値の表現が国の財政の中から消えるということがあればそれはまた話は別なのですが、多分そういうことはしばらくないだろうと。ということになると私たちは18%を下るとするような具体的な計画を立てておりまして、それが平成21年とか22年とかという、3年の連結ですから、下がるのに少なくとも4年かからないと具体的な効果というのは出てこないわけですね。その大きな問題が下水道。きょうも申し上げたように、4億円近い町からの負担をしておりましたのを、ことしはどうか2億9,900万円で終わったということは1億円の減額になったわけであります。そういうことも長く制度の資金が使えないという事実がありますから、内部での調整と合理化、効率化はどうしても避けられないというふうに思ってこの話を進めたわけでございまして、いろんなご意見は当然ありますから、そのご意見につきましては私たちも真摯にそれを受けとめて参考にさせていただきたいというふうに思い、きょうご提案申し上げましたやり方については非常に問題なしとしないというふうに思っておりますので、この辺はおわびを申し上げますが、いろんなことについてお聞きをいただき、決断をいただければありがたいと、そういうふうに思っております。

最初は4,000万弱という数字ですから、でも長瀬町にすると今56%という数値があつて、これは私は将来に向けては人口比率、それから面積だけではないものにしてやっていくと、長瀬町は50%を割るような数値になるというふうに思っております。水道のほうは、私になったときすぐ人口比率ということにして、

長瀬のほうが50％を割るような数値になりました。下水道のほうは面積割合なのです。長瀬町のほうが面積が広いために約54％という数字がそのまま来ているわけでございまして、これもいかにしたら皆野町の人たちを突き崩せるか大きなテーマになっておりまして、それが違えば4億と3億3,000万円というような、7,000万円も6,000万円も違ってしまいますので、繰出金が。これが10年たつと6億という金になりますから、これをばかにしたら大変だ。それと同じように4,000万円を多いと思うのか少ないと思うのかというのも大きなきょうの議論の中の中身にしていただきたいと思います。そういうことになると2,000万円を超えて2,300万円とかという合理化は当面できると。その後については関係する職員がいかに努力をして少人数になってやれるか。あとは組織の活性化と努力と住民の方のご協力だというふうに思っております。そういうことで説明不足については深くおわびを申し上げますが、真摯にご検討いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑はございませんか。

関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 学校給食の調理員の件について確認をしたいと思います。人材派遣センターからとりあえずは頼んでやるということですよ。そうすると人材派遣会社から来るのは、私も個人で会社をやっていて派遣から来る人がいるのです。だけれども、いろんな方がいて、例えば私のところはヘルメットをかぶって作業をすることなのだけれども、そのヘルメットをかぶるにも完全十人十色、いろんな方が来るわけですよ。子供の大事な食を担当するのにきちんとした、人材派遣センターからどういう方が来るかわからないけれども、そこはきちんと監督するということはできますよね。先ほどから言うように、内部が云々ということで11月に1人よします、12月に1人よしますという話がありますけれども、なぜそういうことが起きるのか、ちょっと教育委員会も給食センターの所長に任せておくだけでなく、内部をきちんと検証したほうがいいですよ。

以前私の一般質問もパートで働くお母さん方を雇ったほうがいいというのをワークシェアリング、話をやりましたよね。あのときにも所得制限があって、これ以上稼いでしまうと扶養家族になれないからとかいろんな理由があるから、あと子育てでこの時間なら働けるというのがあるので、その募集の仕方についても、多分広報か何かでこれは募集して人が見つからないということなのですよ。それとも募集はしなくて見つからないということなのか。多分広報か何かでしたということなのだと思います。私、ほかの手づるはありませんから。

〔「ハローワークへ行ったと言った」と言う人あり〕

○1番（関口雅敬君） ハローワークはハローワークでいいけれども、長瀬でまず探すことを考えるということでもってほしいと思います。それには区長回覧でも何でも毎戸回覧で、もうこういう人が足りていませんということを訴えたほうがいいし、この間議運の席でも出たのですけれども、ある方が中央公民館にでも募集のを張ったほうがいいよ、いろんなところに募集のを張って人を見つけることをしたほうがいいよという意見もありました。多分これから手を挙げようと思ったのだけれども、今私が言ったから、ああこうでもうよそうという方も中にはいると思うのです。ですから、派遣会社にこれから先ずっと頼るのでなく、いつときだけにして、派遣会社の方は特に食事の大事なところを手をつけるのであって、きちんと監督する。給食センターの内部をきちんと検証して、みんなが気持ちよく働いていけるようにぜひお願いしたいと思います。いかがですか。ちょっと答弁ください。

○議長（大島瑠美子君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） 人材派遣会社からはいろいろな人が来るので心配だというお話ですが、私も心配しております。でも、やってみないことにはわかりませんという、ちょっと乱暴な言い方かもしれませんが、先ほども言いましたようにそれを専門とする会社にこれから委託を決めるわけですので、それは信じているといえますか。先ほども言いましたように、本来地元でやる人、町内でやる人、直接雇用できればそれが一番理想でございます。それらに向けての努力は怠らないつもりでございます。

ただ、今回につきましては、また繰り返しになりますけれども、緊急的なやり方ということで、ぜひ半年については経過を見ていただきたいと思います。来年度につきましてはまたかと言われたいようには努力はしますが、来年度のことにしましては、また今後のこの半年の様子を見て予算計上の際には検討させていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

〔「内部の検証ね」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 教育委員会のほうへ口出しして申しわけないのですが、最終的な責任者は私でございますから感じたことをお話し申し上げてご理解いただきたいと思います。女の人が9人集まると大体3つぐらいの派閥になるという組織なのです、今まで見ていますと。渡辺議員にだれがどういうふうに言ったかというような話が今ありました。でも、それを見過ごすことはやっぱり管理者としての責任が問われます。管理者……

〔「それは所長のこと」と言う人あり〕

○町長（大澤芳夫君） それは所長が言ったということでしょう。それは、人間関係というのは、それをスムーズにやるために管理監督をするのが所長の仕事ですから、私のほうからそのことについてはしっかり申し上げます。そして、内部をスムーズに働いてもらえるようにするのが正職員であったり所長であったり、そういうことであります。それがしっかりできなければ女の人が9人集まったら派閥が3つにも4つにもなって、しっちゃんめっちゃかになってしまうというのが、それが現実なのです。どこでもそういうことが起こっています。

例えば岩田にも女の人が100人近い会社があります。そこもそういうトラブルを抑えるのに専門的についている管理職の人がいるわけですね。そういうふうにしてもなかなかうまくいかないという現実、私ももう何十年も見ているわけです。ですから、そういうことのないようにしたい。今お話があった過渡期的なことをご理解いただきたいという次長のお話も全くそうだと思います。

できれば町の人たちにおいでいただいてお願いがしたいということでありますが、扶養家族でいたいというような形の人が圧倒的に多いということで出入りが激しいということのようではありますが、それと出入りが激しいということはせんじ詰めてみますと内部に問題があるということ。それは管理監督をする人が究極的には責任を持ってやっていくということが前提でございますから、その辺についてはしっかり検証していきたいと思います。そして、もし問題があればそれを排除する、そして仲よしグループになってはいけないと思いますが、職場をしっかりと、まして食事を扱う仕事ですから普通の仕事とは違うわけです。これはたとえ気をいっときでも緩めると、例えばこれから食中毒の時期になります。これが起きたら学校給食なんて何なんだという大きな根幹にかかわるような問題になりますから、この辺については教育委員会と私たちも一緒になってしっかりやっていただくようお願いもし、指導もしていきたいと思います。

この形が、例えば人材派遣会社で募集しても長瀬町の人がいればそういうものをうまく使ってもらうような形をとっていただくようお願いはしてみたいと思います。それがかなえられるかどうかというのは

ちょっと難しいと思いますが、しかし技術的にはそういう給食だとか食事にかかわる仕事の専門家のグループだというお話を今お聞きしましたから、そっちのほうはいいのではないかなと思いますが、とにかく過渡期的な問題ということの提案であります。ご理解をいただき、お力添えをいただきたいと思います。

○議長（大島瑠美子君） 梅村務君。

○8番（梅村 務君） もう今管理者のほうから平身低頭に謝られてしまったのでちょっと言葉が出ないのですけれども、私は今水道議員なので一言ひとつ質問したいと思います。

まず、今町長が謝られた説明不足ということは確かにありましたね。我々が6月議会のときにどうもさわりだけしか、1枚のA4のあれに大きな字で書いてあって、形態がどうする、あの辺はどうする、統合をどっちにするのかということしか書いてなかった。そのメリットについても詳しくは言っていない。全協の中でも言っていない。そういう中で、私はその以前のことはわかりませんよ、6月議会からだから。その中で、きのう私は風聞で聞いていたわけですからよくわかりませんが、皆野の議会对応がそういうことであったと仮定します。今私が言えるのは仮定しかないです。

議会議決をしました。執行停止なんていうことはあり得ないのです。こんなことは執行者の権限ですから。ただ、皆野町の議会の形態の中で今までいろいろやってきたことが、確かにそういう執行をとったのです、過去にも。何回かあるのです。しかし、それはあくまでも管理者の考え方であり副管理者の考え方です。どうにでもなることなのですから、こういう問題についてはまさに、もしかそれが本当であれば町長はそれに対して危惧はしていないですか。今言ったように法的規制が何もない議会議決、そういうものに対して執行者との、管理者、副管理者はお互いですから、上水道、下水道は。それが1つ。

それから、どれだけメリットがあるかということについて4,000万という数字を当時出しましたけれども、それはよくわかりません。私もよくわからないのですけれども、要するに例えば従業員が今両方で何人ぐらいいるのですか。30人ぐらいいるのですか。

〔「25人」と言う人あり〕

○8番（梅村 務君） 25。この間全協をやって、議会のときに10台の職員にしたいといったときに、私が前半ですか、後半ですかとたしか質問しています。それは後半ですよということは19人ですよ。十八、九人まで持っていけば七、八人削減できると。事務能力の問題もあるでしょう。しかし、削減できるということですよ。そのときに公営企業職員というのはあくまでも公務員に準ずる者というか、全く公務員に匹敵するようなあれはあるのですよね。だから、その7人の人の削減ができるか、統合したときに。それはどうなのでしょう。19人にできるのか、18人にできるのか、あるいは24人なのか、その辺のところのことをひとつ聞かせてください。

それと給食問題は今何人かの人たちで言われたけれども、さっきから言っている所得制限ということがちょっと私にはわからないのですけれども、税法上の問題なのか、それはわかりません。所得制限ということについてちょっと説明をお願いしたいと思います。

それと派遣会社に、臨時職員の224万1,000円ですか、これは臨時職員に対する対応の金額ですよ、この総額は。

〔何事か言う人あり〕

○8番（梅村 務君） そうですよ。そうするとこれは3人の給与ですよ。そうすると派遣会社をお願いしたときにこれでやってくれるのかどうか。そういうものはちゃんと検証してありますか、金額的に。派遣会社の利益は相当取ると思うのです、はっきり言って。それでできるのかどうか。ということは相当

高額なあれを出しているはずだろうと私は考えたのです。所得制限というのはどういう意味かわからないけれども、2日ずつローテーションを組むということですから。それをちょっと話してください。町長先に……。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） この前のときは、多分染野議員だったと思いますが、また後でというお話をいただいて概略の説明で終わりました。だからよかったということではなくて、今18人とか19人とかというお話、私も基本的にそれを考えています。しかし、事務方とすれば最小限度に抑えて20人はどうしてもスタートのときは必要ですと。最初22人と言いましたけれども、それではだめだ、ちょっと提案にならないという話で戻して20人にしました。

話が長くなって悪いですがけれども、そのほかにうちの町で1人、職員をもう5年、国体の前から預かっている職員がいます。長瀬町の職員ではありません。下水道からの派遣という形になりますが、預かっている。それは長瀬町で引き取りますという話をしました、この間。1人、うちのほうから局長が行っているのです。局長が行っていて25なのです。だからトータルで25なのです。皆野のほうと考え方が違うのは、私たちは局長を下水道に出しているということは人が余っているから出しているのではありませんという話をしました。必要不可欠な人間だけれども、これは下水道の将来のため、そして下水道に次をやる人間が、はい、ことしからというわけには私のほうはいかない、だから引き続いて定年満期まで下水道を指導してやってほしいと。下水道で定年をしてもらうことに私はしたいと思います。

その後のことにつきましては、準備を1年間かけてやりました。ちゃんと制度をつくりました。でも、統合したいという意見を、私たちもまことにそれは考えてみると合理化、効率化の第一歩だという思いから賛成をして協議を始めたわけであります。そうしますと実質的にうちのほうから行っている局長が定年になると4人残るわけです。1人は長瀬町に引き取りますと私は責任を持って言いました。あとの4人が問題であります。それはご提案をいただいた町のほうで引き取っていただきますと、4人、という話は申し上げました。返事はありません。でも、そういう前提で向こうは話をしたという、私は情報としてそれを聞きましたから、当然私のほうは2人ということを考えていますから、向こうが4人とするのは当たり前だ、そういうふうに思っています。

これができなければこの話はうちのほうも、意図的ではございませんが、条例を90人の定数にしました。もうこれ以上の数はふやせません。いっぱいなのです。意図的ではないです。たまたまこれはもうその話が出る前から、ことしのうちに90人体制にしようということで考えていたことを現実にしたわけであります。ほかの人から見るとへそ曲がりか意地悪したと、こういうふうに言われるかもしれませんが、そうではないのです。それだけははっきりご理解いただきたいと思います。そういう中であとの4人をどうするかというのが大きな両町のテーマになります。

皆野町は今1万二千幾人いるそうですが、長瀬町よりも職員の数が少ないというような状況だという話を聞いています。ですから引き取れる可能性があるからこの提案をしてくれたのだろうというふうに私は思っています。ですから、これはうちのほうで譲れない大きな部分、これがだめになる可能性がある大きな部分でもあります。だめになったときは我々の責任でありますから、これはどういうふうにやるかというのは考えてはいませんが、そういうことまで考えていかないといけないのではないかと。それと、隣の町が予算は可決したけれども凍結をするということは、これは先ほど梅村議員がおっしゃったとおりに私たちも考えています。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） 梅村議員の質問にお答えいたします。

まず、所得制限という意味ということですが、臨時の場合、103万を上限とし、それ以上は税の対象になるというのでしょうか、扶養になれなくなるというのでしょうか、があります。

それと、派遣会社の事務費がかかっているのではないかと。当然かかります。今回派遣の人と現在いる臨時の人に差をつくらないために、賃金においては同じ金額でご提案させていただきます。それで予算の見積もりをとってあります。そういった条件をつけての入札になるかと思えますけれども、直接人件費、間接人件費。本人に払われます人件費と、間接人件費と申しますのは保険に入ったり被服代というのですか、調理の白衣とか、そういったものを含めた間接人件費等がありますが、これは同条件です、繰り返しになりますが。そのほかにこの派遣会社に支払う分としては現場諸経費という名目と一般管理費という名目がございます。予算のうち、従来賃金として見ていたものを先ほど言った金額の中に組み替えたものでございます。増額補正ではございません。繰り返し申し上げます。

以上です。

○議長（大島瑠美子君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 給食の問題なのですけども、現在臨時の方が6名いらっしゃる。本採用の方が2名で8名、7人から9人体制でやりたいということですよ。それで、これ、仮に224万ですか、これは1年間のではないのですか。

〔「これからですから」と言う人あり〕

○7番（大澤タキ江君） これから3月まで。

〔「補正で今年度、半年」と言う人あり〕

○7番（大澤タキ江君） 半年ですか。例えば私は扶養でなくても税金を払うから毎日使ってくださいという方がもしいた場合、1人で毎日毎日お仕事ができるということ、そういう方を例えば3名雇うところを1名でも何とかローテーションが組めるのではないかなという思いがするのですけれども、そういった方が出た場合にはどうなのですか。それではまずいのですか。

○議長（大島瑠美子君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） ご質問に対しての回答は、決してまずくはないと思います。ただ、現状でそういった方が今いないと申し上げればいいのでしょうか。

○7番（大澤タキ江君） もし仮にいればいいわけですよ、そういう人が。

○教育次長（大澤珠子君） それは構わないと思います。その組み合わせの人たちにもよるので、1人だけというのが難しいというような例も出てくるかもしれません。ただ、悪いか悪くないかと言われたら決して悪くはないです。

以上です。

○7番（大澤タキ江君） ありがとうございます。

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第40号 平成19年度長瀬町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。



◎議案第41号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君） 日程第6、議案第41号 平成19年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第41号 平成19年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ720万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を9億2,730万6,000円にしようとするものであります。

主な補正内容は、歳入では繰越金の増額、国庫支出金及び繰入金の減額、歳出は一般管理費、老人保健医療費拠出金、償還金などの増額、介護給付費の減額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 議案の内容等について町民福祉課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 議案第41号 平成19年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。第1条にありますように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ720万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,730万6,000円とするものでございます。

歳入歳出補正の内容につきましては、補正予算説明書によりご説明いたします。最初に、6、7ページをごらんください

款5国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費負担金のうち老人保健医療費負担金でございますが、社会保険診療報酬支払基金において老人医療費の支払い等を行うための拠出金に対する国庫負担金の増額分について追加するものです。介護納付金負担金分につきましては、介護保険第2号被保険者の介護保険料を社会保険診療報酬支払基金に納付するものですが、負担額が当初見込額を下回ったため、国庫負担金の減額が見込まれることにより減額補正するものです。

項2 国庫補助金、目1 財政調整交付金ですが、老人保健医療費拠出金の増加と介護納付金の減少により、普通調整交付金の減額が見込まれますことから減額補正するものです。

款10繰入金、項1 一般会計繰入金の出産育児一時金ですが、昨年度の出産が見込みより多かったため、一般会計から支給額の3分の2相当額を繰り入れするものです。その他一般会計繰入金の財源化医療費繰入金につきましては、療養費に残が生じたことにより繰入金を減額するものです。

款11繰越金、項1 繰越金、目2 その他繰越金ですが、平成18年度の国保特別会計決算額の確定により差額が生じたことにより減額補正を行うものです。

続きまして、歳出予算の補正内容についてご説明いたします。8、9ページをごらんいただきたいと思います。款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費、保険基盤安定負担金実績報告システム改修業務委託料ですが、後期高齢者医療制度関係で変更が生じたためシステム改修の必要が生じたものでございます。

款2 保険給付費、項1 療養諸費、目1 一般被保険者療養給付費でございますが、療養給付費の残に伴い繰入金を減額したため、財源の組み替えを行うものです。

また、次の項5 出産育児諸費、目1 出産育児一時金ですが、繰入金を増額したため、財源の組み替えを行うものです。

款3 老人保健拠出金、項1 老人保健拠出金、目1 老人保健医療費拠出金ですが、19年度の老人保健医療費拠出金額の通知に基づきまして社会保険診療報酬支払基金への拠出金の増額を行うものです。

項2 老人保健事務費拠出金ですが、社会保険診療報酬支払基金に事務費分として拠出するものでございますが、やはり19年度の拠出金額が当初見込額を上回りましたことから増額するものです。

款4 介護納付金、項1 介護納付金、目1 介護納付金の介護給付費納付金ですが、第2号被保険者分の介護納付金ですが、19年度の納付金の額が確定したことにより減額するものです。

款9 諸支出金の項1 償還金及び還付金、目3 償還金の療養給付費負担金償還金ですが、過年度分として額が確定したことにより、超過交付を受けていた分について社会保険診療報酬支払基金に償還するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第41号 平成19年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。



◎議案第42号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君） 日程第7、議案第42号 平成19年度長瀬町老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第42号 平成19年度長瀬町老人保健特別会計補正予算（第1号）案の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ733万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を7億7,817万9,000円にしようとするものであります。

補正内容は、歳入では繰越金の増額、支払基金交付金、繰入金の減額、歳出では償還金の増額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大島瑠美子君） 議案の内容等について町民福祉課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 議案第42号 平成19年度長瀬町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。第1条にありますように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ733万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7,817万9,000円とするものです。

続きまして、歳入歳出補正予算の内容についてご説明いたします。説明書の6、7ページをごらんください。

款1 支払基金交付金、項1 支払基金交付金、目1 医療費交付金ですが、過年度分の社会保険診療報酬支払基金からの老人保健医療費交付金の額が確定したことにより、超過交付を受けていた分について減額するものです。

目2 審査支払手数料交付金ですが、過年度分の審査支払事務費交付金が確定したことにより減額補正をするものです。

款4 繰入金、項1 一般会計繰入金、医療費繰入金ですが、繰越金及び償還金等の額が確定したことにより残が生じたことから、繰入金を減額するものです。事務費繰入金につきましては、今年度予算の一般管理費分について、一般財源である繰越金で対応するため、繰入金を減額するものです。

款5 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金ですが、平成18年度決算額の確定により繰越金の増額を行うものです。

続きまして、歳出補正の内容についてご説明いたします。款1 総務費、目1 一般管理費ですが、繰越金の増加により繰入金を減額したため、財源の組み替えを行うものです。

款2 医療諸費、項1 医療諸費については財源の組み替えを、項2 償還金については、過年度分の実績確定に伴い医療給付費県負担金、国負担金の償還をそれぞれ行うものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第42号 平成19年度長瀬町老人保健特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。



◎議案第43号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君） 日程第8、議案第43号 平成19年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第43号 平成19年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）案の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,296万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総を5億4,072万4,000円にしようとするものであります。

主な補正内容は、歳入では国県支出金及び繰越金の増額、繰入金の減額、歳出は介護保険給付費支基金積立金及び償還金の増額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 議案の内容等について町民福祉課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 議案第43号 平成19年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。第1条にありますように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,296万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,072万4,000円とするものです。

続きまして、歳入歳出予算の内容についてご説明いたします。6、7ページをごらんください。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目3地域支援事業交付金と款5県支出金、項2県補助金、目2の地域支援事業交付金でございますが、地域包括支援センター等の経費の一定割合が交付されるもので、18年度の実績により、追加交付されるものでございます。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金ですが、保険給付費支払額の一定割合について一般会計から繰り入れしているものですが、前年度分の繰入金の超過分について、今年度分の繰入金を減額するものです。

目4その他一般会計繰入金の事務費等繰入金ですが、前年度の額が確定したことにより残金が生じたため、繰入金を減額するものです。

款8繰越金、項1繰越金、目1繰越金ですが、前年度の介護保険特別会計の決算額の確定により、繰越金の額が当初予算額を上回ったため、差額分を追加するものです。

続きまして、歳出補正予算の内容についてご説明いたします。8、9ページをごらんください。款1総務費及び款2保険給付費ですが、一般会計からの繰入金の減額及び前年度からの介護保険特別会計からの繰越金の増額に伴い、財源の組み替えを行うものです。

款4地域支援事業費でございますが、地域包括支援センターに係る国県支出金の増加により、財源の組み替えを行うものでございます。

款5基金積立金ですが、保険給付に要する費用に充てるための財源として基金に積み立てるものでございます。

款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1第1号被保険者保険料還付金ですが、1号被保険者の死亡や転出等に際し還付するものですが、前年度分の額の確定により増額するものです。

次に、10、11ページをごらんください。目2償還金ですが、過年度分の国等の負担金、交付金等の額の確定により、超過交付を受けていた分について返還するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第43号 平成19年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後4時39分

再開 午後4時50分

○議長（大島瑠美子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第44号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君） 日程第9、議案第44号 長瀬町道路線変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第44号 長瀬町道路線変更についての提案理由を申し上げます。

定住促進事業などの実施に伴い町道路線を変更する必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。



◎会議時間の延長

○議長（大島瑠美子君） ここで、会議時間を延長いたします。

○議長（大島瑠美子君） 議案の内容等について地域整備観光課長の説明を求めます。

地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） 議案第44号 長瀬町道路線変更についてご説明いたします。

定住促進事業等の実施に伴いまして、町営住宅蔵宮団地を通っている町道路線を変更するものでございます。

それでは、次のページをごらんください。変更する路線につきましては2路線ございまして、先ほど申し上げましたように、定住促進事業の実施に伴いまして町道の路線を変更する必要が生じたので、各路線の起点と終点を変更するものでございます。

まず、整理番号1、本中32号線、起点の長瀬町大字中野上字蔵宮573番2地先から同字573番7地先と変更し、終点の同字573番2地先とするものです。

続きまして、整理番号2、本中115号線、起点の長瀬町大字中野上字蔵宮577番2地先から同字577番5地先と変更し、終点の同字577番1地先を同字579番地先までと変更するものです。

この路線につきましては、次のページの案内図2枚に路線変更前及び路線変更後が添付してございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第44号 長瀬町道路線の変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。



◎請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君） これより請願の審議を行います。

日程第10、請願第2号 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正に関する請願を議題といたします。

事務局長に請願書を朗読いたさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（大島瑠美子君） 朗読が終わりました。

紹介議員、関口雅敬君の趣旨説明を求めます。

関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） それでは、趣旨説明を行います。

このたび埼玉弁護士会で金融問題を担当されている久保田弁護士から、この請願に関する紹介議員になってほしいとのご相談をお受けいたしました。私は、新聞やテレビなどでクレジット契約のトラブルを原因とする事件が報道されるのを見聞きして問題視しておりましたので、この請願の紹介議員となることにしました。

それでは、この請願の趣旨説明を申し上げます。クレジット契約は、代金を後払いにして商品を購入できる安易さと、その手続の簡易さから、消費者に広く普及しています。しかしながら、これが悪質な販売方法と結びつくことによって多額の被害をもたらし、深刻な社会問題を引き起こしていることも事実であります。

皆さんの記憶にも新しいと思いますが、おとし富士見市で悪質なりフォーム業者が判断能力の低下した高齢者に対し次々と工事の契約を結ばせ、4,000万円を超える支払いを負わせた事件がありました。こうしたことはリフォーム工事にとどまらず、呉服や貴金属といった高額商品の購入に際しても行われており、いつ、だれもが被害に遭ってもおかしくないほど身近な問題として備えることが必要だと思います。

クレジット契約は消費者の保護を目的とする割賦販売法に基づいて行われるものですが、この法律は施

行から40年以上が経過したため、販売商品や販売方法が多様化した現在にそぐわない部分が出てきています。例えば購入者の支払い能力を超える多額の契約をさせられているのはクレジット会社の与信審査に甘さがあるからであり、商品の販売と代金の回収が販売会社とクレジット会社とで分離されているためであります。したがって、与信審査の基準に実効性のある規制を設けること、それからクレジット会社は加盟店が悪質販売を行うことのないよう調査をする義務を負い、販売契約が無効、取り消しまたは解消されたときには既に支払われた代金の返還義務を含む民事共同責任が規定されるべきであることなど、割賦販売法を抜本的に改正する必要があるのです。

経済産業省は、来春の国会での成立を目指し、委員会を設け、割賦販売法を改正する検討に入っています。その方向性が秋に決定されるようですので、さきに挙げた項目を改正に反映させるためには、この時期に政府や国会に働きかけることが必要になります。

皆様にはこの請願の趣旨をご理解いただき、採択いただけますようお願い申し上げて、紹介議員としての趣旨説明といたします。

○議長（大島瑠美子君） これより本請願について紹介議員の説明に対する質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本請願については常任委員会への付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、本請願については常任委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより請願第2号 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正に関する請願を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大島瑠美子君） 起立多数。

よって、請願第2号 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正に関する請願は採択することに決定いたしました。



◎経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（大島瑠美子君） 日程第11、経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、お手元にご配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。



◎日程の追加

○議長（大島瑠美子君） お諮りいたします。

ただいま野原武夫君から発議案第6号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第12として直ちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第6号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書を日程に追加して、追加日程第12として直ちに議題とすることに決定いたしました。



◎発議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君） 追加日程第12、発議案第6号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書を議題といたします。

事務局に議案の配付をいたさせます。

〔事務局議案配付〕

○議長（大島瑠美子君） 事務局長に議案の朗読をいたさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（大島瑠美子君） 発議案の内容等について野原武夫君の説明を求めます。

野原武夫君。

○5番（野原武夫君） ただいま事務局長より読んでいただきましたとおり、割賦販売法の抜本的改正が来春に迫っております。私たち、身の回りにいろいろとクレジットの問題が聞こえてまいりました。お互いに気をつけなければいけない中で、こういったことで抜本改正の中にいろいろと意見を取りまぜてもらいたいということで紹介議員の関口さんのほうから話がありましたとおり、私たちもこれに対する意見書ということで議長のほうへ提出させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより発議案第6号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第6号は原案のとおり可決されました。



◎閉会について

○議長（大島瑠美子君） お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。



◎町長あいさつ

○議長（大島瑠美子君） 閉会に当たり、町長より発言を求められておりますので、ここであいさつを許します。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 本議会閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

皆様には、大変お忙しい中ご出席をいただき、慎重なご審議の結果、原案のとおり議決をいただきまして、まことにありがとうございました。

これらの審議の過程で出てまいりましたご意見、ご提案につきましては、十分これを検討し、前向きに対応してまいりたいと存じます。

これから台風シーズンの時期であります。町民の生命、財産を守るため、最大限の体制をしき、素早い対応をとってまいりたいと考えます。

また、21日からは秋の全国交通安全運動が始まります。交通事故に遭わないよう、また起こさないよう十分注意をしていきたいと思っております。お互いに気をつけましょう。

さて、これから秋本番を迎え、地域での行事も多くなり、敬老会、消防団特別点検など、皆様のご協力をお願いすることも多くございますが、よろしくお願い申し上げます。

秋とはいいいましてもまだまだ暑い日もあるかと思っております。また、夏の疲れから体調を崩しやすい時期でもございますので、皆様にはくれぐれもご自愛いただきますようお願い申し上げ、またご活躍をご祈念申し上げます。9月定例会の閉会に当たりましてのごあいさつといたします。

それでは、2日間にわたりましてまことにありがとうございました。



◎閉会の宣告

○議長（大島瑠美子君） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、町政当面の諸議案を審議いたしましたが、議員各位のご精励により、付議されたすべての議事が終了し、閉会できますことに感謝を申し上げる次第です。

また、町長を初め執行部各位におかれましても、常に真摯な態度をもって審議に協力されましたご苦勞に対し、深く敬意を表します。

以上をもちまして平成19年第4回長瀬町議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦勞さまでございました。

閉会 午後5時22分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成19年11月30日

議 長 大 島 瑠 美 子

署 名 議 員 梅 村 務

署 名 議 員 染 野 光 谷

署 名 議 員 渡 辺 強